

令和 5 年

波佐見町議会定例会会議録

第1回 開会：令和 5年 3月 3日
閉会：令和 5年 3月23日

波佐見町議会

令和5年第1回（3月）波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	3月3日	金	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 委員会報告 町長の施政方針及び提案要旨の説明 議案審議（委員会付託、質疑・討論・採決）
第2日	3月4日	土	休会	
第3日	3月5日	日	休会	
第4日	3月6日	月	本会議	一般質問
第5日	3月7日	火	本会議	一般質問
第6日	3月8日	水	委員会	予算特別委員会（第一分科会）
第7日	3月9日	木	委員会	予算特別委員会（第二分科会）
第8日	3月10日	金	委員会	予算特別委員会（第一分科会）
第9日	3月11日	土	休会	
第10日	3月12日	日	休会	
第11日	3月13日	月	委員会	予算特別委員会（第二分科会）
第12日	3月14日	火	休会	議事整理
第13日	3月15日	水	休会	議事整理
第14日	3月16日	木	委員会	予算特別委員会（執行部出席なし）
第15日	3月17日	金	休会	議事整理
第16日	3月18日	土	休会	
第17日	3月19日	日	休会	
第18日	3月20日	月	委員会	予算特別委員会（全体会議）
第19日	3月21日	火	休会	
第20日	3月22日	水	休会	議事整理
第21日	3月23日	木	本会議	各委員長報告（質疑・討論・採決） 議案審議（質疑・討論・採決）

令和5年第1回(3月)波佐見町議会定例会会議録 目次

第1日目(3月3日)(金曜日)

○開 会.....	2
○諸報告 諸般の報告.....	2
○議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名.....	2
日程第2 会期の決定の件.....	2
日程第3 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙.....	2
日程第4 町長の施政方針及び提案要旨の説明.....	3
日程第5 4請願第1号(総務文教委員会委員長報告).....	14
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第6 議案第83号(総務文教委員会委員長報告).....	19
日程第7 議案第13号.....	21
日程第8 議案第14号.....	33
日程第9 議案第15号.....	34
日程第10 議案第16号.....	35
日程第11 議案第17号.....	36
日程第12 議案第18号.....	37
日程第13 議案第28号.....	38
日程第14 議案第29号.....	45
日程第15~21 議案第6~12号(予算特別委員会に付託).....	48
○散 会.....	73

第4日目(3月6日)(月曜日)

○開 会.....	75
○議事日程	
日程第1 町政に対する一般質問.....	75
前田 博司 議員.....	75
岡村 達馬 議員.....	88
田添 有喜 議員.....	100
尾上 和孝 議員.....	115
城後 光 議員.....	128
○散 会.....	144

第5日目（3月7日）（火曜日）

○開 会.....	146
○議事日程	
日程第1 町政に対する一般質問.....	146
福田 勝也 議員.....	146
濱本 秋人 議員.....	161
北村 清美 議員.....	172
脇坂 正孝 議員.....	188
澤田 昭則 議員.....	203
岡村 真由美 議員.....	219
○散 会.....	235

第21日目（3月23日）（木曜日）

○開 会.....	237
○議事日程	
日程第1 提案要旨の説明.....	237
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第2 発委第1号（議会運営委員会提出）.....	238
日程第3～9 議案第6～12号（予算特別委員会委員長報告）.....	241
日程第10 議案第19号.....	245
日程第11 議案第20号.....	249
日程第12 議案第21号.....	250
日程第13 議案第22号.....	251
日程第14 議案第23号.....	254
日程第15 議案第24号.....	258
日程第16 議案第25号.....	259
日程第17 議案第26号.....	260
日程第18 議案第30号.....	262
日程第19 議案第31号.....	265
日程第20～23 議案第32～35号.....	267
日程第24 議案第36号.....	273
追加日程第1 発委第2号（議会運営委員会提出）.....	284
日程第25 議案第27号.....	285
閉会中の継続調査	
日程第26 閉会中の継続調査申出について.....	286
（総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長）	
○閉 会.....	286

第1日目（3月3日）（金曜日）

諸報告

1 諸般の報告

- (1) 例月現金出納検査結果の報告（11、12、1月分）
- (2) 定期監査報告
- (3) 委員会報告

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 第4 町長の施政方針及び提案要旨の説明
- 第5 4請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願
(以上1件 総務文教委員会委員長報告)
- 第6 議案第83号 波佐見町基本構想について
(以上1件 総務文教委員会委員長報告)
- 第7 議案第13号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）
- 第8 議案第14号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第15号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第16号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第17号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第8号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第28号 波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について
- 第14 議案第29号 稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について
- 第15 議案第6号 令和5年度波佐見町一般会計予算
- 第16 議案第7号 令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第8号 令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第9号 令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第10号 令和5年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第20 議案第11号 令和5年度波佐見町下水道事業会計予算
- 第21 議案第12号 令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上7件 予算特別委員会付託)

第1日目（3月3日）（金曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画財政課長	辻川	尚徳	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮田	和子	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課課長補佐	太田	誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和5年第1回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

また今定例会までに受理しました請願及び陳情についてはございません。これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により2番濱本秋人議員、3番澤田昭則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月23日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日から3月23日までの21日間と決定しました。

日程第3 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（百武辰美君）

日程第3. 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

東彼地区保健福祉組合規程第5条の規定により、同組合の議会議員は各町の議長及び各町の議会において、議員のうちから選挙された者3人をもって充てるということになっております。現在1人欠員となっておりますので1人を選出する選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に北村清美議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました北村清美議員が東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました北村清美議員が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま東彼地区保健福祉組合議会議員に当選された北村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

日程第4 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第4. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。

本日ここに令和5年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る2月6日トルコ東南部で発生しました大地震では、隣国シリアを含め非常に多数の死傷者が発生するなど、東日本大震災を上回る甚大な被害が生じており、お亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

本町では町内の皆様の善意をお願いする募金箱を役場などの公共施設に設置しており、これとは別に支援策としてふるさと納税を活用した義援金に取り組んだところ、僅か2週間で全国の皆様から約240件、300万円もの寄附が寄せられたところであります。これらに感謝しつつ一刻も早い復興を祈るばかりであります。

さて早いもので、令和5年も3月に入り令和4年度もいよいよ事務事業の仕上げの月となりました。3月14日は中学校の卒業式、3月17日は町内各小学校の卒業式が予定されており、卒業する児童生徒が次のステップに向け羽ばたき、新たな出会いの4月に向けて準備を進める時期でもあります。

また昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻を発端とする世界情勢の悪化に伴い、物価高、燃料費、電気代の高騰は、私たちの生活を直撃し、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、依然として経済的な不安定さは終息する気配を見せておりません。国においては新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に加え、これら物価高燃料費等高騰対策が追加され、本町においても国にする呼応する施策や、町独自の支援策を実施してきたところであります。

4年目に入った新型コロナウイルス感染症については、感染症法による位置づけが、現在の2類から季節型インフルエンザと同じ5類へと引下げられ、その時期を5月8日と公表されており、自発的な経済再生の流れが加速するものと期待されます。

一方で町内の状況に目を向けますと、マクロ経済の停滞を受け、主要産業の窯業や農業、観光業など厳しい状況にあります。さきに行われました東京ドーム、テーブルウェア・フェスティバルでは、新型コロナ感染症の影響が若干残る状況でありましたが、波佐見焼ブースが堅実にぎわいを見せ、令和5年度に向けての手応えを感じたところであり、この流れを農業や観光、町全体に広げていきたいと思ったところです。

それでは開会に当たり、町政運営についての所信を述べ、令和5年度当初予算の概要を御説明いたします。

私は昨年9月の町長選挙において、元気な波佐見町の勢いを止めないことを目標に、「継承、変革、進化」を掲げ、町民皆様の温かい御支援により、町長に就任することができました。やっと半年が経過したところであり、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、御支援と御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

掲げました公約の実現については、施策を具現化し実行すべく一步一步進めているところでありますが、本町を取り巻く環境は刻々と変化しており、一層のスピード感が求められています。

特に少子高齢化と人口減少社会の到来は、国家的な課題ではありますが、本町においても10年、20年先の一手を打つ必要があり、まちづくりの根幹となる人の支援をしっかりと行い、まちを今後支える子育て世代の方々に選ばれる波佐見町として、住んでよかったと思われる施策を取り組んでまいります。

現在10年ぶりとなる総合計画の策定を進めており、既に議会にもお示ししておりますので、基本計画に掲げた「創る つなげる 超えていく」を基本理念に、「暮らしと絆を大切にすまち」を新たなまちづくりの将来像に据えており、これに基づき取り組もうとする主要な施策の概要を御説明します。

1. 居心地のよい安心を生むまちづくり

(1) 防災防犯について

近年の自然災害は大規模化、局地化が顕著になっており、迅速な情報伝達体制を維持するため、老朽化している町の防災行政無線を全面更新するとともに、大規模災害発生時における業務継続や自衛隊等の受入れを円滑に行うため、災害時受援等計画を策定します。

地域防災の要となる消防団の強化については、消防水利の整備をはじめ処遇改善について引き続き検討を行い、団員の確保を図るとともに、消防団と連携する自主防災組織の育成を進め、町

民の危機管理意識の醸成に努めます。

一方で近年大きな課題となっている空き家問題について、波佐見町空き家解体補助金制度を創設し所有者に解体を促します。

防犯については、警察を初めとする関係機関との連携を引き続き行い、児童生徒の見守りを初めとする地域防災組織の意識醸成に努めます。

また消費者行政として特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から、消費者の安全と安心を確保するために、消費者相談による相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化し、積極的に取り組んでまいります。

(2) 道路交通について

生活基盤である道路網の整備は、住民が快適に生活していく上で必要不可欠なものです。現在町内には県道6路線、町道320路線が存在し、住民の皆様が安心して利用できるよう、舗装や改良維持管理に努めているところです。

県道の整備については、長崎県が実施主体であることから、町内の状況を踏まえ要望を行うなど県との連携を図り事業の進捗を図ってまいります。町道の整備については、現在実施しております継続路線のほか、地元からの要望を確認しながら、計画的に整備を進めてまいります。

老朽化する橋梁の整備は、従来の事後保全型から予防保全型の修繕を意識し、長寿命化を図ってまいります。

地域公共交通として始めた予約制乗り合い交通は、町民ニーズの把握や利便性を向上させるため、見直し可能なものは逐次、見直しながら運行しており、利用者も増加傾向にあり好評なことから、継続して運行してまいります。

また路線バスとタクシーとの3層による交通システムの連携確立を図ります。交通安全対策については、自治会等の要望を踏まえ計画的な施設整備を進めるとともに、これまでの整備を活用しながら幅広い世代の交通安全の確立を図ります。

(3) 土地利用について

西ノ原土地地区画整理事業は、本町の財政事情等を鑑みながら事業を進めてきたところです。長期にわたる計画となっていることから、事業の早期完了を見据え、見直しも含めた事業の進め方や、生活環境、防災に対する課題解決に向け、慎重に事業を進めてまいりたいと考えております。これからも地区の皆様との協力を得ながら、協議、調整を図り進めてまいります。

都市公園については各公園の特性を生かし、町民の憩いの場としての活用と、観光資源としての活用を並行して進めるため、計画的な施設の維持管理及び更新を行ってまいります。

(4) 住環境について

公営住宅については中長期的な視点から考える必要があり、財政状況を踏まえ波佐見町公営住宅長寿命化計画に沿って、適切な維持管理に努めてまいります。良好な景観の形成については、地域の特徴を生かした歴史と風土に根差した暮らしの景観を、守ることを重視し、文化庁が選定する重要文化的景観への取り組みとして中尾、鬼木地区を対象とした重点景観計画区域の設定に向け進めてまいります。

上水道事業は、次世代につなぐ波佐見の水道を基本理念に、安全・強靱・持続の観点から、安心しておいしく飲める水いつでもどこでも安定した水道水。健全な経営を維持する水道水の向上に努めます。

下水道事業は、各地の生活環境改善及び公共用水域の水質保全を目的に、計画区域内の整備を進めながら、早期接続を促し普及に努めるとともに、施設の適切な維持管理を図り、4月1日からは公営企業法の適用による事業会計として健全経営を目指します。

(5) 自然環境について

本町の恵まれた自然環境を将来にわたって継承するため、町民一人一人の自然保護意識の高揚を図りながら、自然と調和した快適な生活環境の保全に努める必要があります。

これまでも郷自治会や集団資源回収団体、河川愛護団体などの活動により地域環境の維持向上が図られており、今後につきましても地域の環境美化活動への支援を図ります。

また公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のために、下水道事業実施区域外を対象に、合併浄化槽設置に対して国が示す基準以上に町独自で額のかさ上げや対象内容の拡大をしており、さらなる合併浄化槽の普及に努めます。

(6) 移住定住について

若年層の転出超過や少子高齢化による人口減少、地域や産業の活力低下に歯止めをかけるため、引き続きU I J ターンの促進や転入転居者に対する定住支援施策の充実を図るなど、選ばれる魅力あるまちづくりを目指してまいります。

また波佐見高校支援についても窯業界の人材確保や、将来の関係人口、移住定住の拡大のため引き続き実施してまいります。

2. 産業交流を軸とした人が輝くまちづくり

(1) 商工業について

窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携してきた結果、波佐見焼の知名度は向上してきましたが、依然として全国での認知度は低いことから、これを伸び代や可能性と捉え、さらなるPRの必要性を強く感じているところであります。コロナの影響により流通にも大きな変化が生じ、柔軟な対応が迫られるなど、時代の流れに乗った経営が重要となっています。

昨年3年ぶりに通常開催し、にぎわいを見せた波佐見陶器まつりをはじめ、同じく通常開催となった今年の東京ドーム、テーブルウェア・フェスティバルも、来場者数ではコロナ前の70%程度まで回復しており、特に波佐見焼のにぎわいは他産地を圧倒しており、ひと際光っております。

また町内各地では秋に開催するあちこち陶器まつりも定着しつつあり、徐々にではありますが、観光客も戻りつつあります。

コロナの終えんがつかめない状況でも、情報収集に業界と一体となって積極的に取り組み、インターネットを活用した販路拡大方法の研究や人材確保対策、廃石膏リサイクル関連の地域内循環の取り組みなどSDGsを意識した波佐見焼振興とブランド化に努めます。

また有益な情報をいかにキャッチし、それを産地で活かしていくことが重要となることから、

窯業界を横断的にアドバイスできるような人材の登用支援も引き続き取り組み、新しい時代の窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

地域経済の活性化のためには地域を支える中小企業、小規模企業の振興が不可欠で、その対策の一層の推進を図る必要があり、コロナに対する資金対策や、事業継続支援金による経営支援など、国や県と連携し実施してきました。

今後もコロナに対する各種経済支援はもちろん中小企業小規模企業振興基本計画に沿って、現状把握に努め、商工会をはじめ関係団体とも連携し、引き続き商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与してまいります。

企業誘致に関しては雇用の確保と拡大を図るために引き続き実施し、特に空き工場や空きスペースの情報を発信し、誘致につながるようマッチングに努めます。

(2) 農林業について

農業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う、農業者の高齢化や担い手不足。世界情勢や円安の影響による生産資材の高騰など、農業生産活動を維持していく上でも大変厳しい状況となっています。

このことから本町では中山間地域等直接支払い交付金事業や、多面的機能支払い交付金事業、鳥獣被害防止対策事業など国・県の支援を活用した農地の維持、保全の推進を行います。

新規就農者への総合的支援や、認定農業者や集落営農法人等の育成を行い担い手確保について関係機関と連携し対応するとともに、水田フル活用による水田農業の所得向上や施設園芸の振興に取り組みます。

さらに長崎牛の評価も高いことから、畜産農家の経営安定や県央牛ブランド確立についても、しっかりと支援を実施してまいります。

また林業については、林業環境譲与税を財源とした森林経営管理事業により、管理がされていない人工林の保育間伐を畝俵し、整備を行うことにしており、さらに県産材を使用した木製品を1歳児に配布する木育活動についても取り組んでまいります。

(3) 観光について

本町の観光振興については、令和3年度に策定した波佐見町第2期観光振興計画をもとに事業推進を図ります。

本町を訪れる観光客数は一旦コロナで減少しましたが、5年後の目標を125万人と定め、窯業、農業を中心とするなりわいや、人物、生活、文化などあらゆる素材を資源と捉えて、人と人とが交わることを主眼に事業を推進します。

ポストコロナに向けて感染対策を十分に講じた体験型観光事業や、デジタル田園都市国家構想交付金等を最大限活用した、各種事業を実施し、整備が進んでいる民泊拠点施設やキャンプ場なども本格開業し、新たな観光客の発掘を目指します。

法人化しDMO候補法人となった一般社団法人波佐見町観光協会と連携した事業では、収益性や消費額のアップなどを図るため、アウトドアやSDGsを意識した事業を取り入れ、量から質を重視した多角的な施策に努め、観光面での地域ブランド確立を目指します。

また昨年9月23日に開業した西九州新幹線については、順調な滑り出しで推移をしていることから、これを活用したツアーの造成など、その効果を十分に受けられるような誘客促進を図ります。

3. ぬくもりがある福祉のまちづくり

(1) 地域福祉について

誰もが住みなれた地域で安全安心に暮らすため、社会福祉協議会及び民生委員児童委員や、関係機関との連携をもとに、適切な相談指導体制の強化を図り、身近な地域における見守りや、助け合いなどの相互扶助意識の高揚に努めます。

(2) 高齢者福祉について

本町における65歳以上の人口割合、いわゆる高齢化率は年々上昇し、現在32.8%と全体の3分の1を占めています。今後人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題が見込まれていますが中・長期的視野に立ち、介護予防事業の充実や地域全体で支え合う体制整備支援を実施し、住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的、一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化、構築を図ってまいります。

このため波佐見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、各種団体と協力しながら、元気高齢者の活躍の場の創出、ひとり暮らしや認知症高齢者等の見守り体制整備。在宅介護者に対する支援。高齢者の移動支援などの課題に取り組んでまいります。

その課題の達成に向け新規事業や拡充事業として、高齢者タクシー利用券助成事業や家族介護用品購入費支給事業の拡大などを計画しています。

また近年、複合的な課題を抱える高齢者が増加しており、地域包括支援センターを中心とした丁寧な相談体制を今後も継続し、高齢者がいつまでも住みなれた地域で、健康で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町内連携を図りながら支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域社会の醸成を図り、地域共生社会の実現を目指してまいります。

(3) 障がい者福祉について

障がい者、障がい児が地域社会の中で自立して共生できる社会の実現のため、今後も東彼地区障がい者支援センターエールや関係機関等との連携による相談体制を充実させ、適切なサービスを受けられるよう支援してまいります。

また令和6年度をスタートとする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定し、地域社会と一体となって、安心して生活できるよう障がい者、障がい児やその家族に対する支援の充実を図っていきます。

(4) 出産、子育てについて

出産、子育てに係る支援策については国の制度拡充などもあることから、積極的に取り組んでまいります。特に町内では共働きの子育て家庭が多いことから、保護者の負担軽減となる施策を推進することが育てやすさ、住みやすさにつながるものと思っております。

このことから福祉医療費の現物給付化や、保育士の確保対策を行ってまいります。また迅速かつ確実な情報提供や利便性向上のために、デジタル化に即した子育て応援アプリを導入し4月か

ら運用を開始する予定です。

さらに少子化や核家族化による子育ての孤立も問題となっており、子育て不安を解消していく必要があります。妊娠期から子育て期の相談機能を充実させ、児童福祉と母子保健の一体的な支援につながるように旧庁舎を改修して、こども家庭センターの開設準備を進めてまいります。

(5) 保健医療について

これまではワクチン接種などコロナ対応を優先してまいりましたが、今後インフルエンザと同等の分類が見込まれることから、事業の人数制限などを緩和していくことも可能になります。日常的な感染防止をしながらも訪問活動や積極的勧奨を取り入れ、各種事業の受診率の回復を図っていきたく思います。

なおコロナ禍で中断しておりました、波佐見健康マイレージ事業につきましては、新たに長崎県が開発したながさき健康づくりアプリとコラボして実施できるように調整中です。

心身ともに健康であることを喜び、分かち合えるようなまちづくりを推進してまいります。公約である小児科誘致については現在医師会とも協議を進めており、また一朝一夕に成果を出せるものではないことから、その実現に向けては精力的に取り組んでまいります。

(6) 社会保障について

国民健康保険事業や後期高齢者医療制度については、被保険者の皆様の保険料収入を財源としていることから、公平公正な運営に努めてまいります。増大する医療費に対しては疾病予防、あるいは重症化予防が重要ですが、まずは年に1回の健診を受け、自分自身で健康の変化に気づいていただくことが第1です。

医療機関とも連携を図り、健康診断の受診率の向上に努めてまいります。

4. 生きる力と郷土愛を育むまちづくり

(1) 学校教育について

まずは子供たちの確かな学力向上を目指してまいります。各学校の現状や成果、さらには課題を分析し、学校現場と協議を重ねながら、子供たちの着実な学力向上につなげていきます。

また波佐見町全体の底上げを図るため、波佐見町学力向上推進委員会を中心に協議を重ね、標準学力調査等の年2回実施や、中学校における英検3級取得なども取り組みます。国が進めているGIGAスクール構想については、現在タブレット、電子黒板、電子機材（eライブラリー）の導入によりハード面では完了しています。次はこのICT教育環境をいかに学力向上につなげていくか。また家庭学習での有効活用をどう図るかなどが課題であり、毎月開催しているICT活用推進委員会で検討を重ねながら、子供たちの学力向上につなげてまいります。

特別な配慮や支援を必要とした不登校、不適応行動を示すなどの子供に対して一人一人に寄り添った教育を地域の力を生かしつつ進めてまいります。またこれまでどおり就学援助の周知を図り、経済的支援を行うとともに保護者の経済的負担軽減のために、今年1月から施行している学校給食費の第2子以降の無償化については、新年度から本格的に取り組んでまいります。

学校施設の適切な管理については東小学校体育館の改修工事をはじめ、長寿命化計画に基づき各種補修工事を計画的に行いながら、教育環境の維持に努めます。

波佐見町の将来を担う子供たちには、ふるさと教育の充実を図り町の発展・振興に自主的に参加する人材を育む教育を行ってまいります。

(2) 生涯学習について

生涯学習は自分自身や生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためにも社会のためにも大切なものであります。子供からお年寄りまで、一生涯学習続ける環境づくりが大切であることから、各世代にあった学びを深める取り組みを推進してまいります。

特に大人世代の方々には生涯現役で充実した人生、豊かな人生を送ってもらうための各種講座やいきいき大学などの充実を図ってまいります。

(3) 歴史・文化・スポーツについて

歴史・文化については、先人たちが築きあげてきた波佐見町の歴史を学び、現代の波佐見町へ何が必要とされているか、何をつくり上げていかなければならないのかを考えることを大切にしたいと思っております。

また波佐見町が誇る窯業、農業、景観、各地区に受け継がれている人形浄瑠璃や浮立などあらゆる分野における歴史文化の再確認を、歴史文化交流館を中心に住民や専門家の意見を交えながら、郷土の誇り、自慢を再確認してもらう取り組みを行ってまいります。特に郷土に埋もれている文化財の発見に努めてまいります。

一方波佐見町は子供から大人まで盛んにスポーツが行われています。スポーツの町波佐見町としての取り組みも継続して推進してまいります。

特に子供たちの健全育成のためにも、中学校部活動の地域移行問題については現場の状況や他市町の動向等を踏まえながら、波佐見町に合った取り組みを進めてまいります。

(4) 青少年健全育成について

子供たちの健全育成については「あいさつ運動」の推進をはじめとする地域ぐるみで見守る。そして育てることで、健やかで健全な育成につなげてまいります。

またPTAと連携した活動を行い、家庭教育講演会などで子供と一緒に親世代も学ぶ機会を設けてまいります。

現在社会的問題となっているスマートフォン等の使用ルールについては、家庭との連携が欠かせないと思っておりますので、学校と家庭が一体となってよりよい家庭環境づくりに努めてまいります。

(5) 人権・男女共同参画について

多様性を互いに認め合う社会の実現が求められる中、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報活動や命の大切さや思いやりの心を育む教育活動を行ってまいります。

また現在、令和5年度からの「第3次波佐見町男女共同参画計画」の策定を進めており、引き続き男女がともに活躍できる社会の実現を目指してまいります。

(6) 国内外交流について

グローバルな時代において、子供たちにも外国の文化や考え方に触れる機会をつくり、世界を

意識するような教育は一層必要となります。授業ではもとより各種講演会などを通じて、これらの学びを深めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、往来や対面での交流が難しい状況が続いておりましたが、今後の感染状況を見ながら国内外の自治体との交流活動の活性化を図ってまいります。

5. 協働による地域のつながりを生かすまちづくり

(1) 住民参画・コミュニティについて

本町の行政の活性化の源泉は、毎月の「自治会長定例会」をはじめとする関係団体との情報共有が大きいことは言うまでもありません。

今後も、自治会等の自主性と伝統を尊重しながら、地域の皆様に寄り添い耳を傾け、可能な限り地域の課題解決や地域活性化を支援してまいります。

またコミュニティ活動や地域づくり活動に支援を行うとともに、リーダーの育成を行い住民意識の高揚を図ります。

(2) 情報基盤について

国は2025年度までに地方自治体の情報化システムの標準化・共通化を行う方針を掲げていることから、本町においても基幹系のシステム移行を進め、マイナンバーカードを中心とした電子申請の拡大や各種証明のコンビニエンスストアでの交付ができるように導入を行います。

一方で人口減少社会、少子高齢化など、多様化複雑化する行政需要に対応するためには、自治体トランスフォーメーション、自治体DXは避けては通れません。

その成功いかんが10年、20年先の自治体運営にも関わる事項とされていますので、外部人材の登用などを行い、波佐見町のDXを進め業務効率化と最終的な町民皆様の利便性向上を目指します。

(3) 行財政について

行財政改革は永遠の課題であり、本町を取り巻く環境は時々刻々と変化しており、行政に期待される課題解決は多種多様化していますので、町民皆様が安心して暮らせるよう、組織の活性化並びに職員の資質向上を図ります。

またこれからの時代を見据え、財政の健全化を基盤とした効率的かつ効果的な行財政運営が今後ますます重要になってきます。

そのためには最少の経費で最大の効果を上げることを基本に、「公金も自分のお金と思って使う」意識を常に持って予算の執行には努めます。

また、近年多額の寄附をいただいている「ふるさと納税」など自主財源の確保を引き続き図るとともに、歳出については事業の選択と集中を図ることにより、計画的で安定的な行財政運営に努めてまいります。

なお新庁舎建設については、本年9月頃の完成を見込んでおり、その後、備品什器の設置やネットワーク等の整備、移転作業を行い、令和6年1月4日から新庁舎での業務開始を行いたいと考えています。

新庁舎への移転完了後は、直ちに現庁舎の取り壊しにかかり現議場がある東側庁舎の改修や駐

車場整備などの外構工事に向けた準備を進める予定です。

以上が令和5年度の主要な施策の概要であります。次に今回上程しています議案について御説明します。

各会計当初予算について。

まず議案第6号から第12号までの令和5年度各会計の当初予算については、先ほど申し上げた主要施策に基づき、現下の社会情勢や国、県の動向とこれまでの推移を踏まえて編成しております。

一般会計の予算額は103億円ちょうどとしており、令和4年度と比較して8億1,000万円の減額となっています。

これは、令和3年発生災害復旧工事の随時完了に伴う災害復旧事業費の減少や小中学校トイレ改修工事等の完了に伴う普通建設事業費の減少、プレミアム商品券事業の完了などが主な減額要因となっています。なおふるさと納税額は令和4年度と同等の寄附額を見込んでおり、活用基金事業費も同じ水準で計上しております。

次に国民健康保険事業特別会計の予算額は、15億9,200万円で、前年度と比較して1,200万円の減額となっています。

後期高齢者医療特別会計の予算額は、2億400万円で前年度と比較して200万円の増額となっています。

介護保険事業特別会計の予算額は、13億6,500万円で前年度と比較して2,000万円の減額となっています。

上水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、4億5,541万円となっています。

下水道事業会計については、公営企業会計に移行することから、これまでの現金主義から発生主義とした会計制度に変更となり、収益的支出及び資本的支出の総額は、5億7,657万3,000円としたところです。

工業用水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、2,394万8,000円となっています。

次に各会計補正予算について御説明をいたします。

まず、議案第13号令和4年度一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出の総額から2億7,160万円を減額し、補正後の予算総額を114億1,800万円とするものです。

令和4年度の実績及び決算を見込み、歳入については、地方特例交付金、地方交付税、ふるさと応援寄附金、町債の増額を行っていますが、一方で国県支出金の決定等に伴う減額や基金繰入金の減額を行っています。

また歳出は、事業実績に伴う減額や入札結果による災害復旧工事費等の減額を行っているほか、年度内に執行を有する緊急な事業費について計上を行っています。

あわせて繰越明許費についても追加を行っております。

次に議案第14号から第18号までの令和4年度各会計補正予算であります。国民健康保険事業特別会計は2,500万円の増額。後期高齢者医療特別会計は700万円の減額。介護保険事業特別会計は1,144万円の減額。公共下水道事業特別会計は530万円の減額。上水道事業会計は193万1,000円

の増額とした補正をそれぞれ行っております。

次に、予算以外の議案についてご説明をいたします。

議案第19号「波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、昨今の地方議会及び本町の議会を取り巻く環境を考慮し、報酬の見直しについて、波佐見町特別職報酬審議会に報酬改定を諮問したところ、慎重に審議された結果、報酬額を改定する旨の答申が行われましたので、その答申に基づき議員報酬の改定を行うものであります。

議案第20号「参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、引用している地方自治法の改正に伴い、該当条項を改正するものです。

議案第21号「波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、国の通知及び指針等の改定を受けて、給与及び報酬の改定の適用日について定めるものです。

議案第22号「波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、入居中の児童に対する懲戒権規定の削除や「こども家庭庁」設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第23号「波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、家庭的保育事業における懲戒権の規定の削除や送迎バス等の安全対策の基準を追加するものです。

議案第24号「波佐見町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、放課後児童クラブにおける送迎バス等の安全対策の基準を追加するものです。

議案第25号「波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」は、「こども家庭庁」設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第26号「波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、出産一時金及び保険料上限額の見直しを行うため所要の改正を行うものです。

議案第27号「字界の変更について」は、駄野地区基盤整備事業の計画変更に伴い、川内郷・字駄野と畑中。田ノ頭郷字町の坪の3か所について、字界を変更するものです。

議案第28号「波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について」は、令和4年6月7日に議決を受け、鋭意工事を進めている新庁舎建設工事について、工事内容に変更が生じたため契約額を変更したく、議会の議決を求めるものです。

議案第29号「稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について」は、2月22日に実施した指名競争入札の結果、落札した「株式会社ウエノ 佐世保営業所」と、工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上が新年度に向けての施政方針及び提出した議案であり、詳細については、御審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。11時5分より再開をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 4請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を議題とします。付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

皆様おはようございます。インボイスについての総務文教委員会の審査について報告をいたします。

令和5年2月24日付

波佐見町議会議長百武辰美様

波佐見町議会総務文教委員会委員長 脇坂正孝

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

事件の番号でございます。

4請願第1号

付託の年月日 令和4年12月7日

件名「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出について、でございます。

審査の結果それから摘要ですが、賛成少数で不採択すべきものと決定をいたしました。

付託事件の審査報告書です。

4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、令和5年1月30日及び2月8日に審査を行いました。

2. 第1回審査会

審査の経過

①審査日時 令和5年1月30日（月） 午前10時から

②審査場所 役場 委員会室

③出席者 委員長 脇坂正孝 副委員長 田添有喜

委員 百武辰美 浜本秋人 岡村真由美 福田勝也でございます。

④説明者 東彼民主商工会事務局長 朽原明浩様 議員 横山聖代の2名です。

3. 請願の概要

東彼民主商工会（会長 川原 照男、事務局長 朽原 明浩）から、令和4年11月1日付で請願が提出されました。なお紹介議員として三石孝前議員、横山聖代議員でございます。

（1）請願の趣旨

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）と言われていています。の実施に向け、既にインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、営業が続けられず廃業が加速されてしまいます。

コロナ禍での時短・自粛営業を余儀なくされ、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体が「延期」「中止」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声をあげています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業者の存在は不可欠です。地場産業である「波佐見焼」においても、インボイス制度が実施された場合は、地域経済に大きな影響を受けてしまいます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出していただくことをお願いいたします。

（2）請願事項

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出してください。

以上、お願いいたします。

4. 審査の概要でございます。

令和5年1月30日に審議を行った。主な審議事項は下記のとおりである。また、公平公正を期す目的で、東彼商工会との意見交換会も令和5年2月8日に実施することといたしました。

主な質疑事項は記載のとおりでございますけれども、2、3述べますと、まず東彼民主商工会で把握されている課税業者はどの程度かということに対しまして、東彼民主商工会加入者218人のうち、75人が課税事業者であると。約3分の1が課税業者で残りの3分の2が免税事業者であるということでございます。

次にインボイス制度の導入の目的に「益税をなくす」とあるが、東彼民主商工会では、このことをどのように認識されているかという質問に対しまして、仕入れ経費には消費税を払っていますと。売るときには消費税はまともにもらっていません。実際、免税業者であるから益税になっている現状ではないということでございます。

次に東彼民主商工会加入者で、インボイス制度登録をはじめられている方はいますかという問いに、今はほとんどいませんと。インボイス制度の内容をきちんと理解した上で登録することになっていますという回答でございました。

続きまして5. 第2回の審査会です。

この日は東彼商工会との意見交換会も行っております。

①意見交換会の日時 令和5年2月8日(水)午後2時から行っております。

②意見交換会の場所 役場 議員控室

③出席者 委員長 脇坂正孝 副委員長 田添有喜
委員 百武辰美 濱本秋人 岡村真由美 福田勝也

④説明員 東彼商工会事務局長 浪花教義様 次長 中尾正浩様
主事 松山翔太郎様を招聘いたしております。

⑤内容

町内では全体で約700事業所あり、東彼商工会会員は480事業所である。480事業所の内6ないし7割が小規模事業所である。会員からのインボイス制度に対する「反対」「延期」の声はないということでございます。

今後、インボイス制度に対して適切な支援を行っていく。これまで会員を対象にセミナーを6回開催し、関心は高く日々相談を受けているということでございます。

6. 審査のまとめ

令和3年8月17日に付託を受け、本付託事件について10月21日に審査を行い、全会一致で不採択すべきものとされています。

今回再び東彼民主商工会より令和4年11月1日付で請願があり、令和5年1月30日及び2月8日に審査を行いました。

審査の中には、「佐佐見町は免税事業者の方が多く、この制度の導入により、課税事業者に何が何でもしてしまおうというような施策だと思う」という少数意見がありました。また、東彼民主商工会では、デメリットのほうが先行し、制度導入に対しては慎重で、学習会での制度理解や署名活動による「中止」「延期」の動きがあっています。

一方、東彼商工会との意見交換会では、制度導入に対する「反対」「延期」等の考えはなく、この制度を導入することで免税事業者が登録するか否かの判断に役立つセミナーの開催や日々の相談活動に努めておられることを確認することができました。

7. 審査の結果

採択の結果、4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願については、賛成少数で不採択すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長(百武辰美君)

これから総務文教委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

城後議員。

○8番(城後 光君)

第2回の審査会ですね、東彼商工会さんとの意見交換会の内容についてちょっと御質問なのですが、これまでインボイス制度についてですね説明会、学習会等を行われているというこ

となのですが、どれぐらいの事業者さんが参加されたとか、そのあたりは聞かれておりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

数までは把握しておりません。かなり多くの6回開催されていますので、ほとんどじゃないかと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願に対し、討論を行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定です。

請願の提出に賛成、もとい請願に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願につき、賛成の立場から討論いたします。

さて皆さんも御存じのとおり、今年10月から適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度がスタートします。また10月に間に合わせるためには、原則今月の3月31日までに登録申請手続きをしなければなりませんから、もうたった今始まろうとしている制度。しかも国の制度に対して、市町議会でインボイス制度に反対しようがどうにもならないだろうとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、町内の700以上の事業者のことを考え、町民を代表して何かしらの意思を示すべきではないかと私は考えております。

インボイス制度に対する問題は、令和3年12月議会の3請願第1号の賛成討論で申し上げましたので、割愛しますが、昨年私の仕事で事業復活支援金申請をした際に町内150近くの事業者さんと接し、そのうち8割ぐらいが町内の事業者さんで、その半数ぐらいの方が免税事業者さんでした。

そして、そのときにインボイスについても話をしましたら、今年10月から始まる制度なのにもかかわらず、なかなか知らないっていう方も多かったですし、知っていてもお上が決めたことだからとか、そんな感じの諦めモードというか、そういう方もいらっしゃいました。

つまりですね、インボイスが始まったら大変なことになるでしょう。

もちろんこの登録を受けるかどうかは任意です。取引の相手先が消費者、免税事業者、簡易課税業者である場合はこういった適格請求書を必要としない場合もあります。

また制度開始後6年間はですね、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入れ相当額の8割控除というのが3年間、5割控除というのが向こうまた3年間という経過措置が設けられ、つ

いこの間税制改正で決定しました売上げで預かった消費税の2割を納付するという、2割特例というものを3年間という期間限定でできました。

ということは免税事業者から課税事業者になった方は、制度開始から3年後現課税事業者は6年後からがこのインボイス制度の本格スタートであるわけです。

あとこの半年後から始まる制度でありますから、中止を求めるというのに対しては抵抗があったり、賛成できなくとも先ほど申し上げました免税事業者から課税事業者になる方は、制度開始から3年後、現課税事業者は6年後から本格スタートであるわけですので、実施延長を求めたりとか、また経過措置である8割控除だったり、2割特例のこういった期間限定の排除を求めるなど、何かしらの意思表示をすべきではないかという意味合いも含めて、私は議員皆様に町内事業者さんのことをいま一度よく考えてほしいと。このことを強く訴えて、4請願第1号について賛成の立場からの討論といたします。

○議長（百武辰美君）

次に反対者の討論はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出について反対の立場から討論を行います。

先ほどですね、横山議員が御指摘されましたとおり、消費税インボイス制度の実施については3月末までに登録をして10月から始まるという制度です。

現実的に今おっしゃったとおりもうすぐ始まる、日本国的に始まるものなので今の段階で、どうこうするのは遅いというのが、私のそもそものこの反対する立場のですけど。

ただおっしゃるとおり横山議員がおっしゃるとおり私も1人の免税事業者、昨年まで免税事業者だったのんですけども、今年の決算から1,000万以上超える売上げを考えたときにインボイスを考えないといけないなというときに、改めてこの制度について学んだのんですけども、やはりこれの制度を知れば知るほどですね、この事業を知った上でインボイス制度が非常に複雑で、日常の経理作業とか、あとは請求書をもらう事業者さんのこととかいろんなことを考えないといけない制度で非常に問題があるっていうのを改めて学習した上で、私自身感じた次第です。

当然ながらこの制度、消費税インボイス制度についてはいろんな御意見がありまして、ちょっと拙速じゃないかという御意見も、実際制度が具体的に分かるような人が増えれば増えるほど意見がはっきり出てきているのが現実と思っています。

その中で波佐見町内の事業者さんにおかれても、先ほど横山議員が御質問、御指摘されたとおり、まだまだこの消費税インボイス制度についてはよくわかられてない事業者さんが多いのではないかなというのを感じている次第です。

ですので、私としては消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の趣旨についてはですね、十分そうあるべきだなというのは感じるのんですけども、ただし、これはもう後に立って申し訳ないことかもしれないのんですけども、昨年以前に請願されたタイミングでもっと勉強してい

ればもう少し何か対応ができたかもしれないのですけども、今現実です。もう法律が差し迫って事業自体が始まるタイミングで中止を求めるとするのは、ちょっと現実的ではないというかたちで、苦渋の選択ながら意見書の提出については採択すべきではないという考えで、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願の採決を行います。4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立少数であります。したがって4請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第6 議案第83号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第83号波佐見町基本構想についてを議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

それでは続きまして、基本構想につきまして報告書により報告をいたします。

令和5年2月24日

波佐見町議会 議長 百武 辰美様

波佐見町議会総務文教委員会 委員長 脇坂正孝

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

記

事件の番号 議案第83号

付託年月日 令和4年12月15日

件名 波佐見町基本構想について

審査結果 全会一致で原案可決すべきものと決定をいたしております。

付託事件審査報告書。

議案第83号「波佐見町基本構想について」、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項 「波佐見町基本構想について」

2. 第1回審査会

(1) 審査の経過

①審査日時 令和5年2月1日(水) 午前10時から

②審査場所 役場 委員会室

③出席者 委員長 脇坂正孝 副委員長 田添有喜
委員 百武辰美 福田勝也 岡村真由美 濱本秋人

④説明員 企画財政課長 辻川尚徳 企画班課長補佐 中村謙一

(2) 審査の概要

①制定の背景

本町は、10年間のまちづくりの指針として、平成25年に「第5次波佐見町総合基本計画 前期基本計画【第9次】」、また平成30年には前期基本計画【第9次】の課題を踏まえ、「第5次波佐見町総合計画 後期【第10次】基本計画」を策定し、将来像「人と心がかよいあう陶磁と緑のまち 波佐見」を目指し、様々な施策を講じてまちづくりを進めてきた。

この間、SDGsといった世界共通の目標への社会の動きや、次代の経済発展と社会的な課題の解決を両立させるための科学技術的な取組であるSociety5.0といった動きも本格化し、さらに新型コロナウイルス感染症の蔓延や自然災害の多発など、社会情勢や自然環境が大きく変化してきた。

本町では、地球環境保全に関わる温室効果ガスの排出抑制の取組をはじめ、産業面では軸となる波佐見焼のブランド力向上に努め、日本だけでなく世界へ向けた産業を目指している。また、ICT関連ではGIGAスクール構想の一環として、一人一台のタブレット端末を配布するなどの教育環境の整備やDXの導入の検討も積極的に進めているところである。

一方で、新型コロナウイルスの感染症の蔓延に伴い、地場産業の脆弱な部分が露呈し、さらに人口については「波佐見町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン第2期総合戦略」で推計した人口を下回るという状況となっており、社会の流れに強いまちづくりが求められている。そこで、次なる10年間を見据え、町全体が一つとなり確かなステップを駆け上がることで、新たなステージへの一步を踏み出せるよう、本町の特色を最大限に生かすとともに、一人一人のニーズの多様化・高度化に対応できる町民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めるべく、第6次波佐見町総合計画を策定することとなった。

(3) 質疑等まとめといたしまして、第6次波佐見町総合計画基本構想(案)について、執行部から概要の説明がありました。

これに対し多くの質問などがあっておりますが、主な質疑等を述べますと、まず「創る つなげる 超えていく」はスローガンであって、将来像ではない。「暮らしと絆を大切にするに

ち」が将来像ではないのか、ということに對しまして、そのような意見もあった。ただ皆さんに分かりやすく伝えるとき、「創る つなげる 超えていく」をメインとし、その下に「暮らしと絆を大切するまち」を表記したということと、それから基本構想は平成23年に地方自治法の改正で、議会の議決から除外されたが、本町は平成24年条例で議決が必要としていると。平成28年の全国アンケート調査では、議決対象としているのが84%である。議会の議決を必要とする事項ではないと思うがどうかという問いですが、これに對しまして、自治法の改正で総合計画の作成は不要となったが、ある程度の目標が必要ということで作成している自治体がほとんどである。

また議会の議決については、町独自の判断となるが、議会が議決案件ではないとなれば、町のほうで策定していきたいということでございます。

それから基本構想の作成に要する予算額はいくらかということで、全体費用として令和3年度、4年度予算に計上し、外部委託で契約額は989万6,700円という回答がっております。

(4) としまして、採択ですがこの結果全員賛成ということです。

以上のことから採決の結果、議案第83号「波佐見町基本構想について」については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号「波佐見町基本構想について」を採決します。本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第83号波佐見町基本構想については、委員会報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第13号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第13号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ2億7,160万円を減額し、総額114億1,800万円とします。繰越明許費の追加及び廃止は、第2表によります。債務負担行為の追加は第3表によります。地方債の変更及び廃止は第4表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んでの補正を主として行い、あわせてその財源調整を行うものです。ふるさとづくり応援寄附金など増額しているものもありますが、令和3年8月豪雨に伴う災害復旧費のうち、令和5年度当初予算に過年災として計上し直す復旧工事費を大幅に減額していることから、全体では減額補正となっています。

6ページをお願いします。第2表繰越明許費ですが、追加として計上している14事業は、不測の理由により年度内の事業完了が困難となったため、次年度へ繰越明許費として措置するもので、合計10億751万7,000円としています。

また、さきの議会で繰越明許費の承認を受けたもののうち、1件が年度内での事業完成が見込まれることとなったため、廃止としております。

続いて7ページの第3表債務負担行為補正ですが、追加で1件計上しています。

8ページをお願いします。第4表地方債の補正ですが、変更については事業費の変更に伴い7つの事業について限度額の変更を行います。また対象事業が発生しなかったため、1件については廃止します。

続いて歳入に移ります。

額が大きいものを中心に説明しますので、御了承をお願いします。11ページをお願いします。

9款，1項，1目．地方特例交付金の個人住民税減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う地方公共団体の減収を補填するためのもので、配分実績により増額しております。

12ページをお願いします。10款，1項，1目．地方交付税は、国からの追加交付決定により、4,870万1,000円増額しています。

14ページをお願いします。12款，2項，1目．民生費負担金のうち、3節．児童福祉費負担金の保育料を実績見込みにより、411万8,000円減額しています。

15ページをお願いします。13款，1項，5目．土木使用料のうち、1節．住宅使用料を実績見込みにより207万8,000円減額しています。

16ページをお願いします。16ページから23ページまでの14款，国庫支出金及び15款，県支出金については、各事業費に所定の率や額で交付される金額を実績見込みにより増減しています。

主なものとして増額については、17ページ14款，2項，1目．総務費国庫補助金の戸籍住民基本台帳事業費については、補助率の変更に伴い増額をしております。減額については戻っていただいて、16ページの14款，1項，1目．民生費国庫負担金。連動して20ページの15款，1項，1目．民生費県負担金。戻りまして18ページの14款，2項，4目．土木国庫補助金における社会資本整備総合交付金関係の減などがありますが、最も大きなものは、22ページ15款，2項，8目．災害復旧費県補助金です。

25ページをお願いします。17款，1項，2目．ふるさとづくり応援寄附金については、1月末現在で18億円を超える御寄附をいただいております、年間では19億5,000万円程度の寄附を見込んでおり、今回1億5,000万増額しております。6目．企業版ふるさとづくり応援寄附金については、昨年度に引き続き東京西海株式会社様から御寄附いただきました。200万円を計上しています。

27ページをお願いします。18款，2項，基金繰入金ですが、1目．財政調整基金繰入金については、当初予算にて一般財源が不足する見込みとして、基金から繰入れを行うかたちで予算を組んでおりましたが、一般財源での歳入が確保できると判断しましたので、基金からの繰入れを減額するものです。2目．ふるさとづくり応援基金繰入金の減額は、充当事業の年間所要見込みに伴う減となっています。3目．庁舎建設基金繰入金は、財源調整を行ったことに伴い2億1,500万円減額しています。

29ページをお願いします。21款，町債ですが、8ページの第4表でも御説明しましたとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動し、それぞれ増減しています。以上が歳入の主なものとなります。

次に歳出について御説明します。はじめに企画財政課分を説明し、引き続き各担当課長から主な事業について説明があります。

32ページをお願いします。2款，1項，6目．企画費ですが、歳入で御説明しました企業版ふるさと納税で、寄附をいただきました東京西海株式会社様から波佐見高校支援に活用してほしいとの意向をいただいておりますので、今回そのうち歳出に100万円を追加しております。9目．財政調整基金費は、一般財源の余剰分を財政調整基金へ積み立てることとし、利息分と合わせて積立金として、4,154万8,000円を計上しております。

33ページをお願いします。15目．ふるさと納税管理費ですが、歳入でも寄附の増加を見込んでいることから、それに伴う各経費の増額補正を行います。その内訳は右の各節に計上しており、それらを歳入の寄附額から差し引いた最終的な積立金については8,430万3,000円を計上しており、年間の積立額の予算としては9億2,135万9,000円になります。

以上で企画財政課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の補正予算について御説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。2款，1項，5目．財産管理費17節．郵便料金計器購入費でございまして71万円を減額しております。7号補正で増額をし、いろいろ御指摘をいただきましたので、補修パック等の見直しを行い入札した結果で、減額するものでございます。あわせて年度内の納入ができるということですので、重複しますが6ページの繰越明許費の廃止を行っております。

次に、13目．電算管理費12節．委託料。システム改修費111万8,000円の減額でございしますが、システム改修等の見直しを行った結果ですね、減額するものでございます。

そして、14目．地域情報化管理費11節．役務費。手数料として213万7,000円を減額するもので

ございますが、これは年度更新のライセンス更新の手数料でございます。6号補正でイントラネットの構築については、債務負担行為で前倒しを行いましたので、年度内のライセンスの更新費用をなくしたということで、減額でございます。

その下、13節. 使用料及び賃借料でございますが、汎用電子申請システム利用料でございます、189万9,000円の減額としております。これは県下の共同調達に参加したことで、低価格で契約できたものによりましてその分を減額するものでございます。

大きく飛びまして59ページをお願いいたします。9款, 1項, 3目. 消防施設費14節. 消防施設改修工事に218万9,000円を増額しております。これは自治会等の要望を踏まえて施設等の改修を行っているところでございますが、申したとおり自治会の要望が多く寄せられたことに伴うものでございます。

その下、防火水槽設置工事170万5,000円を増額は、現在進めています井石郷の中ノ原の防火水槽設置工事において、軟弱地盤に対する追加工事が発生したことに伴うもので、あわせて工期が不足しますので、この防火水槽設置工事については6ページの繰越明許費の追加を行っているものでございます。

以上で総務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。40ページをお願いいたします。3款, 1項, 1目. 社会福祉総務費27節. 繰出金を859万5,000円増額しています。低所得者世帯に対する保険料軽減分は、国県町の公費で負担することで、国保財政の基盤安定を図ることとなり、今年度の軽減状況を見込み、繰出金を算出したもので不足分を増額するものです。

3款, 1項, 5目. 後期高齢者医療費27節. 繰出金を291万5,000円減額しています。こちらは低所得者に対する保険料軽減分として、必要額が予算を下回りましたので減額するものです。

42ページ、3款, 2項, 1目. 児童福祉総務費は総額で1,654万2,000円を減額しています。主な要因として18節. 負担金、補助及び交付金になりますが、いずれも支給実績に基づくものです。

認定こども園特別支援教育事業費は、障害のあるお子さんを預かる場合の補助ですが、当初見込みよりも利用が少なくなったためです。保育所等施設整備事業費補助金は、町内の保育所の外壁補修工事に係るもので、入札により事業費が減少したものです。

43ページ、1行目、障害児保育事業費補助金についても、障害のあるお子さんを預かる場合の補助ですが、当初見込みよりも利用が少なくなったためです。

保育充実人材配置支援事業費補助金は、園児に応じて、必要となる保育士の数に対して手厚く保育士を配置したときに補助をするものですが、年度途中から必要以上の保育士の確保が難しくなった園が多くなったため、実績が伸びず減額するものです。

3款, 2項, 2目. 児童措置費は総額で5,342万5,000円を減額しています。

当初予算では、前年度実績や伸びを見ながら予算立てを行いますが、今年度は特に待機児童も多く、想定より保育園で受け入れることができなかつたことから委託料、扶助費ともに減額をし

ています。また児童手当についても支給実績に応じ予算を減額しています。

44ページ4款、1項、2目。予防費629万1,000円を減額していますが、主にコロナワクチン接種の経費に係る補正になります。7節。報償費は集団接種に係るもので、謝礼と協力金を減額しています。今年度中に計32回の集団接種を実施し、約1万回の接種を実施しました。

4款、1項、3目。母子衛生費、4款、1項、4目。健康増進費は共に受診実績を見込み減額するものです。特にがん検診はコロナ控え、コロナの影響で受診控えから伸びが期待したほど伸びず、予算を確保していましたが、コロナ前の水準までには達していない状況です。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

長寿支援課所管分について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。3款、1項、2目。27節。繰出金介護保険事業特別会計繰出金は、現時点における実績見込みにより、332万1,000円を減額しております。

以上で長寿支援課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それでは、農林課所管の主な補正内容について説明いたします。

予算書の49ページをお願いいたします。6款、1項、3目。農業振興費18節。負担金、補助及び交付金3,041万円の減額でございますが、長崎農林業農山村構造改善加速化事業費補助金1,394万7,000円の減。それから鳥獣被害対策費補助金750万4,000円の減。それから農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金323万3,000円の減につきましては、入札結果による減額となっております。

それから農業資材等価格高騰支援事業費補助金459万8,000円の減は、春肥にかかる部分を、令和5年度で実施するということになりましたので減額するものでございます。

その他の説明部分につきましては本年度実施が見込まれないことによる減額となっております。

次の50ページをお願いいたします。7目。農村環境改善センター管理費14節。工事請負費の1,451万8,000円の減額でございますが、防水改修工事、それから空調機設備工事、以上2つの工事が入札計画による減額となったものでございます。

同じページの下になります。11目。担い手対策費18節。負担金、補助及び交付金695万1,000円の減額の主なものでございますが、強い農業担い手作り総合支援事業費補助金448万4,000円の減額は、農業機械の導入を別事業に組替えたことによる減額となっております。それから経営継承発展等支援事業費補助金、それから追加的信用供与事業費補助金は今年度実績が見込まれないということでの減になります。

それから新規就農者支援事業費補助金100万円の減額は、実績によるものとなっております。

以上で農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

内容説明の途中ですがしばらく休憩します。13時より再開します。

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に続き議案第13号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）の内容説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

それでは商工観光課関連の補正の説明をいたします。

52ページをお願いいたします。7款，1項，2目，12節，委託料ですけれども、プレミアム商品券事業委託料550万円の減。同じく18節，中小企業・小規模企業経営安定利子補給事業費補助金、500万の減ですけれども、いずれも実績見込みによる減となっております。以上で商工観光課関連を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは次に、建設課所管分の主なものについて説明いたします。

55ページをお願いいたします。8款，2項，2目，道路橋梁維持費12節，委託料及び14節，工事請負費の橋梁関係事業につきまして、補助の割当額に応じた事業の実績に伴いそれぞれ減額しております。

次に8款，3目，道路橋梁改良12節，測量設計業務委託料。これにつきましては入札及び実績に伴い、443万8,000円を減額しております。

14節，工事請負費につきましては補助の割当額に応じた事業の実績に伴い、これも115万9,000円を減額しております。

次に57ページをお願いいたします。4項，3目，土地区画整理事業費ですが、これも国の交付決定額によりまして、それぞれの節から全体で6,559万6,000円を減額しております。

次に58ページをお願いいたします。5項，1目，住宅管理費18節，協和団地水道管布設工事負担金ですが、水道課が工事を行った際、対象部分について応分の負担をしているものですから、その実績に伴い減額しております。3世代同居近居促進事業費補助金は今回申請がございましたので、減額しております。

ページが飛びまして66ページをお願いいたします。66ページの11款になります。災害復旧費1項，1目，農地農業用施設災害復旧費。これ企画財政課長の説明にもありましたけれども、14節，工事請負費については鬼木郷の地滑り工事などのですね、令和4年度予算で対象とした災害工事が、当初概算金額で7億程度というふうに見込まれておりました。しかしながら現段階における、実績見込みということで今回1億5,640万6,000円を減額しているところです。

2目. 林道施設災害復旧費14節. 工事請負費については、令和4年度において災害が発生しなかったため、減額をしております。

以上で建設課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課所管分について御説明いたします。ページを戻りまして45ページをお願いいたします。4款, 1項, 5目. 環境衛生費でございます。757万9,000円を減額するものですが、18節. 負担金、補助及び交付金の下から2番目、浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みにより742万円を減額するものです。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明いたします。

60ページをお願いいたします。10款, 1項, 2目. 12節. 委託料でございます。学校施設改修実施設計業務委託料600万を減額しておりますけれども、こちらにつきましては当初予定しておりました設計ではなくて緊急性のある設計のほうが飛び込んでまいりましてそちらのほうの設計をいたしております。その関係で600万ほど減額をいたしております。続きまして17節. 備品購入費2,661万1,000円を減額しておりますけれども、これは電子黒板の購入に伴いまして、入札減でございます。

同じく18節. 奨学金返還支援事業費補助金でございますけれども、こちらにつきましては今年度から新たに始まった事業でございます。波佐見町に就職、窯業界、窯業関係ですね。あと保育士、介護士に就職された方の奨学金の支援事業でございます。こちらにつきましては実績として3名の方の申請がっております。当初7名で予算を組んでおりましたので、実績に伴いまして100万5,000円減額をいたしております。

続きまして61ページを御覧ください。10款, 2項, 4目. 10節. でございますけれども需用費。こちらにつきましては電気代のかさが増加したためにですね、各学校とも光熱費を上げさせていただいております。

続きまして63ページを御覧いただきたいのですが、10款, 4項, 4目. 12節. 委託費でございます。芸術文化公演開催委託料349万6,000円を減額いたしております。こちらにつきましては11月に、公演予定だったわらび座の公演を予定しておりましたけれども、急遽前回波佐見町の前の諫早の公演で、演者の方が急病になられまして、それで急遽公演中止となりました。

年度内開催をまたお願いしていたのですが、わらび座がもう全てスケジュールが埋まっているということで、その部分の委託料の減額をいたしております。

14節. 工事請負費300万を新たに計上しておりますけれども、こちらにつきましては楽屋のエアコンがもう効かないということで、その部分の工事費を上げさせていただいております。

最後に65ページを御覧ください。10款, 6項, 1目. 14節. 工事請負費。エアーカーテン取替え工事を139万5,000円減額しておりますけれども、当初予算よりも実施設計額が落ちたためにです

ね、139万5,000円減額をしまして、その部分を修繕料のほうに112万1,000円組替えを行いまして、給食センターの諸施設の修繕を今行っているところでございます。

以上、令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

これより質疑を行います。質疑に当たっては会議規則第53条の規定のとおり、全て簡明に行い、議案外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

2点確認です。ページ数が31ページですね。2款、総務費1項、総務管理費5目、財産管理費12節、委託料の旧中尾保育所解体工事実施設計業務委託料なのですけども。もともと多分今年度中に解体がされるということで、あがっていたと思うのですけどなぜできなかったのか。

あわせてその下の、これ別個だと思えるのですけど、中央小学校の跡地焼却炉についても今年度完了実施ができない理由をお聞かせください。

あと、先ほどですね説明、次の32ページですね。次の6目、企画費なのですけども波佐見高校支援事業費補助金なのですけども、ふるさと納税を活用した事業ということでありましたけども、これ具体的に何をされるのか。以上お願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

まず1点目の旧中尾保育所の解体工事の実実施設計に関してですけども、解体については当初から令和5年度に実施するということでしたので、今年度は実施設計をするということで、そのこの部分の経費をちょっと今回増額させていただいたということでもあります。

次の中央小学校跡地の焼却炉の設計ですけども、こちらについてはですね環境調査を、アスベスト調査を今年度実施して、ちょっとそのこの手続に時間を要したものですから、今回実施設計は今年度実施せず、来年度改めて実施設計とその解体まで実施をさせていただき予定としております。あ、すいません。ダイオキシンですね。アスベストじゃなくてダイオキシンです。失礼しました。

そして次の32ページの波佐見高校支援ですけども、こちらに関しては企業版ふるさと納税で寄附をいただいた分を今回波佐見高校の寮を新たに、泉荘ですかねの跡地を活用して、泉荘を活用して寮を始められるということで、そのこの準備経費の部分に今回100万円増額をさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

63ページ。先ほど次長のほうから、63ページ10款、4項、4目、工事請負費が新たに上がって

いますけど、この工期はどのくらいからされましたか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この楽屋の改修工事については今からの発注になっております。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

ちょっとうがった見方をしてしまったのですが、例えば委託料の349万6,000円が、減額されましたよね。それとほぼ金額似ていたものですから、新たにこの空調をやろうかなというふうに思い立ったわけではないですね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

エアコンが学校の施設もそうなのですが、ちょうどいろいろ故障しておりまして、今回もこのエアコンの改修工事ということで計上させていただいております。

先週、先月ですね行われました映画「祈り」のですね黒谷友香さんも楽屋のほうに来られたのですが、そのときも空調が効かなくてもうストーブを用意していたということで対応させていただいております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ございません。先ほどの説明が間違っておりました。工事請負費については一旦節内流用を行って、発注を行っております。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。お分かりになりましたか。

ほかに質疑ありませんか。12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

15ページの13款、1項、5目、3節と4節がありますけども、3節が道路、河川等占用料ということになっております。それから4節が都市公園占用使用料ということになっておりますけども、この占用の具体的な例をお願いしたいと思います。あげてもらいたいと思います。

それからもう1件ですけども、43ページの3款、2項、2目、19節、扶助費ですが児童手当の1,742万5,000円の減。当初が2億5,806万5,000円だったと思いますけども、このあたりの当初の予算人員とそれから執行上の人員ですね。このあたりの減の原因となった人員をお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

15ページちょっとすいません、動きが悪くて申し訳ないです。15ページの占用料関係につきましては、基本的にそこを利用される際の、例えば有料とかそういったものを売る、例えばイベントなど行われたりそういった際に、その分を徴収したりするものでありますので、今回その分を計上しているというふうに認識しております。

ちょっと細かいところについては手持ちの資料ございませんので、基本的にそういったものを計上するという事で考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

43ページ3款，2項，2目．児童福祉措置費19節．扶助費の児童手当の減額につきましてですがけれども、こちらも詳細の数字は今つかんでおりませんが、当初予算で積算をする場合は現状の子供の数、あるいは誕生する予定のですね、これから生まれてくる子供の数。あるいは転入をされる子供さんの数とかですね。

そういうのを加味しながら積算をするところなのですが、そこが今年度においてはちょっと見込みが多過ぎたというところがございまして、減額しているものでございます。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

占用等については恐らく例えば電気ガスとか、そういったものを使用する場合のケース、そういうふうなものが含まれるとは思っているのですが、現在その占用されている中で、使用一般の町民の皆さんが使用されるにあたって困るようなことはあってないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

すみませんちょっと確認をさせていただきます。

○議長（百武辰美君）

はい、どうぞ。

○建設課長（本山征一郎君）

困るっていうのはどのようなかたちの困り方でしょうか。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

結局そこを使用されているがために利用が制限されると。そういった意味の困るということです。

○議長（百武辰美君）

分られましたか。もう少し具体的に、すみません。脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私も現場等を見ておりませんので、どこでどのようなことか、分かりますか、分かるといっても、大体全般的に言って一般的に言って、そこを使っているがために町民の皆さんが施設とかを使う場合に困っているケースがあるのではなかろうかという想像のもとです。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

分かりました。占用等に対しての重なりなどということでの困りというようなところで理解を

したいと思えますけれども、現状においてそのそういったかたちでの御意見等は我々ところに今のところございません。以上です。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいません。44ページになります。44ページの4款，1項，2目．この予防費の中の節が7節．報償費になります。ここで新型コロナ感染予防接種従事者に関する謝礼がマイナスとかございますけど今現在本町で、結局ここでマイナスになっているということは、ワクチン接種をしてらっしゃらないという話になると思います。

本町でまだ1回もワクチン接種をしてらっしゃらない方は何%ぐらいあたるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今現在ですね、ワクチンの接種対象になる年齢っていうのがだんだん引下げをされまして、生後6か月以上の方からですね今もう打てるようになっております。

そこで全体人口に対してですね、その乳幼児も含めると15%ぐらいの方は1回も接種をしていただけていない状況にあります。

つけ加えて言いますと12歳以上で把握しますと、93%の方はもう接種をしていらっしゃいますので、おおむね1回目は受けていただいているような状況になります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

すいません先ほどの脇坂議員の質問の件で、少し追加をさせていただきます。占用料の部分につきましてはですね、先ほど言いましたものも当然そうなのですが、ほかにも通常常時例えば電柱であったり、ケーブル、光ケーブルであったり、あと鉄塔だったり。そういったもの占用もございまして。あとは自動販売機とかも含めてですね、そういったものが占用されているものがありまして、今回は実績に伴うものとして計上しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

45ページをお願いいたします。4款，衛生費1項，5目．この中の節が17節．備品購入費で9万8,000円のマイナスが、何か購入費であっておりますけど、これ大体必要ということでまずこの備品購入費で多分上げたと思うのですが、今回要らないということでマイナスにて出ております。

なぜ買う必要があったのに今回マイナスなののでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

45ページ4款，1項，5目．環境衛生費17節．備品購入費でございますけども、これにつつま

しては12月の議会より補正で対応させていただきました。その後見積り合わせをした結果、この当初予算より契約金額が54万2,190円ということで予定しておりましたチェーンソー、刈り払い機、トリマー、ブロアを購入いたしております。執行残ということで今回9万8,000円の減ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいません今、執行残ということでおっしゃっていましたが、結局その入札金額が少なかった、安くついたので、この金額がマイナスということで執行残なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

すみません。間違えておりました入札減でございます。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

33ページ2款，1項，17目．12．委託料ですね。この地域づくり事業費がほぼ半分ぐらいに減っているのですけども、特に12の委託料が大きく減っておりますけども、そもそも何を委託する予定だったのででしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

33ページ2款，1項，17目．委託料ですね。この備考の欄に説明の欄に書いてありますように、地域おこし協力隊事業委託料ということで、今石膏の事業を行っておりますけども、石膏のリサイクルに関して強気に推進するような、地域おこし協力隊の採用を当初考えておりました。ただ非常に専門性を有する事業でございまして、なかなか適材が見つからなかったということで、今年度地域おこし協力隊の導入を断念したという経過で、今回減額をさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

49ページをお願いします。6款，1項，3目．18節．の負担金、補助金の中で、農業資材価格高騰対策ですか。先ほどですね5年度に回すというふうな説明があったかと思うのですけども、まずどうして4年度にできなくて、5年度に回す結果になったものかですね。そのところの再度の説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

49ページですね。6款，1項，3目．農業振興費18節．負担金、補助交付金の中の、農業資材価格高騰対策事業費の減額の分ですけども、まず当初計画しました春肥、秋肥の高騰分について、助成をするということにしておりましたが、昨年春肥については、前年度の価格で購入されておりましたので、価格騰の分が、分からないということになりました。

それはですね国のほうからもあっておりまして、春肥分についてはですね次の年になります。5年の6月までに購入した肥料等となっております、これが今JAさんのほうが地区回り等されておりますけども、これが4年度の価格で多分いくと思われることが3年度から4年度の差額がここで出てまいりますので、この差額に対して補助するものでございますから、4年度じゃなくて5年度に新たに予算を計上しなければならなかったということで、今回減額をさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号

○議長（百武辰美君）

日程第8、議案第14号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第14号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。歳入歳出予算からそれぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億200万円とするものです。

2ページをお願いします。歳入については、交付決定など実績を見込んだ補正ですが、4款、1項、県支出金を1,585万8,000円の増額、6款、2項、他会計繰入金859万5,000円の増額をしています。

歳出については3ページをお願いします。

主なものとしては、1款、2項、徴収費は総額で145万3,000円の減額ですが、年度途中で徴収員の退職がありましたので、不用額を減額するものです。2款、1項、療養諸費を1,721万円。

2項、高額療養費を370万円増額しておりますが、実績を見込んだ補正分となります。4款、1

項、保健事業費を総額で375万5,000円減額しています。特定健診の受診率向上対策費を計上していますが、2年連続受診や60%の受診率目標を達成する自治会が、当初予算を下回ったため不用額を減額し、4款、2項、特定健康診査等事業費は総額で245万2,000円減額していますが、主な要因としましては特定健康診査委託料の減額です。新型コロナウイルス感染症の流行以降、受診率が回復していない状況です。

8款、1項、予備費は、歳入歳出予算の調整で1,291万2,000円を計上しています。以上で、令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号

○議長（百武辰美君）

日程第9、議案第15号令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第15号令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出予算をそれぞれ700万円減額し、総額を1億9,500万円とするものです。

2ページをお願いします。歳入の主なものは収入の見込みにより、1款、1項、後期高齢者医療保険料を484万1,000円の減額。

4款、1項、一般会計繰入金291万5,000円の減額です。3ページをお願いします。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、収入の減額に応じて775万8,000円を減額。4款、1項、予備費は歳入歳出予算の調整で75万8,000円を計上しています。

以上で令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第16号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第16号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,144万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,520万円とするものでございます。今回の補正は3月までの決算を見込み、予算の調整を行ったものであります。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。4款、国庫支出金1項、国庫負担金1目。介護給付費負担金を268万6,000円増額しています。今回の補正予算においては、基本的に給付費の減により、歳入歳出とも減額しているところですが、国庫負担金においては、過去3年間の最大伸び率を掛けて負担金を決定し、次年度において実績に基づき精算返還となるため増額となっております。

7ページをお願いいたします。4款、国庫支出金2項、国庫補助金から5款、支払基金交付金6款、県支出金8款、繰入金につきましては歳出側2款、保険給付費及び3款、地域支援事業の実績見込みにより、それぞれ減額するものです。

14ページをお願いいたします。歳出になります。2款、保険給付費1項、1目。居宅介護サー

ビス給付費を1,000万円の減。3目、地域密着型介護サービス給付費を1,000万円の減。それぞれ実績見込みにより減額となっています。

15ページをお願いいたします。2款、保険給付費2項、1目、介護予防サービス給付費200万円を減額しております。

16ページをお願いいたします。3款、地域支援事業費1項、1目、総合事業費324万円を減額しております。こちらも実績見込みによる減額となっております。予備費は今回計上いたしました歳入から歳出を差し引いた余剰分を計上いたしております。

以上で令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号

○議長（百武辰美君）

日程第11、議案第17号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第17号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,510万円とするものです。今回の補正は実績見込みに伴うもので、歳入では下水道使用料や町債の減額、歳出は污水管渠布設工事などの工事請負費や、実施設計委託料などの減によるものが主なものです。補正の主なものにつきまして内容を説明いたします。

7ページをお願いします。歳入です。2款、1項、1目、下水道使用料は100万7,000円を減額するものです。実績見込みにより減額するものです。主な要因としましては排水量の減や、例年

と比較しまして下水道への接続がちょっと今年度鈍化したというかたちが要因だと思われま

す。次に10ページをお願いします。7款，1項，1目．下水道事業債は470万円を減額するもので

す。起債対象の事業の完了見込みに伴い減額するものです。11ページをお願いします。歳出です。1款，1項，2目．環境管理費は104万3,000円を減額するものです。それぞれ需用費、委託料、工事請負費につきましては、実績見込みによるものでござ

います。12ページをお願いします。2款，1項，1目．環境建設費は373万6,000円を減額するものです。12節．委託料、14節．工事請負費は実績見込みによるものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第18号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第18号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

収益的収入及び支出ですが、令和4年度波佐見町上水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入は174万1,000円を減額し、補正後の予定額を3億1,269万6,000円とするものです。支出は193万1,000円を追加し、補正後の予定額を2億7,739万円とするものです。

2ページをお願いします。議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正です。

予算第6条中に定めた職員給与費で5万3,000円を追加し、すいません。4,052万5,000円とするものです。

次に他会計からの補助金の補正です。予算第8条中で定めた、他会計からの補助金を120万3,000円に補正するものです。8ページをお願いします。収益的収入及び支出になります。収入の主な補正は1款, 1項, 1目。給水収益を220万円減額するものです。水道使用料で給水量の減少によるものです。

3目。その他の営業収益を44万4,000円増額するものです。加入金は新規件数の増加に伴い、156万2,000円追加するものです。雑収益は町営住宅団地内の給水管布設工事の負担金で、工事完了に伴い負担金が確定したもので減額するものです。

9ページをお願いします。支出になります。1款, 2項, 2目。消費税は、186万1,000円を追加します。事業実績見込みに伴い追加するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号

○議長（百武辰美君）

日程第13、議案第28号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について、を議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第28号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について説明させていただきます。

令和4年6月7日付けで請負契約を締結した「波佐見町新庁舎建設工事」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めま

す。

令和5年3月3日提出

波佐見町長 前川芳徳

提案理由

本件は、波佐見町新庁舎建設工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものであります。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎建設工事
2. 契約金額 変更前の契約金額 14億7,290万円

今回の増額 6,490万円

変更後の契約金額 15億3,780万円となります。

3. 契約の相手方 長崎県佐世保市干尽町6番16号
池田工業・田崎工務店特定建設工事共同企業体
代表取締役 池田 晃寿

次に説明資料を御覧ください。1ページから説明させていただきます。波佐見町新庁舎建設工事の変更内容です。

1. 概要

新庁舎の建設を進めていく中で、関係者と協議し、当初設計では見いだせなかった構造や設備について、追加や変更を行うものです。一部重複いたしますが御了承ください。

2. 請負金額の変更

- (1) 現契約額 14億7,290万円
- (2) 今回の増額6,490万円
- (3) 変更契約額15億3,780万円

変更箇所を説明させていただきます。

3. 変更箇所平面図。全体配置図となります。

①河川側法面等

②階段

③外壁タイル

④懸垂幕、掲揚台ポール

⑤出入口スロープとなります。

2ページを御覧ください。1階平面図です。

②階段

⑥出入口スロープ

⑦無電源自動ドア 2箇所

次に下段、2階平面図です。

②階段

④掲揚台ポール2階テラス部

⑦外部パラペット

3ページを御覧ください。3階平面図です。

②階段

⑦外部パラペット

⑧議場内部の足場支保工

⑨サーバー室、電算室、無線室の電源・空調などです。

次に下段、R階屋上になります。

⑦外部パラペット

追加変更箇所は以上となります。4ページを御覧ください。

4. 変更概要を1つずつ説明させていただきます。

①外構工事河川側法面工法等の変更です。

2,700万円の増額です。現設計が法面保護工、張りコンクリートになっております。それを変更設計としてL型擁壁に変更させていただき、脆弱な河川側法面の安定性を向上させるために、変更計上させていただきました。

②建築工事

北側階段の追加。1,000万円の増額です。

2階職員の利便性及び3階議場フロアの避難経路として追加計上させていただきました。

③建築工事

北側外部タイルの追加。150万円の増額です。

北側は全面コンクリート打ちっ放しとして設計していましたが、一部町道側をレンガ調タイルにさせていただき、景観性の向上を図るために追加計上させていただきました。

④建築工事懸垂幕2基・掲揚台ポール1本追加。500万円の増額。懸垂幕は外構工事、2次施工にて1基計画しておりましたが、今後3基は必要ではないことを協議し、追加計上させていただきました。

掲揚台ポールについては現在2本設計に入っていますが、1本追加計上させていただきました。

⑤建築工事

スロープ付玄関追加。150万円増額。

1階思いやり駐車場からの出入口を追加し、利用者の方の利便性を図るために、追加計上させていただきました。

⑥建築工事

自動ドアを無電源自動ドアへ変更させていただきます。600円万円の増額となります。

SDGsの取り組みの一環として、無電源自動ドアに変更することによりCO₂、二酸化炭素排出量ゼロなどの観点から、変更計上させていただきました。

⑦建築工事パラペット等の押し出し成形セメント盤を防水保護塗装に変更。460万円減額。

内容を精査する中で設計業者と製品の必要性など聞き取り調査を行い、近隣市町村の設置状況

などを確認した結果、押し出し成形セメント盤を防水保護塗装に変更計上させていただきました。

⑧建築工事

議場内部足場支保工の仕様の変更。（4メートル以下から4メートル以上へ）750万円増額。

当初設計にて違算があり、建物内空、高さですね。4メートル以下にしていたのを4メートル以上の区分の違算から仕様の変更を計上させていただきました。

⑨電気設備工事

サーバー室、電算室、無線室の電源・空調など変更。600万円増額。

各課の所管する専用端末業者、通信光ネットワーク、電話回線、県防災システム、町防災システム、戸籍端末、国民健康保険端末等々、協議の結果、電源の増設や、サーバー室、電源室予備空調の設置などにより変更計上させていただきました。

⑩改修新館（議会棟）電源引込、充電用電源等の追加。500万円増額です。

新庁舎敷地内については基本電源の地中化を計画しており、現庁舎や新庁舎キュービクル、変電設備を受電した電気を回収する新館議会棟への配線を新庁舎建設工事に追加し支出させていただきます。

またカーボンニュートラルの観点から、EV電気自動車導入のため充電用電源配線などを追加計上させていただきました。以上で説明を終わります。

それでは議案第28号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第28号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の締結について。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほどの説明資料の中の5ページなのですが、この中に自動ドアを無電源の自動ドアへ変更ということで600万ほどあがっております。

ちょっとどういったものなのか説明をお願いしたいと思います。どこか採用されている自治体とかあったらそこあたりも含めてお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは説明いたします。無電源自動ドアに関しましては、名前のとおり電気を使わない自動ドアで挟まれなどが無いとか、あと災害時に自動で、もう手動で開けられるような利点があります。

あと構造的には何というのですかね、自動ドアの前面に乗ったときに体重がかかったら下に滑車がついておまして、その滑車が移動することによって扉が開いて入ることができます。

それで一応利点というかそういう感じで。あと導入先といたしましては、長崎県内の市町村では島原市さんが入れています、あと全国的には、NEXCOさんとか入れています。あと国内特許はもちろんのこと、あと世界特許12か国の特許を取得されています。以上です。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

4ページですね、懸垂幕の位置についてちょっとお尋ねしたいのですけども。懸垂幕の位置が、今回の庁舎が高くなればなるほど道路のほうの懐が狭いのですね。幸いに玄関の横が階段室になっておりますので、そちらの方が来庁された方に多く見ていただけたらと思うのですね。

一般的に鹿山飛瀬線自体はそう歩行者が多い道路でもないですね。ほとんどの方が車で通過されるということで、この懸垂幕の位置は再考する必要があると思うのですけどもいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

議員が言われるように、確かに町道から庁舎までの奥行きがないということもありますし今、多少の奥行きがあつて見えやすいような状態でありますので、今どこがいいのかというのは、すぐにはちょっと浮かんでこないのですけど、ちょっとここを再考させていただきたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

説明資料の4ページですね。一番変更内容で大きい部分で外構工事の河川側の法面工法等の変更ということなのですけども、具体的になぜこういう形で工法が変更になったのかっていうのが1点と、また多くの町民の方、河川、川棚川が非常に水があふれたときにですね、庁舎に問題がないかというのは心配されていますけどその辺もあわせて教えてください。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えいたします。河川側の法面については、もう設計当初からちょっとやっぱり木が植わっていて、あとやっぱりちょっと地盤が、法面のほうは弱いついていうのは分かっていたので、こういうL型擁壁とかブロック積みとかに、設計したかったんですけど、環境団体の方がおられて木はあまり切らないようにということで、ちょっとお話があつたので、ちょっと取下げていたのですけど。そこの話合いを行いまして現況を見ていただいたところ、納得していただきましたので当初考えていたとおり、こういう形で設計変更をさせていただきたいと思います。

それで城後議員が言われたように、やはり災害の防災拠点でありますので、そういう観点からも当初設計で、河川側もブロック積みとかL型擁壁でやりたいとは考えていましたので、こういう今度L型擁壁に変更させていただいたら、安心安全の庁舎ができると思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

御説明の中で当初設計では見いだせなかったというようなことで、今回の追加工事の分が増額をされているのですが、ちょっと説明を聞きながら思ったのは、当初の設計で設置基準とか消防法の基準を満たしていたのかですね。

もう満たしていたのだけでも、実際この新庁舎を活用する職員または住民の方の安全性等を考慮して、さらに追加してこのスロープとかですね。北側の階段の設置に至ったのか、その辺について御説明いただければと思います。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えいたします。もちろん設計業者も入っておりますので、消防法などは何と云うのですかね。建築基準法、消防法、満たされた設計となっております。その中でやはりいろいろな意見が出てきます。

その中でスロープだったりした場合は、思いやり駐車場から身障者の方が近くから入れないとかそういう話が出まして、そこでやっぱり何て云うのですかね。長崎県福祉のまちづくり条例とか、基準を満たしながら今回設計変更を提案させていただきました。

それとあと北側の階段とかもですね、何と云うのですかね。消防法。避難経路的には2方向満たされておりまして、問題はないのですが、やはり何と云うのですかね。もう1個の理由としては、やはり2階の事業課の職員の利便性とかですね。そこら辺も考えまして、あと消防団員もおりますので、そこら辺が素早く現地に行けるような形でそういう形もいろいろ踏まえまして、2階までつくるなら3階まで飛ばさせていただいて、避難経路として今回計上させていただきました。以上です。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

先ほどですね、外構工事の河川の法面の工法の変更については理解できたのですが、また単純に多分普通一般の方はなんか思うかなと思ってちょっとお伺いなのですが、もうですねこの川棚川の水位がここまで来るってなると相当な被害なので、もう庁舎が云々ということはないと思うのは前提としてですが、仮にこの設計の図面を超えてL型の一番上まで、川の水が達した時って庁舎はどういう状況になるかっていうのは想定されているのですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えいたします。建設する中で調査を行う中で、庁舎自体の建設については3メートル下に岩盤がありますので、その上にしっかり庁舎自体が建っております。そのまた河川側も3メートル下まで岩盤がありますので、その上にL型擁壁をしっかり立てさせていただきますので、そこで水位がもし上がってきたとしても、庁舎には影響ないものと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先ほどの無電源自動ドアですけど、非常に便利なものと思っっているわけですが、経費も安く済みそうです。

ただ例えばですね、体重が小さい、少ない子供とか。それから車椅子でこういったので開くのかどうか。それから故障。まだ最近設置されたばかりかと思うのですが、故障に対してどのようなものか。その辺もお尋ねをいたします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えします。体重制限は一応25キロ以上で、荷重がかかるということになっているのですが、そこは扉に取っ手をつけますので、開けたり閉めたりはできるとのこと、子供さん1人の時はという考えもありますけど、そこはちょっと開ければ入れられるようにはなっております。

それで車椅子的には車椅子の方的には、挟まれ事故がないということで、もうちゃんとその部分に乗りましたらずーっと開いて、もう開きますので危なくないという利点がありますので、そこはもういいのかなと考えて採用させていただいております。

あと故障についてはですね、やはり故障はあると思うのですが、メーカーさんに聞けば故障はあんまりないというのですが、私はあると思います。

でも今の自動ドアも何年かに一遍はモーターを変えたりとかしていると思うのですよね。そこで維持管理費が幾らかとか今提示もあっていますが、そこら辺は何というのですかね。電気代とあと安全性とか。あと脱炭素そこら辺を考えて、導入させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

説明資料の一番最後、説明もあつたのですが充電用のEV車用の電源が追加されるということで、今庁内に多分ブリスヴィラさんのところぐらいしか充電設備ないと思うので、非常に観光客にとってもいい設備だと思うんですけど、具体的に何台分を想定されているのかということ、多分急速充電ができるやつと、時間がかかるやつという充電器あると思うのですが、そのあたり使用が今後まだ決まってないのかなのか分からないのですが、そのあたり分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えいたします。充電用の電源につきましては今のところ配線を持ってくるところまで考えております。それで正面玄関の思いやり駐車場のところに1か所と、公用車のほうはもうですね、公共のほうに先に電気自動車に変えていかないと、多分そういう動きになると思いますので、そのときにもう配線をしなくていいように、10台分の配線をしようと思っけて敷設しようと考えております。

それで今、町長と話しているところなのですが、もう正面玄関のところと裏側に1台ずつは急速充電ですかね。その機械を導入しないとイケないだろうなという話はしている状態で、あと

どういふやつを買うかは今後、考えさせていただければと思います。正面と裏に1台ずつ考えております以上です。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案第29号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第29号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について御説明します。

令和5年2月22日に指名競争入札に付した稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。

契約の目的は稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事。

契約の方法は指名競争入札による契約。

契約金額は9,055万6,290円です。

契約の相手方は佐世保市木原町143番地4

株式会社ウエノ 佐世保営業所 所長 倉津一美です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、本町の入札執行事務処理要綱に基づき、1

件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者が8社以上となっております。12社指名しまして入札を行った結果、株式会社ウエノ佐世保営業所が落札したものです。

なお工事の概要につきましては、担当の建設課から御説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは工事の概要について御説明いたします。参考資料4ページを御覧ください。

まず1の工事の場所ですが、工事の場所は住所地で表示しておりますので、波佐見町長野郷になります。その位置になりますが、5ページ6ページを御参照ください。5ページに町図に対する位置図、そして近接するといえますか宅図に印をしております。

次に工事の概要ですが、今回の工事は地滑りに係る対策工事になります。

7ページをお願いいたします。こちらの図で説明いたしますが、図面中央に茶色の線が2本ございます。このうち実線で示している範囲これが実際に動きがあった場所でございます。その外側の破線の部分。これは調査の結果、影響があるであろうと思われる範囲であります。工事の延長は全部で71.7メートルになります。

図面の下部の赤色部分。下のほうにあります赤色の部分ですね。こちらのほうにアンカー工と受圧板工を行います。これにより地滑りの動きを止めます。数量は66か所を予定しております。

次に8ページを御覧ください。図面左側にあります、赤の線2本。左上から右下に向かう線がアンカー工になります。このような形でアンカーを2段打つ形になります。

また7ページのほうをお願いいたします。

次に図面のほぼ中心にある赤い破線部分は、横ボーリング工になります。このうちの真ん中のほうになりますが、ナンバー4からナンバー6の3本が今回の水抜きボーリング箇所になります。この事業につきましては2か年度で行う予定でございまして、残りのボーリングの部分につきましては、次年度の予算で考えているところです。

水抜きボーリングを行うことで、地滑りの原因となる水の排水を行います。排水路につきましては、家と法面の間に設置を行いボーリングに出てきた水を受け、排水をするようにしております。切り取り防護柵につきましては、上からの崩落を防止するために、家の裏に設置を行う予定としております。80メートルを予定しております。

以上で議案第29号令和4年度、稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

2か年計画で実施ということなのですが、近くにはお示しのとおり民家等があるわけですが、引っ越しとかそういうのはなくて、もう現状のお住まいの状態の中での工事施工なのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

我々が考えておりますのは、現状お住まいのまま工事をしていただく形になっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

改めて御質問させていただきますけれども、この民家と民家の間のこの土地の所有者というのはどうなっているのですかね。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

所有者につきましては個人の名義になっております。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

個人の土地を崩壊というか、地滑りが懸念されるから町が補助金とかいろいろあると思うのですが、これだけの大きな予算を、これは今回でまたも同じぐらいかかるのでしょうか。

よく分からないのですけれども、もう膨大な額の金を投入して工事をなさって安全対策としてはいいのですけれども、今後また同じようなことが個人の土地に関して、発生した場合は同じような対策が取られるのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。確認をしたいと思います。これが前例になると思いますので。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この事業に関しましては2戸以上の受益者がいらっしゃるということと、あとこの事業が補助に採択されるかメニューを探しまして、今回この事業が見つかったので、これで対応するというようにしております。

ですので、この事業がそういったものに当たらなければ、当然厳しいものとなりますし、今回は令和3年8月の豪雨。これによってということで、いろいろメニューを探しまして、結果的にこの事業が見つかったということで、対象としたところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よく分かりました。そしたら単独でなった場合はちょっといかないけど、2戸以上とかそういう被害があるだろうと考えられるところが、2戸以上であれば条件によってはそういうこともあるということですね、今後もですね。そういう事業があればということですね。はい、ありがとうございました。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

一応そのような形だと我々も認識しております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第15～21 議案第6～12号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算から、日程第21. 議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

まず議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算から順次、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第6号、令和5年度波佐見町一般会計予算について御説明します。令和4年度波佐見町の一般会計予算は、次のとおり定めるところによります。まず、歳入歳出の予算総額は103億円となり、前年度当初の111億1,000万円と比較して、8億1,000万円、7.3%の減となっております。

歳入歳出予算の款項区分の金額については、第1表歳入歳出予算によります。債務負担行為については第2表によります。地方債については、第3表によります。一時借入金の借入れの最高額については5億円とします。歳出予算の流用については、同一款内で各項の間の流用ができるのは給与、職員手当等及び共済費とします。

次の2ページから6ページについては、18ページ以降の歳入歳出の事項別明細においてその内容を説明するため、省略します。

7ページをお願いします。第2表債務負担行為では、債務負担が令和6年度以降に及ぶものについて、16ページまでの10件計上しており、期間及び限度額はそれぞれ記載のとおりです。

17ページをお願いします。第3表地方債ではそれぞれの事業の財源として、新庁舎建設事業3億7,950万円から、公共施設災害復旧事業40万円までの12行の建設事業債。7億140万円と、普通交付税の振替措置として起債が可能となる臨時財政対策債。3,000万円を合わせ7億3,140万円の計上をしています。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

続いて歳入に移ります。事項別明細の歳出については、各担当課で説明しますのでページが前後する場合がありますが、御容赦お願いいたします。また事業費が大きいものや、新規事業を中心に説明しますのであわせて御了承をお願いします。

なお20ページから24ページまでの町税については、後ほど税務課長が説明します。

25ページをお願いします。2款，地方譲与税から35ページ9款，地方特例交付金まではそれぞれ令和4年度基準財政収入額を参考に、国が示した地方財政計画による推計伸び率などを考慮し計上しています。

36ページをお願いします。10款，1項，1目．の地方交付税は4,000万円増の21億円としています。地方交付税においては、子育て支援等の充実によって個別算定経費が増加傾向にあることや、臨時財政対策債の減少を勘案した結果、前年度と同額の20億円としております。特別交付税については、これまでの実績や、地域づくり事業等の交付税対象事業の増加を考慮して4,000万円増の1億円としています。

少し飛んで39ページをお願いします。12款，2項，負担金については、合計で117万9,000円増の4,465万3,000円としています。主な増減の要因としましては、保育所の受入れ体制の影響により、保育料を前年度比429万円減額したこと。稗木場地区急傾斜地崩壊対策事業の地元負担金として、新たに691万2,000円を計上していることなどによるものです。

43ページをお願いします。14款，2項，国庫補助金は、昨年度計上しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、保育所等施設整備事業費、学校施設環境改善交付金が皆減となったことにより、合計で2億9,516万2,000円減の1億9,191万2,000円としています。

49ページをお願いします。15款，2項，県補助金は、合計で6億165万5,000円減の3億3,431万6,000円としています。主な減額要因として、49ページの8目．災害復旧費県補助金が、5億9,230万円の減となったことによるものです。

50ページをお願いします。3項，委託金は1目総務費委託金において、令和5年度予定されている選挙が県議会議員選挙のみのため5節，選挙受託金が709万4,000円の減となったことなどにより、51ページの合計で655万1,000円の減、2,592万3,000円となっています。

少し飛んで57ページをお願いします。18款，2項，基金繰入金については、それぞれの事業に充当するため、基金の取崩し額を計上しています。歳出の現状での見積りでは、全体の財源不足が生じるため、1目．財政調整基金繰入金を8,400万円計上しています。

2目．ふるさとづくり応援基金繰入金については、これまでの積立額の状況を踏まえ、5,300万円増の7億6,300万円を取崩し各種事業へ充当することとしています。

4目．庁舎建設基金繰入金は本体建設工事などのために、8億2,700万円を計上しています。7目教育施設整備基金繰入金は、総合文化会館や各学校の改修工事などのために、8,000万円を計上しています。

また少し飛びまして62ページをお願いします。20款，4項，3目．雑入について566万7,000円の減額となっていますが、主な要因としましては令和4年度で宝くじ基金交付金のサマージャンボ分が終了したことなどによる減によるものです。

65ページをお願いします。21款，1項，町債については、各事業が起債対象となるかの見極めを行い、交付税措置があるものを優先し、事業費に対して示された充当率などにより計上することとしており、全体で1億8,670万円減の7億3,140万円としています。主な増減の理由としましては、3目．消防債の防災行政無線事業が増加する一方で、2目．土木債の緊急自然災害防止対策事業、4目．教育債の学校教育施設等整備事業の減などによるものです。

なお臨時財政対策債は、普通交付税の国の財源不足に応じた振替額として、5,000万円減の3,000万円を計上しています。以上が歳入の主なものとなります。

次に、歳出について御説明します。

最初に企画財政課分を説明し、引き続き各担当課長から新規事業や主な事業等について説明があります。なお委託料や工事請負費、備品購入費等、今後の入札や随意契約の関係から説明欄の金額を記載していない箇所がありますので、御了承ください。

69ページをお願いします。2款，1項，5目．財産管理費において73ページ。12節．中央小学校跡地焼却炉撤去工事設計業務委託料は、令和4年度に残留物調査を実施しました公共施設内に現存する6炉の焼却炉撤去に向けた実施設計及び撤去工事を令和5年度実施することとしており、企画財政課所管の旧中央小学校跡地にあります2炉分の設計に要する経費を計上し、14節に解体工事に要する経費を計上しております。

再び12節に戻っていただきまして、電子入札システム導入委託料を計上しておりますが、これは令和6年度から公共工事関係の入札について、電子入札の導入を予定しており、令和5年度はシステム構築の初期費用を計上するものです。同じく12節．旧教育委員会分室解体工事实施設計業務委託料は、建物の老朽化が著しく新庁舎完成後、令和6年度以降を予定している解体工事に向けた実施設計を行うものです。

その下、14節．旧中尾保育所解体工事は、令和4年度に実施設計を完了しましたので、令和5年度に解体工事を行うものです。

75ページをお願いします。6目．企画費のうち18節．地域振興事業費補助金については、補助メニューに、自治会が購入するAEDに対する補助を加えたことなどから、500万円増の2,300万円を計上しています。

少し飛んで80ページをお願いします。15目．ふるさと納税管理費については、歳入に計上しているふるさとづくり応援寄附金、18億に対する返礼品や事務経費及び基金積立金を計上しています。16目．定住促進事業費は、81ページの18節．定住奨励金を増額するなど546万8,000円増の2,369万4,000円を計上しております。

81ページをお願いします。18目．地方創生推進費のうち、82ページの18節．移住定住促進事業費補助金は、メニューの一つであります移住支援金について、これまで東京圏から移住してくる世帯の18歳未満の世帯費に対しての加算額を今回引き上げることとしました。

大きく飛びますが191ページをお願いします。12款，1項，公債費は令和5年度の定時償還分として、過去の大型事業に係る借入金分の償還が進み、元金は3,154万5,000円減の4億7,639万9,000円。一時借入れ分を含んだ利子は548万4,000円増の、3,448万8,000円を計上しています。

以上で企画財政課分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

続きまして税務課関係予算の説明をいたします。まず歳入について町税の説明が残っておりますので、そちらのほうから説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

1款、1項、1目。個人町民税についてであります。個人町民税は給与所得が増加傾向にあり、そのほかの所得もほぼ横ばいを見込んでおりますので、滞納繰越分を含め972万円増の4億6,844万円としております。

次に2目の法人町民税についても、コロナ禍以前に戻りつつあることから、法人税割を430万円増とし、1,930万円を計上しております。

次に21ページをお願いします。1款、2項、1目。固定資産税であります。まず土地については、分譲地等の開発により宅地化が進んでいることなどから、140万円増の1億6,990万円。家屋につきましては新築住宅の増加等により、630万円増の3億2,182万円。償却資産についても70万円増の1億610万円とし、全体では滞納繰越し分などを含め、835万円増の6億766万円を計上しました。

続きまして22ページをお願いします。1款、3項、1目。軽自動車税の種別割についてであります。課税台数は若干減少するものの、新規検査年月から13年を経過する経過する前の車体乗換え傾向による税額増や、13年を超える経年重課台数の増により、99万9,000円増の、6,017万5,000円を計上しております。

次に23ページをお願いします。1款、4項、1目。町たばこ税につきましては、増税の影響額が、課税本数の減少見込みを上回るかたちとなり310万円増の、8,420万円としております。

次に24ページをお願いします。1款、5項、1目。入湯税につきましては、令和5年度見込みで日帰り入湯客が約1万3,000人の増。宿泊客はほぼ横ばい見込み、28万円増の150万円としております。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

大きく飛びまして85ページをお願いします。2款、2項、2目。賦課徴収費12節。委託料におきまして、1,188万4,000円を計上しておりますが、この中で予算額の大きいものとしましては、上から3行目の土地評価路線価更新業務委託料であります。

これは3年に1度、土地の評価替えを実施しており、令和3年度が評価替えの年でありましたが、次の令和6年度の評価替えに向けた予備調査等のため、5年度に更新業務を行うこととしております。

次に最後の行のデータ入力業務委託料は、申告受付システムに給与支払い報告書や年金支払い報告書等に係る、データのパンチ入力を業者委託するための費用であります。以上で税務課関係予算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の所管分について、新規事業を中心に御説明申し上げます。

7ページ、お戻りください。債務負担行為をお願いします。

1. 防災行政無線再整備事業ということで、令和6年度から7年度にかけて限度額4億円を計上しておるところでございます。

防災行政無線再整備事業については、平成24年度に整備した無線設備が老朽化していることから、役場新庁舎建設に合わせて役場、親局、町内各所の拡声子局、戸別受信機と接続している公民館局設備を、令和5年度から令和7年度までの3か年で再整備するもので、あわせて昭和60年度に設置した子局の無線柱を建て替えることで、債務負担行為としてお願いするものでございます。

各年度の事業内容は、令和5年度が役場親局の整備、令和6年度が主に拡声子局の整備、令和7年度は公民館子局の整備を主なものとしており、各年度の限度額は記載のとおりです。なお総事業費でございますが、今後の入札の関係がありますので、詳細は申し上げられませんが、工事監理費も含め約5億円となっております。

次に歳出について御説明します。少し飛びまして、73ページをお願いします。

2款、1項、5目。財産管理費14節。工事請負費に2,640万9,000円を計上しています。新規事業について御説明します。上から2行目、新庁舎電話設備移設工事については、現在使っております電話交換機等の主要機器を、新庁舎に移設するための経費。

その下の新庁舎入退室管理システム設置工事については、新庁舎の入退室について職員ICカードによる認証を行うため、必要な機器等の設置を行い令和4年度において導入し、5年度から運用する勤怠庶務管理システムで職員の入退室を管理するものでございます。

次、少し飛びまして77ページをお願いいたします。13目。電算管理費でございます。12節、委託料として7,296万6,000円を計上しております。上から4行目でございます。庁舎移転に関する機器設置委託料でございますが、これは現在、庁舎で使っています大型プリンター等、電算機器で流用物の機器を新庁舎へ移設する経費でございます。

その下。コンビニ交付導入業務委託料については、主要コンビニエンス店舗で住民票、印鑑証明、納税証明等が発行できるようシステムの導入を行うものでございます。

次ページ78ページをお願いいたします。14目。地域情報化管理費12節。委託料でございます。1億7,649万7,000円を計上しておりますが、下から1行目イントラネットコンビニ交付システム対応業務委託料でございますが、これは先ほど申したコンビニ交付システムと、庁舎のネットワークを安全に接続するためのネットワーク改修費になります。

次ページ79ページをお願いいたします。同じく12節。委託料上から3行目でございます。地域活性化人材委託料でございます。これは今後の本町の自治体DXを進めるため、外部アドバイザー人材の派遣を受けるための経費でございます。その下イントラネット機器更改改修業務委託料は、新庁舎における行政システムの基盤となる庁舎ネットワーク改修業務に係るもので、補正第6号の債務負担行為で計上したものの、令和5年度分になります。

その下DX推進ワークショップ業務委託料は、現在若手職員で構成していますDX推進委員会にアドバイスをいただいている方への業務委託費。その下のデジタル支援コンサルティング業務委託料は、今後電子申請を拡大するため、民間企業等のDXのノウハウをもとに具体的な支援を受けるための経費になります。その下17節. 備品購入費1,450万5,000円を計上しておりますが、一番下のデジタルサイネージ機器購入費について、新庁舎におけるデジタル案内機器等を導入する経費でございます。

その下18節負担金、補助金及び交付金に2,253万2,000円を計上しておりますが、主なものとして、文書管理システム構築負担金として1,972万4,000円を計上しています。これは補正予算第6号債務負担行為で計上したもので、長崎県行政振興協議会の共同調達で選定されたシステムに一新するものでございます。

次大きく飛びまして、151ページをお願いします。9款, 1項, 5目. 災害対策費でございます。12節. 委託料2,778万5,000円を計上しております。上から3行目でございます。災害時受援等計画策定業務委託料については、町長の提案要旨の説明でございましたが、昨今の災害多発大規模化を踏まえ、自衛隊をはじめとする国機関からの支援の受入れの策定計画及び新庁舎の建設に合わせて、業務継続計画を見直すものでございます。その下震度計設業務委託料は、現在役場で使っています震度計を新市新庁舎に移設する経費になります。

なお、その下。防災行政無線再整備工事施工監理業務委託料、そして14節. 防災行政無線再整備工事については、先ほど債務負担行為で申し上げました防災行政無線再整備に係る業務でございます。令和5年度分となります。

次ページ、152ページをお願いいたします。17節. 備品購入費でございますが、上から2行目ドローン購入費は、町消防団ドローン隊に導入する機器に関わるもの。その下自動ラップ式トイレ購入費は、避難所における水不足を考慮して排せつ物をラップで密閉処分できるものを購入するものでございます。以上で総務課所管関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは新庁舎建設事業の予算説明をさせていただきます。

83ページを御覧ください。2款, 1項, 19目. 12節. 委託料2,583万円を計上させていただきます。工事監理業務委託料。令和5年度分新庁舎工事監理業務です。

そのほかの業務として令和5年工事分の管理業務4件。本館解体工事監理業務、新館議会棟改修工事監理業務、外構工事2次施工工事監理業務、周辺整備工事監理業務の業務であります。

14節. 工事請負費8億9,500万円を計上させていただきます。新庁舎本体建設工事5年度分。その他の工事としてアスベスト除去工事、旧庁舎解体工事（本館、別館棟）、既存新館議会棟外壁改修工事、新庁舎周辺整備工事、鹿山神社側歩道横断歩道が工事内容になります。

17節. 備品購入費1億3,000万円を計上させていただきます。新庁舎の什器、机椅子等の購入費になります。これについては債務負担行為にていただいておりますので、もう現在業務を発注しております。

21節. 補償補填及び賠償費390万円を計上させていただきます。庁舎周辺にあります支障電柱移転補償費になります。九州電力NTTQ T n e t等の移転補償費です。

物価高騰が続いておりますが、設計業者と協議を重ねて今回予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

続きまして、住民福祉課所管について御説明いたします。87ページをお願いいたします。2款，3項，1目. 戸籍住民基本台帳です。259万4,000円増の2,836万2,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。17節備品購入費の金庫及び電子レジスターの購入費を計上しております。金庫につきましては、除籍原戸籍の原本を保管している金庫でございます。今回新庁舎移転に伴い老朽化しているため、購入するものであります。

93ページをお願いします。3款，1項，1目. 社会福祉総務費です。94ページをお願いします。18節. 負担金、補助及び交付金になりますが、各福祉団体の運営費に対する補助が主なものでございます。

3行目の社会福祉協議会運営費補助金については、社協職員3人分の人件費にあたる分、下から2行目の社会福祉協議会事業補助金は、社協が行う給食サービス事業や災害支援支え合いマップづくり事業などの地域福祉事業分に係る分です。

次に96ページをお願いします。3款，1項，3目. 障害者福祉費です。1,608万円増の5億4,389万1,000円を計上しております。12節. 委託料は障がい者計画策定業務委託料を、計上しております。これは障害者総合支援法の規定によりまして、3年に1度の策定が義務づけられているため、本計画につきましてその策定業務を委託するための事業でございます。

18節. 負担金、補助及び交付金は12万8,000円減の1,672万6,000円になります。3行目の東彼地区保健福祉組合地域生活支援事業は、東彼地区保健福祉組合が運営する「東彼地区障がい者支援センターエール」が行う相談支援業務の運営費に対する分担金になります。エールの施設老朽化により、現在地に建て替える計画がなされています。令和5年度においては、実施設計及び解体撤去工事が予定されております。5行目の区分審査会は障害福祉サービス等を利用するために必要な、障害支援区分を決定する審査会の運営費です。

97ページをお願いします。19節. 扶助費は1,283万7,000円増の5億2,198万1,000円になります。いずれの事業も過去の実績及び令和4年度の見込みから積算を計上しております。

障がい者を対象とした福祉医療費は159万6,000円の増額。地域生活支援事業である日常生活用具給付費、移動支援事業給付費及び日中一次支援事業給付費は減額がある給付もありますが、16万円の増額。自立支援医療給付費、厚生医療から介護給付費、日中活動施設入所系サービスまでも、減額がある給付などありますが、全体として1,108万1,000円の増額となっております。

次に103ページをお願いします。3款，2項，2目. 児童措置費です。住民福祉関係は19節扶助費の上から6行目、障害児通所給付費以降になります。これらの事業も過去の実績及び令和4年度の見込みから積算をしております。障害児通所給付費は1,601万円を増額して計上しており

ます。

次に110ページをお願いいたします。4款，1項，5目．環境衛生費です。1節．報酬。会計年度任用職員6人は町で雇用する環境美化作業員の報酬です。

次の111ページをお願いします。委託料の環境美化推進事業委託料につきましては、各自治会で組織している環境衛生振興会連合会に対して、各地区の河川等の除草清掃作業をお願いするものです。18節．負担金、補助及び交付金については、次のページをお願いいたします。一行目の火葬場施設に係る東彼地区保健福祉組合分担金として39万6,000円を増額し、681万5,000円を計上しております。電気料及び燃料費の単価高騰による増額が主な要因です。7行目の町野良猫不妊去勢手術費補助金として24万円を計上しております。

4款，1項，6目．町民霊園管理費です。14節．工事請負費を計上しております。町民霊園において縁故者のない無縁仏の改装場所として、合祀墓の設置工事を予定しております。場所は町民霊園駐車場南側の奥になります。山側になります。

次のページ113ページをお願いします。4款，2項，1目．し尿処理費です。し尿処理に係る東彼地区保健福祉組合分担金になりますが、754万2,000円減の4,653万5,000円を計上しております。し尿処理施設の定期的なオーバーホール工事の減額に伴い、事業費が減額しております。また、し尿処理手数料の減額が主な要因です。

次に2目．じん芥処理費です。ごみ処理費、ごみ処理に係る東彼地区保健福祉組合分担金ですが、1,861万8,000円増の1億5,325万8,000円を計上しております。

これはごみ処理施設の改修工事費の増額、電力量及び燃料費の単価高騰による増額、指定ごみ袋製作単価の増額などが主な要因です。その結果各町の負担する分担金が増額するものです。

次のページ142ページをお願いします。8款，3項，2目．河川公園管理費です。555万8,000円減の1,564万5,000円を計上しております。

14節．工事請負費。桜つつみ河川公園路面改修工事を計上しております。これは年次計画で行っておりまして、令和5年度は志折橋から梅ノ高野駐車場までの岳辺田側の640メートルを予定しております。

以上で住民福祉課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

内容説明の途中ですがしばらく休憩します。15時25分より再開します。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。内容説明を続けてください。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。

100ページをお願いします。3款，2項，1目．児童福祉総務費は、主に子育て支援センター

や放課後児童クラブなどの子育て支援関連の予算を計上しておりますけれども、新規事業2として101ページ12節. 委託料、2行目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、現在の第2期計画の見直しを行うため、子育てに係る調査を行い、支援策を計画に反映させていくものです。令和5年度、6年度にかけて業務を行ってまいります。

102ページ18節. 負担金、補助及び交付金、9行目、保育環境改善等事業費補助金は、全国的に園児のバス置き去りが問題となっており、認定こども園、放課後児童クラブの送迎バスに置き去り防止装置の設置を行うため、補助を行うことにしております。同じく下から5行目の保育士確保対策事業費補助金は、待機児童解消のためには保育士さんに就職していただくことが先決で、町としても応援するため、新たに町内の園で就職をする常勤の保育士さんに年10万円、3年間30万円を補助することを予算化したものです。

103ページ一行目福祉医療費につきましては、前年度比で750万円ほど増額をしています。令和5年度から小学生から高校生までの現物給付を実施するように準備を進めています。システム改修が整ってから開始することになりますので、少し時間をいただきますが、遅くとも10月までには開始できるように調整を進めてまいります。

それから3款、2項、2目. 児童措置費で、児童手当を計上しております。先ほど少しちょっと答弁ができなかった部分があるのですが、児童手当は人口人数が分かっていますので計算できるというものじゃなくて、公務員さんはその所属先から支給することとなっておりますので、なかなか人数の把握が難しく、実績を見ながら計算を今計上させていただいているところです。

続いて106ページをお願いいたします。4款、1項、2目. 予防費については、乳幼児の予防接種やインフルエンザワクチン接種、新型コロナワクチン接種に係る予算の計上を行っております。新型コロナワクチン接種につきましては、令和5年度はこれまでと同様、無料で接種を受けられるように進められています。

春夏は65歳以上の方と基礎疾患がある方、医療従事者の方で希望する人。秋冬は追加接種が可能な全ての年齢の希望する人が対象となります。

春夏といいまして5月からですね接種できるように体制を整えるため、65歳以上の方へは今月中に意向調査のほうをさせていただきたいと思っております。往復はがきを送付いたしますので、接種を希望する方はですね返信をお願いしたいというふうに思っております。

107ページから4款、1項、3目. 母子衛生費になりますが、108ページ7節. 報償費、3行目、出産子育て応援給付金は、2月臨時会でも説明しましたが、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦に対し、出産関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため合計10万円を経済的支援をすることになります。

109ページ13節. 使用料及び賃貸料で母子健康手帳アプリ利用料を計上しています。令和4年度から準備を進めており、4月1日から運用をスタートします。スマートフォンなどにダウンロードしたアプリを通じて、成長の記録や情報提供が行えるようになります。特に予防接種については、接種漏れを防ぐお知らせ機能がついていますので、管理が楽になると思われま。

4款、1項、4目. 健康増進費については、7節. 報償費に健康マイレージ商品代を計上して

います。コロナも落ちついてまいりましたので、県で開発されたながさき健康づくりアプリを活用したかたちで運動、食習慣など町民が自発的に健康づくりに取り組んでいただくよう促していきたいと考えております。

以上で子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

それでは長寿支援課所管分について御説明いたします。

大きく戻りまして、94ページをお願いいたします。3款，1項，2目．老人福祉費でございます。老人福祉費全体で、前年度比1,016万6,000円増の3億1,399万円を計上しております。

95ページをお願いいたします。2目．老人福祉費18節．負担金、補助及び交付金について、増額となったものについて、令和3年度から事業を行っています高齢者タクシー利用助成費についてでございます。

現在70歳以上の運転免許をお持ちでない方に対し申請をしていただき助成をしているところですが、運転免許をお持ちの高齢者の方から、雨天時や夜間の車の運転に不安があるというお声をいただきましたので、高齢者の安全な外出支援を図るため、75歳以上の高齢者に対し、一律6,000円分のタクシー利用助成券を配布することといたしております。

なお75歳以上の方で運転免許をお持ちでない方については、申請により追加で6,000円分、合計1万2,000円分を交付することといたしております。70歳から74歳の方については前年度同様運転免許をお持ちでない方について、申請により1万2,000円分の助成券を交付することといたしております。また現在既に申請をいただいている方については、4月に助成券を送付することで計画をしております。予算といたしましては、昨年度の1,000万円の予算から600万円を増額し、1,600万円を計上しております。

次に家族介護支援事業補助金につきまして、前年度までは要介護3以上の住民税非課税の世帯に属する在宅高齢者を介護されている方に年3万6,000円を上限として、おむつ代等を助成しておりましたが、今回要件を緩和し住民税の課税非課税を問わず、助成することといたしております。予算としましては216万円を計上しております。

なお前年度まで本予算につきましては、介護保険事業特別会計の地域支援事業で54万円を計上し実施していましたが、国の制度改正により制度の縮小などが求められているため、介護保険事業特別会計での計上は行わず、一般会計での計上をしております。

次に27節．繰出金について介護保険事業特別会計繰出金を83万2,000円増の1億9,683万5,000円計上しております。介護保険事業に係る事務費のほか介護給付費や総合事業の実施において、国が定める繰出基準に基づき繰り出すこととなっております。増加理由の主なものについて、3年に1度行う介護保険事業計画策定業務委託費用について、今年度中に策定を行う予定としておりますところから、増額となったものです。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それでは農林課所管の主なものについて説明いたします。

119ページをお願いします。6款，1項，農業費3目．農業振興費になります。12節．委託料には、有害鳥獣捕獲対策委託料としてイノシシ900頭、アナグマとアライグマ100頭を捕獲頭数と見込み、960万円を計上しております。

次に120ページをお願いします。18節．負担金、補助及び交付金には鳥獣被害対策費補助金として1,680万円計上し、対策用のワイヤーメッシュ柵約12キロ分の購入費を補助いたします。

その4つ下にあります肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金は春肥の高騰部分への支援として400万円を計上しています。

その次の農業経営収入保険制度支援対策事業費補助金は、新規事業で認定農業者が収入保障制度に加入した場合の掛金の2分の1を助成するため、50万円を計上しております。

それでは121ページをお願いします。4目．畜産業費になります。18節．負担金、補助及び交付金に肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金として、1頭あたりの補助額を2,000円から3,000円に増額して、120万円を計上しています。

また下にあります2つは新規事業となります。まず自給飼料支援対策事業は市場価格高騰対策として、自給飼料を畜産農家が作付される場合に、その種子購入費の2分の1を補助するため54万円を計上しております。次のプレミアム県央ブランド維持支援事業費補助金は、ブランド牛に認定されるには飼育期間を通常より長くとるため、その分飼料高騰等により経費がかさむということで、負担軽減策として1頭あたり4,000円を助成するもので、認定牛150頭分を見込んで60万円を計上しております。

次は同じページの5目の土地改良費になります。12節．委託料には14節の工事請負費で実施する岳辺田地区用水機ポンプ更新工事に係る設計業務委託料と、防災重点ため池31か所分の調査業務委託料、それから県営事業となる前尾、岩峠、日見須の3か所のため池改修事業計画に必要な単価更新を行う業務委託料を計上しております。

次のページをお願いします。18節．負担金、補助及び交付金には岳辺田地区の揚水ポンプ工事、それから鶴ノ川地区の取水堰の工事を行うために積み立てる維持管理適正化事業拠出金を計上したほか、下から2つ目の小規模農林事業費補助金は、近年の申請実績により700万円を計上しております。

次は123ページをお願いします。6目．水田農業対策費になります。18節．負担金、補助及び交付金に、波佐見町農業再生協議会の事務費助成となる経営所得安定対策等推進事業費補助金359万5,000円。その下に県農薬等の環境に配慮した農業に取り組む集落法人などを支援する環境保全型農業直接支払交付金548万円。それから新規就農者への支援として、農業次世代人材育成投資資金、2名分で300万円をそれぞれ計上しております。

それでは次も同じページの7目．農業農村環境改善センター管理費になります。令和5年度に改善センター裏に設置してある焼却量を撤去する費用として、12節．委託料と次のページになりますが、14節．工事請負費にそれぞれ予算を計上しております。

次は同じページになりますが9目。中山間地域等直接支払交付金事業費になります。18節。負担金、補助及び交付金に中山間地域等直接支払交付金として1,988万5,000円を計上し、この事業に取り組む13地域を支援してまいります。

次は125ページになります。10目。多面的機能支払交付金事業になります。18節。負担金、補助及び交付金に、多面的機能支払交付金として、軽微な補修や草刈りなどを支援する共同活動分として2,094万5,000円。それから農業施設等の改修などを支援する長寿命化分として1,898万7,000円を計上し、この事業に取り組む13地区を支援してまいります。

同じページの11目。担い手対策費になります。18節負担金、補助及び交付金、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金として、579万3,000円を計上し農業用機械の導入への支援をしてまいります。

その下の新規就農者支援事業費補助金は、65歳未満で就農2年以内の方が対象となり農業機械及び資材の購入、中古ハウス移転費用への2分の1の補助として300万円を計上しております。

次は126ページをお願いします。6款、2項、林業費1目。林業振興費になります。10節。需用費には、令和5年度から木育活動を実施するために県産材を使用した木製品を購入する37万8,000円が含まれております。

12節。委託料は令和6年度に保育間伐を行う永尾郷の第29から第30号林班の森林所有者意向調査等業務委託料、それから令和5年度に保育間伐を行う小樽郷の第27林班の保育間伐実施業務委託料を計上しております。

以上で農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして商工観光課所管の分の説明をいたします。主に新規事業について説明をいたします。

まず77ページをお願いいたします。2款、1項、8目。18節。上から4行目、バス路線維持費補助金1,540万6,000円を計上しておりますけども、これについては川棚内海線の欠損補助でございます。令和5年度についてはですね、国県の補助金の増額が見込まれるということで、例年より本町負担が安い金額となっております。

次に82ページをお願いいたします。2款、1項、18目。12節。ここに書いてあがっている分はほとんどがデジタル田園都市国家構想交付金の活用分でございます。その中で上から5番目、新規事業でございます。陶芸の館2階展示スペース改修基本計画策定・実施設計業務委託料。これについては陶芸の館2階展示スペースにおいて、歴史文化交流館との差別化や観光客のさらなる誘客のため、また時代にマッチした集客につながるような施設をリニューアルする目的で、基本計画・実施設計の業務委託を行うものでございます。

その2つ下ですね、7番目。これも新規事業でございますけども、吉祥寺連携プロジェクト事業委託料。110万円を計上して支出しております。これはですね、おしゃれなまち、住みたい町として依然人気が高い東京吉祥寺において波佐見焼のPR販売はもとより、廃石膏リサイクルなど地域の地域内循環の取り組み、サステナブルな取り組みを紹介するSDGsを意識したテー

マとして吉祥寺の店舗や企業の町を巻き込んだ、催事を行うための準備にかかる費用を計上するものでございます。

実際の催事については次の年を考えているところでございます。次にその下ですね。8番目ですけれども、これも新規事業でございます。新幹線活用タイアップツアー業務委託料200万円計上してはございますけれども、これについては新幹線開業に伴い今までなかなかアプローチができていなかった、関西方面からの誘客を狙ったツアー造成にかかる費用の分でございます。

次、大きく飛びまして130ページをお願いいたします。7款、1項、2目、18節、負担金、補助金及び交付金ですけれども、その中の中段ぐらいですね。窯業人材育成等産地支援事業費補助金2,157万3,000円の計上でございますけれども、これについてはですね、今年度も東京ドームなどの認知度向上、販路拡大に係る事業分とネット求人サイトを活用、また連携したインターン制度の受け入れなどの人材確保育成に係る事業の2本立てということで事業を組立てていきたいと思っております。

次同じ18節の下から3行目ですね。これは新規事業になります。廃石膏リサイクル促進事業費補助金。これについてはハード事業の補助金になりますけれども、廃石膏リサイクルの回収をスムーズに行うため、工業組合の敷地内に積み替え保管のストックヤードを建設されましてそれを整備するための補助金、助成金となります。

これをすることで各排出事業者が自分のタイミングで、工業組合に持っていくことで、回収に周らずスムーズな回収がつながるということで、自走化のための大きな第一歩ということになると思っております。

続きまして131ページをお願いいたします。これも新規事業で7款、1項、2目、18節の一番上の事業ですね。産地組織力強化支援事業費補助金、400万の計上ですけれども。これは窯業界の組合等において、情報ネットワークシステムの開発にかかる事業において国の補助金を使われるということですが、その補助金の補助残の2分の1を助成するものでございます。なかなか、紙ベースでデジタル化になっていない業界に対してですね、そういうネットワークといいますかデジタル化を推進する補助金ということになっております。

次132ページをお願いいたします。7款、1項、3目、12節の中の下から5行目。波佐見温泉泉源次亜塩素生成装置取替業務委託料でございますけれども、これはですね新泉源の温泉水のポンプ室に設けているものですが、レジオネラ菌等の発生を抑えるためのですね、消毒のための装置でありまして、耐用年数も次の補償も来ていることからですね、取替えをするものでございます。

以上で商工観光関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは次に、建設課所管分の所管分の主なものについて御説明いたします。

137ページをお願いいたします。8款、土木費1項、1目、土木総務費でございますが、主なものとして17節、備品購入費。雨量計購入費を計上しております。老朽化に伴い現在の雨量計は、付属品も含め生産中止となっております。移設が不可能であることから、新庁舎建設に合わせ

て更新を行うものでございます。

次に139ページをお願いいたします。2項、2目。道路橋梁維持費12節及び14節に橋梁の点検や工事に係る事業費を計上しております。令和5年度は点検を28橋、補修工事に係る設計業務1橋、修繕工事を3橋予定しております。また維持補修工事については、5路線を予定しているところでございます。

次に140ページをお願いいたします。12節。測量設計業務委託料及び移転補償調査業務委託料については、それぞれ1路線を予定しております。14節。町道改良及び舗装工事については、改良工事を9路線。舗装工事を5路線予定しております。

16節。公有財産購入費及び141ページの21節。補償補填及び賠償金について、改良工事に伴うものでございますので、あわせて4路線を予定しております。

次に142ページをお願いいたします。3項、1目。河川総務費12節。ハザードマップ作成業務委託料ですが、これは野々川の洪水ハザードマップを予定しております。14節。工事請負費については、急傾斜地崩壊対策事業として令和4年度に引き続き、先ほど採択いただきましたが稗木場地区の分を行います。また河川及び水路改修工事については、維持補修工事を3河川。しゅんせつ工事を5河川予定しております。

次に143ページをお願いいたします。4項、1目。都市計画総務費18節。21世紀まちづくり支援事業費補助金につきまして、これは今年度から歳入科目に合わせまして、8款のほうで整理を行うこととしております。

事業費上限600万円を基準としまして今回1か所要望が上がっているもので、その分を計上しているところです。

次に144ページをお願いいたします。2目。公園管理費14節。工事請負費を全体で5,349万円を計上しております。この中の分で新規事業として、鴻ノ巣公園遊具更新工事を予定しております。

次に145ページをお願いいたします。3目。土地区画整理事業費は、建物移転調査業務6件、物件移転補償費2件、区画道路築造や32街区の宅地造成工事、事業計画変更業務等を予定しております。人件費等を除きました総額を1億196万円計上しているところでございます。

次に148ページをお願いいたします。5項、2目。住宅建設費。主なものとして12節。委託料と14節。工事請負費に山崎団地の外壁保守、外壁改修に係る関連経費を計上しております。

少し飛びまして、188ページをお願いいたします。11款。災害復旧費1項、1目。農地農業用施設災害復旧費12節。雨量観測業務委託料については、現在行っております大鬼木地区及び開田地区において、工事完了後1年間観測が必要であるということがありますので、その所要額を計上しております。

また同じく12節。査定測量設計業務委託料及び14節。災害復旧工事につきましては、令和3年8月豪雨災害における工事がまだ入札がされていない不落の工事がございますので、その分の費用を計上しております。

2目。林道施設災害復旧費12節。委託料については、林道虚空蔵線の地滑り工事として、事業採択に係る調査及び観測が必要であるため、その費用を計上しております。

14節. 工事請負費については、通常のいわゆる顔出し予算に加え、令和3年8月豪雨災害における不落工事がありますのでその分の予算を計上しております。以上で建設課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課所管について説明いたします。

ページ戻りまして112ページをお願いいたします。4款, 1項, 5目. 環境衛生費18節. 負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金になります。前年比382万8,000円減の2,127万8,000円を計上しております。ここ数年の実績が30基前後で変動していることから、30基分を予定しております。

次に114ページをお願いします。4款, 3項, 1目. 上水道管理費は、前年比13万4,000円増の132万2,000円を計上しております。上水道事業会計への繰出基準児童手当負担金になります。

飛びまして136ページをお願いします。7款, 2項, 1目. 工業用水道事業費は、前年比70万円増の1,490万円を計上しております。工業用水道事業会計の補助金ですが、工業用水道の供給は1社のみで、料金収入も限られていますので事業運営の不足分を計上しております。

飛びまして145ページをお願いします。8款, 4項, 4目. 下水道費は、前年比591万5,000円増の2億2,787万2,000円を計上しております。令和5年度から下水道事業は、地方公営企業法の一部を適用するため、公営企業会計での予算となります。

令和4年度までの特別会計時は27節. 繰出金を用いておりましたが、令和5年度からは会計区分の性格上18節. 負担金、補助及び交付金での執行となります。下水道事業会計負担金は1,045万3,000円。雨水処理に係る負担金でございます。雨水処理関係は一般会計で負担すべきものであるため、負担金としております。

下水道事業会計補助金は2億1,736万1,000円で下水道事業の運営に要する補助金となります。水道課所管は以上でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明申し上げます。

ページは81ページをお願いします。81ページ2款, 1項, 17目. 地域づくり事業費でございますけれども、来年度教育委員会関係で地域おこし協力隊を1名入れる予定にいたしております。これは令和7年度に国民文化祭が行われますので、それに向けまして文化的行事のサポートをしていこうということで計画をいたしております。

飛びまして153ページをお願いします。10款, 1項, 2目. 事務局費でございますけれども、その1節. 報酬でございます。一番最後に掲げております会計年度任用職員22名ということで書いておりますけれども、こちらにつきましてはALT、特別支援教育支援員、学力向上支援員、それとCSWとSSWということで22名となっておりますけれども、昨年より2名増えております。これは特別支援教育支援員を2名増員しております。

続きまして155ページをお願いいたします。10款，1項，2目。一番上の需用費でございますが、消耗品が、486万1,000円となっておりますけれども、この中身に標準学力調査費を年2回実施、4校とも年2回実施するという費用が含まれております。これを実施することによって、子供たちの学力の定着度合いを見ていこうということで新たな取り組みでございます。

同じページ。12節。委託料の下から2つ目でございます。学校施設改修実施設計業務でございます。来年度は中央小の放送室、中学校のエアコン、中央小体育館改修工事の設計の予定をいたしております。

次のページ156ページをお願いいたします。10款，1項，2目。14節。工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては南小学校と中央小学校、それと体育センターにあります焼却炉の撤去工事関係を計上いたしております。

続きまして158ページをお願いいたします。10款，2項，1目。7節。報償費でございます。学校サポーター謝礼。ここは全ての学校に共通するところでございますけれども、今年度から募集を開始しました学校サポーターの経費となっております。

続きまして次ページをお願いいたします。10款，2項，1目。東小学校関係の工事費、工事関係でございます。12節。委託料と、14節。工事請負費でございますけれども、キュービクルの取替えとですね、体育館の雨漏り工事がございますので、そちらの予算を計上させていただいております。続きまして次ページ、160ページをお願いいたします。

10款，2項，2目。13節。使用料及び賃借料でございますけれども、これも全ての学校に共通でございます。インターネット回線機器リース料ということで、今あるインターネットの回線を大容量にするための機器を来年度から新たに入れたいと思っております。

162ページをお願いいたします。10款，2項，4目。これは中央小関係のですね工事でございますけれども、放送室のチャイムがちょっとなくなってないということでそちらの改修工事を14節のほうで行いたいと思っております。

続きまして165ページをお願いいたします。こちらの10款，2項，7目。南小学校関係の工事でございます。こちらにつきましても12節と14節でございますけれども南小学校関係、キュービクルの取替え工事ということで、このキュービクルがもし不具合が起こったら学校だけじゃなくてその地域にも影響を及ぼしてしまうということで急遽こちらのほうに、東小と南小学校の工事のほうを変更してですね、行いたいと思っております。

続きまして169ページをお願いいたします。これは中学校でございます。10款，3項，1目こちらの工事請負費でございますけれども、校長室と職員室のエアコンの取替え工事の予定をいたしております。

続きまして172ページをお願いいたします。10款，4項，1目でございます。こちらにつきまして18節。負担金、補助金及び交付金でございます。中ほどに、文化芸術地域ブランディング事業費補助金ということで、こちらは国民文化祭に向けまして、今現在講堂ファンクラブさんに委託とかの事業に、補助金というかたちで支援をしております。来年度は吹奏楽、プラスバンドの演奏を行いたいということで中学校のそういった吹奏楽プラスバンドとの連携事業を行うとい

うふうに予定をいたしております。

続きまして174ページをお願いいたします。10款，4項，2目。これは文化財関係でございますけれども、一番上の12節。保存活用計画策定業務委託料ということで、こちらにつきましては、今現在中尾と鬼木の景観の調査事業を行っております。来年度はその調査事業が済みまして次は活用、保存活用計画を立てるということで、予定をいたしております。その保存計画に基づいて6年度以降にハード事業、ソフト事業を実施ということで予定をいたしている事業でございます。

続きまして次ページをお願いいたします。10款，4項，3目。これは国指定事業関係でございますけれども、12節。委託料。測量設計業務委託料を計上いたしておりますけれども、今現在中尾上登窯に町道から中尾上登窯に行く仮の取付け道路の設置をしておりますけれども、こちらのちょっと設計業務を行いまして、正式な道にやりたいということで予算を計上いたしております。

続きまして177ページをお願いいたします。10款，4項，4目。これ文化会館の関係でございますけれども、12節の下から2つ目でございます。施設予約システム導入業務委託料ということで、こちらは教育委員会のDX事業でございますけれども、今現在施設の利用者会議室とか体育館の利用とかは、窓口に来ていただいて予約をしていただいておりますけれども、それをネットでできるようなかたちでやっていこうということで、その業務の委託料を計上させていただいております。

その2つ下。ホール舞台諸幕作成等業務委託料ということで、こちら文化会館の大ホールの暗幕類の取替えをする予定をいたしております。

続きまして次ページをお願いいたします。10款，4項，4目。14節。工事請負費でございますけれども、来年度の総合文化会館の工事でございます。管理棟の屋上の防水工事、それと駐車場の区画線それとこちらキュービクルの工事を行いたいと思っております。

180ページをお願いいたします。10款，4項，6目。講堂管理費でございます。14節。工事費でございますけれども、講堂にW i - F i を引こうということで計画をいたしております。

続きまして次ページをお願いいたします。10款，5項，1目。12節ラジオ体操夏期巡回ということで、来年度こそやりたいと思っております。8月18日金曜日予定でございます。この日に台風が来ないことだけ祈っております。

続きまして次ページをお願いいたします。10款，5項，1目。18節。下から2つ目中学校部活動振興補助金。400万に増額しております。こちらにつきましては、中学校の部活動を地域移行にしていこうということで、昨年度より150万増額してこちらのほうで措置をしていきたいというふうに思っております。

続きましてそのページの次の保健体育施設費の13節でございますけれども、鴻ノ巣公園夜間照明設備リース料ということで、この鴻ノ巣公園の今照明が、平成元年テニスコートが平成3年に整備をいたしております、もうグラウンドのほうがですね2つ3つぐらいもうちょっと消えているということで、今回LEDに更新しようということで、LEDのリース事業の計画をいたしております。

続きまして10ページをお願いします。10款，5項，4目。保健体育振興費でございますけれども、こちらは町民運動会の経費でございます。来年度町民運動会を開催していきたいと思っております。

す。

続きまして186ページでございます。10款、6項、1目、給食センター関係でございますけれども、その14節、工事請負費。高圧機器更新工事ということでこちらもキュービクルの工事になってまいります。続きまして17節、備品購入費でございますけれども、真空冷却機の購入ということで、予定をいたしております。

続きまして次ページをお願いいたします。18節、負担金、補助金交付金の一番最後でございます。学校給食支援事業費補助金。こちらは第2子以降の無償化の予算をここに計上させていただいております。

以上で令和5年度波佐見町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

続きまして議案第7号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について、概要を説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を15億9,200万円と定め、第2条一時借入金の最高額を5,000万円とするものです。

2ページをお願いします。歳入の1款、1項、国民健康保険料は、前年度比900万円減の2億8,900万円を計上しています。4款、1項、県負担金は、前年度比454万2,000円増の11億8,833万1,000円を計上しています。そのうち普通交付金は保険給付費に係るものとして、特別交付金は医療費適正化や収納対策などの事業に係るものや努力支援制度に係るもの、特定健康診査等負担金分になります。

6款、2項、他会計繰入金は、前年度並みで1億215万7,000円を計上しています。7款、1項、繰越金は、令和4年度繰越額の見込みにより、前年度比757万7,000円減の1,103万4,000円を計上しています。

次に、歳出について説明いたします。3ページをお願いいたします。1款、総務費は国保事業に係る事務費経費や、賦課徴収費、医療費適正化特別対策事業費など前年度並みの1,342万9,000円計上しています。2款、保険給付費の合計は11億5,685万2,000円で、前年度比561万円増額しています。3款、国民健康保険事業費納付金も前年度比2,336万5,000円減額し3億6,841万円を計上しています。

納付金については被保険者数や医療費実績などをもとに、県で算定された額を計上しています。4款、保健事業費は、短期総合健診助成金や特定健診事業費などで223万6,000円増の4,302万5,000円を計上しています。

5款、基金積立金から7款、諸支出金までは前年度並みの計上です。8款、予備費は、予算の調整として前年度比389万1,000円増額し791万円を計上しています。

国民健康保険事業の変更点としましては歳入では、13ページをお願いします。6款、2項、1目、の一般会計繰入金になります。これまで4節を、その他一般会計繰入金として事務費相当分、

出産育児一時金相当分、財政安定化支援事業分と説明で区分をしておりましたが、令和5年度からそれぞれを節として分類し、管理することとなりました。

歳出では27ページをお願いします。制度改正により2款、4項、1目、出産育児一時金が42万円から50万円に改定されることを受けての増額になります。

以上で令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計当初予算の説明を終わります。

続いて議案第8号令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計当初予算について概要を説明いたします。歳入歳出予算の総額を2億400万円と定めるものです。

2ページをお願いします。歳入の主なものとして1款、後期高齢者医療保険料1億3,044万2,000円を計上しています。前年度比76万3,000円の減額です。

3款、繰入金は事務費分と保険基盤安定分6,459万1,000円で、前年度比127万円の増額です。

5款、諸収入は健診委託に係る広域連合からの収入などで877万8,000円計上しています。前年度比163万3,000円の増額です。

続いて歳出ですが3ページをお願いします。1款、総務費は事務費など942万6,000円計上しています。前年度比136万6,000円の増額ですが、健診委託料の増額を見込んでいます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比71万7,000円増の1億9,423万7,000円を計上しています。後期高齢者医療保険制度につきましては、前年度と大きな変更はありませんが、全世代型の社会保障制度の構築により、負担能力のある後期高齢者の保険料の引上げが検討されています。国の動きを注視しながら、関連する制度改正など住民の皆様へ周知に努めてまいりたいと思っております。

以上で、令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計当初予算の概要説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

案第9号令和5年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。令和5年度波佐見町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億6,500万円と定めるものでございます。第2条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定により最高額を2,000万円と定めます。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、保険料。第1号被保険者保険料は総額で前年度比72万円減の2億9,768万円を計上しています。ほぼ前年度並みと見込んでおります。

4款、国庫支出金、5款、支払い基金交付金、6款、県支出金は、前年度実績を見込み、それぞれ減額し総額で2,000万2,000円減の、8億6,206万7,000円を計上しています。減額の理由といたしましては、主に歳出側の2款、保険給付費の減によるものです。

6ページをお願いいたします。歳出になります。1款、総務費として介護保険の事務に係る経費を、前年度比455万8,000円増の1,330万2,000円を計上しています。

主な増額の要因として、令和5年度予定しております第9期介護保険事業計画の策定経費を計上しております。2款、保険給付費は前年度実績を基に計上しており、前年度比2,900万円減の12億1,400万円を計上しています。3款、地域支援事業費はほぼ前年度と同様となっております。

以上で、令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課関係の議案第10号から第12号まで説明いたします。議案第10号令和5年度波佐見町上水道事業会計予算について説明いたします。令和5年度波佐見町上水道事業会計予算は次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は給水件数を6,000件、年間給水量を128万5,000立方メートル、1日平均給水量を3,511立方メートル。主要な事業は浄水施設整備事業1,500万円、配水施設整備事業8,500万円を予定しています。

2ページをお願いします。第3条収益的収入及び支出の予定額になります。収入は、水道事業収益を2億9,085万7,000円としています。前年比で2,358万円の減になります。次に支出は水道事業費用を2億7,450万3,000円としています。前年比で911万3,000円の増となります。

第4条資本的収入及び支出の予定額になります。収入は、資本的収入を5,151万1,000円としています。前年比で5,398万9,000円の減になります。次に、支出は資本的支出を1億8,090万7,000円としています。前年比で8,476万5,000円の減になります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,939万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,939万6,000円で補填するものとしています。

3ページをお願いします。第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費は、職員給与費4,151万9,000円としています。第6条企業債については配水施設整備事業を目的として、限度額5,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同様の取扱いとしています。第7条児童手当に要する経費のため一般会計から補助を受ける金額は132万2,000円としています。第8条棚卸資産の購入限度額は500万円としています。

7ページをお願いします。令和5年度上水道事業会計予算の調整にあたり、7ページに予定キャッシュフロー計算書、8ページから15ページに給与費明細書、15ページに債務負担行為に関する調査調書、16、17ページに令和4年度予定損益計算書、18ページから21ページに令和4年度及び令和5年度の予定貸借対照表を掲載しています。

23ページをお願いします。予算の主な内容について予算資料で行います。まず収益的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、1目。給水収益は予定額を2億7,720万円としています。2,371万2,000円の減になります。3目。その他の営業収益は、予定額を276万2,000円としています。1,491万2,000円の減になります。令和4年度は工事負担金として、町営住宅団地内の給排水管布設工事の負担金を計上していたため、減になっています。

次に24ページをお願いします。2項、2目。他会計補助金は予定額を132万2,000円。3目。長期前受金戻入れは予定額を937万8,000円としています。

25ページをお願いします。支出になりますが、1款、1項、1目。原水及び浄水費の予定額を6,156万7,000円としています。824万2,000円の増となります。委託料は、2,043万8,000円で、169

万6,000円の減としていますが、26ページになります。動力費が2,830万8,000円で915万6,000円の増としており、電力費高騰の影響を大きく受けています。2目. 配水及び給水費の予定額は1,548万9,000円としています。1,444万6,000円の減になります。

27ページの修繕費は836万円で1,478万3,000円の減としています。令和4年度は町営住宅団地内の給排水管の修繕費も含まれていましたので、その分の減によるものでございます。

28ページをお願いします。4目. 総係費は予定額を5,874万1,000円としています。666万3,000円の増となります。8ページの給与費明細書で確認していただければ分かると思いますが、人件費に係るもので171万5,000円の増や、30ページにあります負担金のうち、人件費負担金が310万円増加するものです。また29ページの委託料でインボイスに対応するため、総合行政システム改修や手数料で指定金融機関等窓口収納手数料が、令和5年度新たに生じるのが主な要因です。

30ページをお願いします。5目. 減価償却費は、予定額を1億1,192万8,000円としています。597万7,000円の増となります。6目. 資産減耗費は予定額を405万円としています。

31ページをお願いします。2項, 1目. 支払い利息及び企業債取扱い諸費は、予定額を1,370万7,000円としています。企業債利息になりますが、1001万1,000円の減になります。2目. 消費税は予定額を795万円としています。570万円の増となります。課税仕入れ額にあたる建設改良費の減によるものです。

32ページをお願いします。次に資本的収入及び支出になります。そのうち収入は1款, 1項, 1目. 企業債は予定額を5,000万円としています。5,000万円の減になります。建設改良費等の財源にあてる上水道事業企業債になります。

2項, 1目. 工事負担金は予定額を150万円としています。400万円の減になります。消火栓等の設置工事負担金になりますが、先ほどからちょっと出ておりますけども、令和4年度は協和団地配水管布設工事負担金が含まれておりました。

33ページをお願いします。次に支出になります。1款, 1項, 1目. 固定資産購入費は予定額を800万円としております。前年度と同額になります。

2目. 建設改良費は、予定額を1億円としております。8,490万9,000円の減になります。老朽管布設替8件、機械電気設備2件のほか、町道改修工事に伴う配水管の布設工事などを予定しております。2項, 1目. 企業債償還金は、予定額を7,290万7,000円としております。14万4,000円の増となります。以上が上水道事業会計の説明になります。

○水道課長（中村和彦君）

続きまして下水道事業会計予算になりますが、令和5年度から下水道事業は地方公営企業法の一部を適用するため、公営企業会計での予算になります。公営企業会計は上水道事業及び工業用水道事業と同様に、現金の収支にかかわらず、資産の移動や費用、収益が発生したという事実に基づいて会計処理を行う、いわゆる発生主義による会計処理を行います。一般会計や特別会計にない長期前受金戻入、減価償却費などの非現金収支を計上します。

そのため令和4年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額と比較して、予算規模が大きく膨らんでいますが、事業内容に大きな変化はございません。なお事業開始年度になりますの

で、前年度予定額の記載がなく予算書内での比較ができませんので御了承ください。

おおむねではございますが支出は事業会計の第3条予算が、特別会計における歳出の1款。事業会計の第4条が特別会計における歳出の2款及び3款になります。

それでは議案第11号令和5年度波佐見町下水道事業会計予算について説明いたします。令和5年度波佐見町下水道事業会計は、次に定めるところによります。第2条業務の予定量は接続件数を2,480件、年間総配水量を55万6,200立方メートル、1日平均配水量を1,523立方メートルとしています。主要事業は管渠建設工事5,907万2,000円を予定しています。

2ページをお願いします。第3条収益的収入及び支出の予定額になります。

収入は下水道事業収益を3億7,016万7,000円としています。次に支出は下水道事業費用を3億5,856万7,000円としています。なお営業費用中、公営企業会計関連費用280万3,000円の財源にあてるため、企業債280万円を借入れます。

第4条資本的収入及び支出の予定額になります。収入は資本的収入を1億2,524万円としています。次に資本的支出を2億1,800万9,000円としています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9,276万9,000円は、引継金400万円、当年度分損益勘定留保資金8,796万6,000円で補填するものとしております。

3ページをお願いします。第4条の2として、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として管理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ380万円及び3,626万2,000円です。

第5条として債務負担行為になります。債務負担行為をすることができる事項は、波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務で、期間は令和6年度から令和8年度までとし、限度額を1億2,079万1,000円と定めます。第6条議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費3,767万7,000円としています。

4ページをお願いします。第8条で一時借入金の限度額は4,000万円としております。第9条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、営業費用と営業外費用としております。第10条で下水道事業に助成するために、一般会計から補助を受ける金額は2億1,736万1,000円としております。

9ページをお願いします。令和5年度下水道事業会計予算の調整にあたり、9ページに予定キャッシュフロー計算書、10ページから16ページに給与費明細書、17ページに債務負担行為に関する調書、18、19ページに令和5年度予定開始貸借対照表、21ページに令和5年度予定貸借対照表を掲載しております。

23ページをお願いします。予算の主な内容について予算説明資料で行います。まず収益的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、1目。下水道使用料は、予定額を9,043万1,000円としています。444万円の増になります。2目。負担金は予定額を657万9,000円としています。雨水処理に係る負担金で、雨水処理関係は一般会計で負担すべきものであるため、負担金で繰り入れるものです。

24ページをお願いします。2項、2目。他会計補助金は、予定額を1億5,675万3,000円として

います。上水道事業会計補助金517万8,000円は水道課長の人件費負担分で、一般会計補助金1億5,157万5,000円は運営に対する補助金です。3目. 長期前受金戻入れは、予定額を1億1,322万9,000円としています。5目. 雑収益は予定額を280万円としております。公営企業適用債になります。さきに説明いたしましたが、公営企業会計関連費用の230万3,000円の財源にあてるため、企業債280万円を借り入れるものです。

25ページをお願いします。支出になりますが1款, 1項, 1目. 管渠費の予定額を1,026万円としています。183万6,000円の減になります。主なものは光熱水費318万1,000円で、56万5,000円の増。工事請負費は474万1,000円で、388万2,000円の減。委託料183万9,000円で154万1,000円の増となります。光熱水費は電気料金に関するもので、燃料費等調整単価の増を見込んで計上しております。委託料の送水ポンプ点検整備は、隔年で行っており令和5年度が実施する年になるものです。

26ページをお願いします。3目. 処理場費の予定額を6,970万9,000円としています。73万1,000円の減となります。主なものは光熱水費が1,522万4,000円で516万8,000円の増。工事請負費は613万円で940万円の減。委託料4,733万1,000円で475万8,000円の増となります。光熱水費は電気料金に関するもので、使用電力は令和4年度と同等を見込んでおりますが、近年の燃料費高騰に伴い契約単価が増加したこと、また燃料費等調整単価が増加しているためでございます。

27ページをお願いします。5目. 総がかり費の予定額は3,790万円としています。特別会計時では一般管理費にあたるものになります。なお一部で人件費の款の組替えを行っておりますので、332万6,000円の増となります。28ページから29ページにあります。委託料はまず水道料金システム改修業務、企業会計システム改修業務に伴い190万2,000円の増となります。

なお下水道事業会計支援業務と賃借料にあります、下水道企業会計システム使用料はさきに説明しました3条予算での記載対象になります。

30ページをお願いします。6目. 減価償却費は予定額を2億157万7,000円としています。汚水処理関係分、雨水処理関係分の固定資産減価償却費になります。2項, 1目. 支払い利息及び企業債取扱い諸費は、予定額を3,528万4,000円としています。企業債利息になりますが、230万8,000円の減になります。3項, 5目. その他特別損失は予定額を538万円としています。前年度賞与引当金繰入額相当分、令和4年度分消費税及び地方消費税などになります。

31ページをお願いします。次に資本的収入及び支出の収入は、1款, 1項, 1目. 企業債は予定額を2,680万円としています。建設改良費等財源にあてる下水道事業債になります。3項, 1目. 他会計補助金は予定額を6,966万円としています。5項, 1目. 国庫補助金は予定額を2,200万円としています。

32ページをお願いします。7項, 1目. 受益者負担金は、予定額を678万円としています。543万9,000円の増となります。公営企業会計の発生主義の原則から、当該賦課決定年度に全額を予算計上するため、大幅な増となっております。

33ページをお願いします。次に支出になりますが、1款, 1項, 1目. 管渠建設改良費は予定額を5,907万2,000円としています。汚水管渠布設工事は村木地区、井石地区でその他路面復旧工

事やマンホール蓋取替工事などを予定しています。3目．処理場建設改良費は、予定額を1,081万8,000円としています。浄化センターの機械・電気設備改良工事を予定しています。

34ページをお願いします。3項企業債償還金は1目．建設改良費等の財源に充てる企業債償還金1億4,696万2,000円。2目．その他の企業債償還金115万4,000円としています。企業債償還金の合計は1億4,811万6,000円になり、392万8,000円の増となります。

これで下水道事業会計の説明を終わります。

○水道課長（中村和彦君）

続きまして議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算について説明いたします。令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算は次に定めるところによります。第2条業務の予定量になりますが、給水事業所数は1社。年間給水量は14万6,400立方メートル。1日平均給水量は400立方メートルとしています。第3条収益的収入及び支出の予定額になります。収入は工業用水道事業収益を、1,478万2,000円としています。前年度で52万5,000円の増となります。次に支出は、工業用水道事業費用を1,472万9,000円としています。前年比で50万4,000円の増となります。

2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出の予定額になります。収入は資本的収入を930万円としています。20万円の増になります。次に支出は資本的支出を921万9,000円としています。13万7,000円の増となります。建設改良費は現在予定する工事はありませんが、30万円を計上し企業債償還金は891万9,000円としています。第5条他会計からの補助金は、事業運営のため一般会計からこの会計へ繰り入れる金額は、1,490万円としています。

6ページをお願いします。令和5年度工業用水道事業会計予算の調整にあたり、6ページに予定キャッシュフロー計算書、7ページに令和4年度損益計算書、8ページから11ページに令和4年度及び令和5年度予定貸借対照表を掲載しています。13ページをお願いします。予算の主な内容について、予算説明資料で説明いたします。まず収益的収入及び支出の収入ですが、1款，1項，1目．給水収益の予定額は917万9,000円としております。2万5,000円の増となります。2項，1目．他会計補助金は予定額を560万円としています。50万円の増となります。

14ページをお願いします。支出になりますが1款，1項，1目．原水及び浄水費は、予定額を251万6,000円としています。34万4,000円の増となります。節は委託料になりますが、工業用水排水ポンプ所の水質計は設置から10年を超えるため、点検を実施するためその費用額を計上します。

15ページをお願いします。5目．減価償却費は予定額を778万4,000円としています。28万円の減になります。

16ページをお願いします。2項，1目．支払利息及び企業債取扱諸費は、予定額を318万6,000円としています。13万6,000円の減になります。企業債支払利息になります。2目．消費税は課税事業所の変更に伴うものですが、予定額を57万6,000円としています。

17ページをお願いします。次に資本的収入及び支出の収入ですが、1款，1項，1目．負担区分に基づかない出資金は、予定額を930万円としています。20万円の増となります。主に企業債

の元金、償還金に充てるものです。

次に支出ですが1款，2項，1目．企業債償還金は、予定額を891万9,000円としています。13万7,000円の増となります。これで工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

以上で議案第10号、令和5年度波佐見町上水道事業会計予算から、議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

説明漏れなどはありませんか。

皆様にあらかじめお伝えいたします。本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長をいたします。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第15議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算から日程第21議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件については、議長を除く12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって議案第6号から議案第12号までの7件については、12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。ただいま名簿を配布いたしましたので御覧をいただきたいと思います。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、御手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって予算特別委員会の委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。ただいま設置しました予算特別委員会を17時より委員会室で開催します。委員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開時刻は追ってお知らせいたします。

午後4時54分 休憩

午後5時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。お知らせをいたします。予算特別委員会の委員長に尾上和孝委員が、副委員長に脇坂正孝議員が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

また分科会を設置し第一分科会の主査に田添有喜委員が、副主査に福田勝也委員が。第二分科会の主査に城後光議員が、副主査に岡村達馬委員が決定した旨、通知を受けましたのであわせて

お知らせをいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立お願いいたします。
お疲れでございました。

引き続き予算特別委員会となっておりますので、そのままお待ちをいただければと思います。

午後5時31分 散 会

第4日目（3月6日）（月曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

前田 博司 議員

1. 施政方針について
2. 町の情報発信について
3. 令和3年度災害復旧事業の進捗について

岡村 達馬 議員

1. 施政方針について
2. 公立中学校の部活動地域移行について
3. ギガスクールにおけるデジタル教科書の採用と活用について

田添 有喜 議員

1. 道路整備と歩道整備について
2. 河川整備と「桜づつみ」の維持・管理について
3. イノシシ等の被害防止対策について

尾上 和孝 議員

1. 空き家・老朽化家屋の対策と相続登記義務化について
2. 再利用できる資源の活用について

城後 光 議員

1. 公共工事を取り巻く環境変化について
2. 公共交通を取り巻く環境変化について

第4日目（3月6日）（月曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
10 番	欠	員	11 番	北村	清美
12 番	脇坂	正孝	13 番	尾上	和孝
14 番	百武	辰美			

2. 欠席議員

9 番	横山	聖代
-----	----	----

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田	孝行	書記	筒	晴香
---------	----	----	----	---	----

4. 説明のため出席した者

町長	前川	芳徳			
企画財政課長	辻川	尚徳	総務課長	福田	博治
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	商工観光課長	澤田	健一
住民福祉課長	井関	昌男	農業委員会事務局長 税務課長	山口	博道
建設課長	本山	征一郎	農林課長兼	古賀	真悟
長寿支援課長	松添	博	水道課長	中村	和彦
養育課長 養育課長	宮田	和子	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
給食センター所長 教育次長兼	朝長	哲也	教育長	森田	法幸
財政管財係長 企画財政課	鶴田	秀幸	総務課課長補佐	太田	誠也

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立お願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 1 回波佐見町議会定例会第 4 日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。これから通告に従い、順次発言を許します。

1 番 前田博司議員。

○1 番（前田博司君）

おはようございます。トップバッターですが、ちょっと緊張しております。

大分春らしくなってきました。コロナもやっと終息が見えるような感じになってきましたけども、これからはイベント等も盛り上がりを見せてくるものと思います。町のにぎわいも戻ってくるのではないかと期待しております。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず 1. 施政方針について

(1) 地域公共交通における、予約制乗合交通と路線バス及びタクシーとの三層による交通システムの連携確立を図るとあるが、どのような連携を目指すのか。

(2) 西ノ原土地区画整理事業については、基金などの活用をした集中投資により早期完成を目指すことはできないか。

2. 町の情報発信について

町の情報発信のツールとして、ホームページやLINE、インスタグラム、広報紙、防災無線などを様々なものを用いていますが、様々なニーズに対応した、より効果的なものとする必要があると考えております。

そこで、次のことを問います。

(1) ホームページに寄せられた意見等を公表することはできないか。

(2) 情報伝達のツールとしてケーブルテレビの活用はできないか。

(3) 情報発信などを総括する広報担当部署を設置できないでしょうか。

3. 令和 3 年度災害復旧事業の進捗についてお伺いします。

令和 3 年度に発生した災害の復旧事業は、様々な要因により未だ着工されていない箇所もあると聞いております。

そこで、次のことを問います。

(1) 現在の進捗状況はどうか。

(2) 未発注分の今後の見通しは怎么样了でしょうか。

(3) 災害復旧事業に対応する組織編成は今後どのようになるのでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

皆さんおはようございます。それでは1番前田博司議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 施政方針について

(1) 地域公共交通における、三層の交通システム確立で、どのような連携を目指すのかというお尋ねでございますけれども、本町の乗合交通は交通空白地帯の解消を図るため、平成24年度にシステムを構築し運行を開始いたしました。

これまでに幾多もの見直しを図りながら、路線バス、乗合交通、タクシーとの異なった三層の各交通が、それぞれがその役目を担い町民の足の確保を図ってきたところです。この乗合交通は町内全域に12路線を設け、1路線あたり週3回、1日4往復の完全予約制となっています。

近年は買物に便利な地点にバス停を増設するなど、町民の皆様のニーズにできるだけ沿うような改善も行ったことから利用率も若干ながら上昇傾向にあります。

さて、この3層による交通がどのような連携を目指すのかとの御質問であります。1人1台の自動車保有と言われる昨今、バス利用者の大幅な減少など社会構造の変化により、バス路線もここ20年の間で、大幅に廃止が進み現在本町では佐世保～嬉野線と川棚～内海線の2路線だけとなっています。このバス路線の維持とドア to ドアのタクシーでの移動手段はなくてはならない重要な交通手段となっています。

そこにバスとタクシーの中間的存在の、乗合交通を取り入れることで三層のバランスを図りながら事業展開を行っており、常に連携を図っていないと、乗合交通自体が運行できないという状況です。

お互いの良い部分を引き出し補完し合いながら、現行法律の中で最適な方法で町民の移動手段を確保するものであり、乗り継ぎや運行本数、運行委託も含めて、常に連携を深めながら、利便性の向上に努めていきたいと考えています。

(2) 西ノ原土地区画整理事業については、基金などを活用した集中投資で早期完了を目指すことはできないのかという御質問ですが、12月の議会の一般質問においても述べましたが、町の財政事情により事業が長期化していることについて、関係する地域の皆様には多大な御苦勞をおかけしていることは承知しているところでありますが、町としても限られた財源の中で事業を進めるしかなく、現在に至っております。

長期化している事業でありますので、少しでも事業の早期完了に結び結びつけることができるよう、町としましても鋭意検討しているところであり、今後の事業の進め方や見直しに関する御意見など、地区内関係代表者との意見交換を行いながら、事業の縮小も視野に入れたところでの事業全般にわたる整理を行っているところでございます。一方で私が公約した事業の実現において取り組まなければならない事業もございますので、基金等の集中的な利用については、事業の流れを見極めながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

2. 町の情報発信について

(1) ホームページに寄せられた意見を公表できないかとの御質問ですが、町のホームページには、それぞれのページから担当の36部署に直接意見や照会を行うことができます。現行のホームページに移行した平成30年3月以降2月22日時点で、町全体で1,084件の問合せがあります。

内容について確認すると、ホームページという特性から町外からの問合せがほとんどで、中には事業者からの製品等の宣伝や、団体等の主義主張を投げ込み的に投稿しているものが多く、一方で個人からの問合せは、ホームページ記載内容の確認や手続に関して個人的な問合せがほとんどで、総じて町民皆様に広く関係する内容は少ないのが実情です。

これらの問合せについては、それぞれの担当部署において内容を精査し、必要に応じて記載されたメールアドレスに対し、適切な返答を行っているところです。

また各課にまたがる案件については、その都度情報共有を行い、個別の対応も行っているところです。

このようなことから現時点では、町ホームページや広報紙で問合せ内容を公表する必要性は感じておりませんが、議員の御指摘も参考にしながら、例えばホームページや広報誌の作成の参考にするなど、今後も適切に対応並びに活用を行いたいと思います。

(2) 情報伝達のツールとして、ケーブルテレビは活用できないかのお尋ねですが、波佐見ケーブルテレビではこの議会中継をはじめ、行政情報や各種イベントの開催内容を積極的に放送していただき、本町の情報発信と町民の情報共有に貢献いただいていることに感謝しているところです。

波佐見ケーブルテレビは町内の大部分の地域でサービス提供が可能となっており、加入世帯は約2,400世帯と伺っております。これまでも波佐見ケーブルテレビについては、随時行政情報を提供し、取材やテレビ撮影の案内も行っており、相互に協力関係が構築できているものと考えています。

一方でケーブルテレビの加入は町民皆様の判断であり、加入の有無で町民皆様への情報提供格差があってはいけないと考えています。

このため本町では広報紙、防災無線、町ホームページ、メール配信、LINE、Instagramそれぞれの手段を用いて広く情報提供を行っているところです。したがってケーブルテレビに傾注した情報発信はできませんが、テレビ発信のテレビ画面の視覚的効果が上がるよう、行政資料の提供など可能な範囲でこれからも協力をを行い、情報発信に努めてまいります。

(3) 情報発信などを総括する広報担当部署を設置できないかのお尋ねですが、

本町の情報発信は先ほど申し上げましたとおり、広報誌防災無線、町ホームページ、メール配信、LINE、Instagramを行っております。

担当部署は、広報紙は企画財政課。防災無線からLINEまでを総務課。Instagramについては商工観光課が担当しています。このようなことから若手職員を中心に構成しています波佐見町情報発信委員会で、毎月広報誌を中心に、情報発信の内容の検証が行われており、各部署が情報連携に努めているところです。

一方で議員御指摘のように総括する広報担当部署を設置するには、組織機構を見直すことが選択肢としてあると思われます。

3. 令和3年度災害復旧事業の進捗について、現在の進捗状況はどうかというふうなお尋ねでありますが、町道や普通河川が対象の公共土木施設災害については、対象箇所が19か所で、工事は全て年度内に完了見込みであります。

次に農地農業用施設や林道施設等の農林災害については、対象箇所が77か所で、着工した箇所は49か所であります。その内訳は、年度内完了予定は37か所、次年度への繰越しは12か所となっています。残りの28か所は、入札会や随意契約による見積り合わせを執行したものの、落札業者がいない状況が続いており未着工となっております。

(2) 未発注分の今後の見通しは。ということですが、先ほども答弁しましたように、入札や見積り合わせによる随意契約により発注はしているところであり、それでも工事着手に至っていない、いわゆる未着工箇所の見通しについてお答えをいたします。

12月に建設業組合と意見交換を行い、実状を確認したところ一定の資格や経験を有する技術者及び作業員の不足により、現在抱えている工事への影響などから、受注できないことが理由としてあがっておりました。ただし4月以降については、現状の手持ち工事もある程度落ち着く見込みと伺っており、対応が可能になるとなるのではないかと期待をしているところです。

町としましても災害復旧工事においての問題点を整理し、その部分を解消したいと考えているところでもありますので、安心して受注してもらえるように余裕期間制度の導入や打合せ等を密に行い、工事現場の実情に応じ柔軟に対応できるよう受注しやすい環境を整えたいと考えています。

(3) 災害復旧事業に対応する組織編成は今後どうなるのかのお尋ねですが、令和3年8月豪雨により発生した災害は、数や規模いずれも甚大なものであったことや、復旧事業には迅速な対応が求められることから、限られた技術職員の横断的協力体制が不可欠であると判断し、令和4年度の組織編成において建設課内に集中して配置し対応してきたところであります。

なお同一の災害復旧事業は、期間が3年間との制約があり令和3年発生災害については、令和5年度が最終年度となることから、それまでは現状の組織編成で臨みたいと思います。

ただしこれに固執するものではなく、状況に応じた組織の改編も視野には入れておきたいと思っております。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それではまず、地域公共交通についてですが、路線バスやタクシーも乗務員の不足により、減便や運用台数の削減などの対策をとらざるを得ないような状況になっていると聞いています。

本町にはそういった影響は今回出ているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

事業者から聞く範囲においては、バス事業者においてもタクシー事業者においても、運転士不

足また高齢化というのが顕著でありまして、先日西肥バスのほうからも8%の路線削減ということで報道がされていましたが、具体的にどの路線をとというのはまだ説明があっておりませんが、本町においても影響が出ているというふうに聞いておりますので、その説明を待ちたいと思っておりますが、バス、タクシー、総じて影響が出ているというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

この人手不足と利用者の減少というのは、将来的にこの路線の存続の危機にやってくるのではないかと危惧しております。

そこで、運休とならないような対策をとると利用者が増えるのが一番いいのかもしれませんが、そうならない場合には何らかの手だてをしなくてはいけないのではないかと考えているのです。

そこでですね、今国のほうで自動運転のバスの、実証実験などをやっておりますね。国土交通省のほうで。聞くところによるともう100か所ぐらいは実証実験やっている。

実際に運用しているところがあると言って調べようとしたところ、1週間ほど前ですかね、茨城県の境町というところで、もう実証運転やって1年たつというのが、テレビで放映されておりました。たまたま見てですね、これを質問しようと思ってちょうどいいとこだなと思って見ていたのですが、これは人口2万4,000ぐらいで、波佐見町よりちょっと倍までいかないですけど、それぐらいのところ。高齢化率もうちと変わらないような、3分の1が65歳以上というような町で、路線バスの空白地帯14、5人乗りですかね。小さな無人運転のバスを運行させて、これはたしか聞いたら無料でやっているということですね。

タクシー券を配る事業もありますけど、うちにはありますけどその費用とあまり変わらないような格好で今はやっているというのを聞いていますが、こういったことを路線バス等の危機が訪れる前に実証実験をやるようなことは考えられないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そういうバスの自動運転が実証されている地域の、ちょっと状況も調べさせてもらいましたけども、非常に先進的な取り組みで、ただあまりまだ先進的過ぎるのかなという感じはありますけども、非常に費用も5年間に5億ぐらいかかっているとかいう話を聞きますので、そういう先行されているところの状況も見ながら。

またですねこの運転士不足は、波佐見町だけで済む問題じゃないのですね。やっぱり例えば西肥バスであれば、広い大きな広い地域の中での運転士不足でありますので、そういうところも連携しながら、解決に導いていけないのですけども、確かにいろいろこうタクシーでもそうですけど、AIを使った予約とかそういう、デジタル的なやり方というのは、当然今後考えていく必要もあると思いますので、研究はしたいと思っておりますけど、今すぐにこの自動運転の実証実験をやるというのは、今のところはちょっとないです。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

このことに関してはですね、例えば波佐見町でどっかのIT企業と組んでやるということもあるでしょうけれど、例えば今既存の路線を持つ西肥バスとかでもですね、こういった無人運航ができないかとかいう連携は、模索できるのではないかなと思います。

それでちょっとお伺いするのですが、これ例えば町で無料のシャトルバスを運行するとなった場合は、既定のバスの路線と重複することは、やっぱり難しいですね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

基本的に無料ならいいという部分の法律的な解釈もあるところもあると思います。ありますけども、これちょっと詳しく見てないから、はっきり申し上げられませんが、この乗合交通のこの路線を引くときに本来バス路線までの、例えば野々川とか鬼木だったら、下のやきもの公園のところのバス路線までつなぐ部分しか本来は、この乗合交通というのは認められないという、そういう話合いの中で決まっていた。

ただ、それじゃあ乗換えがなかなか不便なので、そこから乗り降りほしないので、中央まで乗せてください。そのままそのまま行かせてくださいと交渉をかなり重ねて、今の乗り合いタクシーが出来ています。

そのときに、この料金についても触れられました。これ住民の人はもう200円も払わなくても、タダでもいいのではないかという話もありました。ただバランスが非常に重要な問題で、バスの距離間バスで運行する運賃と乗合タクシーの運賃はある程度均衡をとってくださいというのは言われています。

そういうことを考えるとタダだからじゃあこれができるのか、タダなので通してもいいですよという話には公共交通会議でも、ならないというふうに思っていますので、それこそ三層の連携の部分が崩れかねない。波佐見町さんは波佐見町に路線バスがいないのですね。もう三河内からでいいでしょうって話になったら、本末転倒の話になるというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よく分かります。まずはですね、乗合交通と規定の路線バスも存続してほしいものですので、利用客が増えることが第一だろうとは思っております。そこで新幹線等もありますので、そちらとの接続で利用客が増えるようなこともやっていただきたいと思います。

それからですね、今後において今は中央に向かって人を運ぶということを考えてやっておりますね。多分ちょっと人に聞いたところですね、その利用者の多くが買物それから病院これがほとんどだということなのですね。であれば後は、それもなくすわけにはいかないでしょうが、人を運ぶのではなくて逆に物を運ぶということも、取り入れていったらどうかと思うのですが、そういう検討はされてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かにですね買物に行くのか、物を配達してもらうのかというところで、どっちも有効だと思

っているし、例えば先進で乗合交通やられているところで人を運ぶ部門と、物を配達する業者と組んでそういうシステムを構築されている部分というそういう自治体もありますので、そういうところはそういう福祉の部門と連携しながら、今いろいろ大手のコンビニさんとかもそういう配達システムがあるなどしますので、そういう支え合いの部分とかの福祉部門、福祉というか介護ですかね。部門との連携をしながら、その研究はしていかなければならないと思いますが、今具体的にどうしようというまでは、そこまでは至ってないような感じです。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ぜひともこういうことも、ほかと連携もというのは、連携はもう確実にやっていかないといけないのですけども、ぜひともこういったことも考えていただきたいと思います。

次に移ります。土地区画整理事業についてですが、これはですね何年も前から、何人もの同僚議員が質問していることなので、そう多くはもう申しませんが、関係者にもお伺いしましたけど、みんなもう待ちくたびれていますよ。早くしてほしいということですね。

まずは今の事業をこのまま続けると、かなりの年数掛かるというのは前もおっしゃっていました。これをもうこの際です。もう1点だけ。町長変わられた段階で、いい区切りだと思うので、スピードアップさせますと言っていたと関係者もものすごく安心するのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

前の町長からも、これは重々に引き継いでいるのですけれども、まずこの区画整理を始めた経緯ですね。経緯と言いますか、前の町長は実は区画整理をやめたいということで県に相談に行ったそうなのですよね。そういうことでいったら事業やめたら、ほかの補助事業も一切できないようになりますよというような、半ば脅しのようなことを県から言われてですね、帰ってきたわけですね。

地元のほうと話をする際に、地元の方もじゃあ町の財源どれぐらいの事業ができるのですかということで、年間に2,000万から4,000万ぐらいだったら何とかやれますよ。それでも地元やりますかということで、地元の方はそれでもいいですから、つなげてやってくださいというふうな返事をもらったというふうに聞いております。

ただもうそれも30年近く、20何年も前の話ですので、もう1世代ですね。関係者変わってきておられますので、そういう話だけじゃなくて、やはり進めるべきところはですね、進めたいというふうに私も思っていますし、ただどうしてもほかの事業も取り組まなくてはならない部分もございまして、そういった部分を合わせながらですね財源的な裏づけができるようであればなるべくスピードアップを図りたいと思いますし、その現行の計画のままでは、当然厳しいものがございまして、そういった見直しを含めながら、検討は進めさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

そこで先ほど町長の答弁の中にもありました、ほかの事業との兼ね合いとかおっしゃっていますけども、ほかの事業で道路事業にしても何しても、ふるさとづくり応援基金は使っているわけですよ。ではここに使っても同じだと思うのですよ。

例えば、もうちょっとそこあたり少し予算落としてでも、こちらのほうへ重点配分するとかいうことはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

これまでも何度も同じ答弁を繰り返しになりますけれども、ふるさと納税についてはですね寄附者の意向というのがありますので、寄附の中で一番大きいのは次世代支援といいますかね。そういった5つぐらいの目標といいますか、寄附の目的があったかと思うのですが、それぞれの目的、寄付者の目的に合わせた事業に充当させて活用させていただいておりますので、半分以上が次世代育成といいますかそういったものにいただいておりますので、西ノ原に該当させる部分としては、また新しいまちづくりですかね。そういったものの中で該当させていっているつもりでございますので、ほかの事業で充当させて一般財源は横つきといいますかねあまらせて、その分を西ノ原に充てるという手法はあろうかと思っておりますけれども、可能なものであればしたいと思っておりますし、ほかの私公約もございましてそういったものを実現しながらですね、なるべく地元の方とお話を進めながら、一刻も早い完了に向けて取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

関係者の皆さんも、大変不便を強いられていますので、ぜひとも前に進むように努力をしていただきたいと思います。

なかなかですね交渉事もあって進まないというのは分かります。分かりますが、できるだけそういったことで、予算付けとかができるようなものであれば、どんどん進めていただきたいと思います。

それでは次の情報発信についてですが、先ほど公表が難しいとおっしゃっていましたが、町民の方からすれば、どういった意見が寄せられているのだろうというのは、知りたいのが本音ではないかと思えます。

そこで、先ほど言われたように、なかなか公表しづらいもの匿名のものに関しては、なかなか審議を確かめるのも難しいものもありますので、公表しづらいのだろうと思えます。ではですね、例えば統計で、分野別に何件あるとかそういったこともできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど答弁したとおりですね、町のホームページには様々な問合せがあります。私も今回はじめて担当部署ということから権限をもらって、一通り目を通させていただきました。やはり一番

多いのは業者さんからの製品の投げ込み、あるいは主義主張ですね。いろんな団体さんが時勢柄こういう主義主張を町にもやってくださいというようなことが多ございます。

その中で個人的に一番多いのは、やはりふるさと納税の問合せが多いですね。実際こういう手続きやっているけど今どういう進捗状況ですかとか、いうのが多いような状況です。

そこで御提案いただいたようなカテゴリーで分類してそれを公表するということが自体はもうやぶさかではございません。どういった方法で、どういった分類でやるか。というのは今後ちょっと研究をさせていただいて、年に1回程度ぐらいは、お知らせ程度はできるのかなということは考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それに関連してですね。これホームページとか広報紙にはそういったのがあったのですが、公式LINEのほうにも意見をくださいといった項目も追加できないかなと思うのですがどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町のLINEですね。大変好評をいただいております。今回の機会でもどのくらい登録があるのかと聞いたら、今日現在で4,613人の方が登録をされているということで、大変こう情報発信のツールとしては定着してきたのかなというふうに思います。

そういった問合せ、あるいは町の何らかの施策について御意見くださいという情報手段、情報発信の手段としては有益だと思います。

どのようなことをやるかというのはLINEを利用している、各課の事情もあるでしょうから、先ほど町長が申した情報発信委員会等で若手の意見も聞いてみたいなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よろしくお願ひします。次にケーブルテレビの件ですが情報というのは言うまでもないのですが、百聞は一見にしかずというように見るほうがかなりの情報量を正確に伝えることができるかなと思っております。

将来的にはですね、この情報伝達の双方向を見据えていかなければならないのかなと思っております。そこでケーブルテレビが持つ情報のネットワークは、大変有効な使い方ができるのではないかなと思います。今現在もこのケーブルテレビのデータ放送のところを見ると、町の情報はこれに掲載をされております。

そこでこの情報というのは町のほうからここにあげるべく手段をやっているのか、ケーブルテレビのほうで独自に入手して行っているのかどちらでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現時点では波佐見ケーブルさんのほうで情報収集をさせていただいております。

当然先ほど町長が申したとおり、催事ごとや大きなイベント、行政内容についてはですね事前にお知らせをしています、町職員がケーブルテレビの何らかのシステムを扱って情報あげているとかいうことはございません。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

これ先ほど地域、最初の地域交通のところでも申し上げたのですが、物を運ぶとかですね。そういったことにも関連してくると思うのですよね。こういう情報伝達の方法。そういった双方向で、もう一つには高齢者の見守りというのですかね。安否確認というところちょっと言い過ぎかと思えますけども、そういったことにも将来的には活用できるのではないかと思うので、もう少し連携ができればなと思っております。

次に3番目の広報担当部署の件ですが、それぞれの所管は先ほど伺いました。それでは特にホームページに関してなのですが、これは定期的にどなたかが監視という点検はされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町のホームページはですね、総務課の電算情報班が総括的な管理をしております。ただ御存じのとおり今の波佐見町のホームページは、それぞれの担当部署でページを作って、それを担当課長が承認をしてアップをするという仕組みになっております。

先ほど申したとおり大きな何かしらの間違いといえればおかしいですが、情報の内容が誤っていれば、電算情報のほうで修正等が行えるということですが、常時監視をしているというわけではなく、あくまでも各課の判断に委ねているという部分が多いというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

このホームページに関してはですね、私も議員になる前からちょこちょこ見て、誤りがあるときには、担当の方にお知らせをしておりました。

情報というのは例えばこのホームページなんかでも、どこも一緒ですけど古いものがあったり、誤ったものがあったりすると信用をなくします。ちょっとこのホームページすごく更新されていないなど。日付の問題も前、指摘をさせていただいたのですが、2018年などと書いてあるものがあるなど。

中身を見ると最新のものになっていたりするのですが、その手前のところで日付が2018年とか16年とかになっていると、おい大丈夫かよと。いうふうに普通の人は思うと思います。

そこで今回ちょっと調べたのですが、何個かあるのですが、一つ言うと昨年ですかね。鬼木の燈明というイベントやられていました。ものすごくよかったと評判もよかったと聞いております。でもホームページには駐車場の案内からして、そのまま掲載されたままになっております。

ぱっと見ると今年もやるのかというような感じに見えます。

こういうのを担当部署があげて誰がチェックしているのかということになります。

ですから先ほど言ったような広報担当部署。これは組織改革と町長もおっしゃいました。なので、課の設置とかまではうちの規模だったら、課の設置までいかないかなと思うので、もう一つ手前かなという気もしますけども、そういうようなことであげたつもりなので、これ間違った、間違たってちょっとおかしいですね。古いものに関しては、誰が確認する方はいらっしゃるのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

御指摘をいただいたような町のホームページに、いい面もたくさんあるのですが、現在の町のホームページに若干やはり、ちょっと御指摘を受ける部分も多いなというふうに思います。先ほど更新の日時とかページが残ったままになっているとか、あるいは見づらい、探しづらいということはよく聞きます。

そこがやはり各課が今ページをつくって承認をしているというような中で、電算情報もシステム関係もマンパワーがなくてなかなかそこまで及んでないというのが実情だろうと思います。

まずはホームページのつくり方をもう一度周知をやるということ。ホームページには今の機能には、何月何日何時まで公開をするという設定ができます。あるいは更新日も指定をすることができますので、そういった基本的なところの周知をやります。

その後やはり定期的にやはり循環をして、悪いところはシステム担当で統括的な権限がございしますので、やはりしかるべきページはもう見えなくするとか、修正をかけるということは行っていく必要があるのかなというふうに感じております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

今、代表的というか、1件だけ言わせていただきましたけども、ついではすからももうちょっと言わせていただくと例えばイベントの場合。この前映画の上映会があって行ったのですが、もっと入れるなと思ったのですが案内は随分前にされていました。前売りじゃなかった、整理券とかの配布もされていたので集まりが悪いのであれば、直前まで、その日まで、やはり告知を追加ですつとすべきだと思うのですよね。そういったところもあるので、考えてほしいという提案でした。

それから広報ということであげたのは、これは広報紙とかホームページだけではなくてメディア対応なども含まれます。これも十分大事な問題だと思います。町として一貫性を持ってメディア対応。メディア対応というと何か悪いことしたときだけの気もしますが、そうではなくていい情報もどんどん発信していかなければならないので、そういったことを統括する部署が大事かなと思うので、質問させていただきました。

それではですね、3. 災害復旧の進捗について。

これも担当者の皆さんは十分御苦労されて、ここまで来たかということで随分と進捗している

と思います。来年度に回る分について、12件の繰越しと28件の入札に付するものですね。これに関しては先ほど言ったように、人的なものが解消すれば受注できるのではないかとおっしゃっていましたが、私どもも建設業組合のほうと意見交換をしました。その中では確かにそういう問題が出ております。

それとともに私の経験からして昔から災害復旧というのは、利益率がもう利益があまり出ない工事ではあります。非常にやりづらいところも多く、そういったところでこれは災害復旧というのは国の補助、国の査定を受けて行う事業ですので、査定にのらないと設計に組みづらいとかそういうこともあるでしょうが、ぜひとも仮設工などでどうしても条件が悪いところは単費でもそういうところをカバーしていただけるような、いうことで受注率アップにつなげていただきたいと思いますのですが、どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃったとおり確かに災害工事につきましては受注率が今低くて、その理由としては、先ほどあがったような感じがあっております。

内容としましては我々も十分理解をしておりますが、一方で国の査定を受けていっていうところ、先ほどもありましたとおり、そこはまず一定のルールがありますので一旦はそういったかたちでの発注をしないことには我々としてもできないものがあります。

ただ一方で現場の状況によって内容については十分打合せ等できると思っておりますので、結構話をしながら対象として判断できるものであれば、柔軟に対応できればというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

特に公共土木施設債と建設課関係についてはですね、申しましたとおり全て受注、発注済みで完了見込みでございますが特に現場条件が悪い農地ですね。機械が入っていかないとかあるいは仮設道路が必要だとかいう場所。これがなかなか受注されてないケースでございます。

査定の中でそういったものを仮設道路であるとか、運搬費であるとかいうもののがかなり見てもらえない部分がございますが、これは現在単独費、先ほどおっしゃった単費を別に見まして現実に合わせた対応をしておりますので、今後もそういったものを図りながら受注をしていただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それからもう一つですね、余裕工期を設定した工事の発注方法というのもあります。ですが今残っているのが、ほぼ農地ですので。農地災害ですので。余裕工期を設定して延ばせば延ばすだけ所有者もお困りになるでしょうから、なかなか採用もしづらいと思います。

これは恐らく災害復旧に限ったことじゃなくてほかのところには、運用できるのかなあと思っていますので、それは今回、これ以上は申しません。

それから農地の農地災害の場合は5年度にもまたがるわけで、これは耕作5年でも耕作できないということになるというのは、地権者の方、持ち主の方の理解は得られているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今ですね、おっしゃいました部分。当然工事ができなければ次の耕作にかかれないうところがちょっとありまして、そこにつきましては現状がもうこういうことですので、もうこちらからお願いするしかなくて実情の部分についても農家の皆さんには伝えておきまして、それについてはですねやむを得ずといいますか。今のところはですね御承諾いただいているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

なかなか難しいところばかりなので大変でしょうがよろしくお祈いします。

最後に組織編成ですね。これは当時、未曾有の災害というか件数が多いということで、今のよな組織体制にしたというのは私も承知しております。

先ほど令和5年まではこの体制でいくとおっしゃっていましたが、今後については元に戻るといふような考え方が基本にあるということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

基本的にはですね元の体制といいますか、農林土木であれば農林課にというふうな考え方もありますけれども、状況に応じてはまたその時々にあった組織というものがあるかと思っておりますので、臨機応変に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

そうですね。その時にならないとそのときの状況が分からないので、そのときに合わせたということだろうと思っております。そこで今年度も技術職の採用試験を行っていなかったというふうに聞いております。

これはこの組織編制等には影響は出てくると思うのですがどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

当然影響はないとは言えませんが、多少あるかと思っております。

今後採用についても定期的な採用じゃなくて、やはり年間通したところでそういったものについて、常に声掛けをしながら採用ができるようなシステムというのを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

そうですね、なかなか今民間のほうでも技術者も、あらゆる講師の職人さんも不足している状

況で、町だけがないというわけではないのでものすごく大変なことだろうなどは思っておりますが、ぜひとも支障がないようなかたちで採用を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で1番前田博司議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

おはようございます。通告書に従い一般質問を行います。

1. 施政方針について

「保健・医療」の項目に小児科誘致のことが記載されている。また基本方針においてもあげられているが、扱いが小さいように思える。

そこで、次のことを問う。

(1) 人口減少が進む今、子育て世代や若い世代の移住・定住には小児科などの医療機関は欠かせないと思うが、具体的な対策や施策案は出せないのか。

(2) 町長は、目指す「住みよい町」、「定住できる町」の実現に向けて精力的に取り組むとされているが、誘致の進捗状況はどうか。

また、医師会等の反応はどうか。

2. 公立中学校の部活動地域移行について

スポーツ庁有識者会議は、公立中学校の運動部活動について休日の部活動を学校から地域移行に委ねる提言をまとめ、次年度から取り組むとしている。

そこで、次のことを問う。

(1) 波佐見中学校での指導體制の現状は。

(2) 今回の提言を受けて対応が急がれると思うが、取り組みは始まっているのか。

(3) 「地域の実情に応じて可能な限り」とされていますけども、移行の目標を令和7年度までとしている。急がれる課題ではあるが、学校や教育委員会だけの問題としていいのか。

3. ギガスクールにおけるデジタル教科書の採用と活用について

ICTは学校教育の基盤的ツールとして必要不可欠とされており、1人1台の端末による教育は既に始まっている。令和6年度の本格的導入まで1年しかない。

そこで、次のことを問う。

(1) 文部科学省は「デジタル教科書」を令和6年度から先行導入するとしている。教職員のスキルアップや業務負担増への対応及び受入れ体制は構築できるのか。

(2) 実施に当たってのメリット、デメリットにどのように対応していくのか。

(3) 保護者のデジタル教科書への理解と新たな経済的負担は生じないのか。

あと、詳細につきましては発言席より行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

6番 岡村達馬議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1. 施政方針について

(1) 小児科誘致の具体的な対策や、施策案は出せないのか。

(2) 小児科誘致の進捗状況と、医師会等の反応はどうかというふうなお尋ねでございますけれども、具体的な施策として小児科の誘致を検討しており、既に町医師会と協議して進めております。

医師会からいただきました要望として、まずは町民がどういった小児科を望んでおられるのか。今後マッチングしていく上で必要であることから、アンケートをとってほしいと依頼がございました。

そのため現在はアンケート案を作成提示し、御意見をいただいているところです。

アンケートはインターネットで回答できるものを検討しており、質問項目がまとまりましたら子育て世帯へ配布し、回答をお願いしたいと考えております。

また並行して、誘致に取り組む先行自治体の支援等の比較検討を進めております。誘致の条件については、医師会との協議の必要性を感じており、令和5年度中に補助金交付要綱を制定することで確認をしております。今後、新たな医療機関の進出が現実的なのかということもありますので、既存の医療機関の拡充等についても対応できる柔軟な支援策等を検討してまいります。医師会の反応はということですが、人口減少で、診療所の経営も厳しさを増しており、他の産業と同様に、医療の分野においても後継者問題が生じています。県内では西海市において、整形外科医の先生が、ふるさとに恩返しということで開業を決心され、補助制度も有効に活用されているという事例があり、一定の効果があるとの評価もありますが、小児科医となりますとさらに厳しくなるとの見方も示されました。

お子さんが病気になったとき、安心して受診できる身近な医療機関の存在は、子育て世代にとって大変大きなものと認識しておりますが、開業や拡充などは、医療機関の経営判断を伴うものであります。子育てに優しいまちづくりを進め、そのような世代が多くなることにより、波佐見町での小児科開業を選択していただけるよう努力してまいります。

その他の御質問については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 公立中学校の部活動地域移行について

スポーツ庁有識者会議は、公立中学校の運動部活動について休日の部活動を、学校から地域移行へ委ねる提言をまとめ、次年度から取り組むこととしている。

そこで、次のことを問う。

(1) 波佐見中学校での指導体制の現状は、との御質問ですが、波佐見中学校の部活動は活発に行われており、優秀な成績も上げています。特に野球部においては、昨年8月に行われました全国中学校軟式野球大会で、全国大会まで駒を進め、ベスト8という誇らしい成績を上げたことは御存じのとおりです。

また今月22日から、静岡県で開催される全日本少年春季軟式野球大会へも出場することになっております。

さて波佐見中学校の部活動は、現在運動部14、文化部2、計16部活動で全校生徒の約9割354名の生徒が参加しています。

この指導者に関しては中学校教職員20名と、地域の外部指導者14名の方々に指導を御協力いただいております。

また部活動ガイドラインをつくり練習時間や休養日の設定など、体調管理や家族、地域との関わり等への配慮も行っております。

(2) 今回の提言を受けて、対応が急がれると思うが取り組みが始まっているのかとの御質問ですが、今年度に入り町内の体育スポーツ振興に関わる各種団体等への説明を行った後、学校、体育協会、文化協会、PTA、スポーツ少年団、地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員など計11名からなる波佐見町地域部活動推進検討委員会を立ち上げ、今年1月19日に第1回目の会合を行ったところです。

第1回目の会合では全国的なモデルになっています長与町の取り組みなどを参考にしながら、協議を行いました。本町の実態や現状を踏まえ本町らしい部活動の地域移行を目指し、まず波佐見中学校サッカー部と、地域の小学校サッカークラブデサフィーゴとの連携した取り組みを試行的に行い、その成果と課題を踏まえ、順次他の部活動にも広げてまいりたいと考えております。

(3) 「地域の実情に応じて可能な限り」とされているが、移行の目標を令和7年度までとしている。急がれる課題ではあるが、学校や教育委員会だけの問題としていいのかという御質問ですが、これからの部活動は学校や教育委員会だけの問題ではないことが、地域移行への原点です。

先ほど紹介しました波佐見町地域部活動推進検討委員会が中心となって、情報を発信し地域全体が一体となり、地域の子供は地域で育てるとの認識のもと進めていかなければなりません。

指導者の確保や費用面などについても、今後の課題として検討してまいります。

3. ギガスクールにおけるデジタル教科書の採用と活用について

ICTは学校教育の基盤的ツールとして必要不可欠とされており、1人1台の端末による教育は既に始まっている。令和6年度までの本格的導入まで1年しかない。

そこで次のことを問う。

(1) 文部科学省は「デジタル教科書を」令和6年度から、先行導入するとしている。教職員のスキルアップや業務負担増への対応及び受入体制は構築できているのかという御質問ですが、現在も国語、算数、数学、英語などの教科においては教師用のデジタル教科書は導入されており、授業の内容や展開により有効に活用されています。

教科書の参考例をメインに習うより慣れろのスタンスで取り組んでおります。また今後は、児童生徒用デジタル教科書が導入されることとなりますが、今年度は小中学校に英語科と算数数学、または理科の2科目についてデジタル教科書が試験的に導入されており少しずつ活用が図られています。

個別最適な学びのツールとして、効果的な活用についても実践しながらレベルアップすることを基本に対応してまいりたいと考えております。

(2) 実施にあたってのメリット、デメリットにどのような対応をしていくのかとの御質問ですが、デジタル教科書と電子黒板をセットにした事業効果はとても大きいものがあります。資料の拡大、音声や動画、保存や再生、意見の共有などができることが大きなメリットとなっています。

また直接画面にも書き込みをすることもでき、黒板やノートとしての使用することもできます。

デジタル教科書のみでなく、ICT機器を活用した教育のデメリット。負の部分として、指導者側のスキルや意識の差、子供の基礎学力、モラルやリテラシー、心身の健康やコミュニケーション力などがあげられますが、その解消改善にはデジタル教育とアナログ的教育のバランス、指導者、子供とともにスキルアップやリテラシー向上のための研修。デジタル教育の有効性や注意すべき点などについて、繰り返しの啓発、情報発信などを根気強く続ける対応しかないと思っております。

(3) 保護者のデジタル教科書への理解と、新たな経済的な負担は生じないのかのお尋ねでございますが、授業参観などにおいて、デジタル教科書を活用した様子を公開したり、日々の利活用の様子を通信などで知らせたりして、保護者への理解を図っています。

今後もメリット、デメリットを踏まえた利活用を推進することを理解していただくことが必要だと考えております。

新たな経済的負担については、現段階においてはデジタル教科書について無償化されるかどうか。国の方針が示されておられません。

しかし現在試験的に配布をされていますデジタル教科書については無償で提供されております。今後の国の方針等に注視してまいりたいと思っております。

以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

長年波佐見町民の特に子供たちの健康、医療に携わってこられました医院が無くなり、小児科不在が続いております。今保護者の皆さんは、嬉野や佐世保の方面に治療に行かれているということをお聞きしました。

全国的なデータや詳細な資料を見ても、町長が目指すいわゆる住みよい町の主な項目として、治安や自然災害の少ない安心安全自然環境の豊かさや、まちの静けさといった快適な暮らし、買物がしやすいなどの生活の利便性のほかに、生活インフラでは公共交通機関の充実などがありますが、圧倒的に多いのは、医療介護の病院や診療所がその自治体にあるのか。

特に小児科病院は不可欠だとされており。非常に難しい案件だとは思いますが、現状いわゆる佐世保、嬉野への通院状況と先ほど概要は分かりましたけれども、今取り組まれている状況、対策についてもう少し詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

最初のほうに長年開業されておられました医院がなくなって小児科不在という御発言があったかと思うのですけれども、その医院は閉鎖、閉院になりましたので小児科医はいらっしゃいませんけれども、ほかの医院のほうで毎日ではありませんが、曜日とか時間を限定して小児科の先生に診療していただいておりますので、全くの不在という状況ではございません。

小児科の誘致に関しましても小児科医がなくなるってところで、医師会のほうも心配されてそういう時間を区切った診療であります、そういう先生のですね、お招きといいますか、そういう招致のほうに動いていただいているところです。

今回町長が公約に掲げております小児科の誘致に関しても、医師会ともお話をさせていただいて、まだ表だった動きは見えていないかもしれませんが、水面下のほうではですね、着実な話し合いは進めさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

モニターを御覧ください。

当町の施策方針にも波佐見町の第6次総合計画、基本構想では確かに人口減少については、具体的に人口の推移や自然動態、社会動態などで、冷静にそして明確に人口減少について述べられております。

しかしまちづくりに向けた課題、総括の項目では基本的な課題の中に、安心して住み続ける町となるために生活基盤の整備を促進することが述べられており、個別課題の中にも、医療機関の充実、施策の大綱にも温もりがある都市のまちづくりにおいても、出産、子育て、保健、医療とされております。

確かに医療者負担や、軽減等は読み取れますけれども、病院の誘致については具体的な動きが分かりません。こうした医療の充実は、単なる福祉ばかりの施策ではなく、波佐見町のまちづくりに大いに寄与するものと思われま。

先ほども御説明いただきましたけれども、もう少し具体的な内容はないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今、画面のほうでお示しされているのは基本構想の一部かと思えます。基本構想に掲げる将来像を実現するために、令和5年度から令和9年度の5か年で、策定をする基本計画というものがござい。今策定中のところですが、

その中で、主要な施策として地域医療体制の充実に取り組むとしており、具体的には地域医療との連携を強化し、小児科医の確保のために必要な調整に努めると。そんなふうに計画にはしつ

かり盛り込ませていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

モニターを切替えます。町長就任後まだ月日が浅く、全ての課題が本格的指導までには行って
いないことは理解できます。しかし行政は待ったなしです。

波佐見町の福祉医療のほか、町民の定住あるいはよそからの移住を図ることによって、人口減
少を少しでも緩めることも期待できますので、関係機関にも大いに働きかけをお願いし、本町の
医療機関の充実を図るためぜひ対策を講じてほしいと思います。

誘致活動などの察急なアクションプランをお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほどですね町長のほうでも答弁いたしましたけれども、子供がいないと小児科も開業できな
いですね。小児科がいないと育てやすすくないとか、小児科がいれば育てやすいとかですねそう
いう、波佐見町で開業しようということと波佐見町で子育てをしようということは相関関係がある
というかですね。そういうことになるかと思っておりますので、両方の課題をしっかりと取り組んでいき
たいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

ありがとうございました。

続きまして学校関係に移っていききたいというふうに思います。中学校の部活動についてですけ
ども、今月下旬先ほども教育長のほうからお話がありましたけれども、野球が静岡県で行われる全
国大会に出場します。また春の選抜高校野球で波佐見中学校卒、野球部で活躍した選手が出場す
ると聞いてとてもうれしく、また頼もしくも思っております。

このように中学校から始まる本格的なクラブ活動は、人生形成に非常に大切なものと思ってお
ります。

画面切替えます。さてスポーツ庁がいわゆる中学校の休日における運動クラブ活動指導を地域
や民間にいわゆる学校外に委ねる提言が求められ、実践に移行されようとしております。

長崎新聞によると少子化の加速による生徒数の減少で、地域によっては部活動維持が難しくな
っていることや、学校の規模にもよりますけれども学校単位での部活動が困難になってきてい
るとも言われております。

また先生たちの日常の長時間労働も解決されていない現状では、土日の部活動への指導により
年間を通じて休みがとれないとも言われております。

モニター切替えます。ここ数年小学校から高校まで含めて、約5,000人を超える先生たちが、
いわゆる心の病で休職をしております。波佐見中学校の各顧問の先生及びほかの先生の状況も含
めてですけれども、状況はどうでしょうか。休みはとれているというふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁にも申しましたように、部活動ガイドラインというのを作成しておりますので、ガイドラインにのっとりまして平日に1日、土日に1日という休養日ということは設けております。波佐見中学校では毎週月曜日をノー部活動にしておりますのでその日の練習はあっておりません。

土日につきましては試合等々のこともあるのでしようけれど、例えば、指導者の複数体制とかですね、あるいは外部指導者との連携の中で、休みを上手にとっているのではないかなということ判断をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

さらに協議権限のない部活動への顧問の割当てとか。そのために逆に先生たちのほうが心身を病むという、こういうことも書かれておりました。

国としては指導者の地域移行に向けての、その環境整備を次年度から。いわゆる5年度からですねしっかり進めるとして、令和7年度末までの完全移行を目指しております。

今これらの提言や提案を受け、波佐見町ではどのような対応をなされていますか。次年度から行動へ移すことはできる状態にあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁にも述べましたように、今令和4年度において、準備期間として各種団体等への説明や、会議を開催する中でモデルとしてサッカー部を、モデルとしたかたちで、来年度から始めてみたいなどは思っております。

7年度というゴールにつきましては、当初はスポーツ庁もそういうふうな7年度ということまで申し上げて、強く主張をしていたのですが、現在は各市町の現状によるというところになっておりますので波佐見町につきましては、7年度に完全移行ということではなくて、波佐見町の実態に応じて、徐々にということ考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

西彼、長与町の方針が大きく報じられております。昨年12月に長与町教育委員会は、町内3校の運動部活動のうち、休日に行う全ての活動を地域に移行する方針を固め、顧問や外部指導者への説明と改革案の提示をいたしました。いわゆる3校の生徒が同じ時間、同じ場所で練習できるようにしてきたもので、昨年7月から地域移行に向けて改革を進めてきたとされております。

波佐見町においては対象地中学校が1校だけですが、長与町のこれまでの経過や会議録を見れば、町教委単独だけの対応は難しいと思います。

先ほどもこの問題については教育委員会、そういった学校単位での対応は難しいというふうにお話になりましたけども、それを踏まえて波佐見町の現状あるいは取り組みは、これからどのような方向になりますか。教えてください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

長与町は恐らく全国的にもモデルだと思っています。それは町教委のほうにスポーツ庁のほうから、専門的な立場の人が入っているということも聞いておりますし、長与町の地域性、スポーツクラブ等々も盛んに行われているところがありますので、当然私たちも長与町からは、様々な情報を得ています。

発行されている通信であるとか、あるいはこれまでの経緯等々も調べさせていただいておりますが、真似られるところと真似することは到底できないところがありますので、波佐見町は波佐見町らしいやり方で、波佐見町らしいスピードでやっていければいいかなということを思っております。

波佐見町らしさというのは多分コンパクトということとジュニア団体。少年スポーツ少年団体会から協働した練習や指導者というのがありますので、それをメリットとして生かしていけたらなということを思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

モニター切替えます。部活動の意義としてスポーツに親しむ機会の確保、自主的、主体的な活動を通じ、責任感や連帯感、自主性の育成やスポーツを通じて、人間関係や自己肯定の向上、信頼関係や一体感の熟成などがあげられております。

先ほども申しましたけれども先生への負担も大きく、また地域によってはスポーツ団体などとの連携協働が十分でないとも言われております。この問題については、いわゆる学校のセキュリティー問題も絡んでいると思いますけども、教委としてはこういった地域のスポーツ団体との関係をどのように結んでいきたいというふうに思われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

波佐見町らしいというところで先ほどスポーツ少年団との連携を申しましたけれど、さらに体育協会さんとの連携というのはとても大きいのではないかなということを思っております。

体育協会の所属されている方々が、現在のスポーツ少年団などの部活動のほうの指導を行っていただいてもありますので、大きく言えばこの体育協会様とスポーツ少年団との連携というのがこれからとても重要になるのではないかなということを思っておりますし、当然この主導にあたっては本町においては、教育委員会がやっぱり主導するかたちになるのだろうということは思っております。先ほど立ち上げました委員会と教育委員会が主導するかたちで、よりよいものを目指していかなくてはいけないかなということを思っております。

私自身は日本型の部活動のデメリットばかり今大きく報道されているところもあると思っております。もともとの今議員がお説のように部活動による人間教育とか様々な面のメリットがたくさん教育的には大きいものがありますので、もともとの部活動の持っている良さ等々も踏まえながらですね、今の状況あるいは教職員の負担減等もあわせたかたちで、波佐見町らしいも

のが出来たらいいなということで計画的にやっていきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

モニター切り替えます。またスポーツ庁は改革の方向性も示しております。それはまず休日の運動部から、段階的に地域移行を基本としていること。目標を次年度から3年後の令和7年度末をめどにしていること。その他生徒の多様なニーズにあった活動機会の充実や、地域スポーツ団体との学校との連帯なども示されておりますけれども、まずどれから、あるいはどのような団体から進めていこうなどのプログラム検討はなされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁にも述べましたようにまずはサッカー部ということを考えておりますが、野球部においてもテニスにおいても様々なところの部分で本町の場合は、スポーツ少年団との連携というのがかなりとれているところだと思っておりますので、そういう点での移行は比較的スムーズにいくのではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

3番目のギガスクール等についての、質問をしていきたいと思えます。モニター切替えます。

昨年8月に文科省は小中学校用のデジタル教科書について、令和6年度から小学5年生から中学3年の英語で、先行導入する方向を進め、方針を固めております。このことは日本の学校開校歴史以来、初めて黒板から離れての授業となる大きな転換点となるとされております。

今のところ当面はデジタル版に完全移行ではなく、教科書との並行とはされておりますけれども、これを踏まえて令和7年度以降は、算数と数学の導入を検討するとしております。

文科省は今年度いわゆる令和4年度の実証授業として、全国の全小中学校を対象に、英語とも一つの教科デジタル教科書、算数が多いと聞いておりますけれども無償提供しました。

波佐見町でも受けられましたでしょうか。どのような状況でしたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

波佐見町におきましても外国語科と南小学校と東小学校は算数を、中央小学校が理科を、そして中学校は数学ということで、これは希望制でしたのでということとバランスがあるものですから、そのようなかたちで令和4年度から試験的に導入をされております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

そういうふうな結果というのは、何か報告書なりが出ているのでしょうか。どのような状況だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

国のほうからこういうことで試行、試験的に児童生徒用のデジタル教科書を導入するにあたり、試験的に行うが希望を出しなさいということでしたので、各学校のほうに尋ねたときに、どうしてもやっぱり算数、国語の希望があったのですが、こちらの希望どおりにはなりませんでした。

ある程度、算数数学で何%、理科で何%ということが決まっておりましたので、算数を全て小学校希望したかったのですが算数、3校は1教科変えてほしいというふうに理科のほうに。中央の場合は理科のほうでお願いをしたというかたちになります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる一斉に使うとフリーズ的な問題もあって、ほぼ使えない学校もあったというふうに新聞で見かけました。

町内の小中学校についてはこういったハード的問題としての、問題は起こりませんでしたか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今年度スタートにそういうフリーズが起きないようにということで工事、ハード面を準備したのですが、実際やっぱり使ってみるとやはり厳しかったということで、さらに増量をするかたちで今月、まずは中学校のほうを増量したものをやって、その結果によって。一応今月末にはその様子を見ながら、町内4校対応できるような増量をしていきたいと思っています。

こればかりはまだやってみないとちょっと分からないところがありますので、今のところは27日に、今月19日に中学校で工事をし、その翌日に試験的にやってそれがうまくいけば、次週に小学校のほうにということで計画的に考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

さらに文科省ですぬいわゆるギガスクールで、1人に1台の端末が配布、配備されましたので、配備され各教室での利用が可能になったため、いわゆるコンピューター機器の更新時期に合わせてコンピューター教室を廃止する自治体も決定しているとされております。波佐見町ではどのような方向に向かっていくのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

4校に確認をしましたら、確かに利用頻度は以前に比べると少なくなったとは聞きましたがやはりパソコン室、コンピューター室で行ったほうがいい。例えばプログラミング教育だとか、あるいは子供たちのクラブ活動であったり、パソコンを使っての研修であったりとか、そういう利用頻度はまだまだあるということで考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほどから説明をずっといただいておりますけども、こうしたICT教育には当然メリットばかりでなく、デメリットも出てきています。その中の一つに従来の学習方法から大きく変化しベ

テラン先生方の経験や実績よりも、ネット世代に生きる若い先生方に有利になることや、年配の先生方のスキルアップの難しさも言われております。

モニター切替えます。今後の対策次第だとは思いますが、個々のタブレットによる学習が中心となるため、クラス全体やほかの生徒と協力して課題を解決していく機会が減り、学習面において全体でやり遂げた感動も、減るのではないかと言われておりますけれども対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等々のやっぱり有効性の部分でその機能の中に、子供たちそれぞれの意見を共有する機能や、それを広げる機能というところもありますので、タブレット、パソコンの持っているそういう有効的な面については積極的に活用していきたいと思っておりますし、共同して形になるものというところは当然あるのだろうと思っておりますが、そういうところの部分につきましては残しながらやっていくという。

答弁の中で言いましたようにデジタル的なもの、よその部分と旧体のアナログ的な教育のよさの部分それぞれ生かしつつということで、バランスよくやっていきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それから小学校の高学年から中学生にかけては、日本語を一番習得する時代であります。端末を使って進めていくために行くために、読み書きの機会が著しく減ることになるとも言われております。

そのため児童生徒が物事を考える力が伸びなくなる。このような状況が提起をされておりますけれども、そういった問題への対応はどうされるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変大きな課題だということで私たちも捉えております。やはり漢字は書かないと覚えませんので、その書くという漢字そのものをやっぱり覚えさせるためのことも必要だと思っておりますので、先ほどから答弁しておりますように、デジタルのよさの部分とやはりアナログ的にやらなくてはいけないものというところをバランスよく指導していくということ。もうその繰り返し、連続ではないのかなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

ぜひそういった対応もお願いしたいと思っております。

私たちがそうなのですが、実際、パソコンを使って文書作成していると、当然手書きをいたしません。筆順なども当然学習しなくなります。子供たちには是非、正しい文字の書き方や文字の成り立ちなどもしっかり学習されてほしいというふうに思います。

もちろんメリットもあります。なぜ今教育界でデジタル化が急ピッチで行われているのでしょうか。ここをしっかりと把握しておかないと積極的に実施している自治体や、周りに置いていかれる恐れもあります。

また教育現場におけるICT環境を整えることを目的としたのは、政府の方針です。ICTにはタブレットばかりでなく、町長も話されましたけども電子黒板、無線LAN、デジタル教科書などを含めます。

デジタル教科書はタブレットのように、電子機器で読めるようにしたもので、表の拡大や縮小あるいは、問題の答えを直接書き込める、あるいは送信・保存などが多角的にできることは大きなメリットの一つとされております。もちろん今後も学校ばかりでなく、他課においてのデジタル化は進んでいくはずで、それに早くからなじむことは非常に大事なことで、し必要なことあると考えます。

デジタル教科書はいわゆるそこにあるのは紙の教科書と同じもので、デジタル端末使用に最適化されているとされております。

そのため文科省は、デジタル教科書の教材の活用促進について、デジタル教科書の今後のあり方に関する検討会議を2年前の令和2年6月に設置をしております。

今現在、デジタル教科書の普及においては、公立高校において小学校で7.7%、中学校で9.2%と活用事例が低いとされておりますけども、私は結構普及しているとの印象を受けました。波佐見町におけるいわゆるタブレットを使った授業の試行は、現在どのような状況なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁申しましたように2教科の児童生徒用のデジタル教科書が配布されておりますので、有効活用されているのだらうと思いますが、どちらかという教師用のデジタル教科書をメインとした授業がまだ、主流をなしているところが現状ではないかなと思っておりますので、今後デジタル教科書が完全に支給されるなったときに、また改めて研究していきたいと思っておりますが、今年度におきまして配当されました算数、数学、理科。そして次年度にどうなるか分かりませんがそこあたりも、どういうふうな状況で今、児童生徒用のデジタル教科書が使われているのかという現状等々も把握しながらより有効な利活用を図ってまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

もう1回切替えます。いわゆる文科省が目指す1年後の令和6年度からの本格導入を目指すにあたってですね。もう準備期間として次年度1年しかありませんけども、間に合わせることはできるのでしょうか。小中学校に求める新たな対応策等はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町において毎月開催をしておりますICT活用推進委員会が現場の声を直に上げて、その改善対策について話し合いをしておりますので、先ほど議員もお説のように、ベテラン職員の中には

です。なかなかやっぱ難しいというところの意識を感じている者もおりますし、意識の差、スキルの差というのは職員、子供にも当然あることですので、負担増になっては何もならないところがあると思っておりますので、それぞれの現場の職員の思いや、スキルや意識を大事に対応しながらですね、それぞれの学校の情報担当を中心に、あるいは得た職員のスキル等も生かしながらですね、各学校の現状に応じて対応していきたいということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる気になる案件もありまして、デジタル教科書導入により保護者に新たな負担が生じないかということです。今全てを公立とした場合、高校卒業まで約574万円かかるとされております。

具体的に言いますと、公立小学校で約35万2,000円。中学校で53万8,000円と費用が伸びております。またタブレット保証等は本人負担ともされておりますけども、タブレットも精密機器ですので、当たり外れもあろうかと思えます。保護者の新たな負担は生じるのでしょうか。

このような場合の負担対応はあらかじめ保護者等の協議をなされているかと思えますけども、どのようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在タブレット導入に関して保護者の負担をいただいていることは現実的にはありません。今後恐らくそういうことはないのだろうとは思っておりますが、例えば家庭における、ネット環境等々につきましてもできるだけの支援を今後も続けて行っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で6番、岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 田添有喜議員。

○5番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告書に従い一般質問を行います。

全国的に少子高齢化が深刻な課題となっています。本町においても例外ではなく、高齢化が進むことにより、後継者不足をはじめあらゆるところで人材確保が大きな課題となっています。

例えば歩道や河川の整備、鳥獣被害対策などが挙げられると思います。誰もが安心して「住み

たい」「住みたくなる」まちづくりの推進について真剣に考える時期が来ていると思います。

本日は環境が変われば人が変わる。人が変わることによって、町の活性化を生む、ということと、人材不足対策。この2つのことをテーマに次の質問を行います。

1. 道路整備と歩道整備について

(1) 町道及び県道の道路整備について、今後、予定されている整備事業にどのようなものがありますか。

(2) 町道の歩道にツツジ等が植え込まれています。年間の管理費はどのくらいでしょうか。

(3) 歩道の管理について、以前の答弁で作業員等の不足により十分な対応ができないとありました。今後どのような対策を考えておられるのでしょうか。

2. 河川整備と「桜づつみ」の維持・管理について

(1) 川棚川の河川敷の遊歩道(桜づつみを含みます)の管理費は、年間どの程度でしょうか。

(2) 「桜づつみ」や河川利用推進事業の「ラブリバー制度」の遊歩道は、途中整備されていないところがあります。今後の整備計画(駐車場を含む)は、どのようになっているのでしょうか。

(3) 県管理下にある二級河川の今後の整備計画について、県からどのような報告があっているのでしょうか。

(4) 河川内の樹木の伐採等は早急に対応すべきと考えます。各自治会等の協力を得ての対応は考えられないでしょうか。また、各自治会等への支援は考えられないでしょうか。

3. イノシシ等の被害防止対策について

(1) メッシュ柵の老朽化に伴い、更新時期を迎えている地区はどうなっていますか。

(2) イノシシ等の被害状況を調査し、今後の事業計画に生かしてはいかがでしょうか。

(3) 猟友会に対するさらなる支援の充実は考えられないでしょうか。

(4) イノシシ対策として、廃石膏の活用は考えられないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長(百武辰美君) 町長。

○町長(前川芳徳君)

それでは5番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1. 道路整備と歩道整備について

(1) 町道及び県道で、今後予定されている整備事業はとのお尋ねですが、道路の整備については基本的にこれまで継続している路線の整備や、各地区からの要望をもとに、道路の状況等を勘案し実施することとしています。あくまでも予定であります。主なものとして、県道では現在進行中である佐世保嬉野線の歩道整備などを含め、5路線7か所の事業が予定されています。

町道では第2狩立線や横枕線などを含め、改良工事9路線、舗装工事5路線、維持その他9路線を予定しております。

(2) 町道の歩道にツツジ等の植栽帯の年間管理費はどの程度かとお尋ねですが、歩道の植栽管理費用については、直近3か年で申しますと、令和2年度が225万2,000円。令和3年度が372万7,000円。令和4年度が495万2,000円と年々増加しております。

費用の増加した要因は、これまで低木剪定や除草作業の部分においてはシルバー人材センターに発注しておりましたが、センターの会員不足に伴い当該内容の受注が困難になり、専門業者への依頼となったことから割高となっている状況があります。

(3) 歩道の管理について、今後どのような対策を考えているのか。とのお尋ねですが、さきの質問の関連と捉えてお答えいたします。

先ほどの答弁でも述べましたが、シルバー人材センターの対応が厳しくなったことから、現在は専門業者への依頼を行っているところです。緊急な場合は環境美化作業員による対応も視野に入りたいと考えておりますが、車道側の作業については、車両が走行している状況での作業となりますので、ある程度限定した対応になるものと思っております。

今後の対応として対策としては、依頼が可能であればシルバー人材センターと専門業者の併用を引き続き考えておりますが、最終的には専門業者に受皿となっていただく以外に方法はないものと思っております。

2. 河川整備と「桜づつみ」の維持・管理についてということ。

(1) 川棚川の河川敷の遊歩道の年間管理費はとのお尋ねですが、川棚川の堤防を利用した遊歩道は、左岸側を平成元年度から「桜づつみ」モデル事業として、また右岸側を平成3年度から「ラブリバー事業」として、宿郷陣川橋から岳辺田郷荒瀬橋までの河川沿い延べ約8,200メートルを整備したものです。遊歩道のカラー舗装のほか、桜やツツジの植栽、東屋や擬木柵の設置などを行っており、多くの住民の皆様がウォーキングやジョギングなどに利用されています。

お尋ねの年間の管理費については、経常的な経費としては毎年おおむね、4、500万程度を要しています。内訳として、本年度では草刈りなどを対象とした愛護団体活動奨励金として150万円。ツツジ等の低木剪定作業手数料として260万円。トイレの管理費30万円。その他の経費が10万円となります。

また工事施行後30年近くになり、路面の損傷も激しいことから、年次計画で舗装の改修を行っており、令和4年度は1,370万円の改修工事費となっております。

(2) 「桜づつみ」や「ラブリバー制度」の遊歩道は、途中に整備されていないところがあると。駐車場を含む今後の整備計画はどのようになっているのかとの御質問ですが、お尋ねの箇所については恐らく樋渡橋から万年橋手前までの右岸側と推察されますが、川棚川については二級河川であるため、県の管理下となっていることから、堤防の形状変更などを行う場合は県との協議が必要であり、「桜づつみ」と同様の整備を行うにはさらに用地の確保も必要となります。

現在の河川公園の管理においては、愛護団体にも御協力をいただいているところですが、会員の高齢化等により減少していることもあり、さらなる管理範囲の拡大は対応が厳しくなりますので、先ほどの答弁でも述べました管理費等の増大も発生してまいります。

また本町においては波佐見町公共施設等管理総合計画において、施設総量の適正化を掲げており、新たな公共施設の整備については慎重にならざるを得ないことから、今後の整備計画については現在のところ考えておりません。

一方で県の工事において川棚川自然災害防止工事として、堤防部分を貼りコンクリートによる

補強が実施されますので、工事完了後は遊歩道としての活用もできるのではないかと思います。

(3) 二級河川の今後の整備計画についてのお尋ねですが、二級河川の整備計画について県に確認したところ、改良工事などについては、現段階において整備は終了しているとのことであり、なお維持管理の部分において、予算の都合もあることからその範囲においては未定ではあるが、現在実施しているしゅんせつ工事を継続して実施するとの報告がありました。

本町としまして維持管理についての要望があることから、引き続き地域からの御意見をもとに、要望を行ってまいります。

(4) 河川内の樹木の伐採等は早急に対応すべきと考える。各自治会の協力を得ての対応は考えられないかと。また、自治会等の支援は考えられないかとお尋ねですが、河川内の樹木の撤去については先ほどの答弁でも述べましたが、県に対し要望書を提出しているところです。

県においては、要望書により必要な箇所を把握し、今後の事業の参考としているとの返答もあったことから、一定の効果はあるものと思っております。一方で各自治会等の協力を得ての対応は考えられないかとのことですが、撤去まで責任を持って実施していただければ、愛護団体等による対応は可能であるとの回答を県からいただいております。

このことから実施していただける自治会があれば、町からの支援等についても検討していきたいと思っております。

3. イノシシ等の被害防止対策について

(1) ワイヤーマッシュ柵の更新時期を迎えている地区はということですが、町内で有害鳥獣対策として設置されているワイヤーマッシュは、耐用年数14年との規定があることから、それを経過した箇所を順次更新する計画としています。

本年度は平成19年度に設置された志折郷、村木郷、小樽郷の箇所。約15キロメートルの更新を行い、令和5年度には平成20年度に設置された志折郷、小樽郷の箇所約10キロメートルの更新を行うよう、関係者と協議し進めているところです。なお本事業により設置されたワイヤーマッシュについては設置年度等を管理する台帳を作成しておりますので、今後も計画的な更新を進めてまいります。

(2) イノシシ等の被害状況を調査し、今後の事業計画に活かしてはどうかとお尋ねですが、本町ではイノシシ等による被害状況の調査は既に実施しており、被害面積や被害額の把握を行っているところです。この調査は有害鳥獣対策の事業計画に必要なことや、事業の効果を見る上でも重要であるため今後も実施をいたします。

また新規事業を行う場合に、その計画作成に追加すべき調査項目があれば、それに合わせた内容で対応したいと思っております。

(3) 猟友会に対するさらなる支援の充実はということで、現在猟友会への支援は、狩猟税や登録手数料等の経費の2分の1を負担する補助金や、県の促進事業委託料を交付しているほか、捕獲通報システムの導入と維持管理を行っているところです。

また東彼3町で組織する東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会からは、箱罟とくくり罟の貸与、新規狩猟免許取得者への半額補助が行われています。今後、新たに支援が必要となった場合

は、猟友会と協議しながら対応したいと考えております。

(4) イノシシ対策として、廃石膏の活用は考えられないかとお尋ねですが、陶磁器の生地製造において使用される石膏型は、硫酸カルシウムに水を加え、それを攪拌して凝固させたもので、特に動物が嫌う臭いを放つこともなく、また特別固いというものでもないことから、今までにイノシシ等の有害鳥獣対策に活用して、効果があったとの情報等は聞き及んでおりません。また有害鳥獣の侵入防止対策として、石膏型を原形のまま周囲に配置した場合、それらは産業廃棄物の不法投棄となる恐れもありますので、現状での活用は難しいものと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

まず県道のことで。多分把握をされて先ほどの事業件数を、答弁していただいたのかなと思いますが、町内を回ってみますと県道における路側帯のライン。それから中央線。昨年一部だけ済んでおります。

多分新規で行っていただくのかなと思いますが、4月末から5月になりますと、陶器市等で本町を訪れる方が増加をします。または車両等も増えてきます。結構道路を歩かれる方も多くなっているわけで、この県道の中央線、路側帯ですね。その辺の整備が報告として上がっているかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

県道の区画線のことですけれども、今です現状においては区画線をここに引くとか、そういったものはございませんが、これについてはですね、こちらからの要望をすることで、ある程度把握をしていただいて、そこだけを発注するのではなくて全体的に発注をされるので、ちょっとお時間は多少かかるのですけれども、これについてはですね、今、県のほうではですね、ある程度対応していただいているものと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

県の事業になるものですから、町として今後もそういう要望等を積極的に行っていただきたいなと思います。特にもう路側帯が分からない状態で、かなりもうそのところも車が通っているような状況で、自転車で通行される方あたりも、その路側帯がないことによってかなりの危険性も高まっているところがあるように私は思っております。

次に町道についても二十数か所ですか。工事を行うというような回答がありましたが、以前、6月議会でしたかね。陥没箇所がありますということで岩崎の交差点。それからもう少し南のほうに行って長田の交差点。多分私が稗木場にいるから、稗木場のことだけ言われているのではないかというふうに思われても困るのですけれども、あの路線は非常に今大型トラックが通る関係でかなり道路の変形が酷うございます。そこも今回の工事の対象分地区になっているかどうか。もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃった場所。西部線とかになるかと思うのですけども、現状においては我々としては、場所をどうこうというのをある程度決めておりますけれども、不測の事態とか生じたときにすぐ対応できないという場合もございますので、最初にその辺を言ってしまうとちょっと期待をさせてしまうところもございますから、ちょっと言葉についてはですね差し控えさせていただきたいと思いますが、場所については我々も承知しておりますので、何らかの対応を今後も考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

前回お尋ねをしたときも町内にはまだほかにもありますと。もうそれは重々分かった上でお尋ねをしているのですが、青信号のときに波佐見病院側からずっと村木のほうに通ったときに、もう軽自動車、乗用車。かなりハンドルを取られます。あれが青信号で大型車とかこういったときに操作ミス。そういうものももう生まれるのではないかなと思います。今確認をもうしていますということでしたので、ちょっとほっとしておりますけど、毎日あそこを通る度に早急な対応が必要ではないかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

次に歩道の推移等ですね。低木樹になるとと思いますが、その管理費どの程度使われているのかなあということをお尋ねしたのですが、町長答弁にもありましたが、今どうしてもいろんなところで高齢化が進んで作業員の確保。そういうものが非常に厳しい状況であるものですから、これを話題にしたのは住民の方からもあの低木のツツジは要らないというようなお話をいただいたわけです。

ちょっと画面を見てほしいのですが。ここはバイパスの県道にあたる部分。今はきれいです。冬場ですから。

しかしかなりの期間やはりここで雑草が出てですね、景観が必ずしもいいようなそういう状況にはありません。そこで町長にお尋ねなのですが、これを計画的にもう低木の部分を撤去するというお考えはないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今のせっかく整備された植栽を撤去するのは忍びないところがございますが、確かにおっしゃるとおりですね、手が行き届かないと。このカヤ等が生えてきた場合ですね、なかなか手入れが行き届かなくて、かえって印象を悪くするような場合も身請けたりもします。

場所によってはですねもうそろそろ植栽帯をなくしてしまったほうがいいのか。特に嬉野なんか行ったときに、取っ払ってしまって芝桜に変えたりしている道もございますが、県道については県道の取扱いになりますので、町道の中でそういった対応ができるものがあるのかですね、十分に検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

多分こういう道路整備をされたときには景観のことも考えてですね、植栽をされたのだらうと思いますが、何分また私自身も1年1年歳をとって行くわけで、状況がこれを設置したときと大きく変わりつつあります。

これは道路整備だけじゃなくて、町長もお話しされたようにいろんなところにしわ寄せが来ているというようなことで、また住民の方もそういうことをお話しになったものですから今回話題にしました。

町長のお話にありましたように、ここでは県道の107号線ですね。これはもうもともと高木だけですよ。で、これ嬉野です。町長さん言われましたように、もうやはりどちらの景観がいいか。整備された時期はですねツツジがあったほうがいいのかもしれないのですが、やはりもう取ってしまったほうがいいのか。

これを私が質問するにあたってですね。植栽をする目的、どういう役割があるのか。20個ほどあげられておりました。しかし本町においてその低木のツツジがなくても、植栽の目的、役割を十分果たす地形ではないのかなと、波佐見という町はですね。

そういうことで、この質問をさせていただきました。最後に町長のほうから少しく検討して、計画的に進めていってはどうかというようなことでしたが、一応そういうふうには受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

当然予算も伴うことでございますので、ぜひ実証的にどっか本当にここはこういうふうには直したほうがいいのかという路線があれば、1路線ぐらいやってみて当然予算が伴いますので、せっかく上で大きくなったもの取っ払ってしまってという議会からの叱りを受けないように、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私が管理費のお尋ねをしたのは、毎年そういう経費が使われていたわけですよ。しかし長い目で見たときに、その経費をなくしてしまうといえますか。撤去しても多少の管理は必要になってくると思うのですが、冒頭に言いました人材、シルバーセンターにしる、専門業者にしる、ですね。

夏のあの暑い中に、おじいちゃんおばあちゃんたちが腰曲げて雑草取られている光景を見たときに、ここまで必要なかなあと。中には作業中具合が悪くなったと言われる方も、去年あたりはおられたようなのですけれども。

そういうふうにトータル的に考えて、そういう経費を管理費に充てた分を少しでも、別の歩道の維持管理に使えないかなというようなことで、このような質問をさせていただきました。ぜひ今私が写真に撮ったところは、非常にきれいなところでしたけれども、場所によってはですね、生育がばらばらなところもありますので、ぜひ前向きな検討で1回試みていただきたいのですが、

町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃっていることはよく理解できますので、対応したいと思います。

ただこのツツジを植えたのは恐らく町の花がツツジということで、町民の皆様にもう一つ分かっていたきたいというので、この今からもう20年か30年前ですかね。植栽がずっと流行ったのが。そういった流れもあろうかと思えます。

そういった歴史も踏まえながらですね、対応できる場所については対処していきたいというふうに思えます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

植えられた目的をお話しになりましたので、私もじゃあそれを撤去したのをどうすればいいかということで、町の花でもあるわけですから。ぜひ町の公園、または町民の希望者そういう方にも声かけしながら、町花を末永く町で育てていくというそういうことも考えてはいかがかなと私は思っております。

次に河川整備と桜づつみ等の歩道整備、維持管理についてです。今現在も二級河川、または普通河川においてしゅんせつとかですね。樹木の伐採、そういうものが行われて、随分景観がよくなっているなあと。いろんな方からですね、ぜひこの工事は、整備事業は継続をしてこの波佐見の河川から柳がなくなるように、進めていただきたいというような声をよく聞くわけですけれども、特に桜づつみですね。平成元年とお答えになりましたかね。私も調べてみましたら昭和63年に国のほうがですね、この「桜づつみモデル事業」と、河川利用推事業「ラブリバー制度」私もラブリバー事業、事業と言っていました、正確には河川利用推進事業の中のラブリバー制度というような、明記がなされて、今から33年、34年前に本町でもこの取り組みをされているということになります。

その管理費についてもお答えをいただきましたが、これもやはり今現在剪定作業をされている区間がありますけれども、その辺について少しお尋ねをしたいと思えます。

事業が違うので左側と右側ですね、整備の仕方が異なってくるのかもしれないけれども、私的には一周できるような何かそういう取り組みができないのかなあと考えてですね、まだ整備がされていない箇所について、前向きに取り組みができないかということで、お尋ねをしたのですが、もうかなりの距離がありますけれども、もう今の段階のところ、ちょっと一周できるような整備作業は難しいのですかね。ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほどですね、町長の答弁にもありましたけれども、今後こういった施設の増加といたしますか。それについてはですね先ほど道路と同じような考え方になるかと思うのですけれども、維持管理のところですね、最近はかなり手いっぱい状態になってきておりますので、これ以上ちょっ

とそういった部分を増やすことは厳しいのかなという部分が一つあります。

で、うちの公共施設の管理計画。この中でも施設総量の適正化というのをあげておりますので、ある程度そういったところでの管理できる範囲。そういったものをきちんと把握する必要があるかと思っておりますし、そういったかたちでいくと、どうしても現状のままかなと思っております。

またこれも、先ほど答弁ありましたけど、今、県がちょうどコンクリート、貼りコンクリートという板があるのですが、堤防のほう少し整備をされておまして、その堤防のほうのコンクリートを今打たれているところですね、歩くことも可能だということで、県からもはっきり確認とれておりますので、そういった形での利用で何とかならないかなという思いがちょっとあります。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

これは温泉センター近くのパネルを写真に撮らせていただきましたが、茶色に色づけをされているところが整備をされている。ところですよ。年間計画で舗装工事をしたり、植木の剪定等したりですね、なさっているのではないかなと思いますが、地形的に一周するのは難しいのかもしれませんが、これは県の補助、または愛護団体等ですね、協力を得て整備をしていかなければいけないと思っております。

今現在、桜づつみとラブリバー制度の右側ですね。愛護団体はどの程度いるのでしょうか。もし分かれば教えていただければと。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

毎年ですね、年3回にわたってこの桜づつみの清掃、草刈り等を行っていただいている愛護団体でございますけども、全21区画で17団体で会員数が450名になっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ラブリバー制度のそちらもあわせていってということですね。はい、ありがとうございます。

もうこれ以上はちょっと難しいということなのですが、これ樋渡橋です。写真を見て左側が桜づつみできれいに整備をされていますが、ちょうど反対側はラブリバー制度の歩道です。非常に極端で、実際利用されている方は右側を歩いて橋を渡って桜づつみをというようなそういう利用されている方が多いようです。

だからこの先もできたらいいのになあとということで先ほど答弁がございましたが、このずっと先に行けば今熊のところになるのかなあと。ここがアスファルトをされた一応ハウスの手前のところが最後です。これから右手のほうに先ほど言われたコンクリートでずっとされているのと、稗木場のところも今一部ですね。コンクリートをされています。

お話を聞けば目的が違うんだけど、歩道的なそういう利用はできますよと。ちょっと私も勉強不足で河川利用推進事業の中のラブリバー制度ということが、桜づつみの制度と違うのかです

ね、似ている部分もあるのかですね。ちょっとそこのところは私も勉強不足なのですが、できれば一周回れるような形が出来たらいいなというようなことで今回質問をさせていただきました。

かなりの17団体450名ということで、これは私の想像ですが、かなりこの愛護団体の方も1年1年お年を召して、なかなか1年たつごとに管理協力が難しい、そういう時期を迎えてくるのかなと思いますけれども。

これが一周できれば、いろんなイベント等にも今も使われておりますけれども、もっと波佐見ならではのイベント等の活用ができるのではないかなと思います、やはりもう現状でなかなか一周できるような整備は難しいでしょうか。お尋ねをします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

お尋ねの未施工区間といいますかね、下水道の浄化センターの下からの右岸側から笹渡橋までの間。特にあそこはちょうど私このとき建設課におり担当しておりましたので、計画段階であそこ今熊までいっても橋を結局つなごうとなれば人道橋なり何なりをかけないといけないわけですね。もう一回山角のほうまでぐるりとVの字に上るような格好になりますので、当時そのようなことだったのであそこは計画間から当初から除外をしていたというふうな記憶をしております。

それと桜づつみについてはですね、実はこれはいずれの事業も補助事業じゃなくて単独事業なのですよね。桜づつみについては県の河川用地のさらにその外側に6メートルほど町が用地を買って、堤防のうち増をして、このくらいの堤防をさらに広げて、この区間に桜を植えて、この区間にはですね桜の根っこが入らないようにコンクリートを貼りつけているのですよ。桜の根っこが堤防を壊さないことを条件に認められて、植栽をしてきたという経緯がございます。

ですからこの区間で桜づつみはちょっと厳しいのかなというあれもございまして、先ほど申しましたように地形的な問題で遊歩道をつなぐにはそういった人道橋をつなげるとか、いうことがちょっと技術的な問題あるいは費用の問題、それから今後の管理の問題もありますので、当面はもう少し有すべき緊急的な事業に割いて、ほかにその中で事業費に余裕が出てきたときにはですね、何らかの方法で検討すべきことかなと。今の優先順位としては若干低いのかなという感じがいたしております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

確かにこの今画面に示していますけど、これをどういうふうにすれば一周できるかというのは、かなり厳しい部分があるのですけれども、一周という表現はおかしかったのかもしれませんが、ここの橋を渡ってこういうふうに行ってというのができれば今もこれを利用してイベントをされておりますけど、私は後でも言おうと思ったのですが、3年振りに町一周駅伝が開催をされました。

だんだん県道を使うとか、ああいうのに規制がかかってくれば町道内で何かこう。もう地区対

抗という形はできないかもしれませんが、波佐見駅伝大会というような名称になるのかもしれませんが、ちょうど今この過渡期に来て駅伝大会のありようも考えておられるので、そういうものもうまく利用して何かコースづくりができないのかなあというようなことも。将来的にはだんだん多分警察の規制も強まっていくので、いろんなイベント開催に利用したいなと思いですね。こういう話をさせていただきました。

次にツツジばかりお話をして申し訳ないのですが、町の花だというのは重々分かっておりながら質問をさせてもらっています。前にも同僚議員から生い茂っているというようなことで管理面についてのお尋ねがありましたけれども、これも全てではありません。

この河川側にツツジが植えられている区間があります。全てではありません。そして先ほど6メートル土地を確保して桜を植えたと言われます、その桜側にもツツジがあるわけです。こういう区間があります。

非常に管理が、管理の手が非常に厳しいのだというようなお話をされましたけれども、少しでも景観をよくして町民または町外の方が利用しやすくするためには、私は河川側のツツジは撤去をしてもいいのではないかなと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにです私歩いていて、見てちょっと無いほうがいいのではないだろうかと思うところはありました。ですから、それから地区回りをしていた中にも地区の方から、この区間だけはもう撤去してもらえないかと。葛、カズラですね。そういったものも生えだしてきて、カヤも入ってきて管理が非常にしにくいからと。そういった要望もいただいておりますので、場所によってはそういったものを撤去も今後考慮していかなければならないのかなと思っております。

また季節によってはですこれ手入れをきれいにすると、本当に来たお客様から見事なこのツツジロードといいますか、特に陶器まつり前には本当に両側にきれいなツツジが。それからサツキとか咲きますので、手入れ一つだと思うのですけれどもそこには費用が発生いたしますので、先ほど申されたことを勘案しながら対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

場所によってはですこういうふうに河川側にツツジは植えられておりません。町内の方でも川棚の遊歩道といいますか、河川敷を散歩される方がおられます。その理由としては波佐見をもうツツジがあつて水辺が見られないと。川棚の無いほうが川も見て、健康づくりとしては非常にいいというような声も耳にしたこともあります。

これも事業を起こすときに、いろんな考えで今現在の形が生まれてきているというのは重々分かっておりますが、冒頭のテーマで言いましたやはりこれから人材不足、高齢化、そういうものが進んでいったときには、この事業を始めたときのようなそういう維持管理は非常に難しいので、町の花ではあるかもしれませんが、逆に5年後の集客を1万125万人と言われている方が来られてです、この河川にはもうどこから流れてきたのでしょうか、大きな鯉も泳いでいます。

スポンもいます。ナマズもいます。あと水が引いたときの海底、これ第三期基層といって化石が取れます。要するに今波佐見は「さざ波を見るところ」になりましたが昔は「さざ波が美しいところ」で、この辺まで入り江が来ていたのではないかなと。それで昔は美しいという字を使った一つの節にあるのですけども今は隆起してですね、なかなか見ることはできないのですけれども。そうやって自然の学習として、理科の学習でも降りて行って学習できます。

または今スズメバチとかそういうものも、これも季節によって違うのですけれども異常発生した場合にはこういうツツジのところに巣をつくったり、またはマムシ等がそこに生息をしたりとか。というようなそういう危険性等も考えられるので、これも一気にといったら確かに費用がかかりますので、計画的に少しずつ剪定をしてもらうかわりに、撤去をしてもらうとかですね。そういう形で整備ができるのではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長

○町長（前川芳徳君）

今の同じ答弁の繰り返しになりますけども、ケースバイケースといたしますか。場所によって対応できる所と、残していくべき所と勘案しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ぜひ前向きに取り組んでいただいて、さらに景観の良い波佐見の町になればと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

あわせて結構駐車場が狭いのですよね。この事業の中で駐車場の整備がどのような範囲を占めているか分かりませんが、もう今回は提案だけであわせて駐車場あたりも整備することによって、いろんなイベント活用または町内・町外の方の利用促進にもつながっていくのかなと思っております。

そこで高齢化が進むとか人材不足だというようなことを言われたのですが、もうそろそろ考え時で、私は今、町の作業員さんが6名ですかね。これ季節的なものもあるかもしれませんが、そういう方の増員を図って少しでも愛護団体とか専門業者。そちらの負担を軽減するような、取り組みができないでしょうか。今年じゃなくて今後の取り組みとしていかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員がおっしゃるとおりですね、年々維持管理という状況が愛護団体もしかり、シルバー人材センターもしかりですね。そういう作業員さんが不足しているという状況が懸念されますので、今後につきましては5年度につきましては、現状でございますけども次年度以降はそういうのも勘案しながら、検討・研究させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

どうぞ前向きな検討をお願いしたいと思います。

あと二級河川の整備。県からどのような報告があるということですが、これまでも要望活動等を行っていただいて、今現在に至っているのかなと思いますが、私のところで言いますと、皿山の天ノ川堤からずっと皿山の二級河川が、川棚川の止水としてずっとつながっています。もう上流のほうは、かなり焼き物の廃材とか、そういうものも流れてですね。川の機能を失いつつあります。そういうのも自治会あたりとの協力もしながら、実態の把握をして県のほうに要望活動をぜひ今後もつなげていただきたいと思います。

あと自治会あたりで二級河川の樹木の伐採等を、確かに切ることはできてもそれを切ったのをどこで処分するかというのが課題です。もう河川法で、県の管理下であっても町で整備工事はできるということは以前にも話をしましたので、急がれているといたしますかね。うちの地区も早く柳を切ってもらえんかというようなそういう声もいろんな地区から聞きますので、県の対応を待つ前に町としてくることはないかなということで、質問にあげさせていただきました。

毎月自治会長会がっておりますので、機会があればそういう河川の樹木伐採等についても話題にして、それぞれの地区の情報を収集して対応策を考えていただければと思います。

イノシシ等の被害防止対策です。もう現状、被害状況の調査を行っているということなのですが、範囲はどの範囲で行っておられるのでしょうか。農業者だけですか。ちょっとその辺をよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

農作物に被害を与える有害鳥獣ということですので、農林関係の部分だけの調査になっております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

この質問をしたのはもう御存じかと思いますが今現在、最初は農地だったのでしょ。でも農地でとどまらず民家の個人の畑、それから墓地。もうそういうところも荒らしてきております。だから冗談で「もう墓周りもメッシュをしないといけないねえ」とかというようなそういう状況でもありますし、前回町長さんのお話では新聞配達の方が、接触事故をされたとかということで、農業農地を守るだけの状況には至っていないのですよ。

ちょっとそのところですね、農林課としてはそれで十分かと思いますが、町全体として何かそういう被害状況、町が今イノシシに対してどのような被害を受けているのかというのを自治会制度が絶対、今ありますので多くの住民の声を聞かれたらいかがかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

農地以外のイノシシの被害について御質問だと思いますが、当然イノシシの出没についてですね、役場の警備員室に問合せがあったときはですね、総務課、私あるいは職員が対応して、巡回とか確認を行っております。ただ一般的に先ほど言われたように、民家の畑だったり墓地だった

りということで、ある程度農作物の被害に比べると、軽微ということでございます。

今後そのような声が高まるようであれば、今御提案いただいたような自治会定例会においてですね、確認することも検討、研究したいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私も梨をつくって4代目。大正から続いているもので火を消したくないなと思いながら毎日頑張っておりますが、イノシシが枝を折って100年過ぎる木をもう伐採をしなければいけないとかですね。ナフコに毎日メッシュを買いに行つて、もうかなりの金を使っています。「もうかる農業」と言われているけど、実際どういう状況なのかなあというようなこともありましたので、私は私が我慢すればいいわけなのですが、やはりこれは住民被害とかまたは先祖代々受け継いだ墓地あたりがもう荒らされているそういう現実もあるものですから、ぜひそここのところは今課長様のほうから前向きな回答をいただきましたので、ぜひ実態把握に努めて何らかの対策を講じていただければと思います。

また猟友会の方についていろんな支援についてもお話がありましたが、令和5年度の報酬額を見たら令和4年と同額しか上げられておりませんでした。

ただメッシュの更新がありますので、その分の予算は増額になっているのですが何もできないといえますか、弱いながらもイノシシ対策をしている、一個人としてはですね猟友会の方の取り組みというのはもう頼るしかないのです。先ほど言いましたようにそういうふうに住民等にも被害を及ぼすそういう状況がもう実際あつていますので、もう令和5年度は無理かもしれませんが、猟友会に対しても加入していただく方が増えれば一番いいのしょうけども、御苦労されている分で報酬の増額とかいうことも今後はぜひ考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

今議員の御質問中に報酬等ありましたけども。報酬の内容といたしましては狩猟登録税。それからこれに係る手数料ですね。それから長崎県猟友会費。それから狩猟保険。猟友会波佐見支部会費。この以上の2分の1の額を交付しておりますので、御質問いただいた分になれば、この率を上げていくのかどうかということになりますので、この分は十分検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

多分私が令和5年度の予算書の中で26万7,000円上がっていたのではないかなと思いますね。その分が報酬となっておりますので、そういうような質問をさせていただきました。

最後に非常に厳しい答弁として受け止めたのですが、私なりにイノシシ被害を毎年受けているものですから、何か対策はできないかなということで廃棄物処理法、不法投棄、それから長崎県窯業技術センターの研究報告、その他全国のいろんな研究結果を参考にして、使えないのかなと。どこもやっていませんよ。初めてのことでですからマイナス的な考えが多いかと思いますが、私は

山積みになっている廃石膏持たれている方からちょっと実験をしたいのでということでもらってきて、園内側。果樹園側園外。実際もう御存じのようにメッシュを全部持ち上げて入ってきます。臭いもないとかですね、何か化学成分で云々とか言われました。

確かに肥料としては使えなくて、土壌改良剤としては使えるというようなことは、もう分かった上で波佐見ならではの何か取り組みができないかなということ、もう本当よくこの廃棄物処理法なんか勉強する気はありませんでしたけど、勉強しました。不法投棄の定義というのはどういふものかも勉強しました。

私の未熟な中では違法にはならない。参考までに御存じかともう思いますが「みだりに廃棄物を捨ててはならない」という。僕はみだりに捨ててないのです。これは。メッシュを持ち上げられるから持ち上げられないように対策をした。赤とか青はイノシシが嫌うから色つけました。どっちに入るか分かりません。これで入ってくるかもしれませんよ。

しかし町が悩んでいる課題を何とかしたいというその意気込みだけは買ってください。そしてメッシュ側の草刈りは非常に難しいのです。

だから反対側にすれば防草シートにして、チップの葉も長もちをして、維持管理もしやすいだろうという、こういう研究をやってみました。至らんところは十分あるかと思いますが誰かがこういう一歩を踏み出さないと先は見えないかなと思います。その点について回答をいただいて私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

結論から言いますと非常にグレーだと思っております。今一般的にあの石膏の状態であれば世間一般的には廃棄物扱いです。いくら議員がこれは有効に使っているって言われても、世間一般が常識的にこれを材料なのか、廃棄物なのか。そこで判断がされます。

なので、ただまあ有効に使っていらっしゃると思いますので、そういうところがただグレーだと思います。

それで違法じゃない、これはもう自信を持って違法じゃないと言い切れないのではないのかなと思いますけども、そういう部分はあると思います。あと、あれを粉碎して、また固めるという方法もあるのかなと思うのですけども、1回化学反応を起こしてますのでなかなか固まらないと思いますので、今後石膏型が例えば畑の材料とかになって、有価物として認められるような、そういう世の中にもうしようと思っておりますけども、なれば議員がおっしゃるようなこれは有価物だというような扱いになるかもしれません。

そこは今後の進め方次第だと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

すみません。18分しかありません。いろんな成分等も考えて、我が農園を犠牲にしながらも、波佐見の何かこう解決になればと思って取り組んでいます。駄目なときは砕いて何とかしようと思っております。

弁護士に聞きなさいというのが最後にありましたので、何か機会があったら検討していただければと思います。終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で5番 田添有喜議員の質問を終わります。しばらく休憩します。
14時40分から再開します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。次は13番 尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さん、こんにちは。それでは通告書に従い質問いたします。

1. 空き家・老朽化家屋の対策と相続登記義務化について

(1) 令和3年3月の議会において、平成28年度に策定した「波佐見町空き家等対策計画」のなかで、危険度が高いと判定された空き家が40件あった、との答弁だった。その後の状況はどうか。

(2) 同じ令和3年3月議会において、本町では「特定家屋」に指定した空き家はないということで、今後、調査研究するとの答弁でした。調査研究の結果は。

(3) 空き家バンク等の状況は。

(4) 所有者不明土地の解消に向けて、不動産登記法が改正され、令和5年度から段階的に施行されていくと聞く。本町における内容と対策は。

(5) 本町において、相続登録が的確になされていない家屋・農地・山林はどのくらいあるのか。また、対応策として今後どう取り組むのか。

(6) 町として、相続登記にかかる経費の補助などは考えられないか。

(7) 施政方針に挙げられている「波佐見町空き家解体補助金」制度の内容は。

2. 再利用できる資源の活用について

(1) (株)メルカリでは、商品売って得た売上金を自治体に寄附する「メルカリ寄付」やリユース意識の定着を目指した「メルカリエコボックス」に取り組まれている。

本町も導入する考えはないか。

(2) 新庁舎移りに伴い、処分するものが出てくると思われるが、処分の方法は。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

13番 尾上議員のお尋ねについてお答えをいたします。

1. 空き家・老朽化家屋の対策と相続登記義務化について

(1) 「波佐見町空き家等対策計画」の中で、危険度が高いと判定された空き家40件のその後の状況はどうかというお尋ねですが、少子高齢化、人口減少社会の到来など、社会情勢の変化に伴い、空き家が全国的に増加しており、その中でも放置される空き家が適切に管理されないことに

より、倒壊の危険や、景観上あるいは衛生上など大きな社会問題となっています。

国においては、これら空き家問題に対処するため、平成28年11月に空家等対策特別措置法を制定し、実態調査・所有者に対する指導。空き家跡地の活用を促進するとともに、適切に管理されていない空き家を特定空家に指定することで助言、指導、勧告、命令、さらには行政代執行が可能となりました。

地方自治体に対しては、空き家等対策計画の策定が求められ、本町においては平成28年12月に「波佐見町空家等対策計画」を策定し、その策定過程において郷自治会の協力をいただきながら、空き家の実態の調査を行ったところであり、その中で危険度が高い空き家を40件と判定したところでした。

そこで、その後の状況でございますが、令和3年度において国土交通省の判定ガイドラインに基づき、町職員による再調査を行っています。調査では空き家の総数は205件あり、4段階の判定の中で大規模修繕が必要と判断されるもの、取壊しが必要と判断されるものを合算して、22件を危険空家として判定しているところです。

(2) 特定空家について今後調査研究するとの答弁だったが、調査研究の結果はということでございますが、特定空家とは「空家等対策特別措置法」により、倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態もしくは、著しく衛生上有害になる恐れがある状態。適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態などの空き家を指し、市町村がその判断を行います。本町においては議員御指摘のとおりこれまで、特定空家に指定した空き家はございません。

このためさきに議会で答弁したとおり、特定空家の指定も含め、空家等対策特別措置法に基づく各種対象をどのように行うか、調査研究を行っており具体的には仮称ではありますが、波佐見町空家等対策の推進に関する条例の制定に向け、他自治体の事例を踏まえた上で検討を進めているところです。

またこの条例では、空き家の倒壊等により付近に危険が及ぶような状態を回避するため、緊急安全代行措置が可能となるように、条項を整備したいと思います。なお条例化に際しては、地域住民や学識経験者等で構成する協議会の設置が空家等対策特別措置法で求められており、その中で特定空家を判定や、その後の対処に対する協議を行うこととされていますので、その設置についても検討しているところです。

(3) 空き家バンクの状況は。とのお尋ねですが、本町では空き家の所有者と空き家に住みたいという方のマッチングを支援する空き家バンク制度を平成28年度から開始しており、これまで18件の空き家について、不動産業者を介して賃貸または売買契約が成立しています。

また同じ趣旨で行っております、空き工房バンクについてはこれまで10件の賃貸、または売買契約が成立しています。この空き家バンク及び空き工房バンク制度は、管理が行き届かなくなる空き家の減少とともに、移住定住の面からも効果が認められるものとありますので、今後とも空き家所有者の方に案内するなど、制度の周知広報に努めてまいります。

(4) 所有者不明土地の解消に向けて、不動産登記法が改正され今年度から施行されると聞くが本町における内容と対策はどうかというお尋ねですが、2021年4月に公布され、2023年4

月から順次施行される不動産登記法の改正については、近年問題となっている所有者不明土地問題の解決を目的として、民法の改正とともに行われました。

所有者不明土地は2017年の国土交通省調査によると、今や国土の20%以上と言われており、不動産取引や不動産管理を行う際に問題となる事例も多くなっています。今回の不動産登記法改正では、所有者不明土地の発生を予防するため、相続や遺贈により不動産を取得した場合、相続の開始があったことを知り、かつその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないと義務化され、義務に違反した場合の罰則規定も設けられています。

本町におきましても所有者不明の土地及び納税管理人は設定されているものの、相続登記がなされていない土地は存在していますので、今回の法改正により正当な理由がないまま、相続登記申請を怠った場合や相続登記がなされずに、長く放置されているようなものには罰則規定が適用される可能性があります。

そこで現在、土地等の所有者がお亡くなりになり、死亡届が提出された場合など遺族の方へ今回の法改正の内容を記載した文書を配布し、期限内の相続登記申請に努めていただくようお願いしておりますし、今後においても広報紙やホームページ等による広報活動を強化してまいりたいと考えております。

(5) 本町に相続登記が的確になされていない家屋農地山林はどのくらいあるのか。今後の取り組みは。というお尋ねですが、まず家屋・建物については町内の全体棟数1万638棟に対して未相続分は1,752棟、約16%になります。次に宅地を含めた土地の面積全体に占める未相続土地の割合についてであります。宅地については37万8,000平方メートルで、約11%。農地については177万2,000平方メートル、約17%。山林については約519万7,000平方メートル、約15%となっております。今後の取り組みにつきましては、国や県と連携しながら先ほど申しましたような広報活動を強力に推し進めていくことで、町民皆様への周知を図っていきたいと考えております。

(6) 町として相続登記に係る経費の補助などは考えられないかとの御質問ですが、現在町が進める町道等の拡幅やその他公共事業におきまして、未相続の用地や財産により事業の進捗に支障がある場合には、相続登記に係る一連の手続を町が代行するとともに、その登記費用についても負担を行っている状況もありますが、これ以外のいわゆる本来個人がすべき相続登記の費用補助については、現在のところ考えておりません。

(7) 「波佐見町空き家解体補助金」制度の内容は、という御質問ですが、空き家とはいえ所有権がある物件でありますので、市町村が空家等対策特別措置法に基づき、適切な対処を行うに大きな時間と労力を必要とすることから、所有者による自発的な解体を促すことも必要と考えているところです。

このため令和5年度予算において、「波佐見町空き家解体補助金」制度を創設し、改解体工事費の3分の1かつ30万円を上限に補助するものです。

予算上は年間10件の申請を見込んでおり、予算成立後新年度において地方広報紙やホームページ等で制度の周知を行いたいと考えています。

2. 再利用できる資源の活用についてということ

(1) メルカリでは商品を売っていた売上金を自治体に寄附する「メルカリ寄附」や、リユース意識の定着を目的とした「メルカリエコボックス」に取り組みられているが、本町も導入する考えはないかとの御質問ですが、フリーマーケットアプリメルカリを運営する(株)メルカリでは、ユーザーが物を売って売上金から希望する自治体や事前団体などへ寄附ができるメルカリ寄附の制度を令和2年からスタートさせ、現在寄附先自治体は26自治体となっており、その中には本県の雲仙市が含まれています。

また一部自治体では、メルカリエコボックスによるリユース推進モデル事業を実施されています。この事業はメルカリエコボックスとして、箱を住民に配布し家庭で不要になったものを入れてみるのところから始め、箱の中を見返し、中に入っているものをメルカリに出品するほか、知人に譲るもう一度自分で使うなど、各家庭においてリユースを意識し、住民一人一人のサステイナブルな行動を促すもので、実証実験として取り組まれています。

実証実験のアンケート結果として、不用品の整理や片づけに役立った。捨てる前に再利用を意識するようになったなど、住民の意識の変化につながるような取り組みとして、一定の成果があらわれているようです。既に導入されている自治体の状況等をお聞きした上で、今後本町においても導入できるのか、研究・検討していきたいと考えております。

(2) 新庁舎移行に伴い処分するものが出てくると思われるが、処分の方法はどの御質問ですが、現在令和5年度中の新庁舎開庁を目指して、建設工事を進めております。

新庁舎への移転に当たり、現在使用している机、椅子などの什器備品については、令和2年度オフィス環境整備コンサルティング業務にて今後も使用できるか調査を行いました。その結果ほとんどが標準使用期間を超えており、一般社団法人日本オフィス家具協会の安全基準も満たさないことから、引き続き新庁舎で使用するのは好ましくないと判断されています。

しかしその中でも比較的新しいものや用途によっては使用できるものも含まれていることから、新庁舎移転後に期間を設けて、郷自治会やNPO法人等への譲渡会。さらには一般向けの公売会も検討したいと思っております。

その折には、事前に自治会長会議や広報紙などにて周知を行い、町の財産を少しも無駄にしないようにしたいと考えています。最終的に残った什器や備品につきましては、廃棄処分となりますが、可能な限りリサイクル処分を進め、処分費を極力抑えるように努力してまいります。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長の答弁に重複することがあるかもしれませんが、お許してください。まず空き家・空き工房バンクについてです。空き家・空き工房が増えると、どういった問題が起こると考えられますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほどの町長の答弁にもありましたけども、適正に管理されていない空き家等はですね、防災や衛生、景観などその辺りで様々な場面で深刻な問題を引き起こす要因になるかと考えておりま

す。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

当初空き家バンク・空き工房バンクをつくった経緯は。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

空き家バンク・空き工房バンクを作ったのは人口減少の中で、空き家等が増加している状況を見てですね、先ほど言ったように空き家を放置しておくとは倒壊などの危険性もありますので、そのあたり移住定住の促進という観点で、有効に活用できないか。空き工房に関しても、そういう創業など起業したい人に対して仕事を創出する場として、提供することによって、そこからまた移住・定住等の促進につながるのではないかとということで、制度を設けております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。やっぱりほかというかですね。ほかの地区からですね波佐見のほうにやっぱり企業とか入っていただければ、波佐見の町も潤うということもありますね。

それでですね、この現在この空き家バンク。この担当はどうなってますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

空き家バンク制度に関しては、企画財政課のほうで所管しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

以前は地域おこし協力隊の方がいらっしゃって、ちゃんとその方が担当ということはなさっていたのですが、今は正式な担当というのはいらっしゃらないということではよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

空き家バンクとですね、空き工房バンクとちょっと扱いを分けておまして、空き家バンクについては一応企画財政課のほうで。空き工房バンクももちろん企画財政課の所管ではあるのですが、この制度を立ち上げる際に元地域おこし協力隊の方が、この制度を考えていただいて立ち上げましたので、その今制度の運営に関してはですね、元地域おこし協力隊の方に委託をして運営していただいていますけれども、ただ空き家バンク・空き工房バンクとも連携して今事業は進めている状況であります。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今でもちょっとお願いされているということで、年間の経費として大体どのくらいかかっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

その空き工房バンクの委託としては、年間一応160万で予算を組んでおりますが、空き工房バンクの事業のみならず、移住者に対する支援など、あと移住のホームページも立ち上げていただいていますので、その辺りの運営も含めてその経費の中で事業をやっていただいています。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。それで私もちょっとホームページ見させていただくのですが、登録物件の一覧に過去の契約済みが結構載っています。今募集しているのが1件だけで、そのほかほとんどもう契約済みということでそれが10件ほど載っていますが、これはどういったことで契約済みがたくさん載っていて、まずどの時点でこの契約済み物件削除されるのか、お聞きします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今議員御指摘のとおりですね、町のホームページのほうに掲載している空き家物件。売却済みも載せているのですが、あえて削ってないとかですね。そこはこういう物件もあったんだよというところを、移住者の方に今後そういう物件を見て、活用したいという方に対してですね、今、募集しているものだけじゃなくて、過去にもこういう物件があったので、今は募集してないかもしれないのですが、将来的に同じような建物とかですね。そういうようなものがバンクに登録される可能性がありますよということで、あえて載せている部分であります。

更新に関しても、当然定期的にホームページ等を確認してですね、もう目安というわけじゃないのですが、やっぱり2年、3年ぐらいすればちょっとこう、そういうのは除いていくような、そういう認識でおります。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そしたら一応2年、3年ぐらいは、そのまま載せておくということのことでよろしいでしょうか。

確かにですね、ちょっとこれはそこにどんどん、どんどん出てくるということでもないと思います。確かにですね、空き家あたりがすぐ住めるかというふうに、住めるところもあれば、やっぱり住めないところもございます。本町ではですね空き家等改修事業補助金というのがあると思いますが、これはどのような内容でしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

居住を目的とした空き家、もしくは創業のために活用する空き工房ですね。そこ当然新しいものもあれば、ちょっと古いものもありますので、そこら辺を借りられる方。もしくは貸す方。両方がちょっと改修を要するものに関してはですね、上限は町内業者の施工の場合は50万円。町外業者に施工していただく場合は、30万円を上限として中の改装等に要する経費を補助するような

制度になっております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

本町のほうでもですね、やっぱりその空き家・空き工房をどういった感じでやっば減らして行って、どうしてこう、どういった感じで活用していこうというのはもう数年前から取り組んでいらっしゃいます。取り組んでらっしゃいますけど、まだなかなかですね浸透してないところも多々身請けられますので、やっぱり自治会とかですね。そこあたりの方にもちょっと自治会長を通じてですね、空き家とか空き工房あるのは大分把握してらっしゃると思いますので、そこはですね所有者の方に一応協力してもらおうように、自治会のほうからも進めていただきたいと思いますが、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

そこに関してはですね、もちろん地域の空き家になりますので自治会の御協力もいただいでですね、なるべくそういうものを解消していく必要はあると思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長の初心演説の中にありました空きスペースの情報発信。こちらもあわせて進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本当、空き工房に新たな誘致ができれば、町としても潤うと思います。担当の方は大変かと思いますが頑張っていたきたいと思えます。

続きまして相続登記に移りたいと思えます。まず根本的な感じなのですが、相続登記がなされていないとどういう問題が発生しますか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

相続登記がなされていないとどういう問題が起こるかということでございますけれども、これにつきましてはやはり公共事業あるいは復旧復興事業、後にそういった事業が円滑に進みませんので、また民間取引跡地の利活用の阻害要因にもなります。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。おっしゃる通りでございます。所有者のうちの1人が行方不明や、所在不明といった状況が発生しますと、やっぱりその方の同意がないと空き家・空き地この不動産を売却したり、有効活用したりこれできません。

それと最近水害などで多いのですが、災害があった場合。こういった時の工事が進められないというのがあります。やっばそういうこともあって、この相続登記。これが本当日本でも重要されております。

本町で相続登記がなされていないことで、近々で困ったこととかなかったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、町が進める町道等の拡幅事業とかですね。その他の公共事業におきまして、未相続の用地や財産があつて、事業の進捗に支障があるということもあつております。そういう場合には相続登記に係る、一連の手続きを町が代行しているというような状況もございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そういったことで、やっぱこの相続登記というのは必要ということで私も考えております。それでは所有者不明土地とはどういったもののでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

この所有者不明土地といいますのは国の定義ではですね、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地。また所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない人というふうに言われております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

この所有者不明の土地、これが蔓延ってきますと最終的に誰に所有権があるのか分からなくなるのですよね。1世代までは分かると思うのですが、これが2世代、3世代になったらもう本当全然分からなくなって、ちょっと困るということが想定されます。

それでですね、先ほどそちらの執行部のほうからですねデータをいただきました。家屋が16%、農地が17%、山林が15%。このパーセンテージはですね十何%という数字なのですが、これも考え方によってですよ。10人いて、その中の1人は未登録というか相続登記これがきれいに行われてないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

ちょっと人数の確定もちょっと、なかなかちょっと難しいものがありますけれども。本町におきましても先ほど町長答弁にありましたとおり、宅地、農地、山林の平均で申しますと、相続登記がなされていない土地の割合は14.3%。かなり大きい数字になります。

やはりこれは日本の国土でも20%近い割合で、相続登記がなされていないと。いうふうなことが言われておきまして、これはもうこの面積は九州に匹敵する大きさであると。いうふうなことを言われております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

九州ぐらいの土地の広さが相続してないということになりますと、本当広いですね。もう想像以上の相続登記が行われていないということになります。

それとこの相続土地の国庫の帰属というのが、今回の目玉ともされております。どんなイメージなのか、分かればお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

今回の不動産登記法の改正に合わせまして、議員おっしゃる相続土地、国庫帰属制度というのが創設されました。これはどんなものかといいますと相続等により土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させるという制度です。相続を契機として、土地を取得したものの利用する予定がなくて、管理が行き届かないというような土地については国が引き取ってくれるというものでございます。

しかし、どんな土地でも引き取ってくれるかというところではなくて、一定の条件を満たせばという条件付であります。国庫帰属が認められない土地というものも、いくつか示されておりますので、ちょっと御紹介したいと思います。建物とか工作物、車両等がある土地、土壌汚染や埋設物がある土地、危険なけがある土地、境界が明らかでない土地、それから担保権などの権利が設定されている土地、などがありましてこれらは国庫帰属が認められない土地ということになります。

またこれについては費用も発生をいたします。まず申請時に審査手数料が必要なほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には10年分の土地管理費相当額の負担金を納付する必要があるということでございます。

これが一応、相続土地国庫帰属制度の概略でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

その相続土地国庫帰属制度。これの一応メリットとしてはですね。引取り手が国ですので安心できるという点。それがやっぱり最大のメリットということなのですね。それで自分で引取り手を探す必要がない。また手続後は国有地として適切に管理されるため、近隣からのクレームを心配する必要もない。近隣の方も国が法律に基づいて管理してくれるので安心ですということですね。むしろ感謝されるでしょうということですね。

こういったことも今回の相続登記この町民の皆様に告知されるときにはですね、こういったこともございますので、そういった同じく周知していただきたいなと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

おっしゃるとおりですね、相続・不動産登記法の改正とあわせて、相続土地国庫帰属法の制度もあわせて、徹底した周知活動をしていって皆さんにお知らせをしたいと思っております。

町長が申しましたとおり、現在不動産の所有者が亡くなられたときにはですね、今回の不動産登記法の改正に係るチラシをお渡ししておりますし、またこれに加えて広報紙ホームページ等による定期的な周知活動を行うこととしております。

さらに4月に入りますと不動産の所有者の方々には令和5年度の固定資産税の課税通知を送

ることになりますけれども、このときに不動産登記法の改正とか、国庫帰属制度のチラシを同封いたしまして、制度の周知漏れがないように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは先に進みたいと思います。続きまして、空き家の解体補助金でございます。今回の町長の施政方針にもございました空き家の解体補助金なのですが、古い家を残していたほうが税金は安いとも聞きます。実際はどうか。それが足かせになっていないのか、お聞きいたします。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

確かに古い家を解いて更地にした場合にはこの雑種地が変わりまして、それまでの小規模住宅用地の6分の1とか、あるいは一般住宅用地の3分の1の軽減措置が外れることとなりますので、宅地の課税額と比較するとやはり上がることとなります。

それがやっぱり空き家を除去しようという気持ちに対してですね一つの障害をする要因になっているのではないかとこのふうなことは思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほど何か3分の1とかですねいうようなお話だったので、単純に考えたら3倍に上がるということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

これはですね一概にいくら上がりますというふうに、いうふうなことはちょっと言えません、個々のケースによってちょっと税額は変わってきます。例えばその面積もちょっと要件がありましてですね。200平米以下の土地であれば、先ほど言いました小規模用地の6分1の軽減税率がちょっとかかっていたということで、それは外れることとなりますので、200平米以下については倍近く上がるのかなと思います。200平米を超えて、300とか400の土地につきましてはさほど上がり幅は大きくないというふうに考えてもらって結構だと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほども答えていただいたのですが、どのような物件がこの対象となるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは令和5年度予算に関わるものでございまして、今後要項を現時点でも案をつくっておりますが、最終的にいろんな方の意見を聞いて確定ということになります。

大きなところではまずは3年間、空き家の状態が常態化しているということ。昭和56年5月31日以前に建築された住居の建物であることが主な内容でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

この補助金を受け取るのに個人の所得制限とかあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○13番（尾上和孝君）

所得制限は設けないということで考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

よろしければその設けない理由をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

これまで町長が答弁したとおり、この空き家問題というのは、やはり待ったなしの問題だというふうを考えております。既に代替わりして御両親が今ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、亡くなられている方が多い世代が来ています。そういった方々がまだ主力があるうちにやはり除去をするというのが今、全国的にも求められておりますし、本町でも検討しているところでございます。

そういった観点を促すということで、所得制限を設けるとまだ先延ばしされる方もあって、それで不測の事態が起こるといことも想定されますので、本町とすれば所得制限を設けないという趣旨で考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

よく分かりました。この申請からですね補助金を受け取るまでの流れを説明いただけますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当然これは補助金でございますので、ほかの町の補助金制度とほぼ同じような流れをいたします。まずは御本人さんに解体費用の見積りをとっていただいて、それをもとに町に申請をしていただくということになります。それに基づいて町の職員が調査等を行ってですね、先ほど言ったような諸要件に合致をするようであれば、解体の許可を出して、補助金の交付決定を行うという一連の流れになります。

その後所有者において解体をしていただいた後に実績報告を出していただいて、諸々の検査をした後に、最終的に補助金をお支払いするというのが大まかな流れになります。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。先ほどですね答弁の中に協議会をちょっとつくらなければならないというお話だったのですが、協議会のメンバーはどういったメンバーで構成されますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当然令和5年度においてですね、条例化並びに協議会の設置ということを検討しているところがございます。協議会の趣旨については町長が答弁したとおりですね、空き家に関する方針、または特定空家の判断について御助言をいただくということになります。

したがいまして学識経験者あるいは、建築士の方または登記に詳しい方など。あるいは大学の教授等々が考えられるのかなと思いますが、この辺は他の自治体の協議会の設置の内容も参考にしながら、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。やっぱり専門家も入れていただいてですね、やっぱり慎重にやっぱ進めていかれる必要があるのではないかなと私も思っております。それで解体補助金の上限なのですが、本町を先ほど聞かせていただきましたら、30万を上限ということでおっしゃっていました。

佐世保市を見てみたら上限額が60万ということでしたので約2倍ですね。違うのですが。家の建物自体はですね佐世保市自体はやっぱり土地が高いという地域柄考えても、ちょっとこうこじんまりした小さい家なのですが、波佐見の町内の家はですね、どこの家も結構大きくつくってあるのですよね。そこあたりでこの上限額をもう少しこう上げるというお考えはありませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

他の自治体の事例もこの制度設計をする際に参考にさせていただきまして、当然佐世保市の状況は先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。本町に当てはめてみたときですね、やはり大きな物件もあるのは承知をしているところでございますが、もろもろこう見たときに、現在対象となるような危険な空き家の状況を見ると、比較的規模が小さいというのがございます。

そういうところを見て試算をした関係で、本町においては30万でまずはスタートしてもいいのかなというふうに考えておまして、現時点で30万にてお願いしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今ちょっと30万ということですが、もしあれだったらもう少し増やしていただくように考えていただけないかなと思っております。

続きましてSDGsについてですね。本町の取り組みについてなんですけど、今回新庁舎に移られる場合ですね、通常譲渡していなかったとかいろいろ考えた場合に不要になった備品を処分するとします。

そしたら大体処分費は大体どのくらいかかるという試算だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

備品についてはですね、設計の中で、解体改修工事の中で算定はしております。いろいろ再資源化できるもの、できないものいろいろありまして、それをひっくるめてなんと言うのですかね。

差し引いて再資源できないものは400万と算定しています。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そしたら処分費は400万円見ていたということで間違いございませんか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

400万で間違いありません。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それで今400万円というちょっと大体の金額だからですね。それがもう全てかという、多分そうじゃないと思いますが、今回ちょっと私がこの質問した中で、いらなくなった備品あたりをメルカリで売ったらどうかと。

これはほかの自治体がこういうことに取り組んでいらっしゃるしまして、私たちでは考えられない、私たちは普通だったらもう椅子とか机、そのくらいしかちょっと頭にはないのですよね。ちょっとしたロッカーとか。そのくらいしかないんですけど。

そこの自治体はですね普通私たちが考えもしないような、物を計る計器とか。機械ですね。そういったものをメルカリに出して、販売してらっしゃいました。というのはメルカリはですね、いろんな方が見られます。ですからどこでも私たちはもう本当ごみと思ってもどこで引っかかるか分かりません。

ですから、そういったものがこの役場の中というのは普通の家庭と違まして多分いろんなものが眠っていると思うのですよね。そういったものを主にそういったメルカリで販売するとかして、なおかつそれを本町の収入につなげていってもらいたいなと思いますが、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

資源を有効に活用するという事は非常に大切なことだと思いますし、ただ今のところ一番、我々として考えているのは先ほど、町長の答弁にもありましたように、まずは地元のほうの自治会の方。あとはNPOの方等の譲渡会、長崎市さんが新庁舎を建てられて先週3日、4日で譲渡会をされて、報道等で見ましたけども、3日の午前中だけでも100を超える団体の方が、その譲渡会に来られてその必要な備品を確認していかれたというような記事を見ましたので、まずはそのあたり。今現物を見ていただいた上で必要なものを持ち帰るといえるかですね、利用していただいて、そのあとの一般向けの購買会とかその辺りを購買にするのか、メルカリ等を活用してするのか。そこあたりは検討していきたいなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ぜひとも活用していくらかでも町の収入につながるようにしていただきたいなと思います。そ

れで自治会にまずは譲渡会をしていくということですが、自治会の中で私も一緒にやつを欲しいとか、いう話になったらそんなときはどういった対応をされるのでしょうか。A地区、B地区という私もこの椅子が欲しいと。私もこれが欲しいという話になったら、そこあたりの調整はどうされるのかお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

手法としては必要とされる備品に、札か何か貼っていただいでですね。もし重複する場合は抽選等で決めるようなそういう形かと思っています。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

もう本当に庁舎の件につきましては町民も大変期待しております。ですから活用する分は活用する。新しく買うものは新しく買う。そこあたりの住み分けをきちっとしていただいで、なおかつ町民にメリットがあるようなことにしていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で13番 尾上和孝議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

15時50分から再開します。

午後3時30分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は8番 城後 光議員。

○8番（城後 光君）

皆さんこんにちは。まずですね私個人的なことでも、出処進退に関して新聞報道もしくは町民の方から御意見、いろんな形で御意見いただきまして、いろいろ御迷惑をおかけしました。任期満了まで町の発展のために精いっぱい尽くす所存でございますので引き続きよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1. 公共工事を取り巻く環境変化について

令和3年8月の大雨により、町内各地で大規模な被害が生じ、復旧工事が行われています。既に工事が完了している地区も多くありますが、農地災害においては未着工区間も存在しています。

入札が不調となる要因として土木作業技術者の人手不足や、急速な資材価格高騰による工事請負業者の経営状況の変化が考えられます。

そこで、以下のことを問います。

（1）直近5年間での公共工事における受注率の推移は。

（2）直近3年間で、公共工事にて再入札が生じた回数の推移は。

- (3) 公共工事の円滑な施工にあたって、直近で実施している町の取り組みは。
- (4) 他自治体で試行されている余裕期間制度を活用した工事発注を行う考えは。
- (5) 今回、採用試験への応募がなかった土木担当職員について、今後の採用計画は。

2. 公共交通を取り巻く環境変化について

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会生活への影響も長期化し、バスやタクシー等交通事業者の経営環境は厳しさを増し、運行本数の削減や営業時間短縮など、サービス規模の縮小の動きが顕著になりつつあります。

一方で、高齢化率が高まり、日常の移動手段を欲する町民の数は増え続けています。

また、本町周辺の公共交通手段は新たな道路や鉄道網の開通により、大きく変化しています。

そこで、次のことを問います。

- (1) 路線バスの本数削減に対して、今後どのような対策を検討しているか。
- (2) 今後「佐世保市地域公共交通網形成計画」に参加する考えは。
- (3) タクシー事業者への労働条件改善などを目的とした助成制度は設けられないか。
- (4) 雲仙市や五島市等で実証中の、AIを活用したルートを指定しない乗合交通導入の考えは。
- (5) 職員が出張時に新幹線を利用しやすいよう、旅費規程を見直す考えは。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後議員の御質問にお答えをいたします。

1. 公共工事を取り巻く環境変化について

(1) 直近5年間での公共工事における受注率の推移はどうかというお尋ねでございますが、公共工事及び工事関連業務の一般競争入札、指名競争入札に対する、落札率として御回答させていただきます。

直近5年間で言いますと平成30年度が97%、令和元年度98%、令和2年度91%、令和3年度79%、令和4年度2月末時点で57%となっております。

なお令和4年度については令和3年豪雨災害復旧関係が29%で、それ以外は83%となっており、災害復旧関係の落札率が著しく低い状況となっております。

(2) 直近3年間で公共工事にて再入札が生じた回数の推移はというお尋ねですが、先ほどと同様に公共工事及び工事関連業務の一般競争入札、指名競争入札の結果を受け、同じ年度内に再入札を実施した回数の推移は直近3か年では令和2年度2回、令和3年度5回、令和4年度2月末時点で43回となっており、先ほどの落札率と同様、令和4年度は、令和3年豪雨災害復旧事業関係の再入札が、うち35回と多い状況にあります。

(3) 公共工事の円滑な施工に当たって、直近で実施している町の取り組みはとのお尋ねですが、本町では公共工事の施工時期等の平準化のために、いわゆるゼロ債を活用しております。

このゼロ債とは工事の発注が地方公共団体の単年度会計では、通常新年度予算が成立してから

の起工、入札、契約の手続となるため、年度当初からの工事着工は難しく閑散期が生じてまいります。また年度末等に工事が集中してしまう状況にもあります。

そこで施工時期等の平準化を図るため、予算単年度主義の例外である債務負担行為を設定、予算化し、新年度の工事等の入札契約を前年度に行うことにより、前年度中または新年度当初から工事着工が可能となるもので、債務負担行為を設定する年度には、前払い金等の支出はゼロで、翌年度以降の支出となることからこれをゼロ債と呼んでいます。

今後は早期の繰越明許費の設定なども検討していきたいと考えております。

(4) 他の自治体で施工されている余裕期間制度を活用した工事発注を行う考えはとのお尋ねですが、現在町が発注する工事においては、災害に伴う工事の増加に伴い、落札に至らない工事が存在しております。事業所へ確認したところ、工事に対して必ず配置しなければならない技術者等の不足が影響し、工事の入札に応じられないとの意見がありました。

このことに対応するために、これまでも工期を長めに設定するなどの対応を行っておりますが、それでも受注まで至っていないのが現状です。そこでお尋ねの余裕期間制度についてですが、この制度は契約後の工事の着工に猶予を持たせることができるため、現場代理人の調整を行うことが可能となり工事が受注しやすくなる利点があります。

一方で工期が長くなることで工事の完了時期が遅くなることなど、その影響が及ぶことも考えられるため、工事の規模や内容も考慮する必要があります。このことから一定の基準を設けるなど調整の余地はありますが、これらの部分を勘案し県内でも実施している自治体もあることから、本町においても導入について前向きに検討したいと考えております。

(5) 今回採用試験への応募がなかった土木担当職員について今後の採用計画はとのお尋ねですが、全国的に土木作業技術者の人手不足は、工事現場のみならず採用においても影響が出ており、特に新卒者は官民の人材争奪戦の様相であります。

本町においても近年は願う人材の応募がなく、本年においては社会人まで採用枠を広げましたが、応募すらない状況です。今後の職員構成を見た場合、計画的な土木担当職員の採用を行う必要がありますので、従来の採用方式にとらわれず民間の求人サイトを利用するなど、多角的な採用を検討したいと思います。

2. 公共交通を取り巻く環境変化について

(1) 路線バスの本数減少に対して今後どのような対策を検討しているのかとお尋ねですが、現在本町で運行されているバス路線は、佐世保～嬉野線と川棚～内海線の2路線ですが、佐世保～嬉野線は、嬉野から佐世保駅方面行きが1日9本以下。茂雄、東翔高校方面行きが6本。逆区間の佐世保から嬉野方面行きが7本。波佐見高校行きが3本となっており、一方川棚～内海線からは内海から川棚方面が13本。逆方向の川棚から内海方面が14本の運行形態となっています。

昨年3月のダイヤ改正では特に佐世保嬉野線において、昼間の時間帯は、直接佐世保駅方面まで行けなくなるなど不便をおかけしています。さらに令和5年度には、西肥バスの便数が8%減便するという報道もあっており、本町にも影響があると予想されます。

こういった減便の一番の要因は、バスの運転主不足であり、また利用者の大幅な減少による収

益悪化も要因の一つであります。公共交通機関といっても、民間の収益事業者が運行している交通であり、このような状況の中で波佐見町単独での解決を図ろうにも非常に厳しいものがあります。今後はこれ以上の減便や利便性の悪化がないように、粘り強く交渉することはもちろん、国や県の動向も注視しながら広域での連携のもとでの事業者支援の可能性があるのか。情報交換等を行いながら研究していくしかないものと考えております。

(2) 今後、「佐世保市地域公共交通網形成計画」に参加する考えはどの御質問ですが、佐世保市が現在つくっている計画は、令和4年4月から運用されている「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」であり、議員御指摘の計画はその3年前に策定された計画となります。

現在の計画である「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」は、佐世保市地域公共交通活性化協議会で策定されており、その協議会に参加する考えはないのかという質問と理解いたしまして、御回答いたします。

この協議会の規約第6条には、協議会の委員について規定されており、その中で地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項の規定に基づき、委員が定められています。本町が参加するとなると、規約第6条第3項の規定によるその他市長が必要と認める者とあり、現状その範囲でなければ参加は難しいと返されます。佐世保市へ問合せたところ協議会委員の変更は現状考えていないとのことで、現段階での参加は厳しいと思われまます。

また参加しても発言権はないとのことで、その必要性も検証する必要があるとございます。

(3) タクシー事業者への労働条件改善などを目的とした助成制度を設けられないかとお尋ねですが、本町の通常運行のタクシーは2社運行されていますが、車両台数も7台程度と小規模な事業者でもあり、人手不足、運転士不足は深刻なものがあり、労働条件も厳しい状況ではないのかと推測されます。

加えて燃料高騰やコロナの影響による利用者の減少もあり、タクシー事業者を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。さてそのような状況下で、労働条件改善を目的とした助成制度をどの御質問ですが、タクシー業界の厳しい状況は理解できるものの、町単独での経営的支援などのランニングコストへの助成については、慎重にならざるを得ないことから、国、県の動向も見極めながら、地域公共交通がスムーズに運行されるよう今後とも連携を深めながら、意見交換の場を設けるなど、側面から支援していければと考えております。

(4) 雲仙市や五島市等で実証中のAIを活用したルートを指定しない、乗り合い交通導入の考えはどの御質問ですが、議員御指摘の雲仙市や五島市では、「チョイソコ」という、AIを活用した予約システムで実証実験をされていて、また新上五島町では、トヨタ自動車と県と連携したICT活用による、「SmartGOTO」の実証実験を今年度まで3か年実施されています。

いずれも効率的な運行ができるようにAIやICTといったデジタル技術を駆使し、予約申込みから配車計画まで実施されており、これからの社会でのニーズや時勢に合った取り組みで興味深いものであります。いずれの仕組みも人口減少や少子高齢化が進み、バス路線の維持が困難な地域の公共交通サービスの確保が目的であり、それぞれの地域で最適と思われるシステムを導入されているもので、国が提唱する「モビリティ・アズ・ア・サービス」いわゆるMaaSの取り

組みの一環であろうかと思えます。

本町には既に乗り合い交通を整備して運行しておりますが、このような仕組みを研究しながら、波佐見町にとって最適な方法を考えていきたいと思えます。

(5) 職員出張時に新幹線を利用しやすいように、旅費規程を見直す考えはとの御質問ですが、職員等が旅費で新幹線を利用する場合には、町の職員等の旅費に関する条例第10条第3項の規定により、片道300キロ以上の出張のみとなっています。また同条例第5条では、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算するようになっており、新幹線を利用すると、通常の経路より割高になるため出張では利用していません。

一方同条例第5条のただし書で、公務上の必要な場合などはその他の経路も認められており、嬉野温泉駅から長崎駅まで最短23分で到着し、出張先として多い長崎県庁と長崎駅は隣接していることから移動時間の大幅な短縮が可能で、金額の側面ばかりで判断はできないものと思われま

す。

したがいまして今後、長崎市への出張の際に職員等が新幹線を利用できるよう、条例の改正もしくは運用について検討したいと思えます。

なお先に述べましたとおり、新幹線を利用すると旅費の増高が懸念される場所ですので無料の嬉野温泉駅の駐車場に公用車で行き、新幹線を利用する利用するなど、運用面での一定の基準を定めたいと思えます。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それでは再質問に移ります。

まずですね令和3年のですね、大規模災害に関してはですね、先ほど前田議員も御質問の中で挙げられましたとおり、かなり施工業者さんの状況、職員さんの状況、休日出勤もかなりされていて大変な状況で尽力されていることにまずもって敬意を表します。

ただですね、やっぱり先ほどの質疑の中でもありましたけどもなかなか施工箇所の状況とかが難しいものがあって、受注に至らない状況というのは多々あると思えます。もちろん今回の災害が得意な部分っていうのがあることは前提ですけども、ただやっぱり今回の町長答弁にもありましたとおり、技術者の確保がなかなか難しくなっているというのがそもそもの大きな要因の一つかなというのは感じる場所です。

まず回数に関しては先ほどですね、受注率が令和4年でいうと57%。災害に関しては29%という落札率ということで、7割ぐらいいは1回で落ちなかったという状況だと思うのですが、まずこういう理由を。いろいろ要因はあると思うのですが、全体的にその施行の状況としてどういう要因でこういう状況になっていると考えられますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まずこのようになった理由ということですけども、我々が考えます理由はやはり施工場所の条

件というところがまず大きいのかなと思っています。特に通常の公共土木と言われるところについては、道路だったり河川だったりということで、工事の場所について多少はよかったりというのがあるのですが、農地災とかそういったものにつまましてですね、なかなかそこまで行く道とかもないということで、非常に工事をしにくいというそういった事情がやっぱりあると思っています。

ですので、できるだけやりやすいところから、ここで決まっていこうというのが、今は致し方ないのかなと思っています。ですので、そういったところも踏まえて今後我々も検討していかなくちゃいけないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それでもうこれ感覚値で構わないのですけども、過去にも大きな災害があってそれで災害復旧工事やられていると思うのですけども、これぐらいの受注率落札率もしくは再入札回数というのは、記録している中でも多いと思われませんか。そのあたり感覚で構いませんので、教えてください。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

私も令和4年度から今の部署に配属されたものですから、聞くところによる話になりますが、現状においては過去平成2年の災害を除けば、恐らくここ最近の中では一番厳しい状況だと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

やっぱりこれぐらい大変な状況だと、本当に今後またこういう大雨とか台風とかですね災害が起きないとも限りませんが、そういう状況でもやっぱりこういう同じ状況が長く続いてしまうのかなというのがですね。

やっぱり武雄市とかですね。2年にわたってですね、2年通して大雨が続くということも起きていますので、本当にいつまた今年も災害が起きないとも限りませんが、こういうのが常態化するとですね、もう公共工事自体がなかなかできないという状況になってくると思うので、やっぱりいろいろ対策を考えていかないといけないかなと思っています。

それでちょっと視点変えてですね令和2年、3年において建設課の職員さんの時間外の状況がどうなっているかを大体でいいのですけど、把握されてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

あいにくちょっと、その部分の資料は手元に持ち合わせておりませんが、感覚的にということなので申しますと、ここまでの令和3年度分と言いますとかなり残業して、いわゆるその時間においても、一月の通常の労働時間といわれる部分を超えている部分もあつたりしていますので、それからすると令和2年度と3年度比べるとはるかに令和2年のほうが多いのではないかなと

思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

すいません私も決算の数値メモっていたのですが、ちょっと忘れちゃったけど。

かなりですね数字多くてですね。やはり課長から答弁いただいたとおりに2年に比べて3年が1.5倍近く時間外の建設総務班の時間外の予算、決算のところの数字だけでも、そういう形になっていたと思いますのでかなり時間外多いのかなと思っています。

それですね、同じ状況が多分町内の建設業者さんの特に土木担当の方にも、同じ状況があるのかなと思っています。というのが先日ですね産業厚生委員会で、建設組合さんの方と意見交換の場を持たせてさせていただいたのですが、先ほども答弁の中にもありましたけども、土木担当の職員さんを採用しても全然もう応募がないと。何でそういう形になるかというのを経営者の方にお話聞いたところ、やっぱり土日に休めないというのが、かなりやっぱりその職人さんたちが集まらない要因の大きいところというのを伺いました。

町の建設課の職員さんも土日に、特に災害対応で出勤されて、作業されているケースは私も役場に来ると常に職員さん駐車場に車が停まっていますね、作業されているのを目にしましたけども。

やっぱり土日しかできない作業もあると思うんですね。例えば雨が降って工期がずれて、どうしてもその土日に施工に関わる関係者の方と御挨拶をされるケースというのもあるでしょうし、どうしても土日に出勤しないといけないというのがやっぱり非常に採用が厳しい一つの要因になっているのかなと思っています。

そこでですね、まず町内の建設関連の事業者さんの経営環境はどういうふうに捉えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

申し訳ありません。その部分についてはですね、把握はちょっと私のほうでは、聞き取りまで行っておりませんので、ちょっと承知しかねます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

実は平成2年の災害のとき私建設課におりまして、災害部門を担当しておりましたので感覚的に申しますと、その当時に働いておられた若い方といいますか、私と同年代あるいはそれ以上の方。まだ今働いていらっしゃる。ただしそれより若い方がほとんど見受けられないという感覚です。それからその当時、業者数がかなりまだあったように感じますが、それ以降に廃業あるいはもうこっちに事業所構えていないというような業者もかなりおられます。

その中での公共事業の発注とあわせて災害復旧もしておりますので、なかなかこれは事業受注にまで至っていない。特に条件が悪い農災についてはですね、受注に至っていないというのは当然の話かなという感じがしております。

そういった状況の中で、なかなか経営環境も厳しゅうございますけれども、それぞれの事業所において、後継者と目される方が徐々にではあります、いらっしやいますけれども、ただしもう今後どうしようと言われる事業者もおられるのは現実かなというふうに感じております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

町長も意見交換の場を多分組合の方と持たれたと思いますし、直接ですねいろんな形でお話を聞かれていると思うのですが、先日の産業厚生委員会との意見交換の場でもですね、このままその職人さんが定年延長等でやられる期間を超えてもういなければ、もう廃業も余儀なくしないといけないということをおっしゃる経営者の方もいらっしやいました。

やはり結局ですね幾らその工事をしたい部分があっても、技術者がいないとやっぱり継続できないというのが、それはもう別に業界限らない話だと思うのですが、公共工事をされている建設会社さんもそういう形で、その事業者さんがなくなるとですね公共工事自体ができないので、やっぱり波佐見町の事業自体が成り行かないという状況がやってくると思います。

それもそんなに長い将来じゃなくて、もう5年10年でいろんなかたちがとまっていくと思いますので、ぜひこのあたりはですね、もちろんその個別の入札事項とかそのあたりがいろいろ意見交換とか、そういうできにくい部分はあるとは思いますが、ただ町の事業を行う意味でも、建設会社さんが成り立っていかないともう事業が成り立ちませんので、ぜひ例えば県とか全然関係しない事業者さんとかも含めてちょっと意見交換の場というのは、継続的に持っていて、どうしたら町としても、事業者さんとしても、ちょっと10年ぐらい成り立っていく環境ができるかというのは場をいろいろ設定していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね業者の皆さんともですね意見交換は積極的に行いたいと思っております。ただどうしても数年前の事件以来ですね、職員は慎重になっておりまして、接触の仕方によっては変に捉えられるというふうな見方もされるものですから、なかなかそこら辺慎重にならざるを得ないというのが事実でございますけれども、お互い顔を合わせながら話をしないと、現状が把握できないというのも現実でございますので、そこら辺はですね、もう割り切ってしっかりと業者との意見交換というものは進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

ぜひよろしくお願ひします。やはり意見交換の場でもあったのですが、官製談合事件以降ですねコンプライアンス等設定されましたので、なかなか普段との会話もちょっと、ちゅうちょされている部分もあるということをおっしゃっていましたので、もちろん一線を超えない対応が必要なのは十分ですが、ただ普段からやりとり自体が萎縮してしまっただけでは協力関係もできないと思いますので、その辺はいろんな談合が起きない仕組みを皆さんで、監視というかチェックしていただく仕組みをつくっていただきながら意見交換の場は密にしていきたいなと思ひ

ます。

それですね、やっぱりその先ほど答弁にもありましたけれども、職員さんの採用も、民間企業の採用もなかなか厳しい状況ということは、長崎県としても考えられてましてですね。長崎県の土木建設企画課では中学校に対して出前講座をやられて、例えばこういう建設業は魅力があるよ。例えば橋つくるよとか道路作るよとかそういういろんなもう就職とか考える前からですね、そういう業界に入ってもらようなプログラムをやられていますけども、そういうのを是非、波佐見町でもやっていただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在例えば南小学校では「わくわくワークデー」の中で地域の職業等々の体験もやっておりますし、中学校のほうにおきましても、企業体験ということで、今後また新しい各計画を現校長も考えているところもありますので、地域のそういう人材等々も生かした交流とかですね。学びの部分は計画的にやっていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それでいろんなかたちで発注のですね、平準化に向けた取り組みはされているということは町長答弁でもありましたけども、把握していれば構わないのですけども、四半期でどれぐらいの割合で工事の発注をされているというのは、ある程度なにか把握されていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

ちょっと手元に具体的な数字は持ち合わせてないですけど、一応事前に発注予定というのはホームページ等にも公表しておりますし、そこで当然まんべんなくと言ったらおかしいですけども、そこは平準化をなるべく図るような、発注をするようにはしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

私も過去の入札情報をホームページ上で見てみたのですけども、恐らく令和4年、令和3年過去に遡って見ていくと、どんどんどんどん平準化されている傾向にあるのではないかなと思っております。

やっぱりその、おっしゃっているとおりなかなか4月、5月。4月からのですね年度明けに工事が少ない状況が続くので、そこが逆に言うと業者さんとしては余裕ができる。そこに工事を入れていただければ回りやすいというところがあるんですね、その辺は十分対応されていると思うのですけども、ぜひ考えていただきたいのがもちろん全体として、恐らく企画財政課で調整されていると思うのですけども。発注の時期をぜひ全課で、その辺のスケジュールリングは事前に調整を十分していただきたいなと思うのですけども。今計画の段階で全部の所管でそういう工事の状況というのは、平準化するために何かその計画とかつくられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

公共工事の発注に関しては先ほど言いましたように、取りまとめてホームページ等で公表していますけども、具体の各課の発注の見込みというかですね、そこは一応各課のほうで調整をされた上でのものというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

これを質問したのは、この後に質問したい内容につながるのですが、今ですね先日の意見交換の場で建設事業者さんがおっしゃったのが、例えば教育委員会とかだと工事を具体的に打合せするのに技術的な分かる職員さんが少ないので、打合せに結構難儀しているというお話を伺いました。

実際その辺りで実態はどういう感じか教育委員会として考えをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

確かに中にはですね工事を経験した者がいたときはですね、スムーズに回っていくところがあるのですが、なかなか私も今の現係長もそういった工事関係は直接したところがないので、ちょっとやっぱりそこはスムーズにいかない部分はあるかとは思いますが。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それで先ほどの前田議員の質問の中にもありましたけども、今ですね建設課のほうで、農林課所管の災害復旧も建設課所管の災害復旧もまとめて対応されています。ぜひ見直し、災害が終わればまた新しい見直しをされるということなんのですが、もちろん担当所課ごとですね設計なり、積算なりを基本的に主担当でやられて、工事計画立てられるというのは、今まではやられたと思うのですが、こうやって技術者が少なくなっていくってですね、また入ってきても若手の方が来られたらなかなかその技術が追いついていかない部分があると思うので、工事のやり方の見直しも今後ですね、組織改革と含めて、機構改革等含めて、例えばもう工事に関してはこの課が主体的に進めていただいて、あとは担当所課と具体的な調整を図るということも考えていくべきだと思いますけどそのあたりいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

失礼しました。おっしゃるとおりですね。町民から見たら農林であろうと、建設であろうと、あるいは町道であろうと農道であろうと。道に変わりはないし土木事業に変わりはないわけですよ。

ただどうしてもそこに補助事業が絡んできた場合、事務的なものも一部やはり技術職を持っておかないと難しい面がございますので、どうしても所課分けをしなくてはならない場合もございます。ただおっしゃったように、やはり横断的なですね、協力体制ができるように、農林課であっても建設課の事業も分かるし協力できる。逆に農林課であっても、建設課であっても教育委員

会の事業が分かると。技術的なことが分かるような組織といいますか、何かそういった対応策ができないのか。それぞれの主管課は例えば建設課においても、兼任事例として例えば農林課の辞令を出すとか、あるいはこれは一つの方法なのですが、そういった対応策でうまくその技術職がグループとして動けるような体制というの、対応というのも考えていく必要があるのかなというふうな考えはございます。

それから確かに技術職は不足なのですが、逆に技術職じゃなくて入ってきた職員も、鍛えてというとおかしいのですが、勉強していただいて、一定の知識を得るようなことがあってもいいのかなど。必ずしも工業高校の土木を出たから技術職になるのではなくて、普通高校出ても覚えながらですね仕事しながら覚えていって、その専門性を持つなりやるような。ほかに異動もあるでしょうけども。そういった職員を育てていくのも一つの方法かなというふうに思っております。

私一応佐世保工業出ましたけれども、機械卒で土木のこと何も知らずに建設課に10年おりました、いろいろ覚えさせていただきましたので、そういったものはいろいろ活用していけるのかなという感じがしております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

町長おっしゃったとおりですね、なかなかもう専門の技術者を確保するのが民間、公的難しい状況だと思いますので、逆に一般の文系を卒業された方が町の中で教育を受けられて、そういう技術者になるというのも新しいキャリアの積み方ですし、そのほうがその町役場に入ってよかったなと思っていただける職員さんが増える一つの要因になるかもしれませんので、ぜひその辺りも検討していただきたいなと思います。

あとですね、当然ですね技術者が、ただとはいえ増えていくのはなかなか難しい状況なので、事業者さんもおっしゃっていましたがやっぱり機械化なり、システム化なりをやれば進められないといけないというお話はされていまして、その辺の支援もぜひ、それは職員さんの対応もそうですけど、やっていただきたいと思うのですが、その辺りは何か考えられてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃった分はですね、当然町が掲げますDXとかですねそういったものにもつながっていくものなのかなというふうに思っております。

一方でどれがどういったものが必要なのかというものも、今から我々も確認していかなくちゃいけないと思っています。今、国や県の事業の中ではですね、新しいものを取り入れていくという話も出ておりますが、なかなかそういった事例もないので、実際にそれがうちのほうに合うのかどうかというの分かりません。

ですので、その辺は今からですね研究をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

小さなことからぜひ考えていただきたいと思うのですよ。今後ですね電子入札を実施、導入される、検討はされているとのことなのですが、例えばですね、今も佐世保市さんなんかでも簡易的に電子入札の仕組みはあるのですが、メールで何かその見積り合わせの通知とかいろんな形でやられているケースもあるというふうに伺っていますので、例えば今電話でやりとりしているのを、もうメールで見積りとか依頼とかをもうお互いにですね、もうメールでやりませんかとかいうので、例えばどうしてもパソコン環境がなかったら、その辺あたり導入するのに若干の補助を出すとかですね。どちらも手間が取られないような仕組みを、ちょっとずつやっていくというのも一つかと思うのですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

電子入札を令和6年から。電子入札を導入すれば今入札の際にこちらに来ていただいた上で、札入れていただけてきますので、そこら辺の手間を省けることも一つ有効なことでありますし。

あと県なんかで言えば、ファクス見積り等で見積り書を提出していただいて、それで決定をしたりするようなことも、導入されていますのでそのあたり業者さんの負担をなるべく抑えるような取り組みっていうのは必要かと思えます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

当然ですね、大規模な機械とかシステムを入れるのは大変だと思いますので、できる範疇で町としてもDXを進める中で、業者さんも対応いただきたい部分は当然電子入札自体になればいろんな形で業者さんも対応しないといけないので、そこに至る前段として、令和5年からできるのを試行的にやっていたとかいうのも検討していただければと思います。

公共交通のほうに移るのですが、まずですねちょっとお伺いしたいのですが、免許返納の制度が過去に総務課でつくられましたけども、今までに把握されている数で、免許返納者というのは、町にどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

免許返納制度は令和2年度から開始しまして、現在まで159名の方が返納していただいております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

159名でかなり多いと思うのですが、今、公共交通を調べるにあたってですね、有田町で公共交通地域公共交通計画というのが2023年から2027年までのものがつくられていまして、いろんなかたちでデータとかつくられているのですが、この中にそれこそ返納のされている数とかも書かれていますけども、例えば有田町さんでは年間90人ぐらい、返納されているということなの

で。

やはりどこも令和2年から波佐見町が159人ということであれば、どこもかなりの勢いで返納されている方が増えているという状況だと思います。

それですね、先ほどからもずっとおっしゃっているように西肥バスさんが運転士不足で、バスの本数恐らくこの4月も多分減らされる方向だと思います。

町としても減ったので今年の春にまた復活してほしいという要望されたと思うのですが、なかなかやっぱり運転士不足が解消するのは難しいので、現実的に元に戻っていくというのはなかなか厳しい状況だと思います。

それで先ほどの同僚議員の質問にもあったのですが、正直ですね、川棚～内海線、佐世保～嬉野線。現状のままずっと続いていくというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思っています。というのが、課長もおっしゃっていたのですが、やっぱりそのバス会社さんの運行を計画するにあたってですね、乗務員が長く拘束される路線ろというのがやっぱり西肥バスさんとしてもネックに感じられているということなのですね。往復するにもどうしても時間がかかってしまうので、なかなかシフトも組みにくくなる。

となると、今の佐世保から出て嬉野まで行くというのが、やっぱり西肥バスさんにとってもなかなか、ずっと継続していくにはやっぱり相当な利益というか、メリットがないと継続していかないと思うのですがその辺りはどういうふうに考えられていますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおりですね、今西肥バスあたりに聞くと、長い路線。言われるとおりですね、運転者の拘束時間、そこでシフトの回し方とか、そういうのが非常に難しくなるので、どっかハブを設けて結束点でつないでやる、というのがもう今からの公共交通のやり方じゃないかというふうにお話をされておりました。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

おっしゃるとおりですね、やっぱり長く。もう今テレビとかでも路線バス乗換えの旅とかあっていますけども、すぐ乗換えないといけない。もう要するに県を跨げないのですね、補助金の兼ね合いとかも含めて。

なので、やっぱり方向性としても佐世保～嬉野がそのまま維持できるというのはなかなか難しい現状になりつつあると思います。それからですね令和5年の国土交通省の予算方針でも明らかになっていますけども、地方公共交通確保維持改善事業ということですね。新しく事業がつけられて、大臣も国土交通大臣も地方公共交通を再構築していくのだと、令和5年からという形でおっしゃっていますので、いろいろ変わっていくのかなと。

その中で今回新しく予算概要の中に、エリア一括協定運行というのがつけられていまして、要するにもう公共交通の計画をつくる段階からですね、バス会社さんと自治体とこれぐらいの費用を長年もう計画してみるから、その分のきちんと運行してくださいというお互いの協議を、協定

をつくって、そこに対して国としても補助金を出すっていう仕組みが令和5年の予算からつくられるということで、恐らく方向性としてはこっちにどんどんシフトしていくのではないかなという識者の意見もありますので、もちろん前提としてはやっぱり今の川棚～内海線、佐世保～嬉野線がそのまま持っていただくのが前提ですけど、やはり課長がおっしゃったとおりですね、結束点をつくってやっていくという方向性になるならですね、やっぱり何かしら運行のスタイルが変わっていくと思うので、その辺もぜひ町としての交通計画は考えるにあたって、検討はしていただきたいんですけども。

その中でちょっと要望なのですけども、今ですね例えばバス、バスも路線バスですね。路線バスに対する補助。あとは高齢者のタクシーチケットに関する補助、あとはスクールバスに関する対応で、各課担当分かれていると思うのですよ。やっぱり交通に関して、詳しい人が1人ぐらいは役場の中にいる必要があるのではないかなと私は思っているのですね。

というのが、有田町さんにお伺いしたところですね、当然有田町さんはコミュニティーバスも運行されていますし、松浦鉄道もあるのでやっぱり公共交通に関してある程度しないといけないことが多いので、担当の人を1人主担当で置いていて、副担当をもう1人置いているというお話でした。

波佐見町も予算で比べれば年間4,000万円近く全体のスクールバスとか乗り合い交通の補助とか、タクシーとかも含めてかかっているわけですから。ちょっと交通、公共交通に関しても例えば総務課にもう移管。それこそ予算的には総務課が多いと思うので、スクールバスの路線維持とかの意味ですね。

総務費の中に入っていますので、とか何かもうちょっとですね交通に関しても、それこそ佐世保市にお願いできないとなればですね、自分たちで考えていかないといけないと思いますので、その辺を見直していく必要があると思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かにですね私たち商工観光課のほうでこういう交通事業見えていますけども、我々いろいろ観光とか、窯業振興とかある中で私いままで相当経験してきてはいますが、この交通の仕事が一番プレッシャーもあるし一番きつい仕事だというふうに思っています。

お金を積めば解決するという問題でもありません。相手があつての話ですので、非常に難しい側面があるし今この社会構造がこういう状況になっている中で、やりにくいなというのはすごく感じています。

もうおっしゃるように、そういうスペシャリストというか、プロはそういう人材の育成というのは非常に大切じゃないかと思えますけども、そういう自治体の規模とかもありますので、そういうところは協力し合いながら横の連携をとりながらですね、今のところやっていくしかないかなと思ってはいますし、そういうふうに勉強していかないといけないのではないかなというふうにちょっと考えているところです。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

ちょっとですねそこで何でそういう話を、唐突感もあるのですけどさせていただいたかという、先ほど建設課職員さんの時間外の状況を見ていたのですよね。せっかくなので公共交通に関して商工観光課の職員さんの時間外の状況見ていました。

ただ同じ令和2年、3年の数値だけですよ。もちろん人間も違うので。ただやっぱり商工観光課の時間外の費用が、ボンとやっぱ伸びているのですよね。2年から3年に比べて。同じ建設課職員さんの数字と見てもやっぱり商工観光課のほうが、時間外手当が多い。ていうことは、やっぱりかなり抱えられている事業が多いわけですね。先ほど課長もおっしゃいましたけども、窯業振興もそうですし、観光もそうですし、その他もろもろ新しいキャンプ場とか建設の事業もあるので、かなりこう抱えられている事業が多い。

その中で公共交通というのは本当にもう変わっていつているのですよね。国土交通省の方針とかあとは路線バス、タクシー事業者さん、路線バスの事業者さんですね。状況も変わっていつているので、ちょっとやっぱりその片手間でできる状況ではないのではないかな。もう本当に近々にやらないと。それこそもう例えば路線バスの本数が減ったというのが、もう運行期間が短くなったという、じゃあどうするかとなっても遅いので、早めに手を打たないといけないと思うので、その辺をぜひ今すぐどうこうじゃないのですけど、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それでですね、あとバス会社さんの状況はお伺いしましたけども、タクシー事業者さんもかなり厳しいということで先ほど町長答弁ありましたけども、やはり運転士さんがバス、タクシー集まりにくい理由はどういうことか。もちろん給料をなかなか経営が厳しいので払えないというのがありますけども、それ以外にどういうことが考えられますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

賃金の部分とかあと時間の拘束の部分ですね。そういった今の若い人たちが嫌うような、就業体系になっているのではないかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

おっしゃるとおりですね私も西肥バスさんとかですねタクシー事業者さんの採用のホームページ見ましたけど、基本的に深夜に働くこと、深夜とか早朝に働くこと前提で、やっぱり組立てられているのですね。

というのがやっぱりなかなか厳しいので。そういう状況を考えると、それは先ほどの建設事業者さんでも当てはまるのですけども、やっぱりその、もう社会の構造が月曜日から金曜日までの仕事。9時から5時までができればいいと。給料が高かろうが安かろうがその間はやっぱり維持したいという方がかなり増えているので、それ以外に働かないとなると、もうそれだけでも採用は、応募はしないという方がやっぱ増えているので、なかなかそこをぱっと変えるというのは難しいので、先ほど私自身が提案しておかしい話ですけど、処遇改善の助成金を払って給料を払ったところでもしかしたら完全に解決する問題じゃないのかなと思って。かなり根が深いという

話ですね。

とはいえ、やっぱりそのバス会社さん、タクシー会社さん、いろいろITを駆使されてですね、新しい取り組みをやられている事業所さんも県内でも増えていますので、ぜひそのあたりを支援していただきながらですね、既存の業者さんにも少しでも、若い人が入られる環境というのを整備していただくような支援も検討していただきたいのですが、そのあたりはどう考えますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

言われるようにやっぱり地域公共交通というのは全体で考えていけないといけないと思っています。そういう中でこのタクシー屋さんが一応運営的にきつから助成するとかじゃなくて、地域全体の交通の中で事業として事業費を、そこのタクシー屋さんと一緒に事業をやるとか、そういう部分での運行費を払うとか。そういった伴走的なそういったやり方。そういうところを全体的な部分で考えていけないかなというふうにはちょっと思いますね。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

西肥バスさんが最近アプリを作られまして、どこをバス走っているかというのが分かるアプリが出ました。その中でタクシーを呼べる機能もついているのですよ。そこは今佐世保市のタクシー呼べますけど、できたらですねそういうのに波佐見町でも、タクシー呼べる機能とかが使えるように、タクシー会社さんとうまく繋ぐところに支援していただくとか。その辺はぜひ検討していただきたいなと思います。

最後なのですが、町長答弁でも検討いただくということなのですが、やはり実態に合わせてですね、出張もコンパクトに済めばその分職員さんの時間的なコストは抑えられるはずなので、旅費がいくらかかるから、それを高くするから新幹線使わないとか、特急使わないとかするのではなくて。ぜひ長崎市もそうでしょうし、福岡市に国とかの機関で行かれるケースも多いと思いますので、柔軟に新幹線を使うなり特急を使うなりして、できるだけ職員さんの負担が出ないような旅費の見直しをしていただきたいと思うのですが、改めていかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まさに時は金なりですので、実は私ですね長崎市の会議にしょっちゅう新幹線を使わせていただきまして、ほとんど半分ぐらい旅費対象費にはですね。半分は手出しというふうな感じがありますけども。

今後答弁しましたように新幹線、一つは長崎県で誘致をしていますので、そういった利用促進の意味も含めましてですね、活用できるような方法で改正、あるいは改定。考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

あわせてですね、旅費規程見てたらですね、ホテル代とかも規定されていますけども、都会のホテル代はどんどん上がっています。G o T o トラベルとかいろんな部分があったのも含めてなんですけども、普通の料金は2万とかするケースもどんどん増えていきますのでそのあたりも、社会情勢に合わせて柔軟に対応できるような旅費規程というのは見直していただきたいなというのと、あとは武雄市とか嬉野市は一般の方に、市民の方に新幹線の助成とかもやられていますのでそのあたりも含めて、当然職員さんが、もっと新幹線使って「やっぱ新幹線よかったね」「短いけれども長崎に行って有意義だね」というのをぜひ町民の方にも波及するような仕組みっていうのも今後検討していただきたいなと思います。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 城後光議員の質問を終わります。本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。御起立をお願いします。お疲れさまでございました。

なお明日は9時開始となっておりますので、お間違いないようにお集まりください。よろしくお願いいたします。

午後4時49分 散会

第5日目（3月7日）（火曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

福田 勝也 議員

施政方針について

濱本 秋人 議員

1. 観光づくりについて
2. 廃石膏リサイクル事業について
3. 人口減少対策について

北村 清美 議員

施政方針について

脇坂 正孝 議員

1. 施政方針について
2. 教育行政について

澤田 昭則 議員

施政方針について

岡村 真由美 議員

施政方針について

第5日目（3月7日）（火曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
10 番	欠	員	11 番	北村	清美
12 番	脇坂	正孝	13 番	尾上	和孝
14 番	百武	辰美			

2. 欠席議員

9 番	横山	聖代
-----	----	----

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田	孝行	書記	筒	晴香
---------	----	----	----	---	----

4. 説明のため出席した者

町長	前川	芳徳			
企画財政課長	辻川	尚徳	総務課長	福田	博治
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	商工観光課長	澤田	健一
住民福祉課長	井関	昌男	農業委員会事務局 税務課長	欠	席
建設課長	本山	征一郎	農林課長兼	古賀	真悟
長寿支援課長	松添	博	水道課長	中村	和彦
兼会計課長 会計管理者	宮田	和子	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
給食センター所長 教育次長兼	朝長	哲也	教育長	森田	法幸
財政管財班係長 企画財政課	鶴田	秀幸	総務課課長補佐	太田	誠也

午前9時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和5年第1回波佐見町議会定例会 第5日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

7番 福田勝也議員。

○7番（福田勝也君）

皆さんおはようございます。それでは通告に従いまして質問させていただきます。

施政方針について

町長は、定例会の開会にあたり新年度の町政運営について施政方針を述べられた。そこで次のことを問う。

（1）防災・防犯について

「空き家」の現状とその対策は。

（2）移住・定住について

U I Jターンの促進や転入・転居者に対する定住支援施策の具体的な内容は。

（3）観光について

①令和4年度の観光客数は、どの程度となっているか。

②観光客数を5年後に125万人と目標設定されているが、具体的な対策は。

（4）高齢者福祉について

新規事業や拡充事業として、高齢者タクシー利用券助成事業や家族介護用品購入費支給事業の拡大などを計画されているが、その内容は。

（5）学校教育について

児童・生徒の学力向上に向けて、学力向上推進委員会やICT活用推進委員会での協議、検討がなされているが、その課題と成果は。

（6）歴史・文化・スポーツについて

①「スポーツの町波佐見町」として取組をどのように推進していくのか。

②中学校部活動の地域移行問題の現状と今後の動向は。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おはようございます。

それでは7番 福田勝也議員の御質問についてお答えをいたします。

施政方針について

(1) 防災・防犯について

「空き家」の現状とその対策はどのお尋ねですが、尾上議員の御質問でも答弁したとおり、本町には令和3年度の調査により空き家205件を確認しており、うち大規模修繕が必要と判断されるものと、取壊しが必要と判断されたものの合計22件を危険空き家と判定しています。

そこでこの対策となりますが、空き家の倒壊等により、付近に危険が及ぶような状態を回避するため、特定空家の指定や緊急安全代行措置などが可能となるよう、波佐見町空家等対策の推進に関する条例の制定に向け、検討を進めたいと考えています。

また国の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき今後、勧告・命令等を行う際に、特定空家の指定判断などを行う協議会の設置を、条例制定とあわせて検討します。

加えて波佐見町空き家解体補助金制度を創設し、所有者の自発的な解体を促したいと考えています。全国的に空き家は大きな問題になっていますので、本町においてもこれら可能などころから対策を講じてまいりたいと考えています。

(2) 移住・定住について

U I J ターンの促進や転入・転居者に対する定住支援施策の具体的な内容はどのお尋ねですが、人口減少の流れは進んでおり、本町の人口は平成2年の1万5,728人をピークに減少に転じ令和2年は1万4,291人となっています。

人口減少の要因については、少子化、晩婚化の影響による年少人口の減少。若者の町外県外への就学就職による流出などが考えられますが、課題解決の上で、この流れに歯止めをかけることはもとより、新たに波佐見町を選んでいただくということも重要と考えております。

その中で町外からの移住・定住促進を図るため、定住奨励金やI J U ターン奨励金などの各種支援制度を設けてまいりました。また支援制度の一つとして、東京圏から波佐見町へ移住された方に対しての移住支援金制度があり、単身の場合60万円。2人以上の世帯の場合、世帯に100万円の支援を実施しております。

令和5年度からこの移住支援金で、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額をこれまでの1人当たり30万円から100万円に増額することとし当初予算に計上しております。

このような各種支援制度の充実を図ることはもちろんですが、住んでよかったと思っただけのような環境づくりにも引き続き取り組んでまいります。

(3) 観光について

①令和4年度の観光者数は、どの程度の見込みになっているかどのお尋ねですが、長崎県が実施している観光統計調査は、毎年歴年で実施されており、令和4年分については現在調査依頼があっており、町内の各観光ポイントへの調査を実施しているところです。

現段階で回収、集計はできておりませんが、令和3年1月から12月の65万2,956人に対して、令和4年1月から12月までは波佐見陶器まつりの3年ぶりの開催や、秋のあちこち陶器まつりの盛況などを考えると、肌感覚ではありますがコロナ前の令和元年度約99万6,000人の90%ぐらい

までは回復しているのではないかと感じています。

②観光客数を5年後に125万人と目標設定されているが、具体的な対策はとのお尋ねですが、観光客数や観光施設などの振興については、令和3年度末に策定した第2期波佐見町観光振興計画のもとに、各種事業や目標達成のための予算化を初めとする施策を練っているところです。

その観光振興計画において、県計画推進の成果指標と目標数値について定めており、計画期間の最終年度である2026年、令和8年度を目標年度としています。

成果指標としては量より質重視の視点で設定しており、観光振興計画の施策体系としては、5つの基本方針、16の基本施策、7つの重点事業を掲げています。このことから実践においては、財源が有利な補助事業などの予算措置はもちろん観光庁の観光地域づくり法人。登録DMOに認定されている波佐見町観光協会と最大限連携をし、7つの重点事業を優先的に取り組み、事業化してまいります。

具体的には波佐見焼を武器としたクラフトツーリズム産業の推進や、これまでと違った客層の獲得を目指し、アウトドアレジャーの推進、SDGsの理念に沿った地域内循環の取り組みの推進、デジタルトランスフォーメーションによる事業展開、SNSを駆使した情報発信などを重点事業として掲げて展開するものです。

(4) 高齢者福祉について

新規事業や拡充事業として、高齢者タクシー利用券助成事業や家族介護用品購入費支給事業の拡大などを計画されているが、その内容は。とのお尋ねですが、まず新規事業については、現在高齢者タクシー利用助成事業は70歳以上の運転免許を持たない方に対して、申請により1万2,000円分のタクシー利用券を交付し、高齢者の外出支援を行っているところですが、

運転免許をもちの御高齢の方から、夜間や雨の日の運転に不安を感じる方が多いとの御意見をいただきましたので、新たに運転免許をおもちの75歳以上の高齢者につきましては一律6,000円分のタクシー利用券を交付し、さらなる高齢者の外出を支援いたします。

また拡充事業としまして家族介護用品購入費支給事業において、現在対象者を要介護3以上の住民税非課税世帯に属する在宅高齢者の介護を行う方に対して、年間3万6,000円を限度として、紙おむつ代等の支給を行っていますが、この要件を緩和し住民税の課税、非課税を問わず、要介護3以上の在宅高齢者の介護を行われている方については全て対象とし、在宅介護者の経済的負担の軽減を図ります。

なおその他の御質問については教育委員会のほうより答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

(5) 学校教育について

児童生徒の学力向上に向けて、学力向上推進委員会やICT活用推進委員会での協議検討がなされているが、その課題と成果は。とのお尋ねでございますが、学力向上推進委員会は、校長1名、教頭1名、各校の研究主任4名と指導主事らにより組織され、毎月1回開催をしております。各種学力検査の結果から、読む力と書く力を課題として捉え、改善に向けて取り組んでまいりました。

学習活動の中で学習の目当てを立てて、何のための学習かの見通しを立てることや、各活動を取り入れることを共通の取り組みとして推進してきました。授業の終わりに、振り返りを書くことにより、理解の状況や自分の思いを抵抗なく書けるようになるなど、効果は確実に上がってきています。

しかし学力検査の結果が全国や県の平均に届いていない科目もあるため、今後もさらにこれまでの取り組みを徹底してまいりたいと思います。

一方ICT活用推進委員会は、校長1名、教頭1名、各校のICT情報教育担当教員4名、指導主事、教育総務班係長、ICT支援員をメンバーに、毎月1回開催をしております。

主な取り組みとしては、学力向上につながる活用の在り方や、効率的な事務処理についてを柱とし、ICTをよりよく活用する方法や、学習理解に導く効果的な活用についての協議や検討を行っています。

課題としては職員のスキルや意識の向上。子供のモラルやスキルアップのための時間の確保。校内や家庭の環境整備。学力保障にいかに関わりつづけるかなどの課題も多くありますが、ハード面、ソフト面の改善やより適切な教材等の導入、有効な活用方法など、4校統一した取り組みを行って改善を図ります。

(6) 歴史・文化・スポーツについて

①「スポーツの町波佐見町」としての取り組みをどのように推進していくのかとのお尋ねでございしますが、今年1月には、各地区自治会や出場選手の御理解や御協力により、3年ぶりに波佐見一周駅伝の開催ができました。また、10月には町民運動会を開催する予定です。スポーツを愛する思いと、地区の融和や振興を大事にする思いから「スポーツの町波佐見」と言われるゆえんがあるのかとも思っております。

スポーツの振興については昨年の10月議会の折にも申しましたが、本町の体育協会には16のスポーツ団体。スポーツ少年団には14団体が所属され、それ以外にも個人やグループで多くの方がいろいろなスポーツを楽しまれております。

その中には競技力の向上を目指す団体、個人もあれば、体力の維持や健康に過ごすためにスポーツを楽しんでいる団体、個人もあり、それぞれの思いや立場の中でスポーツに取り組まれています。

このほかにも総合型地域スポーツクラブの取り組みとして、健康体操なども実施されており、子供からお年寄りまで様々なスポーツを楽しむ環境づくりは整っていると思われまます。

教育委員会としては各種スポーツへの支援と、スポーツをいつでも誰でも取り組んでいただけるよう、グラウンド、体育館などのスポーツ施設の維持に努めてまいりたいと思います。

今度のゴールデンウィーク明けには、新型コロナウイルスも5類へと引下げられるとの情報もあっています。ウィズコロナ、ポストコロナの時代に合った波佐見町らしいスポーツの振興を図ってまいりたいと思っております。

②中学校部活動の地域移行問題の現状と今後の動向は。とのお尋ねでございしますが、昨日も同僚議員の御質問にお答えしましたが、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の実現に向け、休

日の部活動の段階的な地域移行は、全国的に推進されているところです。

本町では長与町の事例などを参考にしつつ、波佐見町に合った、波佐見町らしい地域移行のあり方を、波佐見町地域部活動推進検討委員会を中心に、検討を始めたばかりです。サッカー部による先行的実践をもとに、それぞれの部活動の状況や課題を踏まえながら、推進してまいりたいと思っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

はじめにですね、居心地のよい安心を生むまちづくりとして防犯・犯罪についてですね。「空き家」の問題を取上げられておりましたが、昨日も同僚議員のですね、尾上議員からも質疑が来ておりますけども、私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず、そもそも「空き家」として認定される要件というかですね、こういったものを「空き家」として考えられているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずですね、空き家の定義でございますが、基本は皆さんおもちのように通常人が住んでない。管理が、そういった目的で何というのですか。住むことを前提に管理をされていないというのが空き家の定義になっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

空き家になって何年かという縛りはないのですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

法的にはですね、そこは厳密には定められておりません。ただし先ほど申したとおり、やはり住む前提で管理をされてない。要するに住んでないというのを地方自治体が判断するというところに原則なっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

そういった管理が行き届かなくて、空き家となっておればやはり家屋の危険な状態、あるいは敷地の管理もできていないと思います。また衛生的、景観的な観点からも、やはり敷地内に木が繁茂して敷地から出てしまう。あと草木の中に鳥獣等が棲んで困っているとか。そういった自治体、あるいはその近隣の住民からの苦情等はないでしょうか。

あった場合に所有者管理者が近くにおられないときにはですね、どのような対策をとられているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

年間やはり5、6件の問合せがございます。地域からですね。特に台風の前とかになるとですね、そういった空き家、老朽化した空き家がちょっとどうなるかという不安なお声が届けられます。

したがいまして担当職員が現地に行っていてですね、状況確認をして写真を撮ります。その後各課の協力を得てですね、所有者の方のある程度把握をして、当然町内に関係者の方がいらっしゃれば電話あるいは直接行って、補修等あるいは危険の除去のお願いをいたします。

一方でもう既に町外に転居されている方についてはですね、連絡先が分かれば当然、電話をいたしますが、ない場合はですね。先ほど申し上げた写真等を添付してですね、文書にて危険の除去のお願いをしているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

空き家の調査を令和3年度にされて、空き家として205件そのうち22件が危険家屋と認定されているようですが、平成28年にも最初に調査されたかと思えますけど、推移。

28年から令和3年、どういった推移されているのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの空き家の定義についてちょっと補足をしたいと思えます。空き家について1年以上住んでないというのが国のほうで定められておりますので、補足をしたいと思えます。

そこで平成28年度に調査したときは40件ということで、議会との答弁がありますが、それは町の職員が目視等をやって、40件としたとでございますが、令和3年度に国の国交省の判定基準ガイドラインがございましたので、その基準に照らし合わせて再度調査を行ったところ、危険空き家に相当するものが22件ということで現時点では把握しております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

今後も人口減少やあるいは世帯自体も核家族になっている状況ですので、ますますこの空き家問題というのは増えていくものだと思っております。

特に危険な空き家についてはですね解体に向けて、所有者のほうに促され、今回波佐見町空き家解体補助金の制度が創設されるようですので、またその有効な活用を進めていただきたいなど思っております。

また一方で空き家を増やさないようなですね、対策も大事になってくるかと思えますけど、そういったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

昨日の同僚議員の質問にも及ぶと思えますが、やはり空き家になった建物の利活用というのが一つあるかと思えます。当然企画財政課のほうでは、空き家バンク・空き工房バンクあるいは改修補助金という制度も設けていますので、そういった空き家の所有者と、空き家を使ってみた

いという方のマッチングを行っているところでございます。

一方でそもそもやはり社会形態の変化に伴いまして、どうしてもやはり空き家が増えざるを得ないというのは、もうこれは紛れもない事実だと思っております。したがって、なるべく空き家になって、その利活用が厳しいということになれば、やはり解体ということも選択肢になるうと思っておりますので、そういった多角的な制度を御利用していただいて、地域において空き家を増やさないということが行政に求められているというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

続きまして移住・定住についてですけれども、やはり若年層の転出超過や少子高齢化による人口減少、地域や産業の活力低下に歯止めをかけるため、U I J ターンの促進や転入転居者に対する定住支援策の充実を図るなど選ばれる、魅力あるまちづくりを目指すとあります。

先月波佐見高校のですね、学校評議会にも出席しましたけれども、就職関連ではですね、民間就職については、コロナウイルスの影響は依然として続いており、ホテル業や観光業、製造関連の企業も苦しい状況が続いているようです。

本町で企業誘致されているとある大きな企業さんから、求人自体2年連続で0人だったそうです。U I J ターンの促進や若年層の転出を抑えるためにですね、本町で今言いました企業誘致された企業に就職の働きかけといたしますか、協力体制はなされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど話が出ましたとある大企業とも懇談を常にやっております。そういう中で人事担当、または社長さんからちょっと2年間できなかった。でも次の令和5年度についてはですね、採用していくということで話を聞いておりますので、ぜひ地元からの採用というのを最優先にお願いしたいということで、お願いをしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

そのようなですね対応していただいてですね、やはり今度行政のほうも、そういった働きかけしていただいてありがたいと思っております。やはり地元就職に努めていただきたいなと思っております。

定住支援策についてはですね、いろんな支援策が考えられると思っておりますけれども、その中に5年度予算計上されております定住奨励事業や移住定住促進事業があります。先ほどU I J ターンの補助事業のほうはちょっと町長のほうから答弁ございましたけれども、そのほかにもいろいろあるかと思っておりますけど、その補助・支援内容についても詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほど町長から答弁がありました、まず移住支援金。これに関しては東京圏から転入された方。県が運営しているジョブナビ長崎という求人サイトがあるのですけれども、そこを介して企業に就

職された方や、あと関係人口の要件というものをちょっと町のほうでも定めておりますので、その要件に合致された方に対して単身であれば60万円。世帯であれば1世帯に対して100万円。今年度令和5年度の予算で追加をしておりますけども18歳未満の方。世帯員の中に18歳未満の方がいらっしゃれば1名につき100万円支援するという制度。

あとそれ以外にも言いました定住奨励金は町内に家屋を購入された方に対する支援。あとIJUターン奨励金については、町外から町内の企業に就職されて、民間賃貸住宅を借りられた方に奨励金として支給するという制度。それ以外にもありますけども、主なところではそういった制度がございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

そのほかにも定住奨励事業として、3世代同居や近居の推進もされているかと思っておりますけど、こちらの内容についてもお知らせください。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

3世代同居近居促進事業というものがあましてですね、これは新たに3世代で同居・近居するための住宅の新築、改修、取得。そういったことに対する調整になります。

これにつきましてはですね、小学生以下の子育て世代を含むというところになりますけど、その3世代家族ですね。親子、孫ですね。それで申請者の住所のちょっと区別があるのですけれども、同居・近居ということで、町外から転入してこられる方につきましては、同居・近居どちらも対応が可能となっております、その場合は例えば、同居当然同じ敷地とか建物に住むというあれになるのですけれども、近居というものは波佐見町に住所を有する、例えば御両親がいらっしゃって、例えばよその地区に例えば、宿郷に親がいらっしゃって、子供の世帯は例えば折敷瀬に住むと。そういった地区が離れてもそれは町内であれば、近居というようなことで見出しております。

町外の方に限って言うとそういった部分も今行っております。ただ一つあるのが、これちょっと一つ、よくあるケースなのですけれども、契約前に申請を行っていただかなくてははいけませんので、その辺りは御注意いただければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それぞれですね支援事業あるいはについて御説明いただきましたけども、やはりこの補助事業に対してですね、4年度については大体どのくらい執行率があっているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

まず移住支援金の状況ですけども、今年度は1世帯の方に対して支給をしております。1世帯3名が移住されてこられましたので、その方に1軒の3名の支給。

定住奨励金に関しては、今年度2月末時点で56件の申請あっております、昨年度の年間実績

が51件でしたので、今年度件数としては5件。今の時点で上回っており、町外からの転入ということで見ますと、23世帯。人数として73名の実績が上がっております。

あともう一つ I J U ターン奨励金については、今年度現時点で12件。補助・奨励金を支給しております。昨年度年間実績が10件でしたので、これも昨年度よりは上回っているという状況にあります。以上です。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

3世代同居・近居の部分で言いますと、令和4年度につきましては残念ながら実績はございませんでした。しかしながら制度が始まってですね、5年間で町外の方の御利用が8件ございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

すばらしい成果を上げているかと思imasので、さらなる支援金の拡充のほうをお願いしたいなと思っております。

続きまして観光についてというふうにしておりましたけども、観光についてはですね最後の質疑とあわせて再質問と思imasので、高齢者福祉について再質問したいと思っております。

高齢者タクシー利用券の助成事業については対象者を拡大して、当初予算も4年度の1,000万円から5年度1,600万円と、事業費も大きくなっているわけですけども。

4年度の対象者が何人で、予算に対しての執行はどのくらいになっているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。また5年度の見込みも、対象者数と執行率がどのくらい見積もって、1,600万円にされているのかちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

令和4年度の実績でございますが、1月の請求分までで見ますところですね、申請されているのが1,159人。助成額といたしましては、868万6,800円になります。利用率が62.5%ということになります。

令和5年度の予算の見積りですが、70歳から74歳。免許を持たれてない方が195名として見ております。75歳以上の免許を持っていらっしゃる方を1,000名。免許を持っていらっしゃる方を1,440名と試算をしております。

そうなりますと1万2,000円交付する方が1,200人の75%。6,000円交付の方が1,440人の60%で見て、1,600万円という試算を出しております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

よく分かりました。

やはり今、最初に町長からも答弁あったとおりですね、やはりご年配の方に話を聞いても、や

はり地域的に車がないと買物とかあるいは病院への移動手段としての生活にどうしても支障が出るというところで免許返納まではなかなかこうできていないというようなお考えでもございます。

また雨の日とかですね、夜の運転にもやはり危険を感じられているようですので、それとですね、また報道等でも高齢者による大きな事故も大変多発しておりますので、今回の助成事業は大変高齢者の方にとっても安心安全なまちづくりになっているかと思っておりますので、今後とも継続して支援していただきたいなと思っております。

それともう一つの家族介護用品の購入費の支援事業ですけども、これも内容を見直して今回216万円の予算計上されておりますけども、その予算計上の計算の根拠といいますか。その見込みはどのように計算されているのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

予算といたしましては令和4年度が、15人分で54万円を計上させていただいておりましたが、今年度が要介護者1から5の要介護者約600人。そのうちですね要介護3から5の方を250人程度と見ております。

その中の在宅でいらっしゃる方を80%の200人。その中でおむつ等が必要な方を30%ぐらいの60人と見て、3万6,000円の60人で216万円の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それでですねこの支援事業はどのような申請方法になるのか。具体的な対応の方法を教えてくださいよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

家族介護のほうはまず、申請をしていただくときにレシートの写し等ですね。おむつ代などを買ったというレシート等の写しを一緒につけて、申請をしていただいて、それに対して補助金を交付しているという形です。

限度が月額3,000円を限度として年間3万6,000円ということで、補助金等はやっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

続きましてですね、学校教育についてですけども。この学力向上の件につきましては私も何度か質問させていただいておりますけども、なかなかですね、こうしたからといって早急に結果が出るような問題でもないのかなとは思っております。国をはじめ、県、各自治体でもですね、子育て支援も医療費の現物支給が始まったり、あるいは給食費の段階的な無償化だったり。また高校生においても授業料の無償化などが充実してきております。

また近年学校ではですねエアコンとか電子黒板の設置、あるいはそのタブレットの配付、学力

向上推進などの様々な支援委員の配置など、学校を取り巻く環境は勉強とかあるいは生活しやすい環境になってきております。

そのような中ですね本町の子供たちにも限らず全国的にやはり本分であります体力・学力とかの低下が懸念されておりますけども、ここ最近ではコロナの影響で大変な環境となっておりますけども、やっぱり学校長などですね。やっぱり学校現場からはですね、学力向上に向けてどのような意見があっているのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁申しましたように、学力向上推進委員会につきましては月1回。そこには代表校長も参加しておりますし月1回には校長会も毎月1回。教頭会は毎月1回開催をし、その中で子供たちの様子、学力も交えて状況等を確認し合いながらですね。ただやっぱり、様々な施策がやっぱり今学校に押し寄せているという現状もあるのではないかなというところにおいてですね、いろんなことが求められているときに、不易の部分は何だろうというところをよく話題にしております。

流行の部分をどんどんやっぱり求められていくと、どうしてもやっぱり不易な部分を忘れてしまったり、急がしてしまったり、おろそかにしてしまっているところがあるのではないかなという部分で、改めて特に小学校中学校の義務教育においては、不易な部分について丁寧に確実に指導をし、定着をさせたいなということを話題としてはよくあげています。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

教育の現場としましてもやはり文科省の教育方針というかですね、そういったものに従ってのことでしょうけども、やはり本町としても何らかの打開策を見つけてですね、やはり10年後、20年後ですね。先には本町を背負っていく子供たちですので、熱心な御指導をお願いしたいと思っております。

次に中学校部活の地域移行の問題を先にさせていただきますが、近々の問題として早期に対策、方向性を示す時期であるというもので質問をいたしましたけども、近年の少子化に伴い中学校の部活動自体ですね、人数不足で部自体が廃部になったりとか、あるいはその合併チームでの活動を余儀なくされていたり、そのような部活も出ているのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

本郡において小さな学校につきましてはそのようなことも行われているのだろうと思いますが、本波佐見中学校におきましてはそのようなことはありません。

ただ種目で言うとバレーボール部の男子部がなくなりましたし、女子の生徒数も今かなり減少しておりますので、ぎりぎりというところではないかなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

この部活の地域移行の問題につきましてはですね、昨日も岡村議員からですね質疑ありましたので、その答弁等である程度方向性が見えてきたのではないかなと思っております。

本町ではですね答弁でもありましたとおり、体育協会をはじめですねスポーツ少年団、各団体が積極的に日々活動されておりますので、学童のスポーツ少年団も先生方ではなくやはり地域の外部指導者の方が熱心に指導されておりますので、やはり体育協会の中に各競技の団体、野球協会とか陸協とかテニス協会とかですね。それぞれ体育で17団体だったですかね。そういったかたちがありますので、そういった指導者の養成とか、あるいは教育確保。そういったものをやはり体協とあとスポーツ少年団の指導者と協力しながら、そういった体制づくりに努めてもらいたいかなと思っております。

今回5年度の予算書で中学校の部活動の振興補助金。これについても前年度から150万円増額して今回400万円の予算計上なされております。部活動の地域移行における増額とのことでしたけども外部指導者に対する報酬。こういったものかちよつと御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今年度ですね部活動の振興補助金のほうですけども、昨年度までに250万、今年度は400万というところで予算を要求させていただいております。昨年度まではですね、部活動の振興事業の中で外部指導者につきましては年間4万の報酬を支払っているような状況でございます。

ここの部分を幾らかでも増額できないかということで、150万ほどですね増額をしておりますけども、ほかのいろんなところもございましてそれがそのままいくかというのは今後協議させていただいて、よりよい状況を作り出していければなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

外部指導者もやはり報酬とか確保についてはですね、やはり中学校の部活に限らず、やはりスポーツ少年団の指導者も同じようなことですので、やはりスポーツ少年団の補助金も見直しについても御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町らしい地域移行ということになれば、議員お説のとおり体育協会あるいはスポーツ少年団との連携が何よりだと思っておりますので、指導者の確保のためにはですねそういう点での処遇改善というのは当然、やらなくてはいけないかなということをおもっておりますので、先ほど次長が答弁したこと等含めましてですね、今の提案につきましては検討してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それでは次にいきたいと思っております。続いて観光の問題についてですけどもやはり昨今のコロナ禍で観光業についても、大きな打撃を受け低迷しているわけですけども今ウィズコロナでの生活として、日々の生活のコロナ前に戻りつつあっております。

前町長が掲げた「来なっせ100万人」をスローガンに観光業も注力されて目標達成してきておりますけども、これまでの観光客の最高の人数。何年度に達しているのか。観光客数と年度。またコロナ禍になってどのぐらいまで落ち込んだのか、ちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

一番ピークで平成29年。これ暦年ですね1月から12月まで。111万2,046人。となっております。

そしてここ5年で言いますと、平成30年が103万7,143人。令和元年が少し落ちまして、99万6,846人。令和2年がここからコロナで落ちます。一気に落ちまして54万2,058人。令和3年が少し回復しまして65万2,956人。となっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

やはりコロナ禍で大変落ち込んでとなっておりますけども、今回のですね4年度の見込みも結構回復しているかと思っておりますので、さらなるですね観光事業にも頑張っていただきたいなと思っております。

元気なまちづくりとして、やはり産業の発展とですね観光客でにぎわいを見せるまちづくりが、町の活性にもつながっていくかと思っております。今でも各種イベントやですねキャンプ場の開設などですね、いろんな施策がされておりますので、期待していきたいなと思っております。

最後の通告のほうにもお話ししています「スポーツの町波佐見町」としての、推進していくためにも各競技の大会、キャンプ、合宿などですね。そういったものを誘致してスポーツツーリズムとして誘客するような取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そうですねスポーツでの観光というのは結構重要な部分だと思っております。ばかにならないといえますか。

非常に今現在、平成29年ピークのときはですね、教育委員会が主催されるイベントのスポーツのイベントだけでも4万1,000人の集客があります。いろいろ各種大会とか学童とかそういったのも、入れての話なのですけども、4万1,000人でやっぱりそういう方は保護者もついてきますので、そういうところでの飲食での経済効果というのもあると思っております。

こういうあたりはですね、やっぱり今からスポーツツーリズムに力を入れている自治体も結構ありますけど、波佐見町が今のとこまだそこまで本格的にやっていませんけども、今後いろんな角度からの観光客の誘致というのは非常に重要になってきますので、少しずつ力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

本町のやはりスポーツの環境としましても、体育館競技についてはですねやはり体育センター、その近くに中学校の体育館や中央小学校の体育館。ちょっと足を延ばせば東小学校の体育館もあ

りですね、大会運営とかするにあたっては申し分ない環境がございます。

一方野球とかですねサッカーなど屋外競技についてはですねやはりそういったグラウンドがございません。これまでですねやはり野球協会も県大会、各地区の代表の県大会を年3回ほど開催して、開催運営をやっておりましたけどもですね、どうしても球場がなくグラウンドであるためですね、その状況に応じた特別ルールを用いた大会運営となることから、県の協会あるいはその選手たちも、やはりあまり困られないようなですね状況であったためですね、大会自体の運営をほかの野球場がある市町に持っていかれるような状況になっております。

野球場の建設についてはですねこれまでたくさんの町民の声があり、議会においても何度となく議場で討論されているところでもありますけども、町長もやはり今回の選挙期間中に個人演説会等で町民の方から直接、建設について質問されたこともあろうかと思えます。

これまで財政の面で厳しく建設に至っておりませんが、当時とですね情勢も変わり近年では他市町にないほどのですね、順調な推移で伸ばしておりますふるさと納税がございます。いろんな施策に活用されておりますけども、基金の活用にはですね、寄附者の意向を踏まえアンケートされておりますけども、一番多いのがやはり次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業に活用してもらいたいという意見が多ございます。そのように野球場の建設についてはですね、ふるさと納税の基金を活用しての建設ができないのか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今議員がおっしゃったように波佐見町に専用の野球場がないことにより、競技そのものが他市町村で開催されて波佐見町での開催ができなくなったというお声も届いております。

今おっしゃったように多くの町民の方が野球場建設を望まれる声も届いております。これまで何度となく答弁していることとなりますけども、御質問の趣旨はふるさと納税が活用できないかということでございますので、全然できないわけではないとは思いますが、ただその前に先行すべき事業にやはり充当したいと。

ただその中で余裕ができればとか、あるいは地理的な条件。あるいはほかの諸条件を整えればほかの施策の財源等を模索しながら、全くできないというより、そういった検討も進めていきたいというふうなことは考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

町内の野球の活躍は、学童野球から大人の一般野球まで素晴らしい成績を収めております。一般野球ではですね約20年ほど前でありまして、各市町村の自治体のですね、やはり青年大会で波佐見クラブが全国大会で優勝して、全国制覇をしております。

また学童野球も鴻ノ巣野球少年が北海道で開催されたスポーツ少年団の大会で、全国制覇をしております。またその3年後も波佐見中学校が横浜で開催された大会で全国制覇をしております。波佐見高校の野球部も御存じのとおり春、夏合わせてですね4度の甲子園に出場して、長崎県に波佐見ありというふうに全国にアピールをできておりますし、また今月18日から開催される春の

選抜大会ですね。甲子園大会にも長崎日大から3名、長崎開成からですね1名。波佐見中学校の出身の生徒が出場します。

このようにスポーツの町、野球の町としてアピールできるものとも思います。このように球場があれば大会を誘致してですね、たくさんの方に波佐見町に誘客できると思います。また野球場の建設についてはですね、財政面のほかにもどのような問題があるのか。行政の判断だけでなく、野球協会あるいは野球の有識者とどのくらいの規模の球場が必要なのか。あるいはその予算。あと建設した後の維持管理をどうするのかですね、いろいろな面の課題点を調査研究して、建設に向けて前向きに検討していただけないかなと思っております。

もうタイミングとしてはですね、もう今しかないかなと思ってます。今逃すともう野球場の建設はちょっと難しいのかなと考えておりますので、ぜひ野球場の建設に向けて検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず近隣の市町村についてどれぐらいの維持費が掛かっているのかまずお尋ねをしてみたところなのですが、およそ大体年間にナイター施設がある場合については500万ぐらい年間かかる。ナイター施設がない場合については2、300万円、年間のですね、メンテナンスといいますか、光熱費まで入れてかかっているそうでございます。

おおよそ概算の建設事業費ですけれども、もう私がちょうどもう何年前ですかね。10年近く前なのですが、みゆき公園の中の野球場建設について嬉野市役所にちょっとお尋ねしたときに、多分4億円、3億円だったでしょうかね。という事業費をちょっとお聞きしたことがございます。

ただこれは西九州自動車道を建設する際のですね、残土処分場として運搬されたことでかなり経費も節減された部分があるかと思っておりますので、そういったものを考慮するともう少し事業費的には掛かる。しかも現在の物価高になっておりますのでかかるのかなという感じがいたしております。

そういったことを踏まえながらですね、特に野球関係者の方あるいは特に若い人方等々ですね、意見を交わしながら、どの方向性を持っていくのかと。どういったほうがいいのかというふうなですね。

あるいは、もし作った場合についてのその後の運営方法等で、そういったものについても御意見を交わししたいと思っておりますし、実はもう若い人にちょっとお声掛けをしまして、4月の上旬には野球場だけじゃなくて町政についての意見交換会をしようということで、人数集めを現在お願いしております、4月早々にはそういうことをすることでおりますので、その中でもそういった意見交換をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で7番 福田勝也議員の質問を終わります。しばらく休憩します。
10時10分より再開します。

午前9時59分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は2番 濱本秋人議員。

○2番（濱本秋人君）

おはようございます。通告に従い質問いたします。

一部先ほどの福田議員の質問と重複することがあると思いますが、私の通告の順序に従って質問いたします。

まず1. 観光づくりについて

「来なっせ100万人」が達成され、施政方針の中に5年後の目標として観光客数を125万人と定めてあります。

そこで、次のことを質問します。

- (1) 観光客数の現状はどうか。
- (2) 来庁者のカウントは、どこで、またどのような方法で行われているのか。
- (3) なぜ「125万人」なのか。

2. 廃石膏リサイクル事業について

本町の地場産業におけるSDGsの取組には敬意を表します。

昨日の第52回日本農業賞におかれまして、優秀賞を受賞されました。おめでとうございます。3月4日テレビで受賞式が放映されていまして。それは大賞のみでございました。次は大賞を目指して頑張りましょう。

これまでの取組の経過と現状についてお尋ねです。

- (1) 産業界で排出される廃石膏の総量の何%がリサイクルされているのか。
- (2) 業界の何%が参加されているのか。
- (3) 民間主導の運営は可能か、また今後の運営の展望は。

3. 人口減少対策について

本町の人口は、1990年の1万5,728人をピークに、2020年の国勢調査では1万4,291人となっています。さらに2032年には1万2,539人と推定されており、「元気な波佐見町」を維持するためには、何らかの対策が必要と思われます。

そこで、次のことを質問します。

- (1) 他市町村における地元就職者に対する支援等について、調査したことはありませんか。
- (2) 本町就職者への応援金または商品券の支給の考えはありますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

2番 濱本議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 観光地づくりについて

（1）観光客の現状はどうかというお尋ねですが、福田議員の御質問にもお答えいたしましたが、長崎県が実施している観光統計調査は毎年歴年で実施されており、現在令和4年度分について町内の各観光ポイントへの調査を依頼しているところでございます。

令和元年が99万6,846人、令和2年が54万2058人、令和3年が65万2,956人とコロナ流行により観光客のピーク時の半数へと大幅に減少しました。

コロナが終息したわけではございませんが、コロナ禍での観光のあり方も定着してきており徐々に回復傾向にあります。令和4年分については、現段階で回収集計は出来ていませんが、おむねコロナ前である令和元年度の99万7,000人の90%ぐらいまでは回復しているのではないかと感じています。

（2）来場者のカウントの手法はとのお尋ねですが、先ほども少し触れましたが、毎年長崎県が県内全市町を対象に観光統計調査を実施されます。調査依頼を受けた各市町は主要観光スポットや施設、イベント、スポーツ行事に至るまでを調査対象とし、それぞれの事業所や関係団体に調査をかけます。各調査対象からきましたデータを集計し、ダブルカウント等を抑制する係数を掛けて数字を出しております。

よって数字については各統計調査対象事業者や団体から報告があったものを集計した数値が基礎となっています。

（3）なぜ125万人なのかとのお尋ねですが、観光客数や観光施策などの振興については、令和3年度末に策定した第2期波佐見町観光振興計画の指針に基づき行っています。

その観光振興計画において計画推進の成果目標と目標数値について定めており、計画期間の最終年度である2026年、令和8年度を目標年度としています。その中で観光入込客数についても、目標数値を定めており、令和8年に125万人という目標を掲げています。コロナ前の平成29年に初めて、長年の目標であった100万人を突破して111万人となりました。その後県の集計方法の見直しなどもあり平成30年、令和元年には一旦103万人まで数値的には下がったものの、波佐見焼や波佐見町の人気とともに訪れる観光客も右肩上がりの状況でした。

しかしながらコロナの影響で観光客数は半減し、その後徐々に取戻しコロナ前に近づきつつある状況と、SNSによる情報発信とその影響。アウトドア関連やSDGsその他DXといった新たな観光需要を勘案し、令和6年には平成29年並みの111万人。

コロナが完全に終息しているであろう令和8年には125万人とそれぞれ10%程度の増加を見込んだところです。125万人という数字もさることながら、観光振興計画では、宿泊者などの増加による旅行消費額の増加や満足度、リピーター率の向上などもあわせて計画しており、いわゆる量から質重視の視点を取り入れていることも特徴と言えます。

2. 石膏リサイクル事業について

（1）産業界で排出される廃石膏の総量の何%がリサイクルされているのか。

(2) 業界の何%が参加されているのかというお尋ねですが、波佐見焼産地で排出される役目を終えた石膏型は、石膏型事業者へ供給される半水石膏の量や生地事業者等へのアンケート調査から推定すると、年間約600トンの排出があっていると思われます。

そのうち何%がリサイクルされているかとのことですが、令和2年と3年に排出事業者に対して、リサイクル推進のための支援事業を行った際、今後埋立て処分の費用よりリサイクルの費用が同等もしくは安くなった場合、リサイクルに取り組みますかという確認書をとりましたが、その数値でいうと90%以上の方がリサイクルを選択されています。

そこで簡単ではありませんでしたが、収集運搬業者や中間処理事業者と協議を重ね、最終的には令和5年に入ってから、現状埋立て処分より安い金額が最終的に提示され排出事業者に対して、現在の新料金の説明を行っているところで順次リサイクルへと移行していくものと考えております。

(3) 民間主導の運営の可能性と今後の展望はと、いうお尋ねですが、役目を終えた石膏型のリサイクルをはじめ波佐見焼産地での産業廃棄物排出に関する意識は、ここ数年で随分高まったと感じております。

環境問題やSDGsといった言葉を聞かない日はないぐらい、社会全体が持続可能な社会を目指して意識が高まっている中、波佐見焼に関わる事業者の皆さんも対岸の火事では済まされない状況です。

平成11年に町が管理する産業廃棄物処理場が満杯になり、多額の建設費や設置場所の問題、世間の環境に対する意識の問題もあり、業界では今後については可能な限りリサイクルを行うと一旦は取り決めました。

しかし埋立て型処分を専門とする事業者の進出により、半年でリサイクルを断念したという経過もあり、行政や業界も今回のリサイクルの推進には不退転の覚悟があります。

そのため専門家を招聘し、排出事業者の意識改革からマニフェストの正確な運用、コンプライアンスの徹底、短期的なりサイクルの確立、中長期的なりサイクルへの方向性などふるさと財団の支援策なども活用し地道ながら事業展開を図ってまいりました。

その結果関係皆様の御理解、御協力もあり、石膏の農業活用や建築材へのリサイクルも道筋が見えてきました。特に農業への利活用については、粉碎した廃石膏を土壌改良材として利用しておりますが、令和3年12月に肥料取締り法の改正があり、石膏型など産業由来の廃棄物については、有効利用の観点から普通肥料として登録できるようになりまさに追い風となりました。

何回も事前協議を経て、今回独立行政法人農林水産消費安全技術センターに登録申請を行っているところです。許可が下りれば、波佐見焼産地で排出される石膏型は、一定の基準をクリアする必要があるものの、許可事業者により普通肥料として販売が可能になります。

波佐見町内での需要はもちろん、少なくとも長崎県内までは営業範囲を広げて普及を図り、売上げを延ばせば民間による自走化の道も開けて、ひいては排出事業者の負担も大幅に軽減されると考えています。

民間主導こそ本来のあるべき姿だと思っております。

3. 人口減少対策について

(1) 他市町における地元就職者に対する支援等について調査したことはないのかというお尋ねですが、県内他市町における地元就職者に対する支援等について、本町から他市町へ調査をしたことはこれまでございませんが、人口減少は各自治体共通の課題として認識されているものと考えており、それぞれ各自治体の状況に応じた取り組みがなされているものと考えております。

(2) 本町就職者への応援金の支給は考えないかとお尋ねですが、本町において就職した方、一律無条件に応援金を支給する制度はありませんが、人口減少問題を解決する上でそのような施策も有効な手法の一つかと思われまます。

なお本町では、町外から転入し新たに町内の事業所等に雇用されることとなった方や、町内で主たる事業を創業することとなった方で、町内の民間賃貸住宅に居住された方を対象としたI J Uターン奨励金制度をはじめ、新たな就業や移住に対しての助成制度を設け、課題解決に向けた取り組みを実施しております。

また子育て世代の方々には、受入れ環境を充実させる必要があると考え、令和5年度からは保育士の人材確保対策を重点として取り組むこととしております。

なお教育委員会においては、令和4年度から町内の対象となる事業所に就職した場合、一定条件を満たせば当該年度の奨学金返還額の2分の1以内で18万円を上限に助成する制度も開始しており町内就職者への支援も行っているところです。

このような施策を組合せ、今後も引き続き「元気な波佐見町」を維持できるよう、現在人口減少対策に取り組んでまいります。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

最初の集客数の数なのですが、「来なっせ100万人」が104万2,404人でした。で令和8年度は125万人に引上げておられますが、来場者の「陶器まつり」とか「秋の陶器まつり」とかいろいろ行事がありますが、全てのそういう来町者のことでよいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

町長答弁にもありましたように、これ県が統計調査やりますけども、市町村に依頼が来まして町内の各観光施設に全て調査依頼を町のほうからかけます。もちろんイベント等の調査依頼もかけますので、例えば「畑ノ原まつり」が何人だったとか、「陶器まつり」が何人だったとか。そういうのも全て調査依頼をかけて、あと観光に特化した飲食店とか、焼き物のギャラリーとか。そういったところにも調査をかけていますので、大方波佐見町に来られている、お客さんの集計が出来ているというような形でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

建物内にあるセンサーとかでは人数が分かるのですが、屋外でいっぱい来られるときのカウ

ントの方法というのは、専門の方がおられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在のセンサーを使ってのカウントについてはですね、陶芸の館にはセンサーをつけています。あと西ノ原の地区のカフェとかあるあの一带もセンサーがつけられております。そのほかはセンサーとかありませんので、お店の方にある程度のカウントをしていただくとか。レジ通過人数で割り割り出すとか。あと陶器まつりみたいな大きなイベントについては、来場者の駐車台数から割り出すとか、あと何て言いますかね。会場の密度、時間帯、何時間で回転するかとか。そういうのをちょっと考えながらですね、陶器まつりの場合は集計を行っています。

あと、小さなお祭りについてはですね、主催者発表というのがありますのでそこに委ねているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

土日になると陶芸の館なんかも結構人が多いのですよね。そういう人たちも土日で例えば何名とか、ひと月で何名とかそういうカウントの方法なののでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

陶芸の館に関してはですねセンサーがついていますので、毎日の集計が出ます。ですので、正確な数字が毎日何人だったというのは、入館者数というのはカウントできるようになります。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

南地区の例えば温泉センターとか。もう結構土日とか何か多くのお客さんが見えていますけど、そこら辺も同じカウントなののでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

温泉についてはですね当然、入場料を払って入られておりますので、そのカウントというのは正確なカウントがされているものと思っております。ただその裏の桜づつみの桜を見にきた人が何人だったかというところまではですね、ちょっと集計はちょっと出来ておりません。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

それではまた次のことですが波佐見町は窯業と農業を組合せた、滞在交流型観光の質の向上や、情報発信強化などに取り組むとあります。また隣接する佐賀県の有田焼、伊万里焼とより連携していくべきという意見があげられているということなのですが、具体的なことをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず後段の有田とか伊万里との連携については当然ながら、同じ焼き物での誘客という部分がありますので、お客さんにとってみれば県境とか町境は関係ありませんので、有田に来るお客さんも波佐見に取り組めるように。逆にいま最近波佐見の知名度を利用して、伊万里とか有田。例えば武雄あたりも連携しましょうというようなかたちでよく来られますので、そういう連携はしていきたいと思っているし肥前窯業圏というくくりもありますので、そういうところは連携できるところは連携していきたいと思っております。

あといろいろなSNSでの発信についても、波佐見町各事業所。皆さんどこの事業所も、特にインスタについてはですね非常に積極的でございます。

もちろん本町もフォロワー数2万人という県内自治体どころか全国第7位の自治体数を誇っていますので、そういうところを、これ財産です。ここを武器にSNSを使った情報発信は非常に重要だと思っておりますのでそういうところを、強く押し進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

すいません窯業と農業の連携については、もう当然ながら本町窯業、農業、主産業でございますので、それを組合せた以前は酒塾とか、そば塾とかですねそういった波佐見町でしかできないような農業体験と焼き物体験を組合せた事業とか。あと陶農という体験型プログラムをつくっておりますので、そういうところですね、波佐見に来たら窯業も農業も楽しめるんだというような観光プログラム作り、体験プログラム作りはですね、ずっと引き続き行っていきたいと思っておりますし、あとそれをお土産品の品にした陶箱クッキーとかですね、そういった農業と窯業組合せた戦略というのは非常に共感を呼びますので、そこは積極的に行ってきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

それでは、2. 廃石膏リサイクル事業についてお尋ねです。

（1）の産業界での廃石膏が約今600トンと聞きましたけども、このうちどのくらいがリサイクルになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほどですね町長答弁のほうで600トンって言いました、700トンぐらいかということちょっと設計をしております。そして何%といたしますか、今ですね先ほど町長答弁もありましたように、いま排出事業者が窯元さんとか生地屋さんがあるのですけども、そういうところに今まではどうしてもやっぱり小さな事業所ですので処理代が安いほう、簡単なほうに流れていってまいりました。

箱にぽんって何でもいいので入れてくださいって。箱にどんどん入れたら持って行って処理してくれるってところが一番好きなのですよね。でもそれじゃ駄目ですということで、いろいろ

コンプライアンスの問題とかも話をしまして、リサイクルを推進しているのですけども。

リサイクル埋立て処分よりリサイクルのほうが、同等もしくは安くなったらどうですか。そしたらほとんどの90%以上の方が、それはもうリサイクルするよということ言われていますので、今やっとなくなりました。安くなったけど埋立ての処分の方が何かそれより安くしたらまた困るのですけども、安くなった金額をやっとな提示できるようになりました。

なので、そうなるとう90%以上がリサイクルをしていただけるのかなと思っていますけど、今ずっとその説明をやっているところで、徐々に切替えがなっているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

石膏型の中には金網とか針金とかが入っているのですよね。そういうふうなのは、処分の対象にはならないのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

どうしても補強材を入れている特にケース型とかについては、樹脂が入っているとか、あと補強の何というか針金とか。そういったものについては砕いてそれを取ればリサイクルなのですけど、そこまではできない部分については、そういう部分はですねもう埋め立てても仕方ないかと思っています。

特にリサイクルに向いているのは使用型、生地屋さんがある繰り返し使う使用型ですね。についてですね、ちゃんとう雨にぬれないように分別保管をして、きれいな状態を出してくださいというところかと思っています。そういう部分がリサイクルに向いているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

波佐見町で出る廃石膏の収集といいますかね。そういうようなのはどうされているのですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在そのリサイクルを推奨、リサイクルをやっている中間処理場と、もう全くリサイクルをやられてない中間処理場ありますので、リサイクルやれてない中間処理の事業者は、各事業所にボックスを置いて、それで入れられたものを回収して回られるというところ。

リサイクルを推奨している事業者さんについては、収集運搬の許可を持った事業所さんが、そういう排出事業者さんに連絡をしてお互いに連絡を取り合いながら、何時のいつに来るからということで回収してまわる。そういった現在のところは回収してまわるというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

何か廃石膏、工業組合のほかになにかためるとか今言われていましたけど、この間見に行ったのですが、何もなかったのですが。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

収集運搬の方で回収して回る。今のところは回っているのですがそうなる、なかなかそういう事業者のタイミング。また自分がいいときに持っていけないとかいうのもありますので、工業組合からのご提案で工業組合の敷地内にそういった積み替え保管のストップできるアームロールっていうのですか。トラックに荷台が乗せられるような、乗せたり降ろしたりできるものがあるのですが、アームロールのボックスを工業組合に置いて、そこに各事業者さんが重さを量って持って行って、満杯になったら、ひょっと車にトラックに乗せて持っていったら非常にスムーズに行くということで、そういう施設を令和5年度でつくりたいということで今話し合っていて、それでそれに対する支援とかも今度当初予算のほうでお願いをしないといけないというところでございますので、そのときはまたよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

廃石膏は、鋳込み屋さんで結構使われるのですが、その処分の権利というのですかね。それはメーカーさんたちがお持ちなのですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

その石膏型、使用型の所有権の問題というのは非常にいつも問題になって、生地屋さんに行ったら、うちのじゃないのになんでうちが処分しないのかという話をされます。それで本来であればメーカーさんが型屋から作って、生地屋さんにはメーカーさんの権限のもと作ってもらっていますので、生地さんが勝手にこの石膏型を捨てたりとかできないってこと。誰が支配しているかと考えると、メーカーさんの持ち物じゃないかなという私たちは推測をしています。

けれど、その処分代をどっちが出すかということについてはですね、それぞれ相對の世界、この契約の世界。あるメーカーさんによれば、それはもう自分たちが責任持って処分費を持ちますよというところがあれば、これは折半しましょうという約束をしているところもある。また生地屋さんが出しているところは、それはもう生地代に入っているのですよって言われる、料金が入っていますからって言われるメーカーさんもあります。

そういうところで、そこを一時的にどっちのものですって、行政側が決め付けるということはちょっと今のところできないので、そこはメーカーさんと生地屋さんとの十分な話し合いをしていただきながら、解決をしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

そうですねやっぱり型とか何か、デザインとかなんかはですね、意匠登録とか何かされていると思いますので、メーカーさんのほうが持つのが本当じゃなからうかと思いますが、そこらあ

たりはあとで話し合いをしていただきたいと思います。

それで廃石膏のリサイクルの運営なのですけど、波佐見町にはそういう会社があるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在リサイクル、完全にリサイクルをすとなると、今お願いをしているのがもちろん町内の1か所はリサイクルされて、一部されているところもありますけども、完全にすとなると、大村の事業者さんのほうにお願いをしている状況です。

これちょっと見ていただきたいのですけども、ちょっと固有の名称も出ていますけども、こういった大きなプラントを持ったリサイクル商品をつくっている会社と連携をしましてリサイクルを進めているという状況もございます。

そこに町内の若手の収集運搬業者さんが回収して、ここまで持って行って、この事業者さんが肥料登録まで今実際行って、申請をしていただいているような状況で、こういったリサイクルのルートが確立されてきております。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

既に肥料として使われておるところが載っていましたが、成果はどうなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在、正式にはですね今肥料登録の申請をしていますので、その肥料登録の許可が下りれば正式に肥料と言えるのですけど、現状は土壌改良剤という扱いで実証実験を行っております。

そういう実証実験をする中で、長崎の農業技術開発センターのほうにも実証の試験のお願いをしております。

それで特に石膏の場合はですね。硫酸カルシウム分がジャガイモに有効だということが分かっておりますので、ジャガイモでの活用というのも今実証を行ってまして、これはちょっと試験結果出てはいますが、その農業技術センターところで、年に2回秋作と春作のですね、じゃがいもの実証をしてデータ取りも、このようにどうだったかというデータを今ずっといただいているところで若干上位能率、いいものをとれる率が良いなど、収量も少し僅かながらでも少しい結果が出ているという状況もありますので、このあたりは大いに期待をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

そしたらもう既に、肥料として販売されているわけなのですね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在は実証で土壌改良剤という状況で実証していますけども、今農水省のほうに肥料登録の申

請をやっていますので、それが下りたらさっきの県央リサイクルさんのほうで、製品化してあと販売をしていくということになりますので、もう少しお待ちいただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

何かもう既に肥料、田んぼの肥料に使ってお米とか何かを販売されると聞いていたのですが、どうなのですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在ですね工業組合さんのほうで、メーカーさんのほうで、やっぱり排出事業者であるメーカーさんが、当然ながら作る責任。やっぱり排出の責任もありますので、自ら農家と組んで波佐見米というブランドを立ち上げて、今回特産品の新作展とかにも応募して最優秀賞も受賞したりされています。

そういう中で現段階では土壌改良材での実証ですので、そこに登録が済めば肥料登録ということでその辺り肥料登録すると、JAさんとかでも取扱いをできてくるようになると思いますので、そこが一つの分岐点だと思っています。今結構実証実験の中でやらせていただいていますので、土壌改良材を活用したということで、肥料登録ができれば、肥料を活用したという言葉に置き換えるような状況になるということです。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

まだそしたら、お米とかなんかは販売されてないですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

土壌改良材を入れた、お米をつくって販売をいたしております。この工業組合の「832米」については、昨年11月から販売を開始しております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

普通のお米屋さんで売っておられるのでしょうか。どこで売っておられるのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今ですね普通の米屋さんで売っていないくて、工業組合さんとあと観光協会、陶芸の館のほうで販売をしていますので、ぜひ買っていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

分かりました。今度行って買って試食をしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（瀨本秋人君）

それでは、3. 人口減少対策についてなのですが、私が質問しておりました今年度、3月に波佐見高校に限らず高校を卒業する高校とか短大、大学を卒業される方で波佐見町の農業、窯業を守っていくために、波佐見町に就職される方に、応援給付金ができないかとお尋ねをしていたのですが、その件についてお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほどの答弁にもありましたけども、今の時点で今年度末に就職した方、一律にそういう応援金というものを支給するようなことは現状の制度ではございません。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

町長が1月の新年挨拶の中に、町の産地の担い手確保の解消に努めると書かれていましたが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

当然首長であれば地元の地場産業のほうに就職していただいて、町の発展に寄与していただくのが一番最大限、喜ばしいことでございますので、そういったものについては支援をしてまいりたいというふうに思っておりますが、必ずしもそれが議員御提案の応援給付金なのかといえどもまたほかの支援策もございますので、それはまた別の施策として考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

関連、参考質問なのですが、波佐見町に新しく結婚してこられる方なんかは、一律じゃなかったけど、所得制限によってですけど60万円とか助成がなされるようになっていましたけど、そこら辺と含めてそういう差というか。いくらかどうかと思うのですが、例えばふるさと納税の還付金の中で町長が認める金額が1億円ぐらいあったのですが、そこら辺の用途とかはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員今おっしゃいました結婚祝い金ですかね。とかあるいは移住支援金ですかね。こういったものですが、国が施策として持ち出している施策に町の負担もございませけれども、そういったものをせっかく国が制度として設けておりますので、それを利用して定住・移住の促進につなげようという施策でございます。

今おっしゃっている地元産業への就職者に対する支援については、町独自の支援というふうになりますけれども、一つの施策としては考えられますので、直ちにじゃあやりましょうという答弁は非常に厳しいものがございませけれども、検討に値する施策なのかなというふうに思い

ますので、十分今後議論といいますか協議をさせていただきたいというふうに思います。

○13番（尾上和孝君） 瀧本議員。

○2番（瀧本秋人君）

今年度無理だったら、次年度とか何かに幾らかでもそういう応援金を出していただければ、就職される方も喜んで就職されるのではないかと考えておりますので、前向きに検討をお願いいたします。

私の質問は以上です。終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で2番 瀧本秋人議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

11時20分から再開します。

午前10時54分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。通告に従い次の質問をいたします。

（1）今後、介護需要の急増という困難な課題が見込まれます。

そこで、次のことを問います。

①介護予防事業の充実や支え合いの整備体制は十分でしょうか。

②介護の支援体制や施設等は十分でしょうか。

③過重な業務に追われている職員の働き方改革はどうでしょうか。

（2）10年、20年先のまちづくりを見据え、現在「総合計画」を策定されているところであります。

そこで、次のことを問います。

①過去に実施された大型事業などについては、膨らんだ負債と後年度負担が重くのしかかり、身動きがとれない状態が続いた時期と返済が終了した現在との評価が真逆とも聞きますがどうでしょうか。また、町長自身の評価はどうでしょう。

②まちづくりの目標は「若者から高齢者までが一緒に楽しく暮らせる波佐見町をつくる」ことだと考えます。これから「人」の支援をしっかりと行うとありますが、同時に50年先を見据えた「人材投資」も特に必要だと思いますが、どうでしょうか。

③町長は今後、どのようにミッション（目的）やビジョンを持って町政を運営されるのか。また、そのために何が必要と思われるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村議員の御質問についてお答えをいたします。

まず施政方針について。

(1) 今後の人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題が見込まれると。その中で①介護予防事業の充実や支え合いの整備体制は十分かとお尋ねですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに介護需要の急増が見込まれていますが、同時に人口減少による介護の担い手不足も見込まれており、介護予防の充実や生活支援体制整備いわゆる住民同士の支え合いが今後より重要となってまいります。

そこで本町では2名の生活支援コーディネーターを配置し、町民の皆様とともに勉強会などを重ね、お互いさまで助け合う意識を高めてまいりました。

生活支援コーディネーターが中心となって地域の皆様と対話し、地域のニーズを拾い上げた結果、現在有償ボランティア4か所、居場所2か所が立ち上がり、精力的に活動していただいているところです。

また地域の中での介護予防といたしましては、町内でいきいき百歳体操の自主グループが26か所。460人ほどの方が取り組んでおられ、地域包括支援センターでもその立ち上げや継続の後方支援を行っているところです。そのほかサロンや老人会、趣味の会など様々な活動に参加していただいていることが介護予防につながっているところです。

また町が主体で実施している事業としましては、短期集中で実施している「わくわく広場」やその卒業生を対象とした「菜の花広場」、認知症初期の方を対象とした「オレンジ広場」、男性に限定した「男の料理教室」、認知症予防を図る「脳トレチャレンジ教室」などにより、介護予防に取り組んでいます。

まだまだその取り組みも十分ではありませんが、住民皆様の意識は少しずつ変わってきているものと思いますので、引き続き介護予防の充実や、支え合いの必要性について、勉強会や研修会、各種団体の集まりの場を通じてお知らせしていければと思っています。

②介護の支援体制や施設等は十分かとお尋ねですが、現在町内には同じ法人や事業所で実施されているところもありますが、通所介護などの通所系サービスが5事業所。訪問介護などの訪問系サービスが2か所。グループホームや特別養護老人ホームなどの入所系が6施設。通い訪問、泊まりの機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所が2か所となっています。

介護体制や施設等については、同一規模の町と比較しても、それほど多寡はありませんが、町内の多くの事業所において、全国と同様に介護人材の確保に問題を抱えている事業所が多いとお聞きしています。

そこで、町や県の取り組みとして介護の仕事を知ってもらうために、中学校や高校へ実際に介護現場で働く方を派遣し、介護の仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保に向け取り組んでいるところです。また町単独事業にしても、奨学金返還事業などを実施し、介護人材の定着を図っているところです。今後とも介護人材の確保についてしっかりと取り組んでまいります。

③過重な業務に追われている職員の働き方改革はとお尋ねですが、現在地域包括支援センターでは、正規職員として管理者1名、保健師3名、社会福祉士1名。さらに会計年度任用職員や

再任用職員として、主任介護支援専門員1名、保健師1名、看護師1名、社会福祉士1名、生活支援コーディネーター2名の合計11名体制で業務を遂行しており、正規職員は指定介護予防支援事業所としてのケアプラン作成業務のほか、総合相談業務介護予防業務事業、権利擁護も含めた認知症対策関連、医療介護連携の推進、生活支援体制整備事業に従事しています。

会計年度任用職員のうち4名は、主に要支援者に対するケアプランの作成、生活支援コーディネーターの2名は生活支援体制整備事業。いわゆる支え合いや居場所などの推進に従事している状況であります。

現在、本町では高齢者が介護状態になるのを防ぐ、または遅くすることを目的として、介護予防を重点的に取り組んでおり、少しずつではありますがその成果も見えてきている状況にあります。

お尋ねの職員の働き方改革についてですが、その対策の一つとして昨年度地域包括支援システムについて刷新を行い、訪問の際に直接タブレットにより記録ができるシステムの導入などを行いました。しかし現在進行形である高齢化社会と複雑多様化する問題においては現在のところ、人に対して、人を投入して問題を解決するという手段のみしか有効な対応策がない状況で、町としましても昨年主任介護支援専門員の募集を行ったところではありますが、なかなか応募者がいない状況にあります。

今後とも、高齢者が安心して波佐見町で住み続けられるよう人員体制の確保を図ってまいります。

(2) 10年、20年先のまちづくりを見据え、現在「総合計画」を策定されているところであるが、①過去に実施された大型事業などについては、膨らんだ負債で後年度に負担が重くのしかかり、身動きがとれない状態が続いた時期と返済が終了した現在との評価が真逆とも聞かざるがどうか。また町長自身の評価は。というお尋ねですが、一瀬前町長が就任された平成10年度当時の基金残高は10億円ほどだったのに対し、中央小学校改築や総合文化会館建設などの大型事業により、起債残高は81億円を超えており、非常に厳しい財政運営を強いられておりました。

そのため平成11年度に財政構造改善計画を策定し、職員数の削減や特別職の報酬見直し等による人件費削減、運営費補助金の削減をはじめとする経費全般についての徹底した節減合理化を推進するとともに、国・県の補助事業、助成事業の積極的な活用を図り、限られた自主財源をもとに、効果的な財政運営を行ったこと。またふるさと納税の大幅な増加も寄与して、令和3年度末の基金残高は、庁舎建設基金を除いて41億円となり、先ほどの中央小学校改築や総合文化会館建設などの大型事業の起債の償還も終えて、今年度に交付税措置される臨時財政対策債を除いた、町債残高は40億円を下回っており、財政状況は大幅に改善されました。

一時期、町の財政を圧迫していた、これらの大型施設の町民の生活には欠かせない施設となっております。

今後について現時点で新たな大型公共施設の建設は考えておりませんが、一方でこれら大型施設を含む、これまでの整備した公共施設の維持管理、老朽化に伴う改修や少子高齢化などによる社会保障費の増加が見込まれるとともに、人口減少による各自治体の地域社会の存続をかけた地

域間競争を勝ち抜く上では、ハード、ソフト両面で一定の投資も必要になってくるものと考えており、これらを勘案すると、今後の財政運営は決して楽観視できる状況にはないと認識しておりますし、評価が真逆になったとも思っておりません。

②まちづくりの目標は「若者から高齢者まで一緒に楽しく暮らせる波佐見町をつくる」ことだと考える。これからも「人」の支援をしっかりと行うとあるが、同時に50年先を見据えた「人材投資」も特に必要だと思うがどうかのお尋ねですが、まちづくりにはそこに住む人にとって安心で安全やあらゆる世代の人がそこに住み続けたいと思う魅力的なまちをつくることが重要であると考えております。

その中で、人への支援として少子高齢化に伴う人口減少が加速する中で、高齢者、障がい者をはじめ、町民がいつまでも住みなれた地域で健康で安心して暮らせ、子育てを楽しめるまちをつくるために必要な支援や福祉の充実、環境整備などに取り組んでまいります。

そのための人材投資ということは、量なのか質なのかにもよりますが、ケースバイケースで十分に考慮しなければならないことだと考えております。

③町長は今後どのようなミッション(目的)やビジョンを持って町政を運営されるのか。また、そのためには何が必要と思われるのかのお尋ねですが、町政の最大の目的は町民の自治実現と福祉の向上だと認識しております。そのためのミッションとして、何事も首長が先頭に立って、今本町にとって何が必要なのかを見極め、進むべき道やるべき施策を判断することだと考えます。

とりわけ役場には非常に多くの情報が集まってまいります。その中から有効な情報をいかにキャッチし、本庁行政に落とし込めるのか。これは職員の能力にもよりますしタイミングというものもあります。そのために職員の能力や資質を高め、よりよい波佐見町をつくり上げることを使命と受け止めております。

またビジョン(将来像)としては公約の実現により、波佐見町が元気なまちとして持続し、誰もが住んでよかったと思うまちづくりに尽きると思います。そのためには、「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」の例えではありませんが、健全なる町政は健全なる財政に宿るという信念は従来から変わりません。そして行政で幾らデジタル化が進展しても、最終的には町民と職員、いわゆる人と人との接し方が大切であり、必要であると考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長(百武辰美君) 北村議員。

○11番(北村清美君)

今から質問に移ります。まず長寿支援課のですね、主な今説明がありましたけど、もう一度どういう主な何と言いますか。主な仕事っていいですか。そういうものをもう1回説明をしてください。

○議長(百武辰美君) 長寿支援課長。

○長寿支援課長(松添 博君)

正職員としての主な事業といたしましては、指定介護予防事業所ということになりますので、要支援者のケアプランの作成。それに加えて、介護予防事業であります「わくわく広場」と

か、「菜の花広場」の運営補助ですね。その辺を行っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○長寿支援課長（松添 博君）

要するにちょっと分かりづらいのですが、介護予防と介護が主体なのでですね。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

指定介護予防事業所ということになりますので、介護予防はもちろんですけど要支援者ですね。要支援者に対する事業を行っているというような状況にあります。

要介護者じゃなくて要支援者ということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

分かりました。大体分かります。

それではですね、今先ほどの答弁の中にもありましたけれども、2025年の高齢者波佐見町ですよ。65歳以上は大体推測で何名か。人口の何%かちょっとお答えください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

まずですね今の状況を申し上げたいと思いますが、1月1日現在で人口が1万4,283人に対して65歳以上の方が4,683人。これで高齢化率が32.8%になります。

お尋ねの2025年ということになりますと、これちょっと古い推計でございますが、国立社会保障人口問題研究所というところから出されている人口推計になります。こちらでいくと2025年令和7年になります。人口が1万4,381人、65歳以上が4,715人、高齢化率が33.9%になります。

ただし、このもう既に推計の人口を今現在下回っておりますので、高齢化というのはもっと早く進んでいるのかなと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つですね。比較に対して2040年という話が公表されていますけど、それをもう1度ちょっとお願いします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

2040年が令和22年になりますが、こちらでいくと人口が1万2,020人。65歳以上が4,421人。高齢化率で言いますと36.8%になるという見込みになっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

大体そういうことで高止まりするっていうことですね。今後この中で75歳以上がどのぐらいか分かりませんが、こういう100年時代になりますと取りあえず高齢者の割合が増えてきますので、介護の長寿支援課の仕事というのは絶対減らないですよ。増えることはあっても、それに

対策として人員配置の問題を先ほど人員の問題も言われましたけれども、そこあたりはやっぱり今の体制が増えるとした場合に、どのぐらい不足するのでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

高齢者自体はですね、ある程度高止まりしてくるのかなと。徐々に今後減少していくのかなとは思っております。職員としてということですが、今包括支援センターというのは3職種、社会福祉士と保健師と主任ケアマネジャーと言いますけど主任介護支援専門員。この3職種がないといけないということになっております。

今ですね主任介護支援専門員につきましては、会計年度任用職員で賄っているような状況でございますので、その主任介護支援専門員が1人、正職員で入ると大分、仕事のほうも楽になるかなというふうに職員のほうからは声が出ております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

非常にどこの部署も、人が足りないというのは現状ありますからそれは当然のことだと思います。ただ、どうするかですね。対応できれば全然問題ないのですよ。対応できるかできないかが今後の問題ですから。そういうことが考えられます。

一応波佐見町というのは全国的に、日本では自助、互助、共助と。そしてもう一つ公助とありますよね。予防するためには自助、公助、互助というのが必要なのですけども、それに対する運動として、提唱されるあれ政策としては、支え合いとか百歳体操とか。いきいき体操とか。百歳体操もいきいき体操も一緒ですけど。

そういうもろもろの活動をされています。非常にいいことじゃないかと思いますが、この動きとしまして2、3年前の活動と今の現在の活動の比較した場合に、どうでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

議員今言われた包括ケアシステムのことかなと思います。まずそちらのほうを説明させていただきますが、自助がまず自分で助かるということですので、セルフケアとか自らの健康管理ということになります。互助がボランティア活動とか住民組織の活動。共助が介護保険や医療保険。公助が生活保護や権利擁護というところになります。お尋ねの百歳体操とかですね、支え合いは順調に増えております。百歳体操はここ2年ということですがそれほど大きな変更はあっておりません。

ただコロナ禍でございますので、しばらく休まれたところがもうそのままできなくなるとかですね、そういうところが出てきているのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そういうことで順調に来ていると。おおむね判断をしますが。これに対するまだ入っていない方たちの要望というのは、どういう具合でしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

入られてない方たちの声というのをちょっと今のところお聞きはしていませんが、いろんなところで広報や無線放送などでお知らせをして、地区の百歳体操などで介護予防に努めていただきたいというお知らせはしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

先日研修会がありまして支えあい講演を聞いて、ちょっと感じたことあるのですよね。それは何かというと、支え合い単独だと非常に仕事が固定化するわけですね。これを打開するためにはどうすればいいかとちょっと考えていたのですが。この間の講演者のお話を聞いていると、やっぱり自治体のグロスで考えて、例えば自治会、民生委員、消防団、PTA。やっぱりグロスで考えて一部に支えがあるというような考え方で進まない、これはなかなかその認知という支えあいの組織を建て替え案があると思うのですよ。そういうものが必要じゃないかと思うのですよね。

ぜひこの支え合いというのは今後広めていって、皆さんやれば大きな得があると思うのですがその点はどうでしょうかね。課長さん。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

北村議員にも先週の勉強会には参加していただきありがとうございました。

言われるように話があった中で、私たちもちょっと思っていなかった、今まではですね高齢者に対して支え合いを広めようというところを、中心に考えていたのですが、消防団とかですね。壮年会、実年会、もっと若い人たちがいるPTAとかですね。そこら辺に話を広げていけばいいのではないかというお声をいただきました。

大変勉強になった勉強会だったと思います。私たちもそういうところに広げていって、継続性のある、ずっと10年先も20年先も続いていく支え合いというのを広げていきたいと考えておりますので今後とも、皆さんに御協力いただければと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

実はこれはもう前兆がありまして、先月でしたか、去年でしたか。もう忘れちゃったけど、もう井石でやって支え合いのあれ立ち上げていますけど、その中の活動で井石郷民が集まったということなのですから。

僕はびっくりしたのはその中で、女性の方が料理を作ってくれました。食事をね。そのときに80代から下は30代までいらっしゃる。作った人たちが。この活動というのはね、非常にほほ笑ましいというか、こうあるべきだなと思いましたけど、その点は課長どう思います。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

井石のほうはですね、毎年その支え合いを広めるために演劇をされたり、この間は地震体験車とかそういうのも持ってこられたり、支え合いを広めようとされておりましてその辺すばらしいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これは課長も先ほどの答弁で、今の答弁じゃないですよ。先ほどの答弁ですよ。やっぱり部落全体を巻き込まないといけないですよ。これが大事なことだと思うのですよね。

そうすれば口コミで広がりますから。今のままでは非常に固定した状態になっていますので、そこら辺の具合をもうちょっと研究して共にやっていければなと思っています。

それともう一つですね、安全センター。一人住まいの方のお年寄り高齢者に対する見守りっていいですか、そういうシステムがあると思いますけど、それはどうなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

本町で取り組んでおります安全センターの取り組みとしましては、緊急通報システムの取り組みになります。こちらにつきましてはですね、65歳以上の高齢者や障害者で健康に不安のある方に対して無償でお貸しをしております。

現在ですね、固定電話があるところにつける固定型が32台、携帯電話型の携帯型といいますが21台、合計53台になります。

5年前の平成29年時点で31台でしたので、結構伸びているのかなと担当課では考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これもね独り住まいって、私も独り住まいだけど、本当にしょっちゅう電話ありますよ。月4回か5回電話ありますね。うるさいぐらい電話あります。

そういうことでこれは非常に大事なことじゃないかと思うのですよね。もっともっと広げる。認知をしてもらうということが大事じゃないかと思えますけどどうでしょう。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

もう広げることが重要だと思っております。広報などにも載せておりますし、長寿支援課のほうに、いろんな相談がございます。その際にも特に独り暮らしや病気で不安を持ってらっしゃる高齢者の方もいらっしゃいますので特に御相談がなくても、お勧めするなどそういうのをさせていただきますので、少しずつ伸びているというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それとそういう老人福祉に関しましては、やっぱり課をまたがってあると思うのですよ。社会福祉協会もありますし、住民福祉課もありますし、その連携はどういうふうにとっていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

連携ということですが、まず社会福祉協議会はいろんなサロンの運営などをしていただいておりますので、いろんな場面でいろんな協議をすることがありますし、老人会、老人クラブ連合会の主催も社会福祉協議会でしておりますので、そちらのほうでも高齢者に対する周知などをお願いするときはですね、老人会を活用させていただいて、支え合いや見守りの普及をさせていただいております。

社会福祉班のほうにつきましては同じ庁舎内でございますので、障がい者と高齢者の複合的な問題。そういうのがあった場合とかはですね、特に話し合いをさせていただいて、いろいろな問題に取り組んでいるところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中にはまた社会福祉協議会がありますね。基本的には住民福祉課の関連が強いとか、いう話を聞いておりますけども、現実には仕事の住み分けってのはきちっとやっていますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

社会福祉協議会との事業の住み分けという形ではやっておりませんで、いろんなことに対してですね、協力しながらやっていくというような体制で臨んでおります。

今ですね支え合いに対して本町は町のほうでやっておりますが、いろんな場所ではですね社会福祉協議会が結構中心になってやっているところもございますので、その辺、社会福祉協議会と一緒にしながらですね、いろんな事業を進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ちょっと話変わりますけども、基本的に私は2回ほど9時過ぎに庁舎に役場にお伺いした場面あるのですが、必ずいらっしゃるのですよね。仕事の後始末といいますか。報告されるのに。要するに残業ですよ。

昼間は現場に出られて夜は報告書を書くというようなシステムと。でもスタッフは家庭の主婦でしょ。子供さんを何人かお持ちになって仕事をされているという。そして報告書を夜9時か9時半、10時まで書くとかね。

そういう働き方っていいですか、その辺の改革はできないのですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

その辺の改革ができないかということで、まず一つ町長答弁でも申し上げましたとおり昨年度タブレットを導入して、包括支援センターが訪問に行った際にそのまま記録とかができるようにちょっとしてみたのですが、やはりですね包括支援センターの職員からすれば利用者さんの目の前にちょっとこうタブレットに向かったりパソコンに向かったりしてタイピングするという

のが、ちょっと気が引けるということでありましたので、やはり帰ってきてから記録を書くことになってしまっているようです。

結構時間がかかっているのが家族の方と利用者の方と両方にいろんな会合の事業をするときに御説明をするのですが、それに対してやっぱり家族の方は仕事されていますので、結構時間外に行くとかになります。

それを帰ってきてからまた記録に残しておかないと後で見たものが分からなくなりますので、やはり記録に残すという必要がございます。記録に残すということをしているとやはり8時とか9時とかになっているときもあるようでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

要はですねその報告書というのが、もっと簡素化できないかということですね問題は。そうすれば負担はそんな残業なくていいわけですから。そこら辺のルールを皆さんで決められたらどうですか。

ちょっと聞いてみると、その部署だけのみんなが見ても分かるような書類づくりと、いうようなことでちょっとそういうのを聞いていますので。

そしたらもっと簡単に要領よくできないかということも、もっと研究すべきじゃないですか。その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

言われることも今年度職員面談をしたときに、皆さんにお話をして今後はですねその記録の書き方をできるだけ固定させていく。この項目とこの項目は必要だからこの項目、順番にその項目だけを書いていく。

長々と記録を書かないというところで申合せをしようかということで、どのような項目にするかというのを今検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ぜひやってくださいね。そうしないとどんどん、どんどんこれでも足りない、これでも足りないとなりますから。書く。それをいかにして簡単にするかということを考えておかないと。軽減するかですね。簡単じゃない、軽減するかということを考えていかないと。

それともう一つ、課長私は意外と地域包括支援センターの役目ってみんな知らないと思うのですよね。実際自分がそういうふうになってみて初めて、包括支援センターがあるなと思うのですが、その周知をもっともっと図るべきじゃないでしょうかね。その点どう思いますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

そうですね、議員言われるように包括支援センターというところが何をしているところかというところが、町民の皆様になかなか行き渡ってないところがあるかもしれません。長寿支援課と

いたしましてはですね、高齢者の皆さんが安心して長く波佐見町で暮らせるように専門の職員が対応していますので、いろんな御相談とかですね、何でも構いませんのでありましたら包括支援センターのほうに御相談いただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それでは質問変えたいと思います。

次先ほど今まで投資された中央小、大きな仕事で言えば中央小学校、ウェイブホール、それからそのときに付随して企画された西ノ原の問題ですね。この件に関してちょっと評価をどうなるかって。ちょっと先ほど答弁ありましたけど、何かうやむやな答弁でよく分からなかったです。

だからまずちょっと実態としてちょっとお聞きしたいです。中央小学校とウェイブホールのその当時の予算の平均予算ですね。年間、当初予算。それと中央小学校は幾らかかったか、ウェイブホールはいくらかかったかというようなことをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

ウェイブホールなのですけども、一応決算額として最終的な経費として御説明させていただきますと、中央小学校の改築に要した経費が約27億円。ウェイブホールの改修等建設等に要した経費が約22億円となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その当時の町の役場の当初予算は平均大体でいいですよ、どのぐらいだったですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

大体平成の元年から10年ぐらいの当初予算の平均としては50億ぐらいになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これは松尾町長の時代ですので非常に活気ある年なのですね。このへんの10年間というのは。それは何であったか中小、いろんな企画されました。中央小学校も、ウェイブホールもそうだし。そして中央小学校の移転に関して、舞相から小樽の御堂までですね。これが何もないというようなことで、どうしようかとなったわけですね。その当時。

だからこれだけ50億の資金を、ここで年間予算の匹敵するように中央小学校、ウェイブホールを造られたわけですよ。現在に至って返済終わっているわけですよ。その評価というのは非常に今町長の説明ありましたとおり苦しかったと、前町長の答弁でも約10年間苦しかったということ聞いております。

そのときの評価はどうしてこんなのを作ったのだろうかというような評価があったと、何人からでも聞いたのです。それとウェイブホールはなんの意味があるのだろうか。金もないのにという

ようなこと。そういう評判をずっと聞いていますのでね、それで今になってどうなのか。真逆なんじゃないかという答弁ありましたけど、町長どう思うこれ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

評価といいますか、それぞれ必要に迫られて造った建物といいますか。特に中央小に至ってはですね当時木造だったと思いますけど一部鉄筋コンクリートもございましたけども、かなり老朽化もしておりましたので、それに合わせた改築ということで、場所をどうするかということもさぞ議論された上で、現在地が選定され、そこに校舎を造ったという流れだったかなというふうに思っております。

それから文化会館につきましては、当時のリゾート法に基づいて地域総合整備事業債という起債がございまして、それを借りればある程度交付税で賄えるから大丈夫だろうというふうな判断が当時あったのかなというふうに思っております。

ただし交付税で措置されはしましたが、これが交付税で措置されるのが10年間だけで、短期で返されてしまったわけですね。ただし短期でやると22億円も借りると10年で返すと、1年2億円以上借りる、これ利息も含めるともっと大きな額になるわけですね。

ですから町としてはこれを10年先延ばして15年や、もう少し伸ばして20年とかいう償還も少し延ばしましたが返してきたわけですが、そういった返す中で交付税措置が既に10年前にもらってしまうとあるけれども、まだまだ返すべき残額があったということで非常にその当時、苦しかった思いを私はよく覚えております。

そういったことで、そのときに何で作ったのだろうかという声も確かに町民の皆さんから聞いたこともありました。職員の中からも聞いたこともありました。

しかし町にそういった文化施設が全然なかったと。あれば当時の公民館、今の何というのかな。あそこ歴文になっていますけど、文化財が分室か、教育委員会の分室として活用しました公民館があった程度ですね。

なかなかそういった文化施設がなかったということを経験すれば、造っていろいろな催物が町の中央で、しかも大きな駐車場用意してできているというのはその当時苦しかった思いが、何らかの形ではね返ってきてよかったのかなと。ちょっと答弁がまとまりませんが、よかったのかなという評価には確かにつながっているのではないかなというふうに思いますし、私もそう考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

私と同じような考え方ですね。その中でやっぱり今造ろうと思ったら大変だと思うのですよ。今だったらできますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○11番（北村清美君）

大変厳しいかなと。造ろうと思っても造れないのではないかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そういうことですね。だからこの評価がね、こういうふうに変わってくるのですよ。皆さん。だから非常にそのときはどういう状態で、年間予算の50億時代に50億の借金をしたということですからね。よっぽど何かあったのだなと考えていますよ。

決断をされたということですから、その当時は分からなかったですけど。今、後から考えると、何かそういう特典があったからされたのだなと思います。今造って、この施設を造ってよかったという評価を町長は持っているというようなことで安心しました。

それともう一つですね。これに関連するのですが、その当時に先ほど話したとおり、舞相から小樽の御堂までの区間をどうするかということが議論になったと聞いているわけですよね。その付帯として西ノ原が出来てきたと。案として。今までそのときの企画として、私の聞いた話では約70億と。その当時はですね。今もあまり変わらないでしょうけど。だからその付帯としてそういうことがあったということで、今何と言いますか。後年度負担で今残っているわけ。約25年経った後も。

この件に関して昨日のちょっと答弁ちょっと町長ありましたが、もう一度その答弁、本当にどういうふうを考えているか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず西ノ原の区画整理事業につきましてですが、これは舞相から御堂までの間の何かこう発展のための施策の一環というよりは、中央小移転に伴うですね代替措置といえますか。地元で学校がなくなってしまうと、井石っていいですか西ノ原のあの境界が非常に寂れてしまうと。当時窯業技術センターもなくなり、学校もなくなりということであれば、非常に西ノ原の皆さんが地域の衰退というのを非常に危惧されたわけですね。

その中で何かの代替策はないかというふうな交渉の中では、区画整理というものをやってもう一度西ノ原のまちづくりをしてみようという決断のもとで進められた事業だと私は理解をしております。

その中でまだ、もう二十何年も経ってまだ後年度負担があると。これは単年度単年度でお金を借りていくものですから、当初にボンと例えば70億のお金を借りて事業をやるようなことじゃなくて、今年例えば2億の事業をすとなれば、その中で補助金を除いた残りの半分近くですかね。7割近くなりますかね、のお金を借りるわけですから事業をやればやるだけ、後年度負担またさらに25年先にずっと伸びていくわけです。

そういった状況ですので今事業を始めて二十数年もたって、一世代替わってしまえば当時の事業を始めたときの意義と、今住んでいる方の意義というのが大分変わってきてまいっておりますので、昨日も申しましたとおり事業の見直し等を含めてですね、なるべく早期の完成を目指しながら、地元との協議を現在進めている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村委員。

○11番（北村清美君）

よく分かりました。だから今のままほっとかれないですよ。あの荒れた状態で、ただ毎日通るけれども本当に何とかしないといかんじゃないかと思えます、早期に。

もう一つですね、今後の波佐見町のことにに関してちょっと質問をしていきたいと思えます。まず職員体制の年代別をちょっと教えてもらいたいのですよ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現在の職員の年齢構成についてお知らせをします。50代が19%、40代が29%、30代が38%、20代以下が14%でございます。

ちなみに職員の平均年齢が38.7歳でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ここは私も何気なく聞いていますけども、実は非常に若い人が多いですよ。ほかの企業、ほかの自治体に比べたら20代、30代がですね。合計しまして約50%を超えているわけですよ。これはね非常に期待してるわけですよ。これはねほかの自治体には負けないですよ。この人材をどう生かすかが今後の問題なのですね。

だからこの点に関してね、非常に何と言いますか。いろんなことが考えられます。この間からずっと9月、10月、12月という質問をしていますけれども、やっぱり今からは30代が3割減。また30じゃなかったらこんなまた4割減とかね、世の中になってきます。ただこれだけ若いスタッフがいるということ、どうやって教育していくつもりですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議員さんがおっしゃったとおりですね、平均年齢が38歳ということで職員構成として若い人が増えてきたなというふうに思います。一方で町外から来る職員が今42%ほどになっております。議員がおっしゃるとおり、これからはですね少子高齢化が顕著になってきますので、職員の採用についても人材獲得の争奪戦みたいなことになってくると思います。

そういった中で、今いる職員をいかに育てていくかということになりますので、やはり若いうちに、いろんな経験を踏んでいただいて地方公務員としての感覚を養っていただきたい。特に対住民について町民の方がSOSを出されたときに、どういったふうに早く対処できるか。公務員の直感を磨いてほしいと思っております。総務課としても様々な研修を行っておりますし、採用のツールも広げておりますのでそういったことで総力戦にて、やはり職員の育成を進めていかなければ今後の自治体は競争には生き残っていけないというふうに認識しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その件ですけども、この間何と言いますか。研修費用としてやっぱり700万以上使っていっちゃるというふうな答弁がありましたよね。720名か、ごめんなさい。の研修延べで行かれてい

るということなのですけども、これをやっぱり例えば話ですけど、今現在言われているのは2018年DXのIT人員というのが、約20万人が不足していると。現在の18年現在で。40年には80万不足だろうというようなことで、町長はこないだから危機感持って一緒懸命言っていますけど、逆に言うところこういう人材も波佐見町の役場職員、若い職員にいらっしゃるのですよ。そういう特定の専門的なことをね、ものに学びリスクリングするとかね。そういう方法もとるべきじゃないかと思う。

そういう人材がこういう若い世代がいるからそういう活動を、運営をすべきじゃないかと思えます。どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずはですね、専門職という職員の考え方が一つあります。これは資格を持っている職員がやはり今後必要になってきますので、こういった職員をいかに計画的に採用できるかっていうことになりますので、その門戸をやはり広げていってこっちが願う人材をいかに採用できるかというのが一つあります。

あと今後の自治体のDXとか、専門性を含めたところに今いる職員の中でやはり人材育成をやっていくという必要があります。ですので、特に若い職員。大変能力資質にすぐれた職員が多ございます。例えば一般職で入ったけど、そういったコンピューター関係にやって、一定の任せてみようかということも考えられると思います。

当然今後、やはり職員の意向等も確認・検討しながら、やはり何というかそういった、分野に長けている職員を伸していくということも必要じゃないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それはねぜひ大事なことです。よく検討し合ってやっていただければと思う。若い人材がいるのだから。これはもう頼もしいですよ。我々から見たら。

それとですね、これからもう一つ執行部の方に言いたいことがあるのですけども、やっぱり民間の経済人というのは、お金を投資してすぐ結果を見るのですよ。これが民間の経営者ですね。

自治体の首長、町長。町長の場合と政治家の場合どうするかということはどうですか、やっぱり長い目で世の中が移り変わりを求めていかないかんわけですよ。見る力とか。これがものすごく大事だと思うのですよね。だからこれは町長ばかりじゃない、我々議員もそうなのですよ。すぐ効果が出ませんから。

民間の場合は、すぐ効果が出る分と出ない部分もありますけど、その見極めが大事なのですよ。やっぱりこれが非常に大事なことです。

だから我々はこういう議員。町長も町長を目指して政治家になったのだから、やっぱりこういう目が必要だと思いますが、どうでしょう町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

どうでしょうといわれれば、そうでしょうとしかちょっと分からないですけども。確かにですね、おっしゃるとおりなのです。短期的に見る場合、見るときも時には必要です。ただしやはり職員を採用した以上は、40年ですね。の長い目で育てなくちゃいけない場合もございますので、そういった長い視点で見ること必要であろうかというふうに思います。それから今後、職員数はなかなか増やせない。人口減少の中においてですね。そうした場合において、国で義務づけられた配置というのはやはり、町としてはですね地方自治体声を出して、変更を要望していかなくちゃいけないと思うのです。

例えば先ほどから問題になっております、地域包括支援センターやあるいは子育て支援センター、何とか支援センターいろいろ支援センターつくれと言います。あるいは健康増進法があったときには、管理栄養士を必ず職員を配置しなさいとか、地域包括支援センターには、何とか社会福祉士や主任ケアマネジャーの配置が義務づけられているのですけども、これはある程度の経験値を持った行政職員が兼ねるようなですね、解釈できるような働きかけを是非国にもしていきなさいと思いますし、そうしないとそっちのほうに人員を食われて、一般行政職の職員がどんどん、どんどん減っているわけなのです。いま保健師が7名ほどいます。私が役場に入ったとき保健所たった1人だったですよ。でも世の中そういうふうに変わっておりますから、そういう状況に対応できる体制をつくっていく必要がございますし、なるべく柔軟な体制がとれるようなことも国にはどんどん、どんどん地方自治体として要望していきなさいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

一説に20年後は我々みたいな波佐見町の小さな自治体は20年後ですよ、職員の数が65%になるだろうというふうに言われているわけですよ。波佐見町の人口も減ってもですよ。

なぜかということで充足率が65%ですよ。行政サービスは人口が減ったから人員が100名のところ50名するわけいかないですから、行政サービスできませんから。そのために方法として今先ほど政府が言っている、町長が言っているDXのこともあります。だから下手すると、波佐見町役場もブラック企業になるかも分からないですよ。可能性があるのです。定員満たないのだから。60、3割以上も20年後、これ見据えていかないかんですよ。これは非常に大事なことだと思うのですよ。こういう先を見越して、政策を、人員配置とかやっていかないかいけない。だから学び直しというのは絶対必要なのです。

そういうことと、もう一つですね。自治体の役目ですよ。いつも言われているようなリーディングプロジェクトというのが、あれは自治体計画というのかね。まちづくり計画の一緒にいったのですけど、特に首長、町長はですね、いつもおっしゃるミッション、パッション、アクションですよ。これ3つが大事なのです。それで考えてもらいたいのは、政治は何のためあるのか。結局どれだけ人を幸せにできるか、というふうに夢を語ってもらいたいのですよ。

これを頭の中に焚きつけてくださいよ。それでそのために何が必要かということですよ。やっぱり新しい波佐見町づくり。昨日町長言っていましたけど、町長のイメージが町民のみんなに、我々の頭に浮かぶような言葉がほしいわけです。町長らしい言葉を教えてください。それを要望

したいわけですよ。

それともう一つ、聞く力、話す力、伝える力。これが大事だと思う。町長どう思いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりだというように思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そこはね堂々と言わないといけないですよ。あなたの町長の魅力を今から発信しないとイケないのだから。何を言いたい、何をしたいのか。こうやってやります。こうやっていきたいから、こういうふうになりますと。こういうふうになりますとそういう自分のことをつくり上げないとイケない。

これからはまだ就任は半年だから。あと半年間で何かつくってくださいよ。どうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

半年間でつくり上げるといいますか。常々新しい情報は常に頭に入れて、見、聞き、頭に入れてですね。今の波佐見町にとって何が一番重要なのか、最適なのかを考えながら、しかもその中で先ほどおっしゃったように、波佐見町民が幸せになるような施策を選んでいきたいと思ひますし、実行してまいりたいと思ひます。

そのためには私からの情報発信も必要ですし、先ほどおっしゃったように聞く力、しゃべる力、磨いていきたいというふうに思ひます。

○議長（百武辰美君）

以上で11番 北村清美議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

13時30分より再開します。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、12番 脇坂正孝議員。

○12番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は大きく分けて2件ほど質問をいたします。

まず、1. 施政方針についてでございます。

(1) 「U I J ターンの促進や転入・居住者に対する定住支援施策の充実を図る」また「企業誘致に関しては、雇用の確保と拡大を図るために引き続き実施し、特に空き工場や空きスペースの情報を発信し誘致につながるようマッチングに努めます」とあります。

そこで、次のことを問います。

①「定住支援施策の充実を図る」とあるがその内容は。

②ここ3年間の企業誘致の状況と今後の見通しは。

(2) 空き家対策について

①「波佐見町空き家解体補助金」制度の概要は。

②解体対象とする空き家の総戸数及び解体計画戸数はいくらか。

2. 教育行政についてです。

(1) 「波佐見町奨学金」について

①ここ3年間の貸与状況はどうか。

②現在、高校生等は月額1万円以内、大学生等は月額2万円以内である。貸与金額の増額はできないか。

③貸与金返還について、新規就農者等への減免拡大はできないか。

(2) 子供の体力テストについて。

①「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子供の体力は全国的に低下していると発表された。本町の結果と課題は。

②低下しているとすれば、その原因をどう考えるか。また、その対策は。

(3) 歴史・文化について

施政方針に「郷土に埋もれている文化財の発見に努めてまいります」とあるが、具体的にはどのような事業か。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

12番 協坂議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 施政方針についての(1)の①「定住支援施策の充実を図る」とあるがその内容は。とのお尋ねですが、これまでのほかの議員の皆様にも、答弁と一部重複する部分がありますことを御了承いたします。

人口減少問題の解決に向け町外からの移住、定住促進を図るため定住奨励金やI J Uターン奨励金などの各種支援制度を設けてまいりました。

また支援制度の一つとして、東京圏から波佐見町へ移住された方に対しての移住支援金制度があり、単身の場合60万円。2人以上の世帯の場合、世帯に100万円の支援を実施しております。

令和5年度からこの移住支援金で、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額をこれまでの1人当たり30万円から100万円に増額することとしました。今後も各種支援制度の充実を図るなど、人口減少対策に引き続き取り組んでまいります。

②ここ3年間の企業誘致の状況と今後の見通しは。とのお尋ねですが、企業誘致に関しては平成29年度に町営工業団地が完売し、その後に工業団地の整備計画はなく現段階では施政方針でも述べましたように、空き工場や空きスペースの情報を発信し、長崎県産業振興財団とも連携のもと、誘致につながるようマッチングに努めていきたいと考えています。

ここ3年間の状況としましては、本町が企業立地促進条例で規定しています優遇措置に該当す

る案件で、令和2年度に空き工場と利活用奨励金を活用した1件のみであります。

今後の見通しとしては現在、町内にある空き物件にウイスキー製造の施設の進出を目指し、事業に着手された案件があるなど、今後も空き工場などの居抜き物件の紹介などの、長崎県産業振興財団とも連携の上進めていきたいと考えております。

(2) 空き家対策について

①「波佐見町空き家解体補助金」の制度の概要は。

②解体対象とする空き家の総戸数及び解体計画戸数は、とのお尋ねですが、今回の波佐見町空き家解体補助金については空き家所有者の自発的な解体を促す目的で創設することは、さきの同僚議員への答弁で申し上げたところです。

その概要についてですがまず対象となる空き家ですが、昭和56年5月31日以前に建築された、居住用の建物であり3年以上居住、その他使用されていないことが常態化しているなどが主な要件としております。

一方で補助の内容ですが解体工事費の3分の1、30万円を上限に補助するものです。補助の申請書については、町外にお住まいの方も対象としておりますので、御自身の生活基盤が町外にあり、亡くなった御両親等の住居を解体する場合も対象としたいと考えております。

また解体の対象となる空き家ですが、これまで申し上げた町による調査で、空き家と判定した205件が原則対象となりますが、それ以外でも現地調査等でこれまで申し上げた条件を満たす物件であれば当然対象としたいというふうに思います。

なお予算上では、年間10件の解体を見込んでいるところです。

その他の御質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育行政について

(1) 「波佐見町奨学金」について

①ここ3年間の対応状況はどうか、とのお尋ねでございますが、波佐見町奨学金の3年間の貸付け状況は令和2年度、3年度の新規の貸付け申請はあっておりませんが、今年度大学生等の申請が3件ありました。

またものづくり奨学金については、令和2年度から今年度までの新規の申請はあっておりません。

②現在、高校生等は月額1万円以内、大学生等は月額2万円以内である。

貸与金額の増額はできないかとお尋ねでございますが、奨学金制度は、意欲、能力があるにもかかわらず、家庭等の経済的事情で就学困難な生徒に対し、奨学金を貸与し有能な人材を育成することを目的に、本町をはじめ様々な団体、機関が制度を設けております。

本町の奨学金の貸与額の変更はできないかとお尋ねですが、昨今の生活費が高騰している状況でもありますので、県内他市町の状況を見て検討してまいりたいと思います。

③貸与金返還について、新規就農者等への減免拡大はできないか。とのお尋ねでございますが、

本町では今年度より、地場産業支援として窯業会に就職をされた方、また子育て世代支援のため保育士として就職された方、さらに介護職の人材確保のため介護事業所に就職された方を対象とした波佐見町奨学金返還支援事業に取り組んでおり、対象者には、奨学金の返還に関して補助金を交付しております。

この対象者に新規就農者を追加することができないかという趣旨だと思いますが、現在新規就農者については、様々な国の制度が用意しており、その中に就農前の研修期間中においても、生活費等を資金面でバックアップする就農準備資金があります。このためこの就農準備資金との整合性も含めて、今後研究を行いたいと思います。

(2) 子供の体力テストについて

①「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子供の体力は全国的に低下していると発表された。本町の結果と課題は。

②低下しているとすれば、その原因はどう考えるか。また、その対策は、とのお尋ねでございますが、全国的な傾向として小・中学生の男女とも体力が低下してきています。主な低下の原因として、運動や遊びの減少。不規則な食習慣や生活習慣、特にスマホやゲームなどの影響。近年では新型コロナによる様々な運動自粛などが主な原因として考えられています。

本町の状況はと申しますと8種目の調査項目で、全国や県の平均と同等か、上回っている種目も多くありますが、長座体前屈や上体反らしなどの柔軟性については、全国平均よりも下回っています。

そのため体育の授業の準備運動でジャックナイフストレッチを取り入れ、柔軟性の改善に取り組んでいます。また中学校においては病院の理学療法士の先生を講師に招き、柔軟性を高め元気に過ごそうと題し実践講座を行っています。

さらに普段から簡単にストレッチに取り組めるよう、ストレッチ機材を校内各所に配置し生徒のさらなる意識向上に努めております。

(3) 歴史・文化について

施政方針に「郷土に埋もれている文化財の発見に努めてまいります」とあるが、具体的にはどのような事業かというお尋ねでございますが、本町ではここ数年、私ども教育委員会が把握していなかった文化財が見つかっています。例を申し上げます、戦国時代の山城が新たに4つ確認されています。そのほかにも江戸時代から明治時代にかけての貴重な古文書が、町内の大村藩の旧家から情報提供があったり、江戸時代の石造物が新たに確認されたりしています。このように、まだ知られていない貴重な文化財があるのではないかと考えており、その発見に努めてまいりたいと思っております。以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

まず定住促進事業についてお尋ねでございますけれども、今年度ですね、総額で2,380万円計上してあります。今年度案としてですね。これが4年度に比較します。4年度が1,901万円ということで479万円増ということになっておりますが、この増の原因と申しますか。今までの支援策

との違いをまずはお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

定住奨励金の部分ということですか。定住奨励金に関しては先ほど答弁しましたように、先ほどから答弁しておりますように、件数が最近伸びておりますので、そこら辺を加味した上で増額をさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

定住奨励金については今言われたように交付件数。それから建物の新築ですか。新築、建て売り、中古こういった取得についても2年度から3年度に比べて上がっているということで、効果があらわれつつあるのかなという思いでもありますけども。

ただちょっとお願いでございますけども、交付金額の中で中古住宅を取得した場合というのはいくらになりますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

中古住宅を購入された場合は現金で10万円、商品券を3万円支給しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

まあ転住されて住宅、新築を購入されると。町内の業者さんが施工されたものは35万円。それから新築の同じく町外の業者さんが施行された場合は15万円。そして中古住宅の購入については10万円というふうにちょっとこう差がついているわけですけどね。

この中古住宅の購入について後ほど質問しております。空き家対策ですね。これと絡ませてもう少し単価の改善ができないものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

昨日から出ています空き家対策として、いかにそういう空き家をなくすかという意味では、中古住宅として売っていただくことがいいかと思うのですが、そこに関しては改修する必要がある部分等に対して、今のその空き家改修の、補助金の制度を設けておりますので、その辺りも含めて今のところは10万円ということにしております。

あとプラスして町外から転入された方に対しては加算金であるなど、18歳未満のお子さんがいらっしゃれば1人につき5万円とか加算金を設けておりますので、その辺りも含めて中古住宅の把握っていうのは今後、空き家改修対策等も含めてですね、検討はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

やっぱり空き家対策もそうなのですが、空き家になってしまったからの対策じゃもう遅いわ

けですね。いわゆる何年も使われなくなったという状態ではですね。

ですからその時点で、なるべく空き家に転居等で不要となった場合に転売等がスムーズにいくように1個でもですよ2個でもそういったことで解消して、そして空き家をなくす政策。これも必要かと思うのですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

空き家になっている原因等の中で、例えば売るにしてもちょっと相続の問題があつて、売れない。であるとか、ちょっと仏壇等があるのでやっぱり正月盆等には帰省をすることもあるので、なかなか売れない、貸せない。

もしくは将来的に子供さんやお孫さんが住む可能性もあるので、そのまま残しておきたいというふうな、お考えをお持ちの方もいらっしゃる。こちらとしてもなるべく空き家をつくらないようにというふうなことでは考えているのですが、なかなかそういった問題点があるというところも事実としてあります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

確かに空き家を、空き家といいますか、住まなくなっても手放すというわけにはなかなかいかないところがあるわけですが、そういった問題が解決したところについては後々のことを考えて、こちらのほうも検討していただきたいとそのように思います。

それから続きましてですね、移住定住促進事業というのがいわゆるI J Uターン。これはなかなかいいネーミングで、そのまま読めば移住ターンってなるわけですが、これが1,190万でしたのが例年令和4年度2,468万円から、1,190万円に来年度は減額になっているのですけれども、これはどのようなことでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

I J Uターン奨励金に関しましては、1件につき6万円ということにしておりますので、I J Uターン奨励金としては、今回減額はしておりません。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

予算の説明でこのような金額になっているのですが、恐らくほかのものもメニュー化されて、こういうふうな金額になったのではなかろうかと思うのですが、そのところはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今お尋ねいただいているのは移住地方創生推進事業の18節ということでよろしいですか。すいません。ちょっと予算書のどこの部分かを教えていただいでよろしいですかすいません。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

予算書ですね、予算の説明の中にこの数字が出ているのですよ。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

移住定住促進事業が800万から400万というところですか。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ちょっとそのくくりが、幾つかあるものをまとめてあるかと思うのですけども、8ページにありますのが移住定住促進事業 I J Uターン事業促進ということで1,190万円ですか。そういうふうになっているわけですね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

すいません。この移住定住促進事業はですね、I J Uターン奨励金もですが、事業拡充促進として国とか県の補助金を使って、事業拡充事業というものありまして。その金額が今年度、令和4年度が800万だったものを令和5年度については400万に減額をしているのですが、同じ予算の概要の8ページにあります産業交流を軸とした人が輝くまちづくりの中にある、事業拡充チャレンジ支援事業というところで401万8,000円計上しております。

先ほど言ったのは国県の補助金を活用した分を800万から400万に減らしたのですけども、その代わりに町単独事業として400万新たに追加しておりますので中身としては減額になったということではございません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

I J Uターンで1件当たり6万円という数字で、なかなかこの数字が私も納得できなかったのですけども、そういったということで納得をいたします。

それから続きましてモニターを御覧ください。

乙長野郷の鴻ノ巣公園付近にあります。お試し住宅でございます。ここのこの施設の3年間の利用。そしてまた試しをされて転入という形になった事例がありましたらお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

お試し住宅の利用に関しては、まず波佐見を知っていただく上で、まず住んでいただくという意味合いで一旦お試し住宅を運用しておりますけども、議員は3年というふうにおっしゃったのですけど、ここ2年がちょっとコロナで伸びてない部分もありますので、平成30年からの実績で申しますと平成30年度が8件、令和元年度が6件、令和2年度に関しては1件、令和3年度3件。今年度、今の時点で6件の利用があっており、先ほど言いましたように令和2年、3年に関してはちょっとコロナ禍で利用者が減少しておりましたけども、今年度に入ってまた平成30年、令和元年度同様の件数になっておりますので一定戻りつつあるのかなと思っております。

あと利用された方で移住された方ということに関しては、大体各年度ご利用された方の中から1名は移住されているというような実績が出ております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

2年度、3年度はそういったコロナ等の影響もあって、少なかったけどもまた回復の兆しがあるということで、各年度約1件の移住者があっているというふうなことでよろしいですかね。

そういったことで、こちらの施設のほうもそれなりに活用できているのではなからうかと思っておりますが。あとですね、これ2、3日前に配布がありました「つたえるけん長崎」の3月号です。この中にちょうど県が実施しています、もちろん市町も実施ということになるのですが、異動理由アンケートを実施していますということでちょっと面白いといえあれですけども興味がある数字が出ておりました。

というのが長崎県全体ですけども、県外への転出が2万9,723人、1位が福岡県8,827人。2位が東京都2,362人、3位が佐賀県2,148人。そして県外からの転入も2万3,143人ですけども同じく1位が福岡県5,873人、2位が東京都で1,786人、3位が佐賀県で1,712人。ただこれを合計でこの1都2県の合計を見てもみますと、1万3,337人が転出されて、9,371人が戻られたということで、差引き3,966人ということになるわけですね。3分の1の方が戻っておられるんですけども、3分の2はそのままおられると。そういうふうな結果になるわけですが、

結果を見まして先ほどの東京都からの転入ですか。こういったことで、いろいろ助成もされているんですけども、例えばこれを福岡あたりまで拡大ということはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

この移住支援金の制度というのが、国のお金が入ってしましてその概要としては、東京に県からの移住者に対する支援ということになっておりますので、こちらのほうで福岡を追加することは今のところはできないような状況になっております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

恐らく今の数字は県下全体の数字ですけども、この中にももちろん本町の転出入も含まれているというふうに思うわけですね。それで県のほうでそういったアンケートの結果、調査を行っているわけですが、これを今後本町でも生かされて活用されて、そして本町への移動についての研究と申しますか。そういったことに使われるような計画はございませんか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

この県と市町で実施している異動理由アンケートは、令和3年の3月から長崎県自体が、人口減少が大きいということで県が始められて転居届を出される際に任意でアンケートをお答えいただくというような流れになっております。

結果については各市町に対してもバックはされておりますので、その辺の分析をしてどこに対

して政策を打つべきか等に関してはですね、今後アンケート結果を活用していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ぜひそういった方向で1件1人でも、増えるような施策をお願いしたいと思っております。

続きまして空き家等についてですけれども、空き家は昨日も今日も同僚議員から説明、質問等それからまた答弁がっておりますので、その分は差し控えますけれども、この中で空き家に関して、本町では例えば空き家解体の補助金が8款、土木費のほうにあると。それから空き家等の改修事業費の補助金が2款の総務費にあると。そういったことで、空き家対策が各課ばらばらにされているような動きが見えるわけですが、この辺の不自由さはないのでしょうか。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず空き家対策の、本町の所管と言えればおかしいですが、対応状況でございますが。まず空き家が危険とかそういうことで及べば総務課のほうで所管しております。

一方で空き家の改修利活用になると、企画財政課が所管をしております。さらにその空き家の除却をするときに、国交省の補助事業等を利用する場合も想定されますので、そういった意味で8款のほうに、空き家の関係の補助金があるということとなっております。

そこでお尋ねの空き家の部署がそれぞれ分かれて不都合がないかということでございます。私自身も空き家の司令塔は実際どこだろうということは思います。今後空き家が増えてですね、将来的な対応がいろいろかさんでくるということになる、やはり空き家の総括するような部署、あるいは連携を調整する部署が必要だと思っておりますが、願わくはやはりその辺の機構改革も含めてですね、将来的な課題として捉えてですね、今後検討すべき事項というふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

予算上は分かれていても窓口を一本化と申しますか。住民の方が利用しやすい方向、そういった方向で統一をお願いしたいと思います。

続きまして企業誘致関係でございますけれども、このモニターを御覧ください。長崎キヤノンの敷地と工場です。まだ西側のほうには広大な敷地が、空き地が見られます。

それで以前町長がキヤノンの本社を訪問されたというときに長崎キヤノンの工場移設の話がされたと聞いておるわけですが、その後の動きというのはございますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まずキヤノン本社の御手洗会長のお話として、現在のこういった世界情勢の不安定さの中ではサプライチェーンが非常に厳しいということで、国内回帰として捉えていると。その中でお会いした際にぜひその国内回帰の部分をぜひ長崎キヤノンのほうにも、分散していただけないかというお願いをしたところでございます。

会長さんのほうからは会長兼社長ですが、十分に考えておきましょうという程度のお話で、その後どういった話、来るのかというふうなお話、具体的なお話はあっておりません。2月の末に波佐見町にお見えになったそうなのですけれども、ぜひ波佐見役場のほうにもお立ち寄りいただくようお願いしたところでもございますけれども、何せ大変お忙しい方で過密日程の中でそれも叶いませんでしたけれども、機会があればその都度またキヤノン本社のほうには寄って、そういったお願いしたいと思います。

その後長崎キヤノンの社長さんのほうにもお会いをしてお話をしておりますが、現状ではまだ長崎キヤノンのほうを造成するというふうなお話はまだ伺っておりません。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ぜひ町長の方で、増設に向けて努力をお願いしたいと思います。さっき申しましたように、西側には広大なまだまだ用地がありますので、こちらを十分活用していただければとそう願うものです。

続きましてこれは町営の工業団地でございますけれども、今町営団地につきましては多くの関係者の御努力でここ15、6年でしょうか。大きな成果、効果があっているというふうに思います。昭和金属工業さんとか、幸運トラックさん。こういった各会社が進出されております。今もういっぱいになっているわけですが、そういったことで本町には高速道路が通っております。それから新幹線も近くまで来ております。それから長崎県内で福岡とか熊本こういった大きな消費地とか生産地に近いところ。これもやはり一番近いと言えらると思います。

それからIT企業が必要とします条件とします内陸型。これにもマッチしておりますし、先ほど町長の話もありましたように国内回帰という方向も現在変わってきているところでございます。そういったことで先ほどは空き工房とか、空き家を活用したという話でございましたけれども、本町にまた次の町営工業団地の計画はできませんか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

新しい町営工業団地の考えはというふうなお尋ねでございますけれども、現時点ではちょっと厳しいのかなという感じがしております。どこに用地を求めるのかですね。そういったことと空き工房、空き家等があればそういったものを活用しながら。それから大きな用地じゃなくても、例えばコールセンターであったりオフィス系の誘致であったりに特に今長崎県は力を入れておりますので、そういったものがうまく取り組めればなという感じもしておりますので、工業団地ではなくてそういった敷地、適地というものを今後は探していければいいのかなというような感じがしております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

確かに大きな工業団地つくるのは、なかなか用地の問題とかそれから後の利子補給の問題とかいろいろあるかと思うのですが、やはりこれだけの立地条件が揃っている本町でございま

すので、その辺も含めて検討をお願いしたいと思いますが、あと空き工房後に特に今言われたような女性といえば悪いですが、事務系。こういった企業の立地。小人数でもいいわけですけども、そういうふうな方向にシフトを強くするという事はできるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほども答弁いたしましたけれども県としましてももう製造業に限らず、先ほど申しましたとおりコールセンターとかオフィス系そういったものに力を入れております。

本町においてもぜひ、特にそういった企業については女性の雇用の創出にもつながることになりますので、ぜひ本町としましても取り組めれば一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

企業誘致につきましては、とにかく今の定住移住の促進と相まっていますので、そのあたり密接な関係がありますから引き続き努力をお願いしたいと思いますけれども、再度町長の決意をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ぜひとも減少する人口を幾らかでも遅くする。食い止めるという施策の中では、雇用創出の場は絶対条件でございますので、頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

続きまして教育関係のほうに移りたいと思いますが、波佐見町奨学金の制度がありましてここ3年間の対応状況は、高校等はゼロということですね。

それから大学等で今年度3件があったということでございますけれども、貸与金が少ないというふうなことです、この理由はどう分析されますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今の実績が少ないということで、その分析は要因はということでございますけれども、ほかにも奨学金制度がございますので、不利子のいったほうに借りられているのではないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ほかにも制度があってそちらのほうをというふうな話でございますけれども、例えば、長崎県育英会なんか1万円、3万円、5万円とか。それからそういうふうな貸し方をしているわけですね。私は恐らくですね高校生で1万円、それから大学生で2万円。こういった金額ではですねもうどうしようもないのではなからうかと、そのように思っているわけです。

したがいまして先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、今後検討したいということでございますけれども、私もちょっとちなみに県内市町の状況を調べましたところ高校の1万円以下というのが8市町ですね。1万円以下が8市町。多くても1万2,000円とか1万5,000円が多いことが多いのですが、とにかく1万円以下が8市町ということでございます。

大学に至っては2万円以下が10市町。それぞれ金額的には低いのですが、そちらのほうにどうも合わせてある気がするのですが、思い切って借りやすいような増額ですね。そういった方面で別のかたちで。もう一つ別の形かたちで言えば、例えば入学式前にもうある程度の貸与をするというのが入学時にやはり制服代等々、入学金とかで相当の金額が要るわけですね。ですからそこら辺まで含めたところですね、検討できないものか。そのあたりをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

私も議員からの質問で県内の状況を調べて、ちょうど県の本ホームページに県下の一覧表がありましたのでこれを見ていたところですね、確かに1万円と2万円というのは一番低いほうでありますけれども、そういった状況でほかの市町がちょっと多かった、多いところがあるなということとは分かりました。

また答弁にも申し上げましたけれども奨学金制度というのは、そういった生活費の補助ということで、昨今のそういった物価高というのも十分考えられますので、県内の他市町の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それと奨学金についてですね。毎月のそういった貸与というのが基本であろうかと思っておりますけれども、ちょうどうちの条例を見てみますと特別な事情がある場合は数か月分、合わせて支給することができるという項目もございますので、そちらのほうで御本人さんの希望で一括支給もできるのかなというふうに思っておりますので、今後借りられる方の実情に合わせた貸与の仕方をしてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ぜひそのような方向で借りやすいような、奨学金。そういった方向でお願いをしたいというふうに思います。他所の例もいろいろ参考にしなくちゃいけないのでしょうけれども、この取りまとめをしてあるホームページからのあれですね。これはもうほとんどですねどこも同じなのですよ。ですから少しは波佐見町として違ったかたちで制度をつくっていただければとそうように思います。

それから収納についてのいわゆる返還猶予。返還支援ですか。これについてはやはり特に例えば農業高校に行くとするれば、諫早とかかなり遠方まで行かないといけないわけですね。ですので、そういったことで通学費等も結構かかりますし、恐らく実習費とかそういった経費も制服代とかもまた違った形で掛かってくるかと思えます。

それでやはりそのような経費で、そしてまた就農というのはいろいろ補助制度とか助成対策はしてありますけれども、若い方が例えば高校卒業してすぐ就農というふうなこれは理想的なケース

かと思いますので、そういった方面に向けての検討もお願いできればと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そういった就農を御希望されている方の奨学金ということで、御質問があっているかと思っておりますけども、答弁の中にも申し上げましたけども、新規就農者に関してはですね、国の手厚いですね制度が各種用意されておまして、そういった就農前のそういった研修、研修期間中も2年間、月に12万5,000円のそういった生活費というかですね、そちらのほうを受け取れるということになっております。

ですので、国の制度で12万5,000円。それとうちの奨学金でというのはそういった借りをされるかどうかというのははっきり分かりませんが、そういった国の助成とさらにうちの奨学金で、それに対する町からの補填がまた返ってくると。

なかなかそういった二重にちょっと補助金を受け取るというのが、どうなのかなというところがありますので、そういったところの研究をしていかなければいけないのではないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

続きまして体力テストのほうに移りたいと思っておりますけども、先ほどですね、1番目の質問の中で波佐見の傾向ということをお尋ねしたのですが、今だけの傾向はちょっと聞いたのですが、ここのところ全国的には平成30年をピークに体力が落ちているという結果が、スポーツ庁が発表されているわけですが、本町の状況ですね。今のような話、例えば30年、元年、2年、3年というふうなことでその辺の移り変わりはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

過年度についての情報は今持ち合わせておりません。今後また調べていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今そうしたら分かっているのは4年度だけということですかね。

いや例えばですよ2年度は実施されていないのですが、平成30年をピークに全国の体力が相対的に落ちているわけです。低下しているわけですね。だからそのような傾向が本町としてどうなのかということをお尋ねしたかったのですが。

すいませんモニターを御覧ください。この表は全体の表なのですが、途中のですね一番ピークが平成30年なのです。そしてずっと右のほうに下がっております。右肩下がりです。これは小学生も中学生も同じことで、だから同じような傾向が本町の場合にどうなのか。もし違えば逆に平行線か伸びていけばいいことなのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

基本的には全国、県、波佐見町特別に違いはないと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

やはりということは、ある程度低下傾向にあるということですね。その辺の分析というか、先ほど運動時間の減少とかそれから学習以外のスクリーンタイムの増加。それから肥満児の増ということとかですね。それから中には3年、4年は恐らく新型コロナの影響もあるだろうというふうな分析だったと思いますけども、これで例えば「スポーツの町波佐見」これを今から取り組みをずっと続けていかれるというふうに、思うわけですけども、これと相まっての体力向上。これは絶対必要かと思うのですが、この辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おっしゃるとおりだと思っております。「スポーツの町波佐見」を推奨するためにももともと体力の維持、増進というのは、その根本原点になると思っておりますので、子供たちの体力増進につきましてはですね、学校あるいはさらに言えば家庭の協力を得ながら推進をしてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

あと体力低下とですね健康の関係ですね。この辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど議員のほうからも言葉あります、スクリーンタイムというのが今盛んに言われるようになりました。テレビ、スマホ、ゲームの視聴がかなりの面で子供たちの体位体力に影響を与えている。これは間違いないだろうということをおっしゃるのでそう考えると、本町の子供たちもその状況としては、都会の子とあまりもう変わらない状況にあるのではないかなということをおっしゃっています。

同時に食習慣。少食であったり、偏食であったり、もっと言えば睡眠時間の確保などなど、今の子供たちを取り巻く環境の家庭における影響も多分に大きいと思っておりますが、それが波佐見町だけというところはもうないのだろうと思って、波佐見町も同様な状況にありますので、学校で果たすべき役割、家庭で果たしていただく役割、地域で果たすべき役割等々をやっぱり学びながら、子供たちに啓発研修をさせていかなければいけないなということの痛感をおっしゃっています。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

その辺に危機感があろうかと思っておりますけども、スポーツ庁の取り組みとしても幼児期における運動習慣、運動形成の取り組み強化とか。それから子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備、こういったことを打ち出しておりますけども、教育委員会として、今後どのような御指導

をされますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

体力診断等々の結果で今、もう一つ大事に言われた運動の二極化というのもよく言われているのですよね。運動を親しくやっている子供たちと、ほとんど運動に親しんでいない子供たちの存在。

これも波佐見町も同じような傾向にあります。ここのところも回復しなくちゃいけないところで、もしかしたら一番大事なのは、遊びの復活化ということ自分を思っております。とにかく遊ぶ時間、学校でもおうちに帰ってからも地域でも遊ぶという純粋な遊びの部分が何とか復活できないかとそういう呼びかけができたらいいなと、その施設とか何とかをさせるのではなくて、日頃から体を動かすという遊びを通して体を動かすというところの部分を広げていきたいなという部分で、それは学校家庭地域の連携をとらないといかないかなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

10日ばかり前ですかね、南小学校の前を通りましたらこのようにしてちょうど給食が済んだ後ですね、グラウンドでのびやかに遊んでおりました。

こういった姿がやっぱり私たちも見ましてうれしくなります。

それから近所で遊んでいる子供。こういった子供たちを見るとやっぱり褒めてやりたくなるわけですね。いろいろ体力づくりもあるでしょうけども、日々の習慣の中から日々の遊びの中からぜひ培ってもらうように。たくましい波佐見っ子ができることを祈りましてこの質問は終わりたいと思います。

それからあとですね先ほどの文化財の話ですけども、恐らく埋もれた文化財というのは、もう町内にはいっぱいあるかと思えます。今波佐見町には考古学の学芸員、それから古文書の学芸員、両方、優秀な方がお揃いでございますので、ぜひこのお2人を活用していただきまして埋もれた文化財の発掘に努めていただきたいと思います。

これはちょっと宣伝になりますけども「波佐見二十二郷の風土記」というのをこれ以前町の奥川先生を中心にされて、史談会で作られたものですけども。これは復刻版もあるわけですが、そういったことでこの中にも恐らくそれぞれの小さいことから掲載をしてあります。これはひょっとしたら大きな宝物になる可能性もありますので、調査次第では大きな宝物にもなる可能性もありますので、その辺は埋もれた文化財の発掘に大いに努めていただきたいと思いますけど教育長、最後をお願いします。

○13番（尾上和孝君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2人の専門の学芸員がおります。彼たちの能力、これまでの経験知識をやっぱり広く町民そして子供たちにも伝えていきたいということを強く思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君） 終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で12番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分より再開します。

午後 2 時29分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長より答弁の訂正の申出がっておりますので、これを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

すいません先ほど脇坂議員に対しての答弁の中で、定住奨励金。建て売り新築住宅中古住宅の購入に関する定住奨励金の加算要件の御説明をさせていただいたのですが、その際に18歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯に対して、1人当たり5万円の支給という答弁をさせていただいたのですが、正しくは中学生までのお子さんがある世帯で最大3名まで。1名につき5万円を加算で支給するという制度になっております。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君）

一般質問を続けます。

次は3番 澤田昭則議員。

○3番（澤田昭則君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして一般質問を行います。

施政方針について

町長は施政方針の中で、少子高齢化や人口減少社会の到来を見据えた一手の必要性を挙げられ、まちづくりの根幹となる「人」への支援や、子育て世代に「選ばれる波佐見町」を目指した施策に取り組むとされ、主要な施策の概要を述べられた。

そこで、次のことを問う。

（1）本町には、総合公園としての「やきもの公園」、地区公園としての「鴻ノ巣公園」の2つの都市公園があり、町民の憩いの場としての活用と同時に観光資源としても活用されているが、町民の憩いの場や健康・運動等の場として、居住住宅が多い地区や町中心部の地区等を選考して街区公園や近隣公園等を新線新設する計画は考えられないか。

（2）定住支援施策の充実を図ることは重要である。町内の民間宅地開発事業者等においても移住・定住を促進し、官民一体で人口減少対策と地域の活性化を図られている。

新たな開発における上下水道整備などの宅地造成費用に対して民間宅地開発支援事業補助金等を交付できないか。

また、複雑な開発許可申請の手続も簡便化できるよう制度改正は考えられないか。

(3) 商工業者については、新型コロナウイルスに対する資金対策や事業継続支援金による経営支援があるが、町民においては物価上昇や電気料金等の値上げが暮らしに大きな影響を及ぼし、家計の経済的負担が増え、消費が低迷している。

全世界帯を対象にした町独自の生活支援応援券事業等は考えられないか。

(4) 観光振興について、県観光審議会で本町の「観光地づくり実施計画」が原案どおり承認された。本計画は県のまちづくり関連の補助金を受けるが、その内容と計画は。

(5) 行財政運営について、現在基金は積立基金のみでもふるさとづくり応援基金など16のものがあるが、各基金の中で運用目的を共有できて組み合わせられるものを一つにまとめることができないか。

また、この困難な社会情勢を乗り越えるため運用可能な基金を取り崩して少しでも緊急的な事業に活用できないか。

(6) 学校教育においてふるさと教育の充実が図られているが、中でも南小学校では「ふるさと祭り」の一環で、商工会青年部主催の1日限りのお仕事体験「わくわくワークDAY」が様々な地元関係者の協力や経費的支援を受け開催されている。

町のふるさと教育事業として町内の全小学校の児童を対象に開催できないか。

(7) 「スポーツの町波佐見町」としての取組の推進について、各種スポーツの場として、また運動会や町民のイベント、レクリエーション等での利用を目的に、ドーム屋根構造の全天候型屋内多目的広場の新設整備は考えられないか。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

3番 澤田昭則議員の御質問についてお答えをいたします。

施政方針について

(1) 本町に街区公園や近隣公園等を新設する計画は考えられないかとのお尋ねですが、まずお尋ねの街区公園や近隣公園については、都市公園法において公園の区分で住区基幹公園として位置づけられているものであり、街区公園は2,500平米平方メートル、近隣公園は2万平方メートルを標準として配置するものとなっています。これらの規模の公園を、居住住宅が多い地区や町中心部の地区等へ設置することは非常に厳しく、現実的ではないと言わざるを得ません。

また波佐見町公共等施設総合管理計画においては、今後の人口減少に伴う財政のひっ迫等を鑑みて公共施設の総量の適正化を掲げており、新たな整備については極力慎重にならざるを得ません。

一方で本町には都市公園のやきもの公園や鴻ノ巣公園以外にも、児童遊園、農村公園、農村広場、河川公園のほか各地区にもグラウンド等が整備されています。また民間での広場も設置されている状況であり、こういった既存施設を利用していただければと考えるところです。

(2) 新たな民間の宅地造成費用に対して補助金等を交付できないか。また、複雑な開発許可申請の手続も簡便化できないかとのお尋ねですが、移住・定住の促進の観点から考えますと、宅

地開発がもたらす効果は大きいものと考えておりますが、現時点において新たな助成等は考えておりません。開発許可手続については、国や県の制度による手続であり本町独自で簡略できるものではありません。

最近の状況としまして、本町における開発申請や問合せ等の件数が増加しております。一方で対象となる近隣や地域の方々の関心も高く、特に多発する近年の大雨の影響もありそれらへの丁寧な対応が求められているところです。

そして後年度において当時の状況を確認するような事案も発生している実情がございます。今後における問題を未然に防ぐためにも丁寧な対応を行う必要があることを御理解願います。

なお手続において申請者に対して、過度に求めるものや不必要と思われる場合には、それらの簡素化に向けて要望をしております。

(3) 全世帯を対象とした町独自の生活支援応援券事業等は考えられないかとお尋ねですが、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を目的に令和2年度から令和4年度まで町内全世帯を対象としたプレミアム付商品券を販売し、地域経済の回復を図るとともに、住民生活の下支え支援を実施してまいりました。

加えて令和4年度には、原油価格物価高騰対策として子育て世帯応援給付金事業、学生等臨時応援給付事業など家計への支援や事業者を中心とした燃料費等高騰対策支援など、そのときの社会情勢を見ながら必要な支援を行ってまいりましたので、新年度において追加の新たな支援事業は現在のところ考えておりません。

(4) 県観光審議会承認された「観光地づくり実施計画」の内容と計画はどのお尋ねですが、本町の観光振興については、観光事業に係る企業や団体中19名で組織した策定委員会において、令和4年3月に策定した波佐見町第2期観光振興計画をもとに事業計画を立て、予算化するなど観光振興を図ってきたところです。県の観光審議会で審議された観光地づくり実施計画は、波佐見町第2期観光振興計画をもとに要約したものであり、この実施計画が承認されないとそもそも県の観光関係の補助金を受けることはできません。要するに今回承認された計画は、本町の観光振興の方向性を示すものであり具体的に年度ごとに実施する事業を計上したものではありません。

内容は波佐見焼を核としたクラフトツーリズム産業の確立と拡充。アウトドアアクティビティを核とした観光の魅力づくり。観光ニーズの分析に基づく観光まちづくり推進体制の確立。インバウンド観光の推進など16の基本施策で組立てた計画となっています。

(5) 基金は各基金の中で、運用目的を共有できる基金を一つにまとめることができないかと、それからこの困難な社会情勢を乗り切るために緊急的な事業に活用できないかとお尋ねですが、まず基金は特定の目的のために財産を維持し、資金を積立てまたは定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金または財産であり、基金は任意に設置できますが特定の目的が必要とされます。

また処分についても当該目的のためでなければ処分することができないとされており、現在本町には特定の目的のため設置された基金が、ふるさとづくり応援基金をはじめ16基金がございます。

す。

昨年の9月議会の折に同僚議員の御質問された際、基金新設ではなく既存基金の統廃合による整理を検討すると回答しておりましたので、それらの検討について指示しているところであります。

また社会情勢の変化を乗り切るために基金を活用できないかのお尋ねですが、現在全国の皆様から多くの寄附をいただいています。ふるさと納税を財源として積立てたふるさとづくり応援基金を有効に活用させていただいております。

先ほど生活支援の答弁でも申し上げましたが、昨今の目まぐるしい社会情勢に対応するため地域経済や住民生活の支援を目的に、これまで実施した支援策にも一部充当しておりますし、令和5年度当初予算においても地場産業振興や事業者支援、子育て支援、教育環境整備、安心安全まちづくり事業など。これら緊急的な事業に活用することとしているところでです。

なおそのほかの御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

（6）学校教育においてふるさと教育の充実が図られているが、中でも南小学校では「ふるさと祭り」の一環で、商工会青年部主催の1日限りのお仕事体験、「わくわくワークDAY」が様々な地元関係者の協力や、経費的支援を受け開催されている。町のふるさと教育事業として、町内の全小学校の児童を対象に開催できないかのお尋ねでございますが、南小学校で行われている「わくわくワークDAY」は、子供が楽しんで仕事や社会の仕組みを体験する「キッズニア」の考えを、当時の学校職員とPTAが企画された行事で、昨年は11月13日に開催をされました。

ふるさと教育に関しましては、各学校でそれぞれの考えのもとそれぞれの学校や地域の特徴を生かし趣向を凝らした取り組みを行っています。

東小学校では地域の方々や企業等に「東っ子支え隊」として登録してもらい、授業であったり、交流活動であったり、小規模校のよさを生かした取り組みを行っています。

中央小学校では以前から、自治会や老人会の方々との交流を行っています。このようにそれぞれの学校がそれぞれで考えた「地域のヒト、モノ、コト」を生かした独自のふるさと教育を行っています。それぞれの学校で考えられたふるさと教育を大事にしていきたいと思いますので、南小学校の「わくわくワークDAY」の取り組みを、教育委員会が主導した形で、3小学校に広げようとは今のところ考えてはおりません。

（7）「スポーツの町波佐見町」としての取り組みの推進について

各種スポーツの場として、また運動会や町民のイベント、レクリエーション等での利用を目的に、ドーム屋根構造の全天候型屋内室内多目的広場の新設整備は考えられないかというお尋ねでございますが、施設を持つということはその建設費や維持経費がかかることは、議員にも御理解いただけていると思っております。

議員が今回提案された施設のほかにも、野球場、サッカー場、陸上競技場などの施設の要望もあっており建設費もちろんですが維持管理していただけても相当な予算をかけなければなり

ません。

現段階においては財政的にも厳しい面がありますので、議員提案の施設建設については考えを持ち合わせておりません。

既存施設の有効活用とそのため維持整備により、「スポーツの町波佐見」の推進を図ってまいりたいと考えております。以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

数多い質問で大変失礼しておりますけれども、最初に公園のほうからですけれども、この質問をしようと思ったきっかけが今年の6月に南小学校の39名の子供たちが、この議会傍聴にこられて、ものすごく目を輝かせているんな要望、意見、議議場を拝見しての感想とかを述べてくれました。

その中で何か要望ありますかと言ったら「公園を造ってほしい」「道路を整備してほしい」「歩道を大きくして幅を広げてほしい」とかいろんな要望あった中で、この「公園」という言葉が今でも僕の心に残っているのですけれども、町内に公園はあるけど、身近に感じられないという言葉聞きまして、本当もっと身近にあったら公園としてフル活用できるのではないかなと思って、要望を聞いたのでぜひ実現してあげたいなという思いで質問しておりますけれども。

質問にも書いておりましたやきもの公園、鴻ノ巣公園。町内では一番大きな公園なのですが、やきもの公園に関しても以前も質問させていただきましたら、コンセプトがあるからなかなか変更といたしますか、変えることが難しいと言われたのですけれども、これだけ時代も変わってきてまして30年、40年前に整備した公園が今の時代に合っているのかと思ってつくづくその公園を改めて見ますと、利用している方がアンケートの統計はとっていませんけれども、多分8割以上の方が観光に来られて利用されていると思います。

だからこれは町長が施政方針で言われた観光資源として使うという並行性を持っていいと思います。ただ町民が憩いの場で利用しているかって言ったら、ひよっとしたら2割以下かも分かりません。その辺をまた並行して活用されるのであれば、やきもの公園に関しては、もうちょっと町民が利用できるような公園に、ちょっとコンセプトを変えるということではできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

やきもの公園の目的の部分ですけれども、やはりこれはやきもの公園という名前が示すとおりですね、そのための公園ということで御理解いただきたいと思っております。

ただその分鴻ノ巣公園とか。そういった部分が総合公園といいますか、そういった地区公園といいますか。そういったものの中でその代わりをしているというふうな形で御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではですね、鴻ノ巣公園のほうの立場でちょっと考えてみますと、鴻ノ巣公園ももう、時

代というか年数たちましたけども、今年はさらに予算に上がっておりますけど4,000万の遊具を更新する整備計画がされております。

確かに管理するのにお金がかかるということは分かりますけど、町民の方かなり利用されていると思いますけども、一説によりますと町外の幼稚園・保育園の方が来て利用されている。町民の方が毎日行くような公園ではないような気がしますけども、その辺も考えての整備をされているのかと思います。

また今回キャンピング的なグランピングですか。その整備もされておまして、その所の管は商工観光課、スポーツに関しては教育委員会。鴻ノ巣公園に関しては2つ3つの管理課があるっておと思います。その辺での変更はできたのにやきもの公園はできないというのも、ちょっと僕も納得いかないのですけども、ぜひそういう公園に対してもぜひこう変えられるところは変えていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほども申しましたとおりこれも繰り返しになりますけれども、そもそもの目的のところこういうふうな公園を造るということでやっておりますので、やきもの公園自体は今のところ大きな目的は変えるつもりは、現状はございません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではですね今後もずっと大きな公園ですから変化はないと思いますけども、ぜひ利用の頻度が多いような公園にしていきたいと思いますので、よろしく願います。

あとそれと今回僕が提案したのは、この街区公園という言葉を用いましたけど、実際は児童公園とよく呼ばれている言葉なのですよね。で、やっぱり先ほど公園の名前をたくさん言われて町内にもいろいろありますけど、って言われたのですけど、本当に目にしてこれはいい公園だなあという、身近に感じる公園がやっぱりないような気がするのですよね。

また今後も宿郷とか折敷瀬郷辺りは、かなり住宅も増えておりますので公園というかも児童公園みたいな小さな公園でもいいので、ぜひ整備をしていただけたらと思います。

今朝ほどの新聞を見ましたら、平戸市議会では自治会が土地を準備する。そのコミュニティー広場を整備するのは市が助成するとか。新しい制度をつくられているところもありますので、公園というのは子供たちが遊ぶ場所だと思うのです。でも今の時代は子供たちが遊ぶ場所も少なくなっております、高齢者の方も家の中ばかりいて、なかなか外で近所の人と集まる場所もない。最悪の時は避難場所にもなりますので、公園というのをもう一度再確認してもらってですね、整備できることはしていただきたいと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね公園、多ければ多いほどいいとは思いますが、もう内装の管理ですね、丸造成費。かかるものはやっぱり財源。必要となつてまいりますし、その維持管理メン

テナンスも相当の費用もかかります。ですからいろいろ今議会でも河川の遊歩道を整備してほしい。あるいは先ほど言われたように、公園を整備してほしいと。いろいろ町民のための整備。確かに財源が豊かであればすぐにでも造りたいという意思はございますけども、今後人口が減っていく中で果たして物を造ったけども、30年後、40年後にそれが維持、町として維持管理ができるのかということも考えれば、今緊急にそれを整備すべきかと。

決して今そういう状況じゃなくて、もっとたくさんの「道のここを変えてほしい」とか「改良してほしい」そういった要望もたくさんございます。来る社会高齢、もう来ていますけども高齢化社会の中で社会保障費も随分増えてまいりますのでそういったものを考えれば、欲しいのは私も、整備をしたいのはやまやまなのですけれども、現状では非常に厳しいという認識に立たざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。それではですね先ほど平戸の事例もちょっとお話ししましたけども、例えばですね一つの提案なのですけども、町内に町有地がありましてそれを全く利用していない。でも地域の人で花を植えたい、観賞目的の公園をつくりたいとか思ったときに、そういう計画がまちづくり推進事業とかで、そういう補助をもらってつくることは可能ではあるのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

町有地あるいは公有地が空いた状態で、逆に言えば放置された状態で地元の方が整備をしたい。公園として整備したいということであれば現状ここを放棄されたよりは、整備されたよっぽど町の印象もよくなりますしよろしいかと思えます。

ただそういった中で先ほどの企業誘致の条件、そういった用地が適するようであれば、そういったいろんなもろもろ考えながらですね、ケースバイケースで判断をしてみたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました公園づくりにはですね、いろんな考え方もあるし財政的なこともありますので、自分もできる範囲内で頑張って人が集まれる場所をつくっていきたいと思います。あとちょっと一つ質問忘れておりましたけども、鴻ノ巣公園に関していろんな開発が進んでおりまして先ほど言ったグランピングの整備計画でもうすぐ始まるようなのですけども、先日も私も鴻ノ巣公園をちょっと久しぶり見に行こうかなと思ったら、出入口をちょっと一瞬忘れていまして。通り過ぎてしまいました。

やっぱり入っていく道っていうのが細いと思うのですよね。今後利用されるにあたって、道の整備拡張計画とかっていうのは、今のところ考えていらっしゃらないのですか。鴻ノ巣公園に入っていく道として

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにおっしゃるとおり特に遊具広場につながる道等、入り口も非常に初めて来た方には分かりにくい作りになっておりますし、それから一番遊具の手前付近の大きな急な坂のところも若干車の離合も厳しいような幅でございます。

その隣接地が現在、昔は梅園だったような感じがしますがでも現在はもうされておりません、耕作放棄のような状態となっております。できればこちら辺りまく駐車場なりそういった進入路の確保に活用できないかなというふうな個人的な見方をしてその現場を通ったことがございます。ただ、計画があるかという、今のところ計画はないというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひもう安心して、楽しんで帰られるような公園にしていきたいので、道の整備のほうもよろしくをお願いします。

続きまして2番目の土地開発造成に関する質問なのですが、自分も産業厚生委員会という委員会に入りましてまだ何か月かなんですけども、建設組合の方と意見を交わす機会があったものですから、いろんなお話をしているうちに大変建設業の方も熱心な営業努力をされているということも感じましたし、特に従業員といえますか。求人募集をかけられる話も話題にもなったのですが、今の若い方もなかなか建設業には。給料よりも休日がしっかりしている会社を選ぶということで、給料ではない休日のほうをまず優先されて就職される方も多いということも聞きました。

大変な業界だなと思っておりまして、いろんな意見を交換することができたのですが、とにかく官民一体でまちづくりのビジョンをつくりましょうっていう最終的には、良い話題になって今後ともずっと意見交換会はできる限りしていきましょって話の中で、今回質問しました宅地造成に関する造成費用に補助金をということで提案しました。

その提案する前にも財政企画のほうからですね、新築の数のほうを参考資料として産業委員会でいただいたのですが、令和2年度には新築が34件、ちなみに参考までに中古が7件。令和3年度が新築は45件、中古が6件。令和4年度は新築が43件ですかね、中古が12件。これ2月9日現在で先ほど言われた2月末では、もう一つ増えているような感じですが、とにかく3年間だけでも新築の家が定住奨励の助成金の数で分かるように122件できております。

このような状況でやっぱり建設業の方は、商売ではありますけど家をたくさんつくって波佐見町を盛り上げようと思っていらっしゃいますし、町民としても家がたくさんできたら、人口が増えて安定した波佐見町になっていくのだろうということで、私もその話を聞いて本当、人口減少にかなり貢献されているのだなと。これがうまいこといったらもう10年間で相当な家も新築できるかも分かりません。

どういう世情にもなるかも分かりませんが、ぜひ何かの助成でも、補助でもってということも言われましたので今回質問しましたが、先ほど町長が答弁されたように今の状況では全くできないという考えで間違いないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現状では民間の業者が開発される分についての補助金は考えておりませんが、逆にそこに住宅を建てられる場合については定住奨励金の対象としておりますので、業者との私たちが懇談会を行います。宅地開発に係る補助金ではなくて、先ほど申した定住奨励金の継続をやはり業者の方は私たちには強く望まれております。

そういったことで、選ばれる町になる。移住者から選ばれる町になるためにはですねそういった制度をやっぴりよく業者の方お聞きしながらですね、定住奨励金等の政策については、継続なり制度の改定等みながらですね、継続していきたいと思っておりますが、宅地造成についての費用についてはそれぞれの経営判断に基づくものでありますので、現在のところを支援あるいは補助というのは考えておりません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

なかなかですね僕も強く言いたいのですが、ちょっと言えないこともありまして。

自分が住んでいる東小学校校区ですね。かなりまだ住宅地に向いている土地はたくさんあるのですが、なかなか住宅が増えているようで増えてない。でも増えたら東小学校も安定した学校運営にもなりますし、ぜひその校区限定でもいいですからですね何かいい知恵がないかなと思っております。

「来なっせ125万人」もいいですけど世帯数6,000件を目指すとかですね。何かそういう形でもぜひ町内の家を増やして、新幹線も近い町でもありますから、長崎まで通える波佐見町ということで手を打ってぜひ定住奨励をしていただきたいと思っておりますけど町長いかがでしょうか。すみません何回も。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり特に東小学校区内については、なかなか人口が増えないという全体っていいですか。そういうふうな状況でもございますので、定住奨励金については東小学校区につくった場合については、若干の加算措置を設けているところがございます。そういったいろいろな制度についてですね、やはりともに町内全域が栄えるような施策というのを十分に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

お願いごとばかりですいませんけど、よろしくお願ひします。

あと、建設業の方とお話をしていて下水道工事区域をちょっと広げてもらえないかなという要望もありまして僕も詳しくはなかったのですが、どこでも下水道引いていいのではないですか。言ったら、いやちゃんともう区数があってそれ以上はできないって言われて、何か3年越しに3年ごとに国に申請しないといけないから、宅地造成から何からしていたらもう年数ばかりたって、実際に家が着工しても下水管が引けないということもおっしゃっていましたが、

下水道区域の拡大というのもまだまだ難しいということですかね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

下水道区域の見直しが数年前に行われておりますが、これは逆に下水道区域を逆に広げ過ぎると管路だけが伸びて、その工事費が莫大なものになってまいります。これから人口がどんどん減っていくときに、なかなかその区域の拡大というのは難しいのではないかなというふうに思っております。

ですからある程度集中した人口の区域にしないと、特に波佐見町の場合は何と言いますかタコの手状態と申しますか。放射線状に道が広がっておりますのでそちらにかかる経費が、管路を引く経費が高くなってしまっていて一極集中しているとそこの中でそこをずっと広げていく場合であればいいのですけども。道沿いにしか家がないものですから、途中がないような地区が非常に多ございます。

ということは経費が非常にかかるということはまた維持管理費も非常に高くつくということでもございまして、現在のところでは区域の見直しにおいて広げるという考えはございません。

あわせて下水道が引けない地区については浄化槽の補助金を、他市町よりは嵩上げてカバーしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりましたけども、詳しくはちょっと分かりませんので町長にまたお願いですけども、今後とも建設組合の方とか私たち議員も入れていただきたいのですけども、一緒にまちづくりに関してのいろんな計画と申しますか。いろんな町ビジョンを描いていきたいと思っておりますのでそのときはよろしく願います。

それではですね3番目の生活支援応援券事業ということで、また澤田議員が同じことを言われていると思われるかも知れないですけども、これはですね自分が商売しているからこればかり言うのかも分かりませんが、商品を買ってもらって町内でものすごくいい循環をしたら経済が回ってとても助かりました。実際そのプレミアム商品券を3年間していただいて。事業者も喜びましたし、町民の方はもっと喜ばれていました。

で、もうこれはもうコロナが収束ぎみになっているからもういいだろうということなのですが、まだまだちょっと厳しい状況があります。御存じのとおりいろんなエネルギー資源の問題でも経費等もかかっておりまして、とにかく何か3,000円、5,000円、1万円やっただけで町が活性化するって思っておりません。それを話題のきっかけになってお店に来られる。ちょっとでも買物に出かけるとかいう形で、前に商工課長も言われたようにいろんな委託料とか経費がかかるということも分かっておりますけども、ちょっと今日持ってきましたけど、今使ってもらっているこのピンクの波佐見町の商店振興会の商品券ですね。今学生等で800名近い高校生、大学生にやってもらっております。もう多分2,000万以上発行していると思っております。おかげで事業者も、保護者の方、生徒の方もいろんなものが仕送りで送ってきて喜ばれていることを聞いております。

もし今回生活支援応援券ということで、こういう券を使っただけであれば、これには委託料は全く入りませんし、私たち事務所持っていますからもう発行するだけで準備ができるという要領になっております。

で、今回の応援というのも応援と支援という言葉がありますが、応援というのは心で願うとか精神的な祈りじゃないですけども、支援というのも実際行動に動かしていただきたい。ほかの自治体でも結構調べたら、この券を使っているところもありました。この券じゃなくて大村でお米券、どこどこでは省エネ家電の割引券とかですぬいろんな形で、何らかの支援をしてやろうという気持ちを伝えているということがよく分かっておりますので、波佐見町でも何らかができないかなと思って提案しておりますけど、また再度聞きますけど、町長また。

お金のばらまきじゃないのですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

答弁の中でもお答えしましたように各種応援商品券ですね、プレミアム商品券等を取り扱ってまいりました。おっしゃるとおりですねばらまきにならないのかと。ばらまきではないというふうなお考えもあろうかと思えますけども、行政側としてはですねやはり、ばらまきに近いのかなという感じがいたします。

やはりある程度行政の目的というのは、行政でお金を使えば目的を持ってしっかりと使わないと。例えば1人、町民1万4,000に対して1万円を配ると。あるいは10万円でも配ると言えば、それだけすぐ何億というお金が必要なわけですね。

そうした場合、じゃああその道はまだできていないのというふうな。お金を1年間に皆さんからいただく町税というのは全部で12億しかないです。1年間ですね固定資産税、町民税合わせて。

その中で進んでいく道路の改良というのは、たくさん要望があってもしていく箇所は限られているわけですね。配るお金が数万円であっても、それを集めると1億とか2億とかすぐお金になりますし、そういったものでやはり皆様からの共通の課題としてある道路の整備など、そういったものがまずはベストであろうかなと。

そういったものの中でもう少し余裕があれば、先ほど申されたような商品券発行業務のようなことも取扱って進めるべきではないかなというふうな考えでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

本当気持ち分かりますので、今後とも何かチャンスがあればぜひ御利用していただきたいと思えます。

それと今かなり有効に使ってもらっていて、うちのあるお客さんで武雄から来られるお客さんがいるのですけども。それは武雄で応援券って書いてありまして、武雄のタクシーで波佐見までいつも来られるのですけども、そのタクシー券を使って応援券を使って御来店されたのですけども、やっぱり波佐見のこのピンクも券もタクシーには使えないのですけど、以前のプレミアム券

はタクシーにも結構使われたということでお客さんも好評でしたので、商品を買うだけじゃなくて交通手段の券にも使われていましたので、またそういう機会があればこっちもいろんな企画をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは次に観光地づくり実施計画のことでお答えしていただきまして、これもなぜ質問に上げたかといいますと、窯業、農業それでもう1本の柱に観光というのが出てきたのが本当波佐見町のここ数年の特徴だと思います。

とにかく観光に関してのいろんな企画を立てられてですね、先日もコラボランチっていうことでされておりまして、うちの近所でも県外ナンバーの車がたくさんとまってランチをされておりまして。とてもいい光景だなと思うのですが、波佐見の人は行かれないのなあとか言われておりまして。そういうまだ観点が町民の方にもあって、観光、観光ってのはいいのですけども、町内に住んでいる町民が主体、主役でありますので、観光業の積極的な推進はいいのですけども、町民の方にもいろんなイベント、そういう公園の活用に関しても町民も楽しめるようなイベント参加等できるような企画をまた周知をしていただきたいと思いますけど、課長どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

もちろんですね観光客を呼ぶ、観光客に喜んでもらうということは、まず波佐見町民の皆さんが楽しくないと観光客も楽しくないと思っております。ですので、さっきのコラボランチも各世帯に配布していると思うのですが、町民の皆さんも大いに利用していただいて、それこそチケットがなくても経済を独自で回すような、そういった気持ちで町民の皆さんがそういった飲食、ランチ食べに行ってもらって盛り上げていただければと思っておりますので、周知のほうもしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。何年か、大分前の話ですかね。「波佐見町は湯布院を超えるか」っていう、何か本か何かあったような感じもしたのですが。僕はちょっと購読していないのですが、それぐらい話題になるような波佐見町の観光の勢いがあるのだなと思ってその当時は思っておりました。

それで今回の予算書を見ておりましてガストロノミーですか。ちょっと僕は英語の意味がよく分からないのですが、大変喜ばれているような雰囲気があるのですが、今回予算が倍になって200万ほど予算上げられていましたけど、それはやっぱり増員数を増やすための観光的な事業ということでよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回令和5年5月1日に実施しますが、昨年は200名の定員に対して、今回250名。50名増加しております。予算はですね倍になっているのですが、その予算増の要因としましては、

いろんな備品とかテントあたりのリース代とかそういった部分のちょっと増加が見込まれましたので、そっちの部分で増客もですね、50人を増客をするのですけども全体的にそういったリース料あたりの増加ということで御理解をいただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。それではですね観光ということで、課長に何回もしつこいかも分かりませんが、例の永尾嬉野線の看板ですね。今年度中に作成するって言われてから工事の予定のほうはどうなっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在ですね看板の設置に向けて準備を進めているのですけども、4メートル以上の看板の場合に県に確認申請が必要になるとか、あと今の分を撤去しての工事にするとか。いろいろ工法的な手法をいろいろ検討してやっております、もしかすると今年度間に合わない可能性もあって、その場合は来年度早々に実施をしますけども。

特に嬉野からの誘客というのは非常に大事だと思っておりますので、そこはですねきっちりつくるようにいたしますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。陶器市、陶器まつりまでには間に合うかどうか分からないということですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

陶器まつりまでは間に合わない可能性もございます。すみません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。楽しみにしておりましたが、次また完成を楽しみにしております。

それでは基金の整理といいますか。5番ですね。これは質問をしたのは答弁でもありましたが、昨年の6月議会だったと思うのですけども、当時三石議員と町長の副町長時代のときの答弁のやりとりで、ちょっと私はまだ心に残っているのですけども、副町長がその当時に言われた言葉で、少しでもやっぱり整理をして財政サイドにも振っております。とか言われた答弁書もありましたし、最後には町長が、基金があっても使えないし使いにくいのもあるのですよって言われて。最終的には当時三石議員も納得されて、ぜひその整理をして産業振興に使える基金は使える基金として、整理のほうに走ってくださいという答弁書がありましたので、その後町長になられて町長の考えはどうなったかなと思って質問しましたが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに基金がたくさんございまして、それぞれの目的に応じてそれぞれの年度に造成をされた

基金でございますが、この中にはもう30年以上も前に国の施策によってつくった基金もございます。これ交付税措置するから各市町村で設けなさいという基金。地域福祉何とか基金でしたかね。

そういったものもございましたし、考えてみればハード事業に使うような資金、あるいはソフト事業による基金ですね。それからソフトにあてるような基金。こういったものに大きく分けていいのではないかなと私は考えております。

それと一つは大きくもう例えば庁舎であったり、あるいは学校の建て替えであったり、大きな建物をつくるときはそのときに応じて基金をつくってですね、対応できるようなことをしていきたいと思えますし、それとは別にあくまでも財政調整のための財政調整基金あるいは借金を減らすための減債基金、これはもう特別別に設ける必要がございます。

それから積立て取崩しだけではなくて運用を、特に貸付けたりする場合の基金ですね、これは個別に持つておく必要がございますので、そういったものを整理しながらですね、もう少し基金の種類については統廃合を進めて、財政サイドとしても話を進めておりますので、もうしばらくお時間をちょうだいしたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。特に町長は財政に詳しくいらっしゃいますので、町長の在任期間のうちに、整理することは整理していただいて運営がしやすいようによろしくお願いします。

次に6番の「わくわくワークDAY」の職場体験のことなのですが、町内では一つのふるさと事業としてはできないという教育長の答弁がありましたけど、これはですね、昨年町長も同席されておりましたけど、新町長と東彼商工会波佐見支部の当時の理事と、商工会税務部の部長が5人いらっしゃいまして、課長もいらっしゃいまして、係長もいらっしゃいまして、そのときに意見交換会をたくさんしました。お酒を飲む前にですね。

その中で話が出たのは当時の商工会青年部の部長の方がおっしゃったのは、私たちは「わくわくワークDAY」ということで、お仕事体験で職場体験をやっておりまして、こういう内容ですってことを言われまして、青年部が言われたのですよ。「ぜひ町として事業をしてもらえれば、私たちもやりがいもありますし、いろんな人間を集めて経費も多少は自分たちが頑張っ出てしているのですが、あと例えば3か所行きたいけど、そういうスケジュールがあけられない」という、その主催者側の考えですよね。

で、とてもいいことをやっぱりされているなって。私は東小学校の校区担当でしたけども、東小学校でも「波佐見の匠」という学習会の計画をされておりましたけど、やっぱり人集めができないのですよ。そういう南地区でやっているときに、その人たちを東地区にも連れてこられない。とてもこう夢のあつてですね、今の子供たちも早く夢をつかむような、そういう感覚も持っております。人の夢って書いて儂いって言いますが、儂くはない。もうどんどんどんできていけるような時代になっておりますので、子供たちにはぜひそういうチャンスを与えるためにも、町内でウェーブホール、体育センター。どっか広い場所でもあると思えますので、時間帯を分けてでも町内で開催できないかなと思って。

当時の商工が今の青年部長されておりますので、そういう気持ちは多分あるかと思っておりますので、僕も今日は確認不足でありますけどもし、商工会で会う機会がありますのでもう1回部長さんに来て話をして、その方がまたOKとか団体の意向も言われたら、町に相談したいと思っておりますのでその辺の考えは。

町長もいらっしゃいましたので、どうお考えでしょうか。そのときの意見を聞いて。覚えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

地元の産業を知るいい機会だなと。しかもその商工会の皆さんが積極的にそういった活動を展開されることに対しては、非常に敬意を表するところでございます。何せ学校現場の都合もございまして私のほうからは、じゃあやりましようとなかなか言えませんが、なるべくそっちの方向にそちらの方向に取り組んでいただければなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

3町合同でやる必要がという部分があるのだらうと思います。私はとにかく学校がそれぞれの特徴を生かしてやりたいことをやってほしいということを願っていますので、例えば地域の方々との交流は今でも3小学校ともそれぞれ特性を生かしてやっておりますので、その中で学校側がぜひ南小と同じようなものをやりたいということであれば、積極的に支援をしていきたいと思いますが、今やっている活動が恐らく学校がベターだと思ってやっている取り組みだと思っておりますので、そこで私たちが主導的にこれをやりましようということは基本的には考えておりません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。とにかく教育の現場での事業を提案していますので、その辺はまた打合せじゃないですけどね。学校の意向と保護者の意向、いろいろ考えながら、また前向きな考えが出るように、頑張ってみたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは最後になりましたけども、「スポーツの町波佐見町」ということで、とてもすばらしいことを言われております。何回も同僚議員からも言われておりました。本当にスポーツがあって波佐見町の人格形成も出来ていると思っておりますので、この私が提案した多目的広場ですね。もう実際もうずばり場所を言ったら僕はやきもの公園の奥のほうの芝生のあたりにつくっていただいて、陶器まつりにも使える普段はスポーツ、健康のためにもできるとか。

いつも陶器まつりに大型テントが張ってあるじゃないですか。あれは多分特別注文のテントだと思います。管理するためだけに多分1年間に400、500万払われているテントだと思うのですが、あれをまだずっと1か月、2か月も張っていたらいろんなイベントができるなとか。いろんな駐車場にしても傘を差さずに降りられるし、とにかく駐車場的な公園でもありますので、あのテントはすぐ撤去するのではじゃなくて、長くされていたらいろんな活用ができるなど考えの中で、隣町のそういうドーム型のみゆき公園ですか。あっちのほうにもありましたけども、あ

そこを見たときにもこういうのがあったら波佐見町も便利だろうなあと思いました。

以前自分の娘もソフトボールを中学校でやっていた。雨がじゃんじゃん降っているときにあそこで、試合をやったり練習をしたりしました。雨の日でもソフトボールバンバンできるのだなあとかですね。先日も見に行きましたらもう下は全部人工芝に貼ってありました。いろんなかたちで、多目的広場と言いますけどもドーム型ですので、多分陶器まつりにも有効にできるし、スポーツの面でも何らかの運動もできるし、スポーツの町ということですから、活用方法はたくさんあると思います。

以前も言いましたけど、現在湯無田地区のグラウンドゴルフ協会の方は、野々川ダムの上の上まで車で行って、何十人の方が毎朝グラウンドゴルフをして車で降りてこられています。もし、そういうのが完成したらやきもの公園を観光資源と、町民の憩いの場と並行して利用できるのではないかなと思って、この建物を推進したいのですが、まずはそういう場所的にもあまりハード的な経費はかけたくないとおっしゃいますけど、町長。どうでしょうかこういうのはできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やきもの公園の整備につきましてはですね、昭和60年でしたか。ちょうど私が建設課に異動したときに事業のスタートといいますか、前の年からですけども。そのときに当時の白山陶器の森正洋さんを波佐見陶器、やきもの公園デザイン検討委員会というものを立ち上げてその委員長になっていただいて、それぞれの専門家の方10名ほど寄っていただいて、半年以上協議を重ねて現在の基本計画といいますか。形になるような地形を利用してつくったわけです。

焼き物は何が大事かという土、水、それから木だったですかね。その3要素を絡めた公園をつくりましょうということで、それぞれ登り窯を作ったりとか、水は何かというと、ちょうど用水路が流れていたものですからその用水路を取り込んで、あその池を親水広場として広げたり、そこと上のレンガ広場との段差をなくすために、段差ありますけれども高低差を少しでも埋めるために少し高めて、いまある広場になっているわけですけども、そういった長い打合せの中でやっとデザインが出来て、公園をつくってきたという経緯がございます。

そういった中で確におっしゃるとおり、通年で利用できるような屋外テントといいますか張ってしてはどうかというふうな商工の提案がありまして。商工担当の部分が予算の見積りをとりましたところ2億程度ですね、事業費がかかるみたいなのですよ。2億かけてどのような効果を得られるのかということも考えると、なかなか今の段階ではすぐにはつくりたいけども、先ほどのあれと一緒につけれないなど。

様子を見ながらちょっと検討課題としておこうというところで、今回は保留とさせている状況でございます。必ずしも真っ向からですね否定するわけではございませんけれども、そういった流れもあって現在のやきもの公園は形成されているということを御理解いただきながら、今後の改修、改正等に向けては十分検討しながらですね、なるべく町民が使い勝手のいいような公園に向けて整備をできればいいのかなというような感じは思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

本当夢が叶ったら最高なのですが、でもぜひ良い環境の公園になるように、またスポーツの町波佐見町として、そういう皆さんが使えるような施設も検討していただきたいと思います。

この施設ということで昨日ちょっと何を喋ろうかなと思っていろいろ研究をしておりまして、自分の同級生、湯無田郷なのですが、でも武松幸治君と言って建築家があります。この2019年に日本建設学会賞という賞をとりまして、それが新豊洲にあるランニングスタジアムというのがあるのですが、パラリンピックで義足をした人が走る練習をするなど、この前は日産自動車のコマーシャルの舞台になった木造の建築のドームも、それで日本一の建築大賞取られておりまして、それは上山建設さんとかも関連しての事業だったので、それを昨日ネットで見たら、すごいな。やっぱりこいつすごいのを作っているなと思って。でも武松君がこういうのを波佐見町につくったら、もっと波佐見町も観光資源インスタ映えするような施設ができるのではないかなという発想も出てきました。

ちょっと個人の名前出しましたが、とても素晴らしい成績を持っている建築家なので、デザイン家でもあります。まずそういうチャンスがあれば利用して波佐見町のためにも貢献できたらなと思っております。以上で質問終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分より再開します。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。

最後になりましたので、お付き合いください。それでは通告に従いまして質問をいたします。

施政方針について

施政方針にある以下の項目に関連して質問をする。

(1) 小児科の誘致について

- ①小児科誘致に要する費用をどの程度と見込んでいるか。
- ②小児科誘致の進捗状況と今後の見通しは。
- ③産婦人科の減少をどうとらえているか。

(2) 保育士の確保等について

- ①本町に合った町立保育所が閉鎖されていった経緯と跡地の現状は。
- ②「鴻ノ巣保育所」の建替え及び建替え時に整備した駐車場や道路の改修に要した総経費は幾

らだったのか。

③閉園当時、「鴻ノ巣保育所」に在籍していた園児（年齢別）及び職員の人数はどのくらいだったか。

④町内の5歳児の人数と各園に在籍する5歳児の人数及び担当保育士の人数は。

⑤保育士を確保するために町がこれまで講じてきた対策と成果及び今後の展望は。

(3) 波佐見高校への支援について

①美術工芸科の定員割れが続いています。具体的な支援策は考えられないか。

②西肥バスの減便状況を、通学手段の観点からは、どうとらえているか。以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

4番 岡村真由美議員の御質問に対してお答えをいたします。

施政方針について

(1) 小児科の誘致について

①小児科誘致に要する費用をどの程度と見込んでいるかとお尋ねですが、これまでは病院、診療所はそれぞれの経営判断のもと自己資金等で開業されており、小児科に限って補助制度を設けることに対して、町民や医療機関の御理解をいただく必要があります。

誘致に要する費用の見込みというより、どの程度の費用が補助できるのかということになりますので、先行する自治体の例を参考に補助金の増減額の設定などを含め、医師会と協議を重ねて、その内容について検討してまいりたいというふうに思います。

②小児科誘致の進捗状況と今後の見通しはとお尋ねですが、昨日同僚議員の御質問にもお答えしましたが、現在医師会と意見交換をしながら進めております。補助制度が整備されたからといって、一足飛びに誘致ができるものではございませんので、今後の見通しについては分からないというのが正直なところであります。

しかしながら国の子育て支援策が充実してきますと、どこで子育てするかはその地域の子育て環境が大きく影響し、大事になってくると思われまますので小児科の誘致に向けては精力的に取り組んでまいりたいと思います。

③婦人科の減少をどうとらえているかとお尋ねですが、産婦人科でも特にお産ができる産科の減少が顕著になっていることは承知しております。医師の高齢化とあわせて、小児科医と同様成り手不足が深刻なようです。命が誕生する際には大きなリスクを伴うもので、訴訟になるケースが他の診療科よりも多いことや、24時間拘束されることがその一因と言われています。

町内では45年ほど前に廃院になって以降、現在は郡内に1か所の産婦人科があり、そのほか県内や県外の医療機関で出産されている状況です。

少子化の影響により今後産婦人科が増加する将来予測はありませんが、必要な医療の維持として広域的な検討課題となっています。

大きな(2) 保育士の確保等について

①本町にあった町立保育所が閉鎖されていった経緯と跡地の現状はとお尋ねですが、町内に

は以前3つの町立保育所があり中尾保育所や皿山保育所はその立地から、地元のお子様を中心に預かっておりましたが、入所希望が少なくなり効率的な運営をするために閉所としました。

跡地については皿山保育所が解体した後に土地所有者へ敷地を返却いたしました。中尾保育所は活用を検討したものの、意見がまとまらず老朽化も進んで危険な状態であったことから再度自治会と協議し解体することで合意しています。

令和5年度の早い段階で工事に着手したいと考えています。なお敷地については町有地ではなく実質的には自治会所有であることから、返還という形になろうかと思えます。

平成14年から唯一の町立保育所であった鴻ノ巣保育所は、平成20年3月に閉所となりました。存続を望む声もありましたが、行政改革の一環として民営化の流れは避けて通れない課題となっていたために、民間へ運営移譲をはかり建物を無償貸与し鴻ノ巣保育園として存続していただいています。

②「鴻ノ巣保育所」の建て替え及び建て替え時に、駐車場や道路の改修に要した総経費はということでお尋ねですが、鴻ノ巣保育所の建て替え工事に係る費用としましては、用地取得費が約4,000万円。基本設計業務が約200万円。実施設計業務が約380万円。保育所建設費が1億500万円。敷地外構工事費が約1,360万円となっております。

また鴻ノ巣保育所跡地造成に係る経費としましては造成工事費約600万円で、これを全て合計すると総事業費が約1億7,000万円となっております。

③閉園当時「鴻ノ巣保育所」に在籍した園児（年齢別）及び職員の人数はとのお尋ねですが、現在資料がありませんでしたので当時の関係者の聞き取りをした園児数になります。正確な数字でないことを御了承願います。

0歳児が10人、1歳児が20人、2歳児が5人、3歳児が13人、4歳児が13人、5歳児が15人、合計76人程度だったそうでございます。職員数につきましては正規職員8人、臨時職員6人でした。

④町内の5歳児の人数と、各園に在籍する5歳児の人数及び担当保育士の人数はとのお尋ねですが、令和4年4月1日現在で申し上げますと5歳児は132人。うち町内園に在籍する園児は124人です。

園児30人が1クラスの規模になりますが、町内には7クラスありますので担任は7人となります。ただし園では午前7時から午後7時までの中で、11時間を預かることが標準時間とされていますので、実際はパートの保育士さんなどと重層的に保育をされているものと思われま

⑤保育士を確保するために町がこれまで講じてきた対策と成果及び展望はとのお尋ねですが、保育士不足の深刻さを聞き及び令和2年度から家賃補助制度を設けました。

また令和4年度から余剰保育士の配置や、潜在保育士の再就職、返済する奨学金への補助を追加したところです。

余剰保育士の配置については、年度途中から園児が増えることを見越した保育士の確保を年度初めからできることで、一定の効果があつたと聞いております。家賃補助についても、ようやく対象になる方がいらっしやいましたので今年度3月から補助を開始する予定です。

今年度の母子手帳の交付状況を見てみますと、出生数の大幅な減少も予想されており、今年度の一時的なものかどうか見極める必要があります。必要となる保育士数は園児の数で決まってくることから、園では定員や職員の採用計画に慎重にならざるを得ないことも考えられます。

既に県内では定員割れが問題となっている園もあるようです。町としましては今後保育士の配置に対して手厚い支援ができないか、保育の質の向上として検討を進めてまいりたいと思っています。

(3) 波佐見高校への支援について

①美術工芸科の定員割れが続いている。具体的な支援策は考えられないかとの御質問ですが、波佐見高校美術工芸科においては定員20名に対して、令和2年度17名、令和3年度18名、令和4年度16名がそれぞれ入学しており、定員割れが続いている状態となっています。

令和5年度について2月24日に発表されました後期選抜の志願状況では、美術工芸科は10名の募集に対し、6名の志願があっている状況で、既に前期選抜で11名が合格しておりますので単純に合計しますと、17名となり、定員には届かない状況となっております。波佐見高校全体で見ますと後期選抜の志願状況は、定員60名に対して38名の志願が出されており、前期選抜で61名が合格されていますので、後期の志願者と合わせて99名ということになります。令和4年度の入学者が72名ですので、比較すると27名の増とはなりません。

これは今年度から本格的に実施している入学支援金などの支援策の効果があらわれているものと考えております。波佐見高校支援はもちろん美術工芸科への支援でもあり、支援策は始まったばかりで現時点で見直す予定はありませんが、美術工芸科も含め定員割れの状況には変わりありませんので、今年度の検証等も踏まえよりよいものとなるようにしていきたいと考えております。

②西肥バスの減便状況を通学手段の観点から、どうとらえているのか。とのお尋ねですが、西肥バスの登下校時の運行状況を見ますと、登校の時間帯としては佐世保方面から佐々バスセンターと茂雄を始発とし、8時過ぎに波佐見高校に到着する便が1便ずつ。川棚方面から川棚バスセンターを視察とし、最寄りの万年橋バス停に7時台と8時台に到着する便があります。下校時には佐世保方面は波佐見高校を始発とする16時30分発と18時55分発、川棚方面については万年橋から16時台に2便、以降19時台までは1便ずつが運行されている状況です。

令和4年4月から運転士不足などにより西肥バスの運行本数は減便となっている中、波佐見高校の通学時間帯に対しては、一定の配慮をいただいているものと捉えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

私は今回、施政方針にある小児科の誘致、保育士の確保、波佐見高校への支援、この3つに関連して質問をいたします。ただいま町長から詳しい答弁がありましたのでよく理解できました。ありがとうございました。しかしさらに正確かつ、深く理解するために一部繰り返しになるところがあるかと思いますが、再度質問をさせていただきます。

はじめに小児科の誘致についてであります。これを質問に選んだ理由は町長が選挙公約に挙げられたときから、さすがにテレビ、新聞等を通して私が得ていた情報から判断して。いいことではあるけれども、さすがにそれはというふうに私としては驚きと疑問を感じていたからです。

困難だということは、町長もお分かりになった上での小児科医の誘致だと思うのですけれども公約にまでされて、しなかったら責任じゃないですけど、糾弾されることもあるかと思われるようなものですが。公約というものはですね。公約にまでされた理由というのをもう一度というのですかね。公約に上げられたときのお気持ちをちょっとお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり人口減少がどの地区でも、どの市町村でも進んでいる中で、一番これから住んでいただきたいのは子育て世代であるというふうな認識が非常に強くございました。

そういった中で小児科がないとなると、そういった方に住んでいただけない。選んでいただけない町になるのではないかという危機感を非常に持ってございまして。それとそういった若い女性といえますか、そういった年代の方のお話をする中で、小児科はどうしても町には欲しいよねというふうな意見もたくさんいただきました。

そういったことを改めて、小児科というのは町に必要なのだという強い思いを強くいたしまして、誘致を公約として掲げたところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。お一人で判断されたというわけではなく、周りの若いお母さん方の声を聞かれたということと理解しました。ただ川棚にあった小児科が、院長先生が亡くなったということもあって、誰かほかの人が来てもう一遍再開されるということなく閉院になってしまったということには、何らかの大きな理由があったと思うのですけれども。かなり大変なことなのだろうなど。小児科医を続けることはというふうに私どもは感じました。

確認ですけれども、本町でもご専門じゃなかったような気がするのですけれども、おやめになった、お亡くなりになったわけじゃないですよね。おやめになった先生は小児科医が専門だったのでしょいか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

町内の先生は、小児科がご専門でございました。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

私としましてはですね普通の内科を専門とされる先生で、小児科もできるということでされているのかなというふうに思っておりましたので、小児科が専門の先生だったのですね。分かりました。ありがとうございます。

現在ですね町内には私が子供だった頃と比べたら、なかったような波佐見町にはなかったよう

な病院が幾つかあります。というより昔からあった病院のほうが少ないのではないかなど。新しく、私の時代ですよ。私の小さい頃と比べたらそういうふうに感じております。

例えば波佐見病院、八並整形外科、すが眼科。整形外科とか眼科というのはなかったと私は記憶しています。昭和の30年代ぐらいですよ。

これらの病院は町が誘致して、開院に至ったのでしょうかという質問を私は用意していましたがけれども先ほどの答弁でそういうことはなかったと。自発的によそから来られて、自分たちの力で病院も建て、敷地も買い、そしてお客様というか患者さんも集めてこられた。それにあえて補助とか誘致をしてくるというのはいろいろ問題もあろうかと思うので、よその地区とかよその自治体との研究をして進めていくというふうな答弁が先ほどあったかと思えます。

補助金を令和5年度の当初予算にはありませんけれども、補正で組んでいきたいという答弁が昨日の同僚議員の質問に対してあったと思うのですが、アンケート等を実施されるということは、そういうことに向けての例えば一部の御意見を聞かれたということでしたけれども、広く町民の意見。今のお母様方もそうですけれども、これからお母様になられるだろう若い人ですね。あと年配の方の御意見とかいうのもアンケートとして質問される、実施される予定があるということではよろしかったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まずアンケートに関しては医師会のほうからですね、そういうどういった小児科を町民の方求めているのかっていうところが分からないから、とってほしいという御意見でした。

といいますのは例えば今実際ですね、町内にちょっと町外のほうの医療機関に行かれています、お母様たちがどういった理由でそういう医療機関を選んでらっしゃるのか。自宅から近いとか職場に近いとかですねいろんな選ぶポイントがあるかと思えますけれども、そういった中でお尋ねすることで、やっぱり近い場所に必要とかですねそういう必要性だったり、あるいはどういう救急医療のタイミングを図ったりとかですね。相談先を持ってらっしゃるのかとか。そういったあるいは休日ですね、夜間休日にどれぐらいそういう頻度を利用されているのかとかですね、そういうのを見極めてどういった、こういう波佐見町の要望があるので来ていただきたいというアピールといいますか。

誘致を考えていらっしゃる先生に向けての資料にもなりますし、町民さんにも向けてもこういった要望があっているから、こういう補助事業の制度をつくらせてほしいということで考えているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

私思ったのは何というのですかね、こういう制度を設けたいけれどもこういう制度は必要だと思いますかというのを、不特定多数の町民にアンケートをとるのかなと思いましたが、それはしないのですね。そういうアンケートのとり方もあるのかなとは思いますが、どのぐらいのニーズがあるのかというのは調べる必要があるのではないかなど。

必要ですって言っている人の声だけを大きく拾うというのではなくて、大体このくらいの人たちのうちの何%の人が強く望んでおられましたとか、そういうふうな形にすべきではないかなと個人的には思いました。

あと石橋課長のほうから昨日も医師会との話し合いは水面下で進んでいて、令和5年からつくられる基本計画ですね。基本計画のほうに記載をするというふうな答弁がありましたけど、これは間違いないでしょうか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

詳細を承知しておりません。担当課長のほうからちょっと答弁させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

基本構想を具体化するといいますかですね、5年で計画する基本計画のほうにはきちんとですね、小児科医の誘致に向けた取り組みをしたいということで記載をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

子ども議員が見せていただいたのは、この総合計画というもののアウトラインみたいなものだけだったのですね。基本計画はまだ大体見せる必要もないことなのですけれど、そこにうたってあるということが確認できたので結構です。ありがとうございます。

これからちょっと話させていただきたいのですけど、私の記憶では本町にはこのやめられた小児科医ができるまでというのですか、長いこと小児科っていうのはございませんでした。私の記憶ではですね。しかし産婦人科はありました。町長もお話しになりましたけれども、昭和49年にその院長先生が亡くなられたわけですけど、ほどなく閉院となりました。

以後ないわけですけども、私10歳下に妹がいるのですけれども、この妹はそこで生まれてお世話になりました。しかしそのときの出産がちょっと難産だったもので大量の輸血を必要としたのですね。これを私どもみたいにお産婆さんに取上げられるような出産をしていたら、きっと母子ともに命が危なかったのではないかなというふうに思って、ありがたいなって何年たっても思っております。

私たち世代ぐらいはですね八島におられたお産婆さんが取上げてくださったっていうふうに思っていますし、上のほうにもおられたのではないかなと思うのですね。で小学生の頃に病気になれば医院は結構ありましたので、小さな医院はですね。学校の近くにもありましたので放課後によって目に薬を塗ってもらうとか、鼻をが一つと洗ってもらうとか、そういう小児科の資料というのはしてもらった記憶があります。

町長、小さい頃病気とかされたらどこにかかっておられましたか。聞いてよろしいでしょうか個人的な質問ですけども。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私専らですね、中尾の野中医院のほうに通ってました。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

野中医院は当時耳鼻科ですか。やっぱり総合内科医院だったのではないかなと思いますね。あそこ中尾とか。鬼木とかそこあたり子供さん方、わんさかおられた頃だと思うので結構にぎわったのかなと思います。

そのように小児科医もあればあったに越したことがないし、お金さえ許せばそれこそ本当につくっていただきたいと私も切に思いますが、私はですねどちらかというと、もう代替がきかないのは小児科というよりも、産婦人科。産科だけじゃなくて婦人科ですね。そういったものの確保というのが、ちょっと喫緊の課題ではないかなと。個人的にずっと思っていたのですね。

本町の妊婦さんや先ほど町長は少し触れられましたけど、お嬢さんがよそにお嫁に行って、帰ってきて里帰り出産なんかをされる妊婦さんはどちらの産院を利用されていると覚えていらっしゃるでしょうか。町長よろしいですか。御存じですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

最近はどうなのかよく分かりませんが私の子供で言えば、早岐の村上さんとかですね、次男坊は嬉野の国病といいますか今は国病じゃないですね。嬉野の病院で、医療センターで産まれたので。

この波佐見にはさすがに産婦人科はございませんが、幸いにして波佐見の近隣には早岐であるとか嬉野であるとか川棚であるとかございますので、そういう近辺に皆さんはいらっしゃっているのではないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

有田もあるという声が聞かれました。有田もあるし嬉野の日の出城のあたりにもありますね。何でしたかね名前忘れちゃったけども。幾つかの周辺の、川棚の松尾さんもありますし、あるのですね確かに。もうありがたいことにあるので、そういったところで出産をお願い、定期検診とかそういったものをお願いされている。

ただやっぱりちょっと遠いので、なにかあったときにはということで結局そういう病院がなくなったら怖いなっていう気がちょっとしています。皆さんお気づきだと思うのですがけれども、佐世保市の病院ですね。ちょっと長崎新聞の2月14日号に住みなれた環境で産めないというタイトルで「まちづくりの今」というシリーズの中にありました。

佐世保市は何ですかね、2020年12月時点で9か所あった市内の分娩施設はここ数年で立て続けに休止や閉院となった。23年今年ですね。2月現在は5か所になった。9か所から5か所になった。

これに対してやはり不安を感じる声というのがあったみたいで、またそれに対して最近の3月

4日の新聞ですけれども、佐世保市議会では質問に立たれております。

そのときにどうするのか大丈夫かというふうな質問に対して、市の医療政策課によると3市1町。まずこれ佐世保市ですよ、3市1町佐々町でしょうか。3市1町の佐世保県北医療圏に北海市、東彼3町を加えた年間の出生数を約2,600人と推計。これに対し佐世保市内5つの医療機関の年間受入れ可能数は、2,700人で出生数の推計を上回ったというふうなことが書いてあります。しかし直ちにお産難民が生じることはないと考えていると課長は答えたということを書いてあります。

確かに直ちにはないですよ。ほかにもあるわけだから。直ちにはないけれども、ずっと大丈夫かというところかなりやっぱり不安を感じるのではないかなと思います。私の要望としましては医療、小児科に関しても、婦人科に関しても佐世保市なんかと一緒に総合的に考えて話を進めていただけないかなと思います。

あと、どうして婦人科にこだわるかという、ある人がおっしゃっていたのですけれども、政府は不妊治療。ものすごくお金がかかったり、精神的にもすごく大変な不妊治療に対する経費を補助しようという。これで少子化対策の一助にしようというふうに発表されていますけれども、それも大事ですけれども。

それよりもはるかはるか前のですね、小学校とか中学校時代の女の子の生理の不順であるとか、異常であるかというものをすごく早めに察知して、近くの病院で治療するということが不妊治療の第一歩なのだということを言われていました。

私なるほどだなと思いました。やっぱり頼りになる婦人科が近くにあるということは少子化対策というか、大事なことは私は考えるのですけどいかがでしょうか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

小児科も大切、大事でしょうし、産婦人科についてもおっしゃるとおり大事なというふうな感じがいたしております。

ただ近況を見渡してみますと産婦人科についてはですね、先ほど申したとおり波佐見町の近隣には幾つかございますけれども、小児科に至っては郡内にないということも考えれば、やはり最優先すべきは小児科なのかなと。

あわせて今度その医療機関の補助、誘致に関する補助については小児科だけに限らずほかの医療機関、医療診療科についても検討はしてまいりたいと思いますので、取りあえず小児科と書かれておりますけれども、先ほど言われたような産婦人科等についても議論の対象にはなるのかなというような感じはいたしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

前向きな答弁ありがとうございますよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次のですね、保育士の確保について移っていきたいと思います。先日新聞に大きく出生数の速報値というものが発表されました。80万人を割ったというものですね。想定を大きく上

回るペースで少子化が進んでいます。国会でも異次元の少子化対策が議論を読んでいますし、町内各市町でも人口減少対策や少子化対策が盛んに議論されています。長崎新聞、何々市議会何々町議会の中身というのが小さいですけども報道されています。よそもやっているなど、頑張っている人と呼び込もうとしているなどということを感じます。

そういう中で保育園での事故とか、暴行事件。暴行事件で保育士が逮捕されるとか、そういうものがまた次々と報道され、家庭内の虐待だけじゃなくて保育園の中での虐待というのがあるということが報道されて、保護者や御家族の方の不安というのはいかばかりかと拝察をいたします。

かといって波佐見町とか例えば何とか保育園、うちの保育園はどうなっているのかって保育園とかに尋ねるということはもう絶対できないですね。保護者とか家庭。疑ってらっしゃるのですかみたいなかたちになりますので。

そこで私がそういった御家族に代わって町に、安心できるように波佐見町は大丈夫ですよってというようなデータを示していただきたいなと思って今回の質問をいたしました。関連しての保育所のことはですね保育園についてのことは、本町における保育園の歴史について、おさらいという形であまり歴史を知らない方々に知ってもらおうと思って、重ねて質問をしております。

画面を御覧ください。2月に私この質問をするに当たって、皿山と中尾の保育所跡地を初めて訪れました。行ったことありませんでした。皿山のほうはもう土地をお返しになったということで、鉄のゲートがあって、草ぼうぼうで入ることができませんでしたけれども、中尾の保育所のほうはこのように近くに民間もすぐ近くではないですので、まだ危ないということはないのですが、こういう老朽化した建物があります。ただ中を見たらですね、大きくてそして立派な施設でした。

話によると地域の中尾郷とか、鬼木もそうなのでしょうけれども地域の方が御尽力されてこういう立派な保育所を造られたのだというのを聞いて、やはり中尾のパワーはすごいなと改めて敬服した次第です。手前のほうにはお台所とか、何か宿直の人がおられたみたいで、お風呂とかもあったというふうに聞いております。

解体をされるのですけど、解体に至った理由をというふうに私も先ほど、解体される理由というのは別に老朽化したし、老朽化したのでしたんだと。自治会からの要望があつてしたというふうな回答があつたのでよかつたと思うのですけれども、この後の跡地の活用土地はもう中尾郷自治会の土地なのだというふうに、波佐見町じゃないというふうに聞いたのですけど何か跡地の活用というのは中尾郷の方は考えてらっしゃるのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

跡地につきましては、この土地の所有者につきましてはですね、個人名義の2名か3名の共有地になっているのですよ。これは昭和40年に町立保育所になりましたが、その前はですね、中尾郷の郷営の白岳保育園というところで、私が最後の卒園生になっていますけれども、昭和39年度ですから40年の3月に卒園をいたしております。

そういったことで、これ中尾の方がかなり中尾に働きにこられる方がたくさんいらっしゃったので、どうしても子供を面倒見ることができないということでもうかなり前に造られた施設だと思えます。

ですから土地自体は、その郷での登記ができませんでしたので、恐らくその当時のお持ちの地区の代表者の方の名前かも分かりませんが、一応3名ぐらいの所有者名義になっておりました探しましたが現存はされておられません。そういった3名の方ですね。

そういったことで取りあえずは自治会の持ち物であろうということで、町有地はございませんので地元にお返しをいたしまして、自治会でどのような活用されるのかそこまでは把握していませんが、取りあえず更地にしてお返ししたいと思います。

ただしここは登り窯ですね、大新窯の一番最上部にあたりまして、窯跡の上に立ったような状況になっておりますので、そこあたりは文化財との調整も必要になるのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

大変よく分かりました。詳しい歴史が聞けてよかったなと思います。

大新窯の一番頂上にあるということもお聞きしていただきましたので、本当にもう良い活用を中尾郷のほうでしていただければなど。小さな道を登っていきますけれども結構いいところに、この場所はこの保育所跡地は位置しております。皆さんもう一度行かれたらいかがでしょうか。

次ですねこれは建て替えられた、鴻ノ巣保育園の現在の様子です。左。少し各門が見えていますけど、南小学校の体育館の一部です。で右奥水色っぽく見えていますけどもあれは、農村環境改善センターでございます。左の平屋の建物が保育所の建物で、その前に何倍もある園庭が広がっております。駐車場も御覧のとおり本当にたっぷり停まりますし、道路も広いのでバスも、ここに村木方面のバスもここに停まっております。通学バスですね。停まっております。

これ完成したのは何年なのでしょう。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

しっかりした年数ではございませんけども、おおよそ平成19年ぐらいであろうというふうな声が聞こえております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

すいません正確な年数が必要でございますか。おおよそ大体16年から19年と。そのへんに当てはまるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

先ほどの町長の答弁の中に、鴻ノ巣の町営鴻ノ巣保育園がなくなったのが、なにか平成20年というふうに聞こえたのです私にはね。私が調査したのは平成10年に無くなったというふうに、閉

園になったと。そのあと建て替えが、違うのですね。で、16年ぐらいから、またオープンとなったら計算があうなと思ったのですが、違うのですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

鴻ノ巣保育園のほうの、保育所のほうの新たな施設ですけれども、16年度末に一応園舎はですね建て、ちょっと外構とかが17年度の途中までですねかかっているというふうに記録がございます。ですので、17年度の4月からはですね新園舎のほうで園児たちは過ごしていたかと思うのですが、19年度末をもって町へ移管をして20年の4月からですね、民間のほうに移譲したというふうになります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

何となく分かりました。だから20年になったのかなと。はい、分かりました。やめる、もう町営でなくなるって言って、建てが済むまでそこには園児がいたと。そのときはまだ町営の保育所の園児であったと。

20年から完璧に移行してなったということですね。分かりました。あと何か歴史を聞くと、昔はこの鴻ノ巣保育園も岳辺田の多分東前寺だと思うのですが、東前寺にあった保育所が、ずっとそこに保育所、保育園さん言っていたけれども。32年ですかね合併、町が合併して下波佐見村の役場の跡地に引っ越しをしてきたというふうに聞いております。それ以後ずっとあそこのある保育所は町営の保育所であり続けたと。かなり長い歴史があったと。それに平成20年から加えて新しく、私立の蓮池さんのほうが運営に乗り出してくださって、私立の幼稚園になっているということなのですね。

分かっただけなんですけど、なぜここがまず70何名いたというふうなのを先ほど言われましたけれども、たっぷり園児がいたにもかかわらず町営ではなくて民営になったのかということをお伝えください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今の答弁の中でもお答えしましたが、当時の行政改革の流れの中で、やはり行政を少しスマートにするというような考えもあったかと思えます。そういった流れの中で、公設民営化の保育所としてスタートをするというふうな結論が出されていたようでございますので、そういった流れの中で町立から民間へと移行したところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

ありがとうございます。そういったことなのだろうなって思いました。

画面を御覧ください。町内の保養施設、幼保施設に在籍する乳幼児数というのを皆さんタブレットで大きくされて見やすいようにされたらいかかと思うのですが、これを平成25年に作成された総合計画、前の分ですね。の中の表にあったのを私が表にして、それに石橋課長さん

のほうで新しく昨年4月1日の分を入れ込んでいただきました。

10年間にどう変わったのかというのをちょっと見られたらいいなと思って表を出してもらいました。見られてください。この松葉保育園と東幼稚園というのはもう今合体して光輪こども園になっていますよね。とどろきとアナンダは、アナンダこども園ですかね。で、白毫とあと3つはそのままですね。これが数としたらですね10年前は544だったのが今年度は590と。数が増えておりますね。

これ増えている、生徒、園児の数が減ったはずなのですが、増えているというのは利用者数の割合、利用率が高くなったというふうに解釈するのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

利用率が高くなったとは言えるかと思います。特に0歳児とか、0から2歳児ですね。その辺りが家庭で見るとは、園に保育を預けたいということで増えているかと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

ありがとうございます。画面を御覧ください。これは5歳児の人数です。先ほど答えていただいたと思うのですが、これもすいません。でかくしてもらって見てもらえたらいいかと思うのですが。

なぜこれを書いたかという、今年この子たちが小学校に入っていくわけですね。で、保育士1人が見ることのできる数というのは4歳児、5歳児に限っては何名までですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

1人30人までとなっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

その定数はいつ決まった数なのか御存じでしょうか。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

通告ない質問ですので。私が調べたところによると1948年。戦後ですね。戦後すぐ23年に決まって、それ以来ずっと変わってないのだそうです。30人。1人が見られるのは30人までですよという数は全然変わってない。

これについてどう思われますか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

それが多いか少ないのか私はちょっと判断できませんけれども、世の中の情勢に応じてやはり少し検討すべきものであろうかと思っておりますけれども、それが適正なのか適正でないのかちょっと私では判断できません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

お一人で30人の、訳の分からない子供たちを見られたら分かるかなと思うのですが、5人も見られません、私は。これはふだんのプロですから、30人近く見られるでしょう。でもその子たちに、本当にきめ細かな保育、幼児教育ができるでしょうか。

本当にそこあたりをもう少しやっぱり、これ国の決まりですからね。町が決めているわけじゃないですから。国が決めていることだから何とも言えない。はいつていつて従うしかないのですけれども、そういう実態というのをよくお考えになって何で保育士が集めても、募集しても来ないのか。

もうちょっとトイレ行きたいなと思っても先生、先生ってきたらいけないのですよね。そういう厳しい現実があるし、事故があったときには責任が来るわけですよ。そういうこともあってかどうか知りませんが、波佐見町の場合はですねこんなふう書いてあるので、2人のところもあられますね。2クラス。で町外からの利用というのが32人もおられるのですが、これに何人か足したらもう50人、60人近くなりますね。30人近くの5歳児を受け持っていらっしゃる保育士さんもおられるのかなと御苦労を、ありがたいなと、御苦労だなというふうに感じる場所ですけれども。

厳しい現実がある。あと事故がいろいろあっていますけれども死亡事故とか、あとこの前埼玉であったような、変な人が凶器を持って入ってきたときに、さて30人の子供たちを預かっている保育士さんはこの子供たちを守ることができるのだろうかとか。

「はい、そこ逃げて」とかいう、そういったマニュアルが子供たちに行き渡っているのかと。そういうことを考えたときに1人で30人というのは、ちょっと怖いなと。あとあれですね、災害。火事だとか。津波はないと思いますけれども、何かあったときに避難させるときに30人連れて出られるのかと。ぞろぞろと。

そういったもののことを考えると、やはり国は30人の定員というのはどうかしくちゃいけないのではないかなと思うし、町としてもそういった要望は地道にしていかなくちゃいけないのではないかなと思うのですね。

保育士を増やそうとか手だていっぱい予算も講じてされたのですが、補正予算。今年度の補正予算この前審議しましたが、大分削減をされましたよね。削減というか、減額をされましたね。減額の理由は何だったのですかね。もう一度お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この補助の対象にならないなどですね、実際当初、新規事業ですのでちょっと分からない部分で、見込みが立てられない部分が多めにとっていたものもありまして、実績見込みで削減をいたしました。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

いろんなところで、成り手不足が叫ばれておりますが、保育士も資格を持っている人はたくさんいるのだけれども、なかなか保育士になってもらえない。そういう現実があると思うんですね。

先ほど行政改革の折に、町営から民営に変わっていったのだという、説明を受けましたけれども、町営から民営にするのは何で町営から民営にしなくちゃいけなかったかという、やはり人件費の問題が大きかったと私は思うのですが、いかがだったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃる部分も確かにあったかと思えますし、その当時からもその当時の町長申し上げておりましたのは、民でできるものは民に任せると。町でやるものは町でやろうというふうな方針に沿った措置だというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

保育士の成り手がなかなか募集しても応募がないということなのですが、波佐見町の中では、応募者がいないというのは分かりましたけれども、離職者。保育士の離職者というのは、どうなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

いろんなアンケート調査が参りましてそのときに就職をされた方、あるいは離職をされたのかというところで調査がございますので、それを見てもと就職もあるし、離職もあるということとつかんでおります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

これも新聞等で報道されましたので、お気づきの方も多いかと思うのですが、佐世保の南部地区、多分山を越えたところかなと思うのですが、こども園で虐待みたいな事例があって、SNSでただ誹謗中傷されて、保母さんが3名ぐらいどっと全部やめてしまって経営、運営ができないということで閉園が続いているというニュースがありました。

これも佐世保市議会で質問が出ていたのですが、この認定こども園とか保育園の指導、監督という責任はどこにありますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

県のほうで指導監査を行っております、町も一緒に遂行しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

補助金であるとか助成とかをしているわけですから、それが的確に運営されているのかちゃんと、きちんとできているのかというのは、もう監督とか指導とかする責任があると思うのですよね。問題が起きてからは遅いので。

私が見た本では、なかなか自治体も忙しくてそれすらできてないところがたくさんあるというふうなことが書いてありました。波佐見町のほうはもう定期的いきちんと、毎年なさっているということでもよかったですでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

ほぼ毎年ですね、県のほうからは指導に見えますので、今年度から町も県のほうの指導についていくような形をとっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

それを聞いて保護者もちょっとは安心されるかなと思います。引き続き事故等がないように、子供たちが健やかに育つように保育行政をやっていただければなというふうに思います。

残り3分でございますが、波佐見高校への支援についてですね。これは西肥バスの減便に関してですが、まだ最初の同僚議員の質問の中に、具体的に便数は知らされていますかというふうな質問に対して、ないということで。まだどうなるか分からないですね。先ほどあげられた通学の便の数が、どうなるかというのは未知数なのですけれども、厳しくなる一方だなという現実がありますね。

最後のこれ長崎新聞の記事をちょっと読みやすく再編集したものなのですけれども、下の赤い字をちょっと見てください。

同社は市内7校に、もうこれは波佐見高校入っていませんね。市内7校に対しアンケートを実施し、要望を実施できたダイヤがある一方、生徒たちの要望実施できた一方で、他校の下校時等も兼ねたダイヤについての増便でしょうかね、は変更が不可能と回答した。などの説明があったというのですけれども、波佐見町からの要望とかいうのはどのぐらい聞いてもらえたのでしょうか。

要望してくれという要望は、議員側からもあったと思うのですけどいかがだったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

昨年ですね夏ぐらいだと思うのですけれども、町長、副町長私と一緒に西肥バスのほうに要望に行っております。で佐世保～嬉野線については8%のダイヤ減便については、影響はあるということでもちょっと聞いております。

今年度も影響あるけど、どの便が間引かれたかというのは聞いていませんが、その代わりに昼間の便の側溝便も逆に復活したというようなこちらの要望を聞いてもらっている部分もあるといううわさを聞いています。

まだ詳しくは聞いていません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

こういった厳しい現実があるわけですけれども、交通の便が悪く生徒数の減少も進む波佐見高

校を、これを存続させるためにどうしていくか。町長の見解というのですかね、時間がありませんけども、よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

実は波佐見高校のですね、バスの乗り入れは私が商工振興課長した財政で、乗り継ぎで来ていた子供たちが不便、生徒が不便なので直行便をお願いしますということで、現澤田課長とですね、遠藤校長先生でしたかね。の要請を受けて行ってですね、実現したという経緯もございます。そういう可能なものの極力要請をしながらお願いしていきたいと思っておりますし、波佐見町でできる限りの波佐見高校支援というのは、尽くしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村真由美議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。以上で本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いします。お疲れさまでございました。

午後4時50分 散 会

第 21 日目（3 月 23 日）（木曜日）

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 発委第 1 号 波佐見町議会の個人情報保護に関する条例
- 第 3 議案第 6 号 令和 5 年度波佐見町一般会計予算
- 第 4 議案第 7 号 令和 5 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 8 号 令和 5 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 9 号 令和 5 年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第 10 号 令和 5 年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 8 議案第 11 号 令和 5 年度波佐見町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第 12 号 令和 5 年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上 7 件 予算特別委員会委員長報告)
- 第 10 議案第 19 号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 11 議案第 20 号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 21 号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例
- 第 13 議案第 22 号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 23 号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例
- 第 15 議案第 24 号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 25 号 波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 26 号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 30 号 波佐見町個人情報保護法施行条例
- 第 19 議案第 31 号 波佐見町イントラネット構築事業請負契約の締結について
- 第 20 議案第 32 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 1）物品売買契約の締結について
- 第 21 議案第 33 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 2）物品売買契約の締結について
- 第 22 議案第 34 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 3）物品売買契約の締結について
- 第 23 議案第 35 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 4）物品売買契約の締結について

第 24 議案第 36 号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例

第 25 議案第 27 号 字の区域の変更について

第 26 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

第 1 発委第 2 号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

第21日目（3月23日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画財政課長	辻川	尚徳	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮田	和子	教育長	森田	法幸
教育次長兼 教育センター所長	朝長	哲也	総務課課長補佐	太田	誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和5年第1回波佐見町議会定例会第21日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。それでは本定例議会に議案7件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第30号 波佐見町個人情報保護法施行条例はデジタル社会の形成を図るため、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、当該法律の規定が官民間問わず4月1日から直接適用されることに伴いその施行にあたり必要な事項を定めるため、新たに施行条例を制定するものです。

議案第31号 波佐見町イントラネット構築事業請負契約の締結については、3月13日に公募型プロポーザルにより決定した業者との見積り合わせの結果、落札した株式会社富士通エフサス第二IB総括本部第四ビジネス総括部と請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるとでございます。

議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業その1. 物品売買契約の締結についてから、議案第33号波佐見町新庁舎什器購入事業その2. 物品売買契約の締結について及び議案第34号波佐見町新庁舎什器購入事業その3. 物品売買契約の締結について。議案第35号波佐見町新庁舎什器購入事業その4. 物品売買契約の締結について。までは3月17日に実施した一般競争入札の結果、それぞれ落札した株式会社イシマル佐世保支店と物品売買契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるとでございます。

議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例は、今後の人口減少社会や多様化する本町を取り巻く諸課題の対応を念頭に自治体DXを中心に据えた業務改善と、事務量平準化による業務効率を図るため機構改革を行いたく、現在の企画財政課を企画情報課に税務課を税務財政課に改編するものであります。

また今回の改編に伴い規則を改正し総務課の電算情報班を新設する企画情報課へ、企画財政課の財政管財班を新設する税務財政課に移管することとしており、企画部門と情報システム部門の統合。税務部門と財政部門を統合することで柔軟で機動的な組織機構としたいと考えております。

以上であります但し詳細については議案審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上

適正なる御決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第2 発委第1号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 発委第1号波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（福田勝也君）

発委第1号 令和5年3月23日

波佐見町議会 議長 百武 辰美 様

波佐見町議会 議会運営委員会委員長 福田 勝也

波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例。

表記について別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について定めたいので、本条例を制定するものである。

発委第1号の参考資料をお開きください。

2. 制定の内容

- (1) 用語の定義について定める。（第2条関係）
- (2) 議会の責務について定める。（第3条関係）
- (3) 個人情報の保有の制限等について定める。（第4条関係）
- (4) 個人情報の利用目的の明示について定める。（第5条関係）
- (5) 個人情報の不適正な利用の禁止について定める。（第6条関係）
- (6) 個人情報の適正な取得について定める。（第7条関係）
- (7) 保有個人情報の正確性の確保について定める。（第8条関係）
- (8) 議長及び個人情報の取扱いの委託を受けた者の安全管理措置について定める。（第9条関係）
- (9) 個人情報の取扱いに従事している職員等の守秘義務について定める。（第10条関係）
- (10) 個人の権利利益を害するおそれ大きい保有個人情報の漏えい等が生じたときに、本人に対し通知すること等について定める。（第11条関係）
- (11) 保有個人情報の利用及び提供の制限について定める。（第12条関係）
- (12) 保有個人情報の提供を受ける者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定める。（第13条関係）
- (13) 個人関連情報の提供を受ける第三者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定める。（第14条関係）
- (14) 仮名加工情報の取扱いに係る義務について定める。（第15条関係）

- (15) 匿名加工情報の取扱いに係る義務について定める。(第16条関係)
- (16) 個人情報ファイル簿を作成し、公表することなどについて定める。(第17条関係)
- (17) 保有個人情報の開示請求権について定める。(第18条関係)
- (18) 保有個人情報の開示請求の手續について定める。(第19条関係)
- (19) 開示請求があったときの開示義務及び不開示情報について定める。(第20条関係)
- (20) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合の部分開示について定める。(第21条関係)
- (21) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合の裁量的開示について定める(第22条関係)
- (22) 保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、開示請求を拒否することができることを定める。(第23条関係)
- (23) 開示請求に対する決定をしたときは、開示請求者に書面で通知することについて定める。(第24条関係)
- (24) 開示請求があったときの開示決定等の期限について定める。(第25条関係)
- (25) 開示決定等の期限の特例について定める。(第26条関係)
- (26) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときの意見書提出機会の付与等について定める。(第27条関係)
- (27) 開示の実施方法について定める。(第28条関係)
- (28) 他の法令による開示の実施との調整について定める。(第29条関係)
- (29) 開示請求の手数料等について定める。(第30条関係)
- (30) 保有個人情報の訂正請求権について定める。(第31条関係)
- (31) 保有個人情報の訂正請求の手續について定める。(第32条関係)
- (32) 訂正請求があった場合の訂正義務について定める。(第33条関係)
- (33) 訂正請求に対する決定をしたときは、訂正請求者に書面で通知することについて定める。(第34条関係)
- (34) 訂正請求があったときの訂正決定等の期限について定める。(第35条関係)
- (35) 訂正決定等の期限の特例について定める。(第36条関係)
- (36) 保有個人情報を訂正した場合の個人情報の提出先への通知について定める。(第37条関係)
- (37) 保有個人情報の利用停止請求権について定める。(第38条関係)
- (38) 保有個人情報の利用停止請求の手續について定める。(第39条関係)
- (39) 利用停止請求があった場合の利用停止義務について定める。(第40条関係)
- (40) 利用停止請求に対する決定をしたときは、利用停止請求者に書面で通知することについて定める。(第41条関係)

- (41) 利用停止請求があったときの利用停止決定等の期限について定める。(第42条関係)
- (42) 利用停止決定等の期限の特例について定める。(第43条関係)
- (43) 開示決定等に対する審査請求については、審理員による審理に関する規定を適用しないことについて定める。(第44条関係)
- (44) 審査請求があったときは、波佐見町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことなどについて定める。(第45条関係)
- (45) 第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合等における手続等について定める。(第46条関係)
- (46) 開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外について定める。(第47条関係)
- (47) 開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について定める。(第48条関係) (48) 個人情報等の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めなければならないことについて定める。(第49条関係)
- (49) 条例の施行状況の公表について定める。(第50条関係)
- (50) 条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。(第51条関係)
- (51) 職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときの罰則について定める。(第52条関係)
- (52) 職員等が守秘義務を守らなかったときの罰則について定める。(第53条関係)
- (53) 職員が職権を濫用し、職務に必要な個人秘密が記録された文書等を収集したときの罰則について定める。(第54条関係)
- (54) 第52条から第54条までの罰則の規定については、町外においても適用することについて規定する。(第55条関係)
- (55) 偽りその他不正の手段で保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則について定める。(56条関係)

3. 施行期日

令和5年4月1日

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号 波佐見町議会の個人情報保護に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成全員であります。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3～9 議案第6～12号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算から日程第9. 議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員会委員長（尾上和孝君）

審査結果を発表いたします。

令和5年3月22日

波佐見町議会 議長 百武辰美様

予算特別委員会 委員長 尾上和孝

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、波佐見町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第76条の規定により報告します。

議案の番号、件名、審査結果という流れで報告します。

議案第6号 令和5年度波佐見町一般会計予算 原案可決。

議案第7号 令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算 原案可決

議案第8号 令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第9号 令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計予算 原案可決

議案第10号 令和5年度波佐見町上水道事業会計予算 原案可決

議案第11号 令和5年度波佐見町下水道事業会計予算 原案可決

議案第12号 令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算 原案可決

予算特別委員会審査報告

議案第6号「令和5年度波佐見町一般会計予算」ほか、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過

(1) 審査の方法

二分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の説明を求め、各分科会間で質疑及び総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日

(第一分科会) 令和5年3月8日(水)、3月10日(金)

(第二分科会) 令和5年3月9日(木)、3月13日(月)

(委員会) 令和5年3月16日(木) こちらは委員のみです。

(委員会) 令和5年3月20日(月)

(3) 審査場所 議場、委員会室

(4) 出席者 全委員会(議長を除く12名)

各担当課長、次長、室長、課長補佐、各担当係長等です。

2. 審査内容

(1) 各分科会における報告については、4日間の分科会を経て報告書の作成を行った。詳細は別紙のとおりである。

(2) 予算特別委員会(3月16日)において、それぞれの分科会ごとに質疑及び答弁を行い、通告書による質疑の取りまとめを行った。

(3) 予算特別委員会(3月20日)において、通告書による質疑を行った。

3. 審査の結果です。

予算特別委員会では、真の住民福祉の向上につながる効果的な予算であるかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも重要であるとの認識のもと、多岐にわたって終始積極的かつ慎重に審査を行った。

審査の結果は次のとおりです。

(1) 議案第6号「令和5年度波佐見町一般会計予算」から、議案第12号「令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算」については、討論なく、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

4. 総括的な所見

我が国の経済は、内閣府の月例経済報告によると「設備投資は持ち直しており、輸出は弱含んでいる。企業収益は、総じて見れば改善しているが、そのテンポが緩やかになっている。企業の業況判断は、持ち直しの動きが見られるが、消費者物価は上昇している。」との基調判断であり、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されている。ただし、世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。景気は、感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、経済の持ち直しの動きも期待され一刻も早く感染症が終息となり、地方財政への波及効果に影響が出ることが求められている。

なお、本町の財政状況は、歳入では、個人、法人、固定資産税とともに、前年度予算と比較して増と

し、ふるさと応援寄附金の見込みはあるものの、抜本的な改善とはなっておらず、全体予算に占める自主財源の割合は、令和4年が44.4%、令和5年度が50.4%となり、改善も見られるが、まだまだ地方交付税や国・県支出金に依存する財政基盤となっている。

このような中、人口減少社会に立ち向かい、基幹産業の活性化、交流人口の拡大、安心安全なまちづくり等により、持続可能なまちづくりを進め、それを推進するため103億円の「令和5年度波佐見町一般会計予算（案）」をはじめとし、「各特別会計予算（案）及び企業会計予算（案）」が提出されたが、歳出では社会保障関係費の増加など厳しい状況が見込まれることから、引き続き財源確保に最大限傾注し地方交付税等を含め必要な財源の確保と充実を望むものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号令和5年度波佐見町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第7号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第8号令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号令和5年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号令和5年度波佐見町上水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号令和5年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報

告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号令和5年度波佐見町下水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号令和5年度波佐見町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号令和5年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第19号波佐見町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第19号について御説明します。ファイルのほうよろしいでしょうか。

議案第19号

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出。

提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、波佐見町特別職報酬等審議会の答申に基づき議員報酬について、所要の改正を行うものでございます。

2ページ。別紙をお願いいたします。

改正内容でございますが、第1条中「28万1,000円」を「32万8,000円」に、「23万2,000円」を「27万1,000円」に、「22万5,000円」を「26万3,000円」に、「21万5,000円」を「25万1,000円」に改めるものでございます。

附則。この条例は令和5年4月1日から施行します。

今回の改正は提案理由のとおり、現下の社会経済情勢等、特に昨今の議会を取り巻く環境に鑑み、波佐見町特別職報酬審議会に対し議員報酬の見直しを諮問したところ、3回にわたり慎重かつ丁寧な審議が行われ、12月12日に答申が行われその答申結果に基づき今回改正するものでございます。

なお新旧対照表は次ページとなります。御確認をお願いいたします。新旧対照表、改正案でございますが、それぞれ第1条中、議長、副議長、委員長、議員の月額をそれぞれ先ほど御説明した内容で改正するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

議案第19号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する反対の立場から討論を行います。

今回の議員報酬の報酬及び費用弁償等の改正があまりにも多額であるので、反対の立場から討論します。その前にこの議案に関わった皆様には、お礼を申し上げます。

提案理由の現下の社会情勢等を踏まえ、というふうにされておりますけれども、確かに一部の商品製品等の一部には値上げが見られます。

しかし昭和49年のオイルショックに端を発した消費者物価指数前年比23.3%の供覧物価には及んでいないと思います。

長いデフレの中で、経済の低成長が続きましたので議員報酬かさ上げの状態ではありませんでした。それは町内企業や多くの民間企業も同じです。今回の約17%、2割増しに近い報酬のかさ上げには、いかに現下の経済状態が不安定でもあり得ないと思います。昨年の実質日本経済成長率は1.1%です。少し落ちついた状況ではありますが、ついこの間まで世界的にコロナが蔓延し波佐見町でも製造・経済活動に大きな打撃を与え、回復には至っていない状態です。特に主要産業の窯業界は、波佐見焼の知名度の向上等により少し上向いたとの情報はお聞きしますが、いまだかつての生産体制や就業体制をとれない状態にあります。

さらに農業においても米価の価格低落はいまだに続いております。昨年10月に最低賃金が改正され、長崎県は32円上がりました。全国最低の値でDランクです。

これでも長崎県の最低賃金審議会において、労使ぎりぎりの話合いが持たれました。

また子供の貧困の解決にも至っていません。今子供6人に1人が困窮状態だと言われております。波佐見町でも例外ではありません。定数減により削減される報酬は、子供たちや福祉、高齢者に使うべきで、自分たちの報酬を上げるべきではありません。

農業、窯業界をはじめ働く人たちは今後の対応・対策や活路を見いだすために必死になって取り組まれております。当然その中に行政・議会も入るべきです。

私たちは毎月、国民年金の約3か月分に相当する報酬をいただいております。そもそも波佐見町の議員報酬月額21万5,000円は、全国的にも平均額を保っており決して低い金額ではありません。波佐見町の人口もほぼ町としては平均的で、現状の報酬は妥当だと思っております。

報酬が低いと選挙につながらないという人もいますけれども、報酬の低い自治体でも選挙は多く行われております。決して報酬を上げれば、選挙や議会が活性化するとは思いません。

今議会として考えねばならないことは、議員の報酬云々よりも議員の成り手不足の解消のための啓発や対策、今後の波佐見町及び波佐見町議会の見える化として、併せて足腰を強靱化することではないでしょうか。

以上の理由により、波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁済等に関する条例の一部改正による、波佐見町議会議員報酬の大幅な改正には反対します。

○議長（百武辰美君）

次に賛成討論はありますか。8番 城後議員。

○8番（城後光君）

議案第19号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁済等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

議員報酬の多寡については、町民の方からいろんな声をいただきます。この報酬では議員に見合わないのではないかと。もしくは逆に高いのではないかと。いろんな声をいただきます。

ただ言えることはですね、全国的に波佐見町も2度選挙がありませんでしたけども全国的に議員の成

り手不足は非常に顕著なものがあります。

その中で各市議会でもそうですが、町村議会でもそうです。全国的に議員報酬を上げて、少しでも成り手が得られるような環境を整えていこうという動きが顕著になっております。この中で波佐見町としても審議会を開いていただきまして、町民の代表の方がもう少し上げたほうがいいのではないかと。ただし議員の定数に関しては十分検討していただいた上でということで御意見をいただきました。

当然議員報酬を上げていただくからにはですね、私たち議員にとっても、さらに町民の方にどういう動きを議会として、議員としてやっていくか説明責任はさらに問われてくることになると思います。

ただし現状ですね。現状物価が上がっている云々以前に、議会に求められる、議員に求められる活動は幅が広がっております。少子高齢化の大きな問題から、町民の方々の福祉向上に関わる問題。いろんなかたちで議会議員に対する責任が求められるものは増えています

一方で議員の数は今後定数等も条例が決まりまして、議員が減ることが決まっております。この中で一人一人の議員が求められている役割を果たすためには、適当な報酬を決定いただいて、その分逆いろんな形でプレッシャーをいただきますけれども、それに応じた仕事を行うことが議員に求められていると思いますので、私はこの案が妥当なものとして賛成の立場から討論を行います。

○議長（百武辰美君）

次に反対討論はありませんか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私は議案第19号波佐見町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。私が今回の特別職報酬審議会の答申に対し感謝しつつも反対する1番の理由は、今回の議員報酬の引上げは本町の大方の町民感情から大きく乖離しており、到底理解が得られるとは思えないからです。コロナの第7波がようやく収まったかどうかという今、所得が増えたと思感している方が町内にどのくらいおられるのでしょうか。

電気料金をはじめとする諸物価の高騰、年金の減額、各種社会保険料等の負担増で、一般町民の暮らしは大変厳しくなっているのではないのでしょうか。

もう一つの反対する理由として、今必要なのは一律の報酬の引上げではなく政務活動費の支給だと私は考えるからです。

これまで本町では政務活動費の支給はなく、議員活動に必要な個別の調査や、広報等に関する経費は全て各人の議員報酬で賄われています。厳格な運用のもと政務活動費を支給し、その用途を公開するようになれば、議員活動の見える化にもなり、町民の皆さんに議員活動をより御理解いただけるのではないかと私は考えます。

以上の理由から議案第19号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対いたします。以上です。

○議長（百武辰美君）

次に賛成の討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。

したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第20号参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第20号について御説明をいたします。よろしいでしょうか。

議案第20号

参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出。

提案理由でございますが地方自治法の改正に伴い、法律の条文の引用について所要の改正をするものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。

改正内容でございますが、第2条第1項第2号を次のように改める。

第2号、これは地方自治法でございますが、法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者。

第2条第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人。

第3条中「等を」を「の写しに現住所、出発年月日及び到着年月日等を記載した書類を添付して、それぞれ」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正は地方自治法の改正に伴い、同法115条議会の公聴会や会議において、参考人等の出席を求

めた場合の旅費等の実費相当の負担について整理するもので、改正後の第2条第2号が公聴会に関わるもの、第3号が会議の参考人に対するものでございます。

また改正前の第3号の監査委員に関わる規定は、改正後は第4条に条項を移動しております。加えて必要書類の内容について、先ほど申し上げました第3条に詳細を加えております。

なお次ページが新旧対照表になりますので、御確認をお願いします。

以上で議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第21号波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、議案第21号について御説明します。よろしいでしょうか。

議案第21号

波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。人事院勧告に伴う給与改定における、会計年度任用職員の適用日について所要の改正をするものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。

改正内容でございますが附則に次の1条を加える。

給与改定時における特例第12条、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、給与条例を改正する場合において、当該改正をする年度における給与について当該改正後の規定が適用される場合においても、会計年度任用職員の当該改正をする年度における給与については、当該改正後の規定は適用しないとするものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行いたします。

今回の改正は、会計年度任用職員については正規職員の給料表を適用していますが、その給料表が人事院勧告に準じ改正した場合であっても、その改正を適用しないものとするものでございます。

これは、正規職員は給料が下がった場合も含め4月に遡って適用されますが、会計年度任用職員の給与は、国の通知により遡及不適用。つまり遡って適用しないこととされております。このため今回の改正により当該年度4月の給料表を、その年度はそのまま適用することで条項の整理をするものでございます。

なお次ページは新旧対照表となりますので、御確認をお願いします。

以上で議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第22号波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第22号波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2ページをお願いします。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

この条例で引用している子ども・子育て支援法が改正されましたので、対応する条項の見直しを行っているものです。

第4条第2項に見られるようにこれまでの「法第19条第1項第1号、第2号、第3号」の「第1項」をとり、「法第19条第1号、第2号、第3号」に改めるものが、第52条までに複数か所あります。」

今回の改正条例の大きなところは第26条を削除するものです。

新旧対照表の10ページをお願いします。

第26条は懲戒に係る権限の乱用禁止の規定です。懲戒権とは親が子供に対して、しつけなどを行う権限のことですが、しつけと称する児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘などから民法の規定も削除されました。

このことを受け児童福祉法も改正され、条例に規定していた懲戒に係る権限そのものがないものとして、運営の基準から削除するものです。

4ページに戻っていただき、附則においてこの26条の改正関係は、公布の日から施行しその他の条項の見直しは令和5年4月1日に施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

変更の内容に関しては、全く異論がないのですけれども、少し分からないところがありますので、お聞きしたいと思います。

まずこの長々しい条例のタイトルにある「特定教育保育施設」ともう一つありますね。この2つが何を具体的に指すのかということをお伝えして、お知らせいただきたいということと、もう一つはそれが波佐見町に現在あるのかどうか。

そして条例はその関係施設、関係事業所にどのようなかたちで周知されているのか。まずこの3つを聞きたいと思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず「特定教育保育施設」というところですが、具体的には町内でいいます認定こども園あるいは保育所のことになります。あと周知の方法ですがこの改正に関しましては、改正を受けてそういう施設のほうに周知をいたします。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私、前半も言いましたけれども「特定地域型保育事業」というようなものがあるのですが、これについてもお答えをいただきたいということと、あと周知はこの議会の議決をへて送ります。あと何というのですかね。例規集の中に改定したものを、この前の答弁では2か月ぐらい遅れて修正されたものがアップされますというふうにお聞きをしました。

今回大変重要になってきているその改正というのは、まず26条にある改正だと思うのですね。この26の改正というのは、公布と同時に日を置かずに施行というふうになっております。

ですからこの後すぐということに、3月3日の段階でこのなっているので3月3日から遡るのかなと思うのですけれども。本来この改正案というのは、何日に内閣府から波佐見町に県を通してかもしれませんけれども、届いたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず「特定地域型保育事業」に関してですけれども、内容的には小規模保育事業とか家庭的保育事業とかですね。そういう市町村独自といいますか、指定をする事業になっておりまして、今のところそういう事業所はございません。

それから何日に届いたかというところですが、それは今手元にございませんで今はお答えできません。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

公布の日についてお尋ねがございました。ただいま議案の条例の審議をされておりますので、可決をいただきましたら議長さんのほうから町長のほうに可決書が参ります。それを受けて町長が交付の手続きに入りますので、その時点で効力を発するということになります。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私分らないことがいっぱいあったので、大分いろいろこう調べたのですね。そのときに分かったのは第26条の削除は、私の調べたのが間違っていなければ令和4年の12月16日です。12月16日に厚生労働省も変更していますし、いろんなところが変更しているのですね。それが多分県を回って町に来るのだらうと思うのですけれども、この条項というのはとても大事な条項です。これは駄目ですよっていうだけのことなので議決を経る前にこれは、やっぱり各事業所に私は伝えるべきものだと思ったのですね。

こういうのが来ていますよ。議会で条例は可決するのは後になりますけどこれは削除になりますからね。という形で伝えるべきではなかったかなと私は思って質問をしたわけです。

○議長（百武辰美君）

答弁は要りますか。いりませんね。

それでは続けていきたいと思えます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第23号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案第23号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第23号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。提案理由として、児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

まずはこの条例について補足説明いたします。家庭的保育事業とは小人数の乳幼児を家庭的な雰囲気ですら預かり、きめ細やかな保育を実施できるとされています。

大きな施設は必要としませんが、必要な人員や最低限の設備などをこの条例で定めています。

現在本町ではこの基準に基づく事業の実施はありませんが、申出があれば指定する必要があるため条例を整備しています。

2ページをお願いします。波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第7条の次に、2つの条項を追加するものです。

第7条の2として安全計画の策定等を規定します。

利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検や職員の研修や訓練など安全に関する計画を策定し、計画に基づいて訓練等を実施しなければならないとするものです。

第7条の3として自動車を運行する場合の所在の確認を規定します。

利用乳幼児が移動するために自動車を運行するときは乗り降りでの点呼、その他の方法で所在を確実に把握しなければならない。

また送迎用の自動車には見落としを防止する装置を備え、自動車内に置き去りにしないようにしなければならないというものです。

3ページ第13条の削除は議案第22号と同様に懲戒に係る権限の乱用禁止の規定を削除し、第14条では衛生管理として、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するように規定を追加するものです。

附則において、この13条の改正は公布の日から施行し、その他条項は令和5年4月1日に施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

先ほどと同じ、国の改正に伴う改正だということで、内容については全く異存がありませんが、今説明がされました条例のタイトルにあります「家庭的保育事業」というのは、ないと。本町には今ないと。でも出来た場合、昔はあったので出来た場合に備えて条例を整備しているということで理解をしました。

私この条例をプリントアウトしましたら本当に膨大な、本当に詳しいことが載っているのですが、基準の目的、最低基準の目的とかいうところに町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児とか書いてあるのですが、この町長の監督に属するのは、この小規模的な家庭的保育事業所のみでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この条例で規定するのは家庭的保育事業所とあともう一つですね、小規模保育事業となります。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。

ではですね先ほど何と言いますか。読み上げられた中にそのブザーの設置だとか虐待は駄目ですよというのも当然ですが、もうそういうのが詳しく書かれているのですが、そういうものの変更ということをおっしゃる先ほど言われたこども園とか保育所への通達はどういうかたちでいくのでしょうか。

○議長（百武辰美君）

質疑の内容をお分かりですか。 岡村真由美議員補足お願いします。

○4番（岡村真由美君）

ブザーをつけなくちゃいけないとかそういったものが書かれていましたよね、変更がですね。そういうものの、保育所とか保育園とかこども園への通達というのはどういうかたちで、どの条例に入っていくのでしょうかということ。

○議長（百武辰美君）

岡村議員。この条例についてのみの御審議をお願いいたします。質問を変えてください。

○4番（岡村真由美君）

もう1回だけ確認しますね。これ今は波佐見町にはない施設事業所に関する条例だということで間違いないですね。

○議長（百武辰美君）

答弁をお願いします。子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この条例は先ほど言いました家庭的保育事業あるいは小規模保育事業に関する条例になっております。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

一つだけちょっと確認したいのですが、今回この条例なのですが、申出があれば家庭的保育事業、今のところないけれども申出があれば指定しないといけないってことなのですが、今現在こういった家庭的保育事業等を立ち上げたいとか。何かしたいなっていうような声というのは現在あるのかどうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在そういうお声は聞いておりません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

先ほど私プリントアウトしたと言いましたけれども、この最後のあたりに附則というのがいつも載っていますね。条例にはですね。この附則が令和元年に施行期日というのが載っています。令和元年12月14日。それが一番新しい最新のもので、令和5年ではありますが、令和元年、2年からでもいいですが2年から現在まで改定というのは一切なかったのでしょうか。4回ぐらいやっていると調べたのですが、そういう通達というのは県のほうから来なかったのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

ちょっと確認させていただきたいのですが、4回されているというのはどういった根拠で言われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

国の法令というのを全部こう見まして、改定がもう本当にもう五月雨式に改正というのが行われて、さっき申し上げた令和元年の12月16日もそうですけれども、ほかのところもこう少しずつ改正がされているわけですね。でもそれをいちいち上げるのは、やっぱり大変なのだろうと思うのですが、これ一括してここにきた。令和元年から今までの令和元年の12月から現在までの期間の部分が一括してきたというふうに理解すべきでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

恐らくですけれども令和元年の改正において、それまでの分を一括して改正をしているものかと思えます。

○議長（百武辰美君）

理解できられましたか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 24 号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第24号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第24号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由として、児童福祉法に基づき厚生労働省令に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

2 ページをお願いします。波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条の次に2つの条項を追加するものです。先ほどの議案第23号と同様に第6条の2として安全計画の策定等を規定します。

第6条の3として自動車を運行する場合の所在の確認として、利用者が移動するために自動車を運行するときには、乗り降りでの点呼その他方法で、所在を確実に把握しなければならないと規定します。

なお放課後児童クラブの送迎バスには、見落としを防止する装置の義務づけはありません。

3 ページ。第12条の次に1つの条項を追加し、第12条の2として業務継続計画の策定等を追加します。

業務継続計画とは感染症及び非常災害が、発生した場合において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。この計画を策定し、必要な措置を講じるように努めなければならないと規定するものです。

また第13条の2では、衛生管理として感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するように規定を追加するものです。

附則において、令和5年4月1日に施行するものです。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第25号波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第25号

波佐見町子供子育て会議条例の一部を改正する条例。

波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに

に伴い、所要の改正を行うものです。

2ページをお願いします。

波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

この条例で引用している子ども・子育て支援法が改正されましたので、対応する条項の見直しを行っているものです。

これまで法第77条において市町村等における合議制の機関の規定がありましたが、条が繰り上がり法律では第72条に規定されることとなったことから、この条例第1条の「第77条第1項」を「第72条第1項」と改め、第2条でも同じように「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改めるものです。

附則において令和5年4月1日に施行するものです。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号波佐見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号

○議長（百武辰美君）

日程第17. 議案第26号波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第26号

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由として健康保険法施行令等の一部を改正する政令、及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2ページ、別紙をお願いいたします。波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

条例第6条は、出産育児一時金について規定しています。出産育児一時金は、健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度ですが平成21年から原則42万円が支給されてきました。

令和5年度の出産から50万円を支給するため第1項の規定を8万円引上げ48万8,000円とするものです。なお規則において産科医療補償制度の掛金分として1万2,000円を加算する規定がありますので、合計で50万円になります。

第12条の8の10は、国民健康保険料のうち後期高齢者支援金等限度額を規定しており2万円引上げ22万円とするものです。これにより国民健康保険料の最高額が、102万円から104万円になります。

第16条の4の2は低所得者の保険料の減額について規定しており、28万5,000円を29万円に、52万円を53万5,000円に改めるものですが、低所得者の保険料軽減をする際の所得判定基準を上げることで、低所得者の負担軽減を図るものです。

第21条の3は特例対象被保険者等に係る届出について規定していますが、これは仕事を離職して国保に加入する場合、離職年月日や離職理由を届け出る必要があり、その確認する書類として、雇用保険受給資格通知を追加するものです。

附則において令和5年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第30号

○議長（百武辰美君）

日程第18. 案第30号波佐見町個人情報保護法施行条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第30号について御説明します。準備はよろしいでしょうか。

議案第30号

波佐見町個人情報保護法施行条例。

波佐見町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月23日提出でございます。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るため個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、当該法律の規定が全国の地方公共団体に直接適用されることに伴い、その施行にあたり必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。2ページから6ページまでが、条文の条例の本文となり7ページから9ページが附則に対する新旧対照表になりますが、10ページ説明資料に基づき御説明をします。

10ページお願いをいたします。よろしいでしょうか。

波佐見町個人情報保護法施行条例についてまず経過の説明をいたします。これまで地方自治体の個人情報の管理は、それぞれの条例に委ねられていましたが、国際的に個人情報の保護の強化が求められ、併せてデジタル社会において個人情報を適切に利活用するため、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、官民間わず全国一律に、同法の規定が直接適用されることになりました。（なお国会や地方議会は、同法の適用から除かれています。）

したがって先ほど発意5号で、波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例が定められたものと考えております。

そこで2. 町の条例で定める範囲でございますが、まず（1）実施期間として条例第2条に個人情報を管理する期間を定めております。

（2）として開示決定の期限ということで、条例第3条、第4条が該当し実施機関が保有する個人情報の開示決定等の期限に関する事項を定めております。

（3）開示手数料。条例第5条に係るものでございますが、同法のこれは個人情報の保護に関する法律でございますが、その法律の趣旨では手数料は無料が求められております。したがって本町でも無料としたいと考えております。

ただし、写しの交付や郵送にかかる費用は、これまでどおり実費相当をいただくことにしております。

(4) 審査会の設置でございます。条例の6条、7条が該当いたします。

審査請求等を審査するため機関を設けることになっており、全国的な流れを受け、情報公開との整合性を図る観点から、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合する「波佐見町情報公開・個人情報保護審査会」を設置することとしております。

(5) 施行の状況の公表ということで第8条に該当いたします。

個人情報の保護の取り組みや開示請求等の状況について、毎年度公表することとしております。

(6) 附則についてでございます。

個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、「波佐見町個人情報保護条例」旧条例と言いますが、は廃止することとしております。

次ページをお願いします。ただし、今回の条例が施行された後も、旧条例の適用内容（罰則規定）は残ることになります。

そして情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、「波佐見町情報公開条例」、「波佐見町特定個人情報保護条例」、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の審議会・審査会の条項を、「情報公開・個人情報保護審査会」に1本する改正を行っております。

次に対象となる個人情報についてでございますが、町で管理する個人情報は1,000人以上の個人情報を扱うものが同法の対象となります。規則に定める様式に従い管理を行うとともに、国の個人情報保護委員会に報告を行う必要がございます。

また対象となる情報は現に生存をしている方の情報となります。

次に個人情報の適切な管理についてということでございますが、対象となる個人情報については法令、この条例規則に基づき、本人、代理人も含めますが。からの求めに応じ開示、訂正、利用停止の措置を行うことができます。

ただし、個人情報の適切な利活用の観点から開示、訂正、利用停止の措置を行う場合もあるということでございます。なお、必要に応じて先ほど申し上げました情報公開、個人情報保護審査会の判断を仰ぐということになります。

今回の施行条例に伴い、波佐見町個人情報保護法施行規則を定めることとしておりまして次ページ以降がその規則を参考までにしております。

少し戻りまして4ページお願いをいたします。附則でございますが、施行期日は令和5年4月1日としております。ただし先ほど申し上げましたとおり、波佐見町個人情報保護条例は廃止をいたします。加えて経過措置として旧条例の規定は残りますと申し上げましたが、経過措置として3項以降がその規定を定めるところでございます。

5ページをお願いします。8項から次ページ。6ページの10項までは、波佐見町情報公開個人情報保護審査会への統合に係る関係条例の改正となります。この5ページの8項そして6ページの9項、10項が審査会を統一することによって、関係する条例の改正ということになります。

なお新旧対照表は、7ページから9ページとなりますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。
以上で議案第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

条例の7条で審査会は5人以内で組織するということになっております。そして今後ですね、現在個人情報情報公開条例があるわけですが、これについて恐らく条例定数は5人ということなら、5人以内となっているかと思えます。それでまず情報公開の委員さんの人数は何名でしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

5名以内となっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

実数です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

失礼いたしました。5名となっております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今後、今の情報公開条例とそれから審議される情報保護審査会。これが一緒になるわけですが、5人以内。以内というのがちょっと気になるのですが、5人でその審査は大丈夫でしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

実はこの情報公開審査会並びに個人情報保護審査会については、町村会が母体となっております長崎県の統一的情報公開審査会並びに個人情報保護審査会に委員のほうは委託のお願いをしております。

これは大変情報公開、個人情報の内容については高度な専門知識が必要でございます、大学教授、弁護士さんあるいは学識経験者ということになります。これをやはり、町独自で委員さんを探してお願いするというのはなかなか難しゅうございますので、県下の共同事業でそういった方を見つけて今、委託をしているような状況でございます。

そして条例の説明でも申し上げましたが、昨今の情報公開と個人情報の保護というのは表裏一体でございますので、全国的にこの2つの審査会を統一して、情報公開個人情報保護審査会の設立が全国的な流れでございます。県としても、町村会としても統一的にこれをやろうということで今回進めておりますので委員さんは5名で設立、4月以降設立するという方向性が定まっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今後とも町村会のほうに委嘱されるということでございまして、5人以内となっていますけども、くれぐれも5人の線は守ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

県下の委託している、委嘱をしている自治体もそのような意向でございまして、現定数も5人です。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号波佐見町個人情報保護法施行条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第31号

○議長（百武辰美君）

日程第19. 議案第31号波佐見町インターネット構築事業請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案31号について御説明します。御準備はいいでしょうか。

議案第31号

波佐見町インターネット構築事業請負契約の締結について。

令和5年3月13日随意契約（公募型プロポーザル）に付した「波佐見町インターネット構築事業」について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の

議決を求めるものでございます。

令和5年3月23日提出。

次ページ、別紙をお願いいたします。

1. 契約の目的でございますが、波佐見町イントラネット構築事業。
2. 契約の方法 随意契約。
3. 契約金額 1億5,179万7,800円。税込みでございます。
4. 契約の相手方 長崎市西坂町2-3

株式会社富士通エフサス

第二IB総括本部第四ビジネス総括部

総括部長 小柳 誠二

次ページ3ページをお願いいたします。説明資料になりますが今回のイントラネット構築事業は新庁舎の建設に伴い、現行のサーバー機器及びネットワーク機器を一新するとともに各出先機関の接続機も一新するものでございます。

イントラネットとは役場の情報ネットワークそのものを指し、そのネットワークに住民記録、税情報、国保、財務会計などの総合行政システムをはじめとする各種システムが接続とするとともに、職員が通常業務で使っていますメールやインターネット接続の機能も有しております。

併せて今後の電子申請や、国のシステムなどの連携並びに標準化対応など各町政とセキュリティーを持ち合わせたシステム構築を図ることとしております。

この3ページはシステムの物理的な構成をあらわしております。

次ページ、4ページをお願いいたします。4ページは今回のイントラネットの論理構成図となりますが、ネットワークの接続の観点から図式したものでございます。

次ページ、5ページから8ページについては、今回の事業費の内訳となっており、記載の金額は税抜となっておりますので御参考をお願いをいたします。

以上で議案第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

4ページの物理構成図の中です、説明資料の中にフリーのWi-Fiのルーターがありますが、新庁舎では来庁者用にフリーのWi-Fiの設備が設けられるということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。今回現庁舎でもフリーWi-Fiを設けているのですが、大変こう回線的にも細いところがございます。

したがって今回、新庁舎においてはフロア3階ともフリーWi-Fiが使えるように。かつスピードが出るように整備したいと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号波佐見町イントラネット構築事業請負契約の締結について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第31号は原案どおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。

13時より再開します。

午前11時54分 休憩
午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20～23 議案第32～35号

○議長（百武辰美君）

日程第20. 議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の締結についてから、日程第23. 議案第35号波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買契約の締結についてまでの4件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは説明させていただきます。

議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。

財産の種類については、波佐見町新庁舎什器（その1）

数量等については、別添製品一覧表のとおりとなっております。

取得予定金額は、1,405万7,934円です。

取得予定年月日は、令和5年10月31日限り。

契約の相手方は、佐世保市卸本町8番地2

株式会社イシマル 佐世保支店

支店長 内堀 隆文です。

3ページをお願いします。

入札結果についてですが、条件付一般競争入札による入札で、2社より参加資格申請書の提出がなされ入札を行った結果、株式会社イシマル佐世保支店が落札したものです。

4ページから7ページをお願いします。

取得財産の概要についてですが、今回フロアの製品の統一性等を基本に、4本の事業として発注させていただきました。（その1）については執務室1階、2階、3階。机椅子、ワゴン、書棚等を選定し入札を行いました。（その1）の代表的なものとして、職員用の椅子が合計で161台となります。

8ページをお願いします。1階、2階、3階の製品配置図となっております。製品一覧表の左側の番号から、どこにどの製品を配置するか計画しております。

以上で議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の締結についての説明を終わります。

次に、議案第33号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。

財産の種類については、波佐見町新庁舎什器（その2）

数量等については、別添製品一覧表のとおりとなっております。

取得予定金額は、956万9,989円です。

取得予定年月日は、令和5年10月31日限り。

契約の相手方は、佐世保市卸本町8番地2

株式会社イシマル 佐世保支店

支店長 内堀隆文です。

3ページをお願いします。入札結果についてですが条件付一般競争入札による入札で、3社により参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果株式会社石丸佐世保支店が落札したものです。

4ページ、5ページをお願いします。取得財産の概要についてですが、（その2）については、執務室1階、2階、3階のキャビネット、書棚ですね。と電算室の机、椅子等を先頭選定し入札を行いました。

た。

(その2)の代表的なものとして、キャビネット書棚。幅90センチメートル奥行45センチメートル高さ105センチメートル。3段収納合計で152台となります。

6ページをお願いします。1階、2階、3階の製品配置図となっています。製品一覧表の番号から、どこにどの製品を配置するか計画しております。

以上で議案第33号波佐見町新庁舎什器購入事業(その2)物品売買契約の締結についての説明を終わります。

次に、議案第34号波佐見町新庁舎什器購入事業(その3)物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。

財産の種類については、波佐見町新庁舎什器(その3)

数量等については、別添製品一覧表のとおりとなっております。

取得予定金額は、728万1,494円です。

取得予定年月日は、令和5年10月31日限り。

契約の相手方は、佐世保市卸本町8番地2

株式会社イシマル 佐世保支店

支店長 内堀 隆文です。

3ページをお願いします。入札結果についてですが、条件付一般競争入札による入札で2社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、株式会社イシマル佐世保支店が落札したものです。

4ページ、5ページをお願いします。取得財産の概要についてですが(その3)については1階、2階ミーティングランチルーム。待合ロビー1階交流情報発信スペース等の机、椅子、ソファ、記載台等を選定し入札を行いました。(その3)の代表的なものとして1階、2階、カウンター椅子が合計で74台となります。

6ページをお願いします。1階2階製品配置図となっております。製品一覧表の番号から、どこにどの製品を配置するか計画しております。

以上で議案第34号波佐見町新庁舎什器購入事業(その3)物品売買契約の締結についての説明を終わります。

次に議案第35号波佐見町新庁舎什器購入事業(その4)物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 ページをお願いします。

財産の種類については、波佐見町新庁舎什器（その4）

数量等については、別添製品一覧表のとおりとなっております。

取得予定金額は、523万5,494円です。

取得予定年月日は、令和5年10月31日限り。

契約の相手方は、佐世保市卸本町8番地2

株式会社イシマル 佐世保支店

支店長 内堀隆文です。

3 ページをお願いします。入札結果についてですが、条件付一般競争入札による入札で2社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、株式会社イシマル佐世保支店が落札したものです。

4 ページ、5 ページをお願いします。取得財産の概要についてですが、（その4）については1階、2階、3階会議室6か所。1階、2階相談室5か所。1階警備員室、保健室、2階印刷室、帳票保管庫。1階、2階備品庫の机、椅子、軽量ラック等の選定をし、入札を行いました。（その4）の代表的なものとして、会議室の椅子が合計で141台、長机が47台となります。

6 ページをお願いします。1、2、3階の製品配置図となっております。製品一覧表の番号から、どこにどの製品を配置するか計画しております。

以上で議案第32号から議案第35号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）から（その4）物品売買契約の締結についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

説明ありがとうございました。ちょっと私が1点お聞きしたいのは、各階椅子、テーブルがございますが、今度の波佐見町の新庁舎の椅子あたりのイメージカラーというのはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

イメージカラーはまだありません。什器の色については今から決めていこうと考えております。それで什器の色についても、床の色、壁の色とかに合わせたかたちで管理職職員、議場関係については議員の皆様にも、お聞きしながら決めさせていただきたいと考えています。以上です。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

とても細かいところなのですけれども（その3）。議案第34号（その3）の製品一覧表の3、4、5でございます。

3、4、5は設置図で見ると並べて使うようになっておりますね、6ページ。なっていますよね。この並べてというか、一緒に島にして使うような感じであるにもかかわらず、3、4、5の高さが1,047、650、847と微妙に違うわけですが、これはどういうことなのかと。

4ページです。4ページの資料ナンバー3、4、5というのが1階の待合室、住民福祉課前の待合ロビーで使われるというふうになっていると理解したのですが、高さが違うし、車椅子まで書いてあるのでこの写真は一体何なのかと、ちょっと気になりました。はい。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

住民福祉課前の記載台になりまして車椅子の方のところは低いなど、高さが普通のところとか3種類、高さが変わって設定しております以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

これらの什器は納期限が10月31日までになっていますね。これらはこのとおりの納品ということは可能なのですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今のところはなんですかね庁舎は順調にしておりますので、10月31日で十分間に合うのですが、今後先ほど議決をいただきましたイントラ業者とかの配線関係などが入ってきますので、全体的な工期を含めて考えますともうちょっと、10月が11月になる可能性はありますが、もう庁舎だけ私たち庁舎だけ考えれば10月で大丈夫なのですが、全体を考えてちょっと延ばさせていただく可能性がございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私もそのいわゆる配線関係ですね。そういったものがありますので、恐らく納品されてあんなに荷ほどこきされて、設置した場合に相当邪魔になるのではなかろうかと思うわけですね。

だからそのあたり取得は10月31日というふうなことでよろしいかと思うのですが、配置については少し時間をおいたほうが、そういった施工が済んでからがよろしいのではないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

脇坂議員が指摘のとおり、そこら辺考慮して施工というか搬入をさせていただきたいと思います。以

上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（百武辰美君）

次に議案第33号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に議案第34号波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）物品売買契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号波佐見町新庁舎什器基購入事業（その3）物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（百武辰美君）

次に議案第35号波佐見町新庁舎什器基購入事業（その4）物品売買契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号波佐見町新庁舎什器基購入事業（その4）物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第36号

○議長（百武辰美君）

日程第24. 議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第36号について御説明します。準備はよろしいでしょうか。

議案第36号

波佐見町課設置条例の一部を改正する条例。

波佐見町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月23日提出でございます。

提案理由でございますが、組織、機構を見直し効率的な行政運営を図るため、改正するものでござい

ます。

次ページ別紙をお願いいたします。改正内容でございますが、第1条第2号及び第3号を次のように改める。

第2号 企画情報課。

第3号 税務財政課。

附則。この条例は令和5年4月1日から施行する。

次ページ、新旧対照表をお願いいたします。改正内容の詳細ですが、現在の企画財政課を企画情報課、税務課を税務財政課とするものでございます。また波佐見町役場組織規則を改正し、総務課の電算情報班を企画情報課に、企画財政課の財政管財班を税務財政課に移管するものでございます。

よって総務課の構成は総務班と生活安全班。企画情報課の構成は企画班と電算情報班。税務財政課の構成は住民税班、固定資産税班、財政管財班となります。

以上で議案第36号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

1点お尋ねいたします。2階にあるこの班を1階に持ってくるなど移動があります。配線などの経費の発生などはないのでしょうか。発生するとしたらどのくらいの金額がかかるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

考えられるのは電話線の配線が一番大きいのではないかなというふうに思います。職員のパソコン等システム関係については無線LANを配置しておりますので、そういった大きな費用は発生いたしません。

毎年度、課といいますか。机の職員の机の配置がずれることによりまして電話線の配線の工事等、毎年やっております。

所要額を総務課のほうで一定金額計上しておりますので、まずはその金額の範囲内で対応させていただいて、不足するようであれば補正をお願いするということになるかと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。それでは経費的な負担はさほどないということによろしいでしょうか。

もう1点です。今度私たちのこの波佐見町というのは新庁舎がつくられて、来年早々にもちょっと移るような感じになりますが、この班の異動なんですけど、このときの異動というのは考えられなかったのかということをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

新庁舎に合わせて班編成といいますか、機構改革をしたらどうだったのかというふうなお尋ねかと思えますけれども、年度途中での機構改革ってやっぱりこう非常に難しいといいますか。対応厳しいのかなという判断をいたします。

であれば、新年度早々からスタートして、年度途中になりますが1月4日、来年1月4日の新庁舎に向けてのですね、開庁準備を進めるべきと判断いたしまして今回この機構改革についての御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

何点か質問したいのですが。まずですね、今回財政管財班が税務課に移るということで、2月2日の臨時議会での内容と、総務課に対しての業務の負担が過多になるってところはクリアできているので平準化になったのかなと思うのですが、今日が3月23日で、今回この課の設置条例が4月1日施行ということで、もう期間がもう2週間も切っている。土日を挟むと多分6日ぐらいなのかなと思うのですが、そう考えたときに、その職員さんの業務がスムーズに移行できるのかとか。そういった職員に対しての業務が負担にかからないのかというちょっと心配もあるのですが、そちらのほうはちゃんと考えての今日の上程になったのかお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

本来であれば、もっと早めに上程して皆様方の御意見、判断をいただいてですね、組織すべきものだったと思えますけれども、今日まで遅れたことについては申し訳なく思っております。

職員につきましては課の班編成が変わるといいますか、だけでございますけれども、確かに異動時期までに1週間しかないということであれば、若干負担はあろうかと思いますが従来も大体1週間から10日の範囲に置いて業務整理を行いながら、4月1日からきちんと業務開始できるような指導といいますか、お願いをしておりますので、今回若干4月1日にきちっと全部が行くかどうか、ちょっと疑問も残りますけれども、可能な限り4月1日付で業務が開始できるような移動体制で臨んでいただきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そうですね大体いつもそのくらいなのかなと思うのですが、そうですね。私がこの質問をした意図としては、住民サービスの向上がもちろんその行政の仕事をする上で一番考えないと、根底にあることではあって。

住民サービスの向上をする上でその仕事をするのは職員さんだから、職員さんが仕事をスムーズにできなかつたら、住民サービスの向上も支障が来すのではないかと、思って質問させていただいたのですけれども。

もし、そのやっぱり期間的に短いところがあったら今後職員に対しての業務の負担、そういった偏りに、なんていう業務の過多によってですね。そういったちょっと支障が出ないような心使いと配慮をしていただいて、あと柔軟な対応もしていただければいいなと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

御指摘ありがとうございます。確かに一番は住民サービスの向上が第一の使命でございますので、そういったことを考えれば今回の機構改革といいますのは、国のある程度施策に沿ったところで対応していかないと、ひいては住民サービス数の低下につながるのではないかと、いう恐れもございました。

というのは何度も申し上げておりますけれども、自治体DX待ったなしの状況でございますので、そういった状況の中で各課の業務の平準化を図るという意味でも、前回の臨時会の中では総務課に偏ってしまうのではないかと、いう疑念を皆さんお持ちでございましたので、であるならば全体を見渡したときに他市町の先行事例も参考にさせていただきながら、行政管財を税務課のほうに移しまして、それから企画財政のほうのほうに電算情報を持っていくということでそれぞれ課の名前は名称変更しますけれども、担当課はですね、担当班はそのまま課を移動するだけでございますので、住民の皆様にご迷惑をおかけするということはないのかなという判断をいたしております。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

2点お伺いします。まず1番目ですね、組織改編の前提として今業務標準化という言葉も出ましたけど、そもそも副町長の不在の時間が続いておりますけれども、まずは副町長を決められてからですね組織改編すべきだと思いますけど、その辺りの考え方をお聞かせください。

次に組織を改編するにあたってですね、管理職もしくは関係職員さんから意見聴取が行われたかどうかというのを伺います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず1点目の副町長を置いてから、改善すべきではないかという御指摘でございますが、誠に御指摘のとおりであろうかというふうに思っております。

ただ今までですね、大分接触をして打診をしたりしている中で、どうしても意向に沿うような返事なかったということで今回までに間に合わなかったというのは、私の不徳の致すところでございます。今後も精力的に副町長の人事については、各方面に働きかけながら早急に設置に向けて動いてまいりたいというふうに思っております。

それから課の改変にあたって各課長等の意見聴取はしなかったのかということでございますけれども、該当しますそれぞれの課。総務課、企画財政課あるいは税務課等の担当係長に集まっていたきまして、それぞれの業務分担なり、今後私はこういうふうにしたいがどうだろうかというふうな意見聴取は行っております。

ただその中ではですね、特に異論が出なかったというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

質問に入りたいと思います。まず町長ですね。御説明の中で同じ自治体でこういうのを採用しているところがあると、東彼杵の町をあげられましたけれども、現実には東彼杵の人口と波佐見町の人口は倍とは言いませんけれども、かなりの開きがあります。

だから彼杵、小さな自治体は職員の少なさで対応でき、兼務していますから。せざるを得ないのですが。波佐見町の場合はまた予算も増えているし2、3年前と比べるとですね。

それで職員の仕事量も全然違うと思うのですがその点は、どうなのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

北村議員の御質問にお答えいたしますけれども、私近隣のというか県内の自治体は、先行自治体はですねまず東彼杵町が2年ほど前に税財政課というものを設置されました。

そのあと佐々町が実施されておまして佐々町につきましてはほとんど、本町と人口規模等についても変わらないということでございまして、お尋ねしましたところ非常にといいますか。別に支障なくスムーズに行政運営を行えるという返事ございましたので、そこでそれならうちでも導入可能だなという判断に至ったところでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

先ほど同僚議員からも質問があつてはございますけれども、現に税務課に移行した場合ですね、財政班が。住民サービスが低下するのではないかと質問があつてはございますけど、現実に税務課の仕事というのは3月、2月から6月分ぐらいまではものすごい繁忙期なわけですね。

それは町長も御存じだと思つてはございますけれども。その中で財政班が1階に下って住民サービスに関して、例えば財政班の職員に対して固定資産税とか所得税のことを聞かれた場合返答できますか。そういうサービスの低下が考えられるのではないですか。

その点はどうなのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前税務課は、今は住民税課と固定資産税の2係2班になっておりますが、以前は住民税と固定資産

税とそれが地籍という3班、当時3係でございましたので、1班この財政管財班が動いてもスペース的には特に問題ないと。

それから町民サービスの住民サービス低下につながるのではないかなという御質問でございますけれども、それは例えばほかの課であっても担当者がいなければ、すぐに答弁できないこととございまして、それは申告時期と重なった場合についてある程度の課での情報は共有しながら、恐らく証明書の発行。そういったものを担当者がたとえ班が違ってても發揮できますので、申告の受付はあくまでもそれは住民税係あるいは固定資産の申告でその担当者のほうなので、出向いてもらえばそこで住民サービスの低下につながるということは特に問題はないのかなというふうに判断をいたしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

私が本当に問題するのはこれから言うことなのですよ。

2月2日臨時会で否決されました。それはなぜかという思い出してくださいよ。まず期間が短かった。町長の説明がなかった。そして我々もその当日説明を受けたけど理解できなかった。

やむを得ず否決をしたということなのですが、その事実があるわけですよ。それにも関わらず今月の20日月曜日におっしゃって、そして23日、今日ですよ。採決と。どうしてこういうことは2度も繰り返されるのですか。それはなにであるか、その理由を聞きたいですよ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

本来であれば2月の2日で議案が通っていれば、今回あげることはなかったのですが、それだけ状況は逼迫しているということです。

2月2日から本日は1月半たっておりますけれども、この間十分な説明をしなかったというのは私の不徳の致すところで非常に申し訳なく思っておりますが、これが機構改革できないままで4月1日スタートするようであれば、かえって住民の皆様にご迷惑をおかけする。あるいはある担当班、係に業務が集中して班といいますか課長に集中して、滞ってしまうことはひいては住民の皆様にご迷惑をおかけすることになりますし、職員に過大な負担を強いることになると。

であれば説明不足は否めませんが、この年度替わりにおいて機構改革をさせていただいて、新たな組織でスタートし効率的な行政を進めるべきが、私の課せられた使命だという思いで今回提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はございますか。質疑はございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか反対ですか。すいません反対討論はいらっしゃいませんか。

12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私は議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。組織改編について提案されていますが、この提案は2月2日の臨時議会で、提案され否決となった内容と大きな変更はありません。

この案が可決されますと電算情報班を企画情報課へ、財政管財班を税務財政課に移行するということがありますが、当初提案された財政管財班の総務課への移行は避けられたわけでありますけれども、これでも単なる頭のすり替え、課のすり替えにすぎないと思います。

町長の選挙公約にありましたDXの強力な推進については、それなりの指導力や統率力を持った部署が必要と思います。独立した課なり、室なり独立した組織が必要と思うわけです。町長肝煎りのDX推進の部署については新設をして、より効果を上げるべきだと思います。

また提案された時期が納得できません。もう少し早い時期か、もしくは十分に時間をおいて、熟考のうへ提案したほうがよろしいかと思えます。以上のことから、私はこの案に反対をいたします。

皆さんも同調をお願いします。

○議長（百武辰美君）

次に、賛成討論はありませんか。6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

私はさきの臨時議会においても、前川町長の波佐見町課の設置条例の一部を改正する条例に耳を傾け、1人賛成の立場をとりました。議会や役場内における職員の理解などが共有されていないなどの反対意見があったことは承知しております。しかし前川町長は選挙を展開するにあたり、今後の波佐見町の行政運営を「継承、変革、進化」とさせることを掲げ広く町民に訴えてきました。そしてそれは多くの町民の支持や共感を得て、投票数の過半数を超える票をいただき当選をいたしました。

私はその後に、町長が今後の町政について多くを語る中で、なぜ町長が「継続」ではなく「継承」を使ったのか、さらに分かるようになりました。「継続」であれば、今までどおりの町政運営のまま、何ら変えることなく何ら問題を見いだすことなく、また何事にも挑むことなくできたと思っております。しかし前川町長が「継承」を使ったのは、そこには町長の目指す新しい波佐見町行政への意思が働き、その「継承」の中には、これまでの流れの中に今までとは違った展開もあることの理解をいたしました。ちょうど川の支川が主流の大河にかわるように、波佐見町も大きく変わっていく、変わらなければならないという時代の先を読んだ最先端の政策でもあるわけです。

唐突な感じはありますが、選挙時の選挙資料の中の経済項目の中ではっきりデジタル課を設置し

ますとも書かれており、今回の提案はこの1、2か月の思いつきの中でなされたものでは決してありません。

公約にも母子手帳のデジタル化。窓口等における紙申請の簡素化と高齢者の使いやすいデジタル化。マイナンバーカードを有効に少へ使えるまちづくりとして、察急にデジタル化が必要とされております。これがいわゆる次の変革、進化につながっていくものと確信をしております。

今回の波佐見町設置条例の一部を改正する条例が否決されると、波佐見町は大きくデジタル化への立ち後れが生じ、それに伴う混乱は取り返しのつかない事態が発生するということが容易に理解できます。新庁舎建設にあたって、今後の行政のデジタル化へ推進するにも十分対応できるよう先ほど予算が可決しました。

次世代の波佐見町へ大きく飛躍するために、私は前川町長の求める議案第36条波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に対し賛成をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

次に反対討論はありませんか。11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に対して反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

今先ほど皆さんの質問の中で、議員の質問の中で、大概の問題点は現実のほうで上がりました。それはそれでいいのですが、私が特に問題するのは今後の波佐見町の運営なのです。こうあるべきなのか町長っていうのが。これに問題があるわけですよ。ここを大きく強調したいわけですよ。

それは先ほどちょっと私も質問しましたが、追いかけて質問したかったのですが、できない状態で。まず拙速過ぎるといえるのは問題なわけですね。そうするとこういうことは、仕事は職員がやること。職員の意見を3か月ぐらいは余裕持って、おろして職員間で議論をさせて、そして答申案を出してそれで結論を出して、それで持っていくというのが普通のやり方だと思うのですよ。これ当たり前のことなのです。

それを先月もそうじゃないですか。2月2日の臨時会をおいてまでの期間が、説明もなければ何もなし。突然その日に説明。あげます。その反省を全然できずに今回も月曜日にして、23日に採決してください。その間、職員間で議論、討論したかと。審議したかと。異論は出なかったとおっしゃいますが1回限りではできませんよ。

それは2、3か月しないといい案が出てこないと思いますよ。一事が万事ね、町長はトップダウンとって処理しなきゃ駄目だと、このDX。私もDXのことは大体分かりますよ。大まかな事はね、細かいことは分からないけどやらないといけないってことは分かる。

でもね、やり方が問題なのです。これが私の賛成しない理由なのです。もっと職員と密接にコミュニケーションをとって、ああ、それがいい。それでいこうとか。言うことであれば別に何も問題ない

わけです。

それを1回ならず、今度2回目でしょ。どういうことかってことですよ。焦る気持ちは分からないでもない。分からなくもないけども、まして1週間足らずですよ。4月1日まで。もう考えられないですね。こういうことはね。

今後の波佐見町をこの方に任じていいのかどうかという本当に疑問が出てくるわけですよ。こんなこと言いたくないですよ、私もね。一事が万事こういうことであつたらどうします。皆さん、これが怖いのですよ。

今まで旧知のOBの方とかいろんな方が町長に、それじゃ駄目だというふうに相談に行かれた。事あるごとに全部拒否されたわけですよ。忠告を無視された事実があるわけですよ。そしてトップダウンというやり方で、こういうことを進められたということです。これがもう事実で。これはとにかくやめてもらいたい。

そんな焦らなくていいですよ。1年で終わるわけがないのですから波佐見町は。10年も、20年も、50年も、100年も続くわけですから。波佐見町がなくなる限りは。

町長も4年で終わるつもりでやらずに10年、12年。3期やればいいじゃない。3期やってどういう結果が出るかということが、一番町長の仕事じゃないかと。そういうスパンで考えていかないといけないと思うのですね。

それともう一つ問題というのは、私は一番気にしているのは2月2日、議会が終わって否決したそのあくる日、フェイスブックなんて書いてありましたか。前川芳徳町長の名前じゃない。前川芳徳の名前で。「11対1で完敗です」と。もう一つ「説明不足でした」これこの次いうのは私の議会議員に対する挑戦状だと思っています。それはなにかといいますとね、「議会は追認機関じゃなかった」と。彼は記載したわけですよ。これどういう意味かと思いませんか。これは全く納得いかないですよ。納得いかないし議会軽視という言葉は使いたくないけど、議員の考え方そのもの発言というのを全然無視したやり方なのですね。私はねこれに大きな疑問があつて、今でも残っているわけですよ。こんなことあつていいのでしょうかね。

やっぱり議会と行政、町長とは両輪ですからやっぱり説明をしてお互いに納得して、物事を進めていくのが議会と波佐見町のあり方だと思うのですよ。

そういった意味で、特にこういうことを本当に考えていただかないと、真剣に考えて今後の行動をとっていただきたいと思います。

そういった意味で今回も反対をいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

次に賛成討論はありませんか。

7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

私は議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

今回の機構改革案についてはですね、先月2月2日の臨時会においても総務課と企画財政課の組織・機構の見直しとして上程されましたが、十分な管理者協議会などで十分な協議がなされていないということで否決されております。

町長の強いリーダーシップも必要と思いますけども、ただ単にトップダウンの行政とならないように職員、管理職との協議を十分にして、町行政運営を図っていただきたいと思っております。

今回の機構改革はですね、今回は前回の反省を踏まえて管理職との協議もされているものと判断いたします。今回の機構改革、各課の班の体制の異動についてはベストな体制とは分かりませんが、現状の人員、人材で新たな課や推進室を設置したりするのも厳しいものがあるかと思っております。

また今回の各課の班の体制を見ましても、課の業務の均衡が図られているものと感じられますので現状ではベターな選択、各般の組織機構の編成だと思いますので、議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

以上です。

○議長（百武辰美君）

次に反対討論はありますか。

次に賛成討論はありますか。4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私は議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

全く原稿を用意していなかったのですけれども、私はここに立たなくてはいけないかなというふうな責任を感じて立っております。

賛成する大きな理由は、前回は反対のほうに回りました。それはなぜかという執行部というよりも、役場の皆さんの職員の同意が得られているのかということに関して、すごく何というのですかね。議員の1人として少しお節介ながら心配をしたと。いいのかそれかという思いがありました。あとほかの方も言われているように、聞く耳を持っているのかというふうなお灸を据えるような状況もありました。

しかし私はこう話を大体聞いておまして、必要な改革でもあるし話はある程度なさって、そして皆さんで覚悟の上で新しい波佐見町の町政をやっというと考えていらっしゃると思うのですね。それはリーダーである町長に任せるべきだと。

そしてそれが本当はですね町政に失敗は許されないわけですから、こけてもっては困るわけですね。言ったからには責任を持って皆さんと調和してやっというのか私には信じております。ですので、賛成をするのですけど。

もう一つはですね先ほどから弁明の機会を何か欲しがっていらっしゃるようには見えませんが、それは何かというとフェイスブックに「議会は追認機関ではなかったの」というのは一文をフェイスブックにすぐ載せてしまわれた。これはやっぱりよろしくなかったのかなと私も思うのですね。しかし

これは、議会をやめるとか批判するとかそういったものではなく、波佐見町の議会は執行部が言ったことに「いいですよ、いいですよ。」「どうぞ、どうぞ。」と言って賛成ばかりをする追認機関ではなかったというのが今回示されて、それは立派ですねと私は褒めていただいたのだと理解しました。

それをそういうふうに、これは私が言ったのではなくて新聞にそういうふうを書いてありましたよって普通議会がそういうふうになり下がっているという一般町民とか、一般市民からの批判があつて、いろいろあるのだろうというふうにかかれていましたという紹介をしたのですよね。それを町長はちょっと耳にとめておられて、今回の決定自分には不都合な否決になってしまったけれども、波佐見町の議会は決して追認機関ではなかったということが証明されたんだろうと褒めてくださったのだと信じて、私は賛成の側にまわりと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）

次に反対の討論はございますか。

賛成の討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

なければ討論なしと認めてこれで討論を終わりたいと思います。

これから議案第36号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開時間は追って連絡をいたします。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員会委員長から発委第 2 号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

発委第 2 号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発委第2号

○議長（百武辰美君）

追加日程第1. 発委第2号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について提出者の福田勝也委員長に内容説明を求めます。

○7番（福田勝也君）

発議第2号

令和5年3月23日

波佐見町議会議長 百武 辰美様

波佐見町議会 議会運営委員会委員長 福田 勝也

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び波佐見町議会会議規則（昭和63年波佐見町議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出します。

提案理由ですが、波佐見町課設置条例の一部改正に伴い本条例を改正するものである。

別紙を御覧ください。

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画財政課」を「企画情報課」に、「税務課」を「税務財政課」に改める。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

また新旧対照表をつけておりますので御覧ください。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって発委第2号は原案のとおり可決しました。

日程第 25 議案第 27 号

○議長（百武辰美君）

日程第25. 議案第27号字の区域の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第27号について御説明します。タブレットよろしいでしょうか。

議案第27号

字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を別紙のとおり変更する。

令和5年3月3日提出。

提案理由でございますが、土地改良事業（圃場整備事業）の計画変更に伴い、字の区域の変更を行う
ものでございます。

次ページ別紙をお願いします。今回区域を変更する字は川内郷字駄野、畑中、田頭郷字町の坪の3か
所となり、字駄野に編入される区域は字畑中4081番の一部、字畑中に編入される区域は字駄野3034番の
一部。字町の坪に編入される区域は字荒蒔3023番の一部となります。

次ページをお願いします。今回の変更箇所は先ほど3か所と申し上げましたが、資料番号の①の箇所
に前ページの1段目、2段目。資料②の箇所に3段目の変更箇所がございます。

次ページをお願いいたします。資料番号①になりますが、緑の線は現在の字界。赤の線は新しい字界
となり、字駄野に編入される字畑中の4081番の一部、字畑中に編入される駄野3034番の一部の位置図と
なります。

次ページをお願いします。資料番号②となり緑の線は先ほど申したとおり現在の字界、赤の線は新し
い字界となり、字町の坪に編入される字荒蒔3023番の一部の位置図となります。

以上で議案第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号字の区域の変更について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第 26 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第26. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第77条の規定によって、御手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により今定例会において議決されました案件について字句、数字その他整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

○議長（百武辰美君）

これで本日の日程は全部終了しました。本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。令和5年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後2時34分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員